

# 平成28年6月第2回人吉市議会定例会会議録（第1号）

平成28年6月6日 月曜日

---

## 1. 議事日程第1号

平成28年6月6日 午前10時 開会

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 議第55号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市一般会計補正予算（第9号））
- 日程第5 議第56号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第6号））
- 日程第6 議第57号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第7 議第58号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 議第59号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第9 議第60号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度人吉市一般会計補正予算（第1号））
- 日程第10 議第61号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例）
- 日程第11 議第62号 平成28年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議第63号 平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議第64号 平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議第65号 平成28年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議第66号 平成28年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第67号 人吉城歴史館条例及び人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第68号 人吉市水道事業運営審議会条例の制定について
- 日程第18 議第69号 市道路線の廃止について
- 日程第19 議第70号 市道路線の認定について
- 日程第20 諮第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第21 報第1号 平成27年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第22 報第2号 平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第23 報第3号 平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第24 報第4号 くま川下り株式会社の経営状況について（第54期決算報告書）
- 
- 

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
- 
- 

## 3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

---

## 4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君
副市	長	松田知良君

教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	井 上 祐 太 君
市 民 部 長	今 村 修 君
健 康 福 祉 部 長	村 口 桂 子 君
経 済 部 長	福 山 誠 二 君
建 設 部 長	大 淵 修 君
総 務 部 次 長	小 林 敏 郎 君
総 務 課 長	小 澤 洋 之 君
財 政 課 長	植 木 安 博 君
水 道 局 長	中 村 則 明 君
教 育 部 長	松 岡 誠 也 君

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
議 事 係 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	椎 葉 千 恵 君
書 記	白 坂 禎 敏 君

---

午前10時 開会

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成28年6月第2回人吉市議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただきますようお願いいたします。

---

---

### 挨拶の申し出

○議長（田中 哲君） ここで、人事異動がありました次長等からそれぞれ挨拶の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○市民部次長（廣田五浩君） おはようございます。市民部次長兼市民課長兼消費生活センター所長の廣田五浩でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○健康福祉部次長（柳瀬恵子君） おはようございます。健康福祉部次長兼福祉事務所長の柳瀬恵子でございます。よろしくお願い申し上げます。

○経済部次長（村田潤次君） おはようございます。経済部次長兼農林整備課長の村田潤次でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○建設部次長（東 和人君） おはようございます。建設部次長兼管理課長東和人でございます。よろしくお願い申し上げます。

○学校教育課長（白濱雄志君） おはようございます。教育委員会指導主事、教育部教育審議員兼学校教育課長の白濱雄志と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○企画課長（丸本 昭君） おはようございます。総務部企画課長を拝命いたしました丸本昭でございます。よろしくお願い申し上げます。

○財政課長（植木安博君） おはようございます。総務部財政課長を拝命いたしました植木安博でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○税務課長（志岐 晃君） おはようございます。市民部税務課長を拝命しました志岐晃でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○福祉課長（溝口尚也君） おはようございます。福祉事務所長兼務を解かれまして、引き続き健康福祉部福祉課長の溝口尚也でございます。今年度もよろしくお願い申し上げます。

○高齢者支援課長（松田秀史君） おはようございます。健康福祉部高齢者支援課長兼地域包括支援センター所長を命じられました松田秀史と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

す。

○観光振興課長（松尾和弘君） 皆様、おはようございます。経済部観光振興課長を命ぜられました松尾和弘です。よろしくお願いいたします。

○歴史遺産課長（隅田節子君） おはようございます。教育部歴史遺産課長兼人吉城歴史館長を命ぜられました隅田節子です。よろしくお願いいたします。

---

---

## 日程第1 議席の指定

○議長（田中 哲君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議席の指定をいたします。

このたびの平成28年熊本地震により議場を仮本庁舎に移転したことに伴い、議席の指定をいたします。議員の氏名と議席番号を申し上げます。

1番、塩見寿子議員。2番、宮原将志議員。3番、高瀬堅一議員。4番、大塚則男議員。5番、宮崎保議員。6番、平田清吉議員。7番、犬童利夫議員。8番、井上光浩議員。9番、豊永貞夫議員。10番、西信八郎議員。11番、本村令斗議員。12番、笹山欣悟議員。13番、福屋法晴議員。14番、村上恵一議員。15番、永山芳宏議員。16番、三倉美千子議員。17番、仲村勝治議員。18番、私、田中哲です。

以上のとおり議席を指定いたします。

---

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（田中 哲君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、去る5月30日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇） おはようございます。平成28年6月第2回人吉市議会定例会に当たりまして、去る5月30日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告いたします。

まず、会期につきましては、本日6月6日開会、あす7日午前10時から市庁舎建設に関する特別委員会、午後1時30分から治水・防災に関する特別委員会、8日から13日まで休会、14日、15日一般質問、16日一般質問及び委員会付託、17日予算委員会、18日、19日休会、20日、21日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、22日の午前総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後予算委員会、23日から27日まで休会、28日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問でございますが、一般質問につきましては、質疑を含めた一般質問とし、

一般質問の通告は6月10日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目からは質問席にて行い、質問時間は従来どおり50分以内としております。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 会期については、ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、会期については、委員長報告どおり決定いたしました。

---

---

### 日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（田中 哲君） 次に、日程第3、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に13番、福屋法晴議員、14番、村上恵一議員を指名いたします。

---

---

### 日程第4 議第55号から日程第24 報第4号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第4、議第55号から日程第24、報第4号までの21件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。

平成28年6月第2回人吉市議会定例会の開催に当たり、発言の機会をいただきましたことに、心から厚くお礼を申し上げます。

最初に、4月14日以降、熊本県及び大分県で発生しました熊本地震において、犠牲になられた方々に対し心から御冥福をお祈り申し上げます。

これまでに経験のない熊本地震の発生以来、群発する地震への恐怖で眠れない夜を過ごされた市民の皆様や、御家族、御親戚が熊本地方及びその周辺で家屋の全壊、半壊等によって被災し、避難所生活、車中での不自由な生活を余儀なくされ、心を痛めておられる方も多数いらっしゃるものと存じます。被災をされました全ての皆様に、深くお見舞いを申し上げますとともに、この地震が一刻も早く終息に向かい、通常的生活を取り戻され、平穏かつ安全・安心な日常を送ることがかないますようお祈り申し上げます。

このたびの熊本地震につきましては、1カ月以上を経過した現在も余震が続くなど、いまだに予断を許さない状況にあり、市長として市民の安全はもちろんでございますが、熊本県民の一人として、県全体の被災状況を非常に憂いております。5月11日にくまもと復旧・復興有識者会議によって熊本県に提出されました緊急提言にもありますように、私は国、地方、国民が一体となって、熊本地震の復旧、復興に取り組むことを強く希望しますとともに、そ

の責務を果たしてまいりたいと存じます。

本市におきましても、今回の地震で最大震度5弱を初め、毎日のように地震による揺れが観測されたところがございます。前震と言われる4月14日の地震発生直後には、大規模地震発生に基づく警戒レベルを最高ランクである第三警戒体制とし、災害対策本部を設置しまして、地震に関する情報の収集等に最大限努めたところがございます。幸いにも4月16日に起きた本震後、震度4以上の大きな揺れはございませんでしたが、震度4及び震度5弱の揺れを観測した前震、本震の直後は、本市の水源地3カ所のうち茂ヶ野水源地及び古仏頂水源地において濁りを生じた原水の回復に時間を要しましたことから、市内の全ての世帯に節水の御協力を、また一部の地域においては断水の措置をとらせていただき、市民の皆様には大変御迷惑をおかけしたところがございます。

なお、現在のところは、市民生活に影響するような大きな被害は発生していない状況下であり、4月27日には警戒体制を災害対策本部から災害連絡情報本部に切りかえ、第二警戒体制とし、その後の5月31日までは第一警戒体制をとりまして、防災安全課において地震に対する情報収集を行ったところがございます。

依然として気象庁の警戒態勢は継続中であるものの、人吉球磨圏域においては余震の数等が減少していることから、5月31日午後12時をもちまして第一警戒体制を解除したところがございます。

市が開設しました人吉スポーツパレス、保健センター、各校区のコミュニティセンター、人吉高等学校の体育館といった避難所や各町内会が開設しました自治公民館によります避難所において、それぞれ開設期間は異なりますが、地震発生当日の4月14日から4月30日までの間、延べ1,634人の方が避難をされ、不安な夜を過ごされたこともまた事実でございます。特に夕方から翌朝にかけての時間帯に不安を抱かれる方が多く、避難所に来られた子供連れの御家族や御夫婦、ひとり暮らしの御高齢の方々にお話を伺いまして、4月14日の前震、そして16日の本震と言われる大きな揺れが、夜の初めごろから未明にかけて発生したことや、静かな夜間のほうが揺れを敏感に感じやすく、不安も増長することがその要因であったようでございます。不安で寝つけない、あるいは体調を崩してしまった子供たちの話や、全ての市民の皆様が必ずしも頑強な家屋に住んでいらっしゃるわけではないことから、精神的にも肉体的にも地震がもたらす影響といったものを痛感し、3万3,000人余りの市民を地震の被害から守ることは言うまでもございませんが、安全・安心という心の部分にまでも寄り添うためにはどのような地震対策を講じるべきものなのか。毎年のように経験する風水害とは全く異なる対策、対応、配慮等が必要であり、ハード、ソフト両面に係る難しい課題を改めて認識をしたところがございます。

昔から、「地震、雷、火事、おやじ」と天災等の恐ろしさの例えがございますが、最も恐ろしいと言われる地震災害の実害に加え、心理的な恐怖、予測や対策の困難さ、広域性、長

期化による影響被害などを身をもって体験し、大きな教訓として今後の災害対策に生かしていくことが求められます。具体的なものとして、地域防災計画の地震災害の部分の見直し等が必要であると認識しております。また、今回のような未曾有の大規模災害に直面した場合、本市が優先すべき業務をあらかじめ選定し、迅速かつ的確に応急対策を行っていくための業務継続計画の策定が急務であることを痛感しており、現在策定に向けた準備に取りかかったところでございます。

今回、市が開設しました避難所に自主避難された皆様には、行き届かなかった部分や御不自由をおかけした部分も多分にあったものと存じますが、大きな混乱もなく、避難所の運営に御協力をいただきましたことに対しまして、改めておわびとお礼を申し上げます。また、避難所の開設に際し、お世話いただきました各町内会長を初め、地域の皆様方に対しまして心から感謝いたします。

次に、今回の熊本地震で本市に最大の影響を与えた市庁舎関係でございますが、これまで平成13年の耐震診断において、震度5強の地震発生によって何らかの影響を受けるとの診断がなされておりました。実際に震度5弱という地震を受けた後の市庁舎の状態について、人吉球磨建築設計事務所協会に診断を依頼しましたところ、平成13年の耐震診断時に比べ、はり、壁などでクラックの増加や拡大が進んでおり、耐震の指標であるI S値等をもとに総合的に判断された結果、震度5の地震によって危険にさらされると診断され、速やかな閉庁の検討、判断が必要であると御指摘を受けたところでございます。

本市としましても、この報告を重く受けとめ、今後の強い地震の可能性や発生度合い等を総合的に判断しまして、本庁舎の崩壊、倒壊の危険性が現実化する前に、来庁者及び市職員の安全を確保するため、本庁舎の全機能を移転することを決定し、本庁舎で行われている業務全般を速やかに移転することといたしました。

市庁舎機能の移転につきましては、ゴールデンウィーク期間を含め5月8日までにおおむね完了し、5月9日からは人吉市カルチャーパレス内の仮本庁舎、西間下町に庁舎別館としてありました庁舎第1別館、人吉スポーツパレス内の庁舎第2別館の3カ所でそれぞれの業務を再開したところでございます。この間、市民の皆様及び関係各位には、本庁舎の閉庁、仮庁舎への機能移転等で大変御迷惑をおかけし、さらに行政機能がこれまで以上に分散するという点では御不便をかける部分もあるかと存じますが、市職員のおもてなしとサービスの向上をもって、できる限り円滑な業務を進めてまいりたいと存じます。また、緊急措置とはいえ、人吉市カルチャーパレスの会議室及び人吉スポーツパレス第2武道場、それに伴う両施設の駐車場の一部を一定期間占用するという行政サービスの低下を招いておりますことについて、関係者、利用者の皆様にご心からおわびを申し上げつつ、御理解を賜りたいと存じます。

移転作業につきましては、余震が続く中、時間との闘いでございましたが、市職員の休日



返上、昼夜を問わずの対応はもとより、市議会議員の皆様、友好都市である静岡県牧之原市職員、あさぎり町職員の皆様の応援、その他大勢の関係の皆様のお力添えをもってなし得た事業でございまして、もちろん地震への不安が払拭されたわけではございませんし、今後に向けた市政全般の暫定的な体制措置ではあるものの、第一段階としての一步は踏み出せたという認識をいたしております。今回の移転に際し、御支援、御協力をいただきました皆様方に対し、心からお礼を申し上げる次第でございます。

また、保健センター及び勤労青少年ホームにつきましても、新耐震基準が導入された昭和56年以前の建築であり、耐震改修を行っていないことから、これらの機能を人吉医療センターが所有する旧健康保険人吉高等看護専門学校に移転すべく、現在関係の皆様と協議を進めておりまして、光ブロードバンド構築のための改修工事等を経て、7月初旬をめどに移転地での業務を開始する計画でございます。

庁舎機能移転によって生じた課題としましては、窓口、相談スペースや会議室の不足、執務環境などさまざまな問題、課題が明らかになっており、加えて市庁舎機能が複数カ所に分散することで、非効率な環境と光熱水費等を初めとする維持管理費の増加などの問題も発生しております。また、このたびの熊本地震においては、本震発生直後に災害対策本部を市庁舎から人吉城歴史館に移動するという事態も生じ、改めて市庁舎の防災拠点としての役割や機能の重要性、信頼性といったものが問われる結果となったところでございます。

このことは、市庁舎の重要性を認識しつつも市民生活、住民サービスを優先し、財政面から先送りしてきた状況と、やはり地震に対する意識の薄さからくる行政の準備不足といった不作為を凶らずも熊本地震で露呈したものであり、自省しなければならないところでございます。今回の地震で大きく報道をされた八代市、宇土市、益城町、大津町、さらには天草市の市庁舎等と同様の結果を迎えたという認識をしておりまして、市庁舎という市政の中心であり、市民のよりどころであるべき施設が災害時には本当に堅固なもので、またあらゆる災害を想定した指令本部でなければならないということを痛感いたしております。

今後は、庁舎が被災したという共通課題に対し、他の自治体あるいは熊本県、熊本県市長会などと連携し、市庁舎の防災機能強化、新しい市庁舎の方向性について議論を深め、国に対し地方の災害復興の重要な課題の1つとして庁舎建てかえ等に係る新たな財政措置などの要望を行ってまいりたいと存じます。

市政最大の課題の1つであります新市庁舎建設につきましても、今回の一連の状況を受け、さらには本市南東部から湯前町にかけて存在する人吉盆地南縁断層の活発化へ備えるためにも、本市の防災拠点としての新庁舎建設は待ったなしの状況であり、市議会そして市民の皆様方とともに、このたびの教訓や将来予測等も十分に踏まえながら早期の実現に向け邁進してまいりたいと存じます。中でも、市庁舎の建設位置については、市議会における特別多数議決の重みに加え、先ほど申しました保健センター及び勤労青少年ホームの機能移転といっ

た状況の変化によりまして、西間下町字永溝7番地1一帯が最適であることは言うまでもなく、この地に市民の皆様が行政庁としてさまざまに信頼を寄せることができる防災センター機能を備えた堅牢な市庁舎を建設したいと存じます。

なお、広域的な部分でも、災害拠点病院である人吉医療センター、熊本県球磨地域振興局、広いグラウンド及び体育館を有する第一中学校、そして市の防災センターである市庁舎が立地する一大防災エリアとして、有事の際には人吉球磨地域はもとより県際地域の強みを生かして、鹿児島県、宮崎県をも視野に入れた防災基地等として広く貢献することができるものと期待をしております。

今後の具体的な取り組みの1つとしましては、7月1日付で市庁舎建設準備室を設置する予定といたしております、新市庁舎建設に対する強い思いを具現化するべく、新市庁舎の規模、事業費を盛り込んだ基本計画及び実施計画を策定してまいりたいと存じております。

新市庁舎建設に対する考え及び見解につきましては、みずからが問題提起をしながら、熊本地震という大きな事象が要因とはいうものの、私自身大きくかじを戻した感があり、さまざまに御批判もあるかと存じますが、これまで議員各位、市民の皆様と積み重ねてきた議論、対話につきましては、しっかりと胸に刻み、全ての人吉市民に喜んでいただける新市庁舎の実現をもって一連の責任にかえさせていただきたいと存じます。これまでも増して、議員各位、市民の皆様は格段の御理解、御協力をお願いするものでございます。

一方、1カ月以上にわたる熊本地震の影響は、本市におきましてもさまざまな部分に影響を落としており、中でも地域経済に及ぼす影響を非常に懸念しております。年度初頭という各種団体における総会等の開催シーズンに発生した未曾有の大地震や、その後も幾度となく押し寄せる余震は、懇親会等の酒宴の自粛ムードとなり、また基幹産業の1つである観光にもさまざまな影響が出ております。今後も大きな揺れを伴う余震の可能性があるという気象庁の発表もありますが、一日でも早く日常を取り戻し、特に経済活動については努めて活発化する必要があり、市民一人一人が積極的に声を出して元気な人吉を内外へ発信していただき、地元での消費拡大に心がけていただくとともに、本市が元気な熊本の代表として「がんばろう熊本」の原動力になってまいりたいと存じます。

また、地震発生直後、被災地への救援物資を募集しました際には、大勢の市民の皆様から心温まる御支援をいただき、交通事情も定まらない中で熊本県トラック協会人吉球磨支部の御協力により、被災地へ送り届けていただいたところでございます。そのほかにも、人吉市社会福祉協議会においては、災害ボランティアの派遣や被災地での大変な問題となっているごみ、し尿の処理につきましては、市内関係企業や人吉球磨広域行政組合の支援など市民一人一人や団体、グループでの被災地支援の輪の広がりを感じているところでございます。

本市におきましても、莫大な被災地域を抱える熊本県の一員として、今後も被災地域を全面的に支えていくことが熊本県全体の復興には欠かせないものと存じており、くまもと復

旧・復興有識者会議の座長であります五百旗頭真熊本県立大学理事長が、有識者会議の緊急提言を踏まえ、「被災者に温かく接しつつ、民間の力を生かし、未来に希望を持つことができる復旧・復興が望ましい」との考えを示したことが報道されましたが、創造性のある復旧による熊本の輝かしい未来を信じて、我々県民一人一人が被災者全ての方に寄り添い、一日でも早い日常の再来を強く願うものでございます。

熊本地震に関する最後になりますが、今回の地震発生後、近隣のえびの市や伊佐市、姉妹都市の指宿市、友好都市である静岡県牧之原市、ボランティア活動で縁を結んだ福島県南相馬市、職員派遣先である宮城県東松島市等々から個人に至るまで、さまざまに励ましや御支援をいただいております。これまで互いの市政の発展に協力し合った自治体や個人の皆様との御縁から、このような勇気づけをいただいたことが今回の難局に立ち向かう大きな力になったものと存じております。皆様方の御厚意、御厚情に心から感謝を申し上げる次第でございます。

本来であれば、ここからは本市の主要事業の進捗、概要について述べさせていただくところでございますが、今回は過去に経験のない未曾有の大災害を憂い、その全てを割愛し、今回の震災による市内の経済状況等につきまして直近の情報を御報告させていただきます。

まず、本市におきます避難世帯の受け入れでございますが、4月20日までに市営住宅12戸を確保し体制を整えたところでございます。5月31日までに17件のお問い合わせがあったところでございまして、そのうち熊本市から3世帯、益城町から1世帯の合計4世帯が入居を希望され、本市へ避難されたところでございます。なお、熊本市及び益城町から避難されたそれぞれ1世帯につきましては、5月下旬に退去されまして、現在は熊本市から避難されております2世帯を受け入れているところでございます。

商工関係でございますが、熊本地震発生に伴い、経営安定に支障が生じている中小企業、小規模事業者への支援策として、国は中小企業信用保険法に基づき熊本県をセーフティーネット保証4号に指定し、熊本県内の日本政策金融公庫、信用保証協会、商工会議所等に特別相談窓口を開設しております。また、熊本県においても熊本県中小企業融資制度における融資枠が拡大されるなど、国、県ともに今回の震災に起因した直接または間接的に被害を受けた中小企業、小規模事業者に対する支援策を講じているところでございます。

本市におきましては、市内で地震発生に伴い被害を受けた中小企業、小規模事業者は少なかつたものと認識しているところでございますが、熊本県内で最も大きな市場であり、多数の工場が立地している熊本市周辺の被害が甚大であることから、同地域に工場、店舗を有する事業者、取引先及び販路を有する事業者等におかれましては、直接的、間接的に被害を受けられており、その影響は中長期的に及ぶものと懸念され、その対策は急務であると認識しております。

本市としましては、国、県の支援策の周知に努め、特別相談窓口となっている人吉商工会

議所等と連携し、支援が必要な中小企業、小規模事業者にその対策が行き届くよう、きめ細やかな対応に努めるとともに、今後も地震による本市経済への影響等を注視し、適切に対応してまいりたいと存じます。

次に、観光関係でございますが、去る4月30日、5月1日に開催を予定しておりました第9回日本百名城人吉お城まつりにつきまして、熊本地震に伴い中止といたしたところでございます。中止決定に際しましては、日本百名城人吉お城まつり実行委員会で臨時の正副部長会議を開催いたしまして、関係者の方々から「今後も大きな余震の可能性があり、安全が確保できないならば実施すべきではない」「参加団体や町内会等で尋ねたら大半が中止すべきである」といった開催について慎重な御意見や、「観光等の地域経済に対する影響を考えると祭りの内容を縮小する、もしくは延期して実施する」などの御意見をさまざまにいただいたところでございます。実行委員会としましては、「今までに例のない異常な地震発生状況と今後の予想が不明確な中で、安全性が担保できない。今後の開催については実行委員会において検討する」という結論を出し、中止を決定した次第でございます。

日本百名城人吉お城まつりの開催に向け、早くから準備を進めていただきました各町内会、事業所等の関係者の皆様にはそれぞれの思いがある中、今回の決定につきまして御理解と御協力をいただきましたことに対しまして、深く感謝を申し上げます。

観光産業への影響につきましては、地震発生の翌日、4月15日からゴールデンウィーク明けの5月10日までの宿泊者数につきまして、主要宿泊施設に対し緊急調査を行ったところでございます。回答いただきました宿泊施設は23施設でございますが、昨年同時期における宿泊者数1万4,037人に対しまして、ことしは1万5,599人で11.1%増加しております。しかし、この宿泊者数については、被災地域のライフライン復旧従事者や被害調査を行う保険業者等の方々、本市の宿泊施設をバックヤードとして長期滞在された8,000人程度が含まれているところでございます。一方、この期間のキャンセル数は1万3,000人を超えている状況でございまして、本市から被災地へ支援に向かう方々が撤収されますと、観光による宿泊者は減少していることから、本市への宿泊者は今後さらに大きく減少し、本市の経済にとって深刻な事態であると存じております。

そこで、一連の熊本地震による経済対策の1つとしまして、熊本県球磨地域振興局、人吉球磨広域行政組合及び観光産業に携わる団体等々の皆様とこれまで以上に緊密な連携をとり、現状把握に努め、効果的な支援策の検討等を行うため、熊本地震復興・経済活性化連絡会を5月31日に発足したところでございまして、観光産業の回復ということにとどまらず、創造的回復を目指すことといたしております。

最後に、学校教育関係でございますが、本市の各小中学校におきましては、熊本地震により被災地の避難生活の長期化を受け、本市内の祖父母や親族などを頼って避難してきた児童・生徒の心のケアと安心して学べる場の提供を目的に修学できる体制を整え、4月21日か

ら受け入れを開始いたしました。最も多いときで小学生29人、中学生2人の計31人の受け入れを行ったところでございます。

現在は、被災地の小中学校が再開されたことにより、受け入れ児童・生徒数は減少しているものの、長引く余震への不安、恐怖から逃れようとする保護者の御希望により、6月1日現在で5人の児童・生徒を受け入れている状況でございます。5人とも本市に転入し、元気に通学していると聞き及んでおり、安心しておるところでございます。

熊本地震の余震がまだ続く中で梅雨時期を迎えようとしておりますが、洪水や土砂災害への対応も例年にも増して警戒が必要であり、先の5月26日に人吉市防災会議及び水防協議会を開催し、関係の皆様と防災に関する気象予測や水防重点箇所、さらには防災体制などの防災計画全般について確認を行ったところでございます。こういった公助といった部分を大きく展開しながらも、東日本大震災など過去の大災害の教訓から、地域のコミュニティー力を背景にした共助、自助の重要性が大きく求められております。幸いにも本市は地域の結びつき、近所つき合い等が根づいている地域でもあり、市民の皆様におかれましては、ふだんの暮らしの中で御近所、町内会などとの関係構築を心がけていただきますよう改めてお願いをするところでございます。

引き続き、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして概要を御説明申し上げます。

議第55号から議第61号までの専決処分の承認を求めることについての案件は、本年3月28日に行いました補正予算の専決処分が2件、税制改正に伴う専決処分が3件、平成28年熊本地震の発生に伴う人吉市庁舎の一時移転に伴う専決処分が2件の計7件でございます。

議第55号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第9号）は、3月28日に専決処分いたしました補正予算につきまして、議会の承認を求めるとございまして、地方消費税交付金及び特別交付税などの決定によるもののほか、補助事業や地方債の確定に伴う変更などを専決いたしましたものでございます。歳入歳出にそれぞれ1億50万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ158億7,002万1,000円とするものでございます。

議第56号平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第6号）は、3月28日に専決処分した補正予算につきまして、議会の承認を求めるとございまして、県支出金における市民後見推進事業費補助金が増額となりましたことから、それに伴い一般会計からの繰入金金を減額するものでございまして、歳入歳出補正額に増減はなく、歳入歳出予算の総額も変更はないものでございます。

議第57号から議第59号までの3件につきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律が本年3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、4月1日に専決処分をいたしました条例の一部改正につきまして、議会の承認を求めるとでございます。

議第57号人吉市税条例等の一部を改正する条例は、法人住民税法人税割の税率を引き下げ

るもの、自動車取得税が廃止されることに伴い、軽自動車税に環境性能割を創設するもの、固定資産税につきましては、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準について、わがまち特例を導入した上で期間を2年延長することなどがございます。

議第58号人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例は、先ほど御説明いたしました固定資産税に係る改正と同様の改正でございます。

議第59号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の引き上げを行うものでございます。

議第60号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第1号）は、4月28日に専決処分いたしました補正予算につきまして、議会の承認を求めるとして、4月14日に発生いたしました前震及び4月16日の本震を初めとする平成28年熊本地震の発生に伴い、早急に庁舎機能に移転する必要性がありましたことから、人吉市庁舎の一時移転に要する経費を専決いたしましたものでございます。歳入歳出にそれぞれ1億4,846万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ152億9,858万7,000円とするものでございます。

議第61号平成28年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例につきましては、4月30日に専決処分いたしました条例につきまして、議会の承認を求めるとして、平成28年熊本地震の発生により人吉市庁舎を人吉市カルチャーパレス等に一時移転することに伴い、一時移転している間における市が定める条例の特例を定める条例でございます。条例の内容につきましては、人吉市公告式条例における掲示場の特例、人吉市カルチャーパレス条例における使用料の特例、人吉市体育施設条例における人吉スポーツパレスの使用料の特例、人吉市公民館条例における人吉市中央公民館の位置の特例、人吉市立教育研究所設置条例における人吉市立教育研究所の位置の特例でございます。

議第62号平成28年度人吉市一般会計補正予算案（第2号）は、本年4月に地方創生推進交付金制度要綱が施行されたことに伴い、平成27年度に策定をいたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた事業において地域再生計画を策定し、国の認定をいただき、地方創生推進交付金の交付を受け、推進する事業に係る経費を計上させていただいております。歳入では臨時福祉給付金に関する補助金や地方創生推進交付金などを、歳出では緊急性を勘案し、補助事業及び単独事業などの追加補正を行うものでございます。歳入歳出にそれぞれ1億6,596万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ154億6,455万円とするものでございます。

議第63号平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ162万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億4,678万7,000円とするものでございます。

議第64号平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ

れ86万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億3,095万8,000円とするもの  
でございます。

議第65号平成28年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第1号）は、人吉市水道事業運  
営審議会条例案の制定に伴う審議会委員の報酬などの補正でございます。収益的収入及び支  
出につきまして、支出の水道事業費用を71万1,000円増額し、支出総額を5億983万1,000円  
といたしております。

議第66号平成28年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に  
関する条例の一部を改正する条例案は、平成28年熊本地震の発生により、市の公共施設を旧  
健康保険人吉高等看護専門学校に一時移転することに伴い、条例で規定している公共施設の  
位置の特例を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議第67号人吉城歴史館条例及び人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例案は、学校教育法の一部改正に伴い、条例の一部を改  
正するものでございます。

議第68号人吉市水道事業運営審議会条例案は、水道事業の円滑な運営を図るため、市長の  
諮問機関として人吉市水道事業運営審議会を設置することに伴い、地方自治法第138条の4  
第3項の規定により新たに条例を制定するものでございます。

議第69号市道路線の廃止について及び議第70号市道路線の認定についての2件の案件は、  
市道七地地内第8号線について当該市道の利活用の推進や利便性の向上のため、道路法第10  
条第3項の規定により市道を廃止し、同法第8条第2項の規定により新たに市道を認定する  
ものでございます。

諮第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求める案件は、平成25年7月1日から3年間の  
任期で法務大臣から委嘱されておりました谷川悦夫氏の任期が本年6月30日をもって満了とな  
ることに伴い、同氏を再任することにつきまして人権擁護委員法第6条第3項の規定により、  
議会の御意見を求めるものでございます。

以上、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして概要を御説明申  
上げましたが、詳細につきましては所管の責任者から御説明させていただきたいと存じま  
す。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

---

午前11時07分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（井上祐太君）（登壇） 議員の皆様こんにちは。

それでは、私のほうから、議第55号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第9号）について補足説明をさせていただきます。

お手元の専第2号という予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により御説明いたします。それから第2条の繰越明許費の補正につきましては、第2表繰越明許費補正により、それから第3条の債務負担行為の補正につきましては、第3表債務負担行為補正により、それから第4条の地方債の補正につきましては、第4表地方債補正によりそれぞれ御説明をいたします。

めくっていただきまして、5ページをお願いいたします。まず、第2表繰越明許費補正の追加でございますが、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業811万9,000円は、個人番号カードの発行に時間を要し交付がずれ込んだことにより追加をいたしたものでございます。その下、4款衛生費、1項保健衛生費、健康管理システム改修事業82万7,000円は、社会保障・税番号制度、マイナンバーの対応の改修に時間を要し、工期が伸びましたことにより追加をいたすものでございます。その下、11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費、スポーツパレス災害復旧事業185万円は、大雪によるスポーツパレス避雷針の破損、切断を復旧するものであり、十分な工事期間がとれないことにより追加をいたすものでございます。

次に、廃止でございますが、その下、10款教育費、1項教育総務費、地方創生加速化交付金事業3,050万円は、補助申請を行っておりました地方創生加速化交付金事業が補助採択されなかったことにより廃止をするものでございます。その下、3項中学校費、第一中学校難聴教室整備事業340万円は、事業が年度内に竣工いたしましたことから廃止するものでございます。

次に、変更でございますが、8款土木費、2項道路橋梁費、人吉・球磨スマートIC整備事業1,813万5,000円は、委託料の平成27年度精算分の確定による変更でございます。

めくっていただいて6ページをお願いいたします。第3表の債務負担行為の補正の変更でございますが、投票受付システムリース料851万5,000円は、契約によりリース料が確定したことによる変更でございます。その下、第4表の地方債補正の変更でございますが、県営事業負担金債390万円は、負担金債の負担金額の確定に伴う変更でございます。その下、社会資本整備総合交付金事業債1億1,840万円は、工事費の確定に伴う変更でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

めくっていただいて9ページをお願いいたします。まず、3款、1項、1目、1節利子割交付金217万円の減額から、めくっていただいて11ページの11款、1項、1目、1節交通安全対策特別交付金12万1,000円の減額までは、交付額の確定による補正でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金3,085万5,000円の減額、一番下でございますけど、平成27年度国の補正予算において申請をしております



た地方創生加速化交付金事業が、補助採択されなかったことが主なものでございます。

めくっていただいて12ページをお願いいたします。15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金43万4,000円の増額は、くまもとふるさと寄附金交付金の確定に伴う補正でございます。その下、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金36万3,000円の減額は、環境保全型農業直接支援対策事業に対する補助金の確定による補正でございます。その下、6目教育費県補助金、2節社会教育費補助金216万1,000円の減額は、人吉市放課後パワーアップ教室事業に対する補助金の交付決定に伴う補正でございます。一番下、8目消防費県補助金、1節消防費補助金61万9,000円の減額は、球磨川水系防災・減災ソフト対策事業に対する補助金の交付決定に伴う補正でございます。16款財産収入、1項財産運用収入、1節基金運用利息、財政調整基金運用利息の3万1,000円の増額から減債基金運用利息1万1,000円の増額までの4件は、いずれも運用利息の確定に伴う補正でございます。

13ページをお願いいたします。17款、1項寄附金、1目、1節一般寄附金50万7,000円の増額は、平成26年度国の補正予算により実施をいたしましたプレミアム商品券事業及びふるさと旅行券事業における券購入者の未使用による余剰金を寄附いただいたことに伴う補正でございます。2目総務費寄附金、1目総務管理費寄附金75万円の増額は、古都人吉応援団寄附金の確定に伴う補正でございます。956件、1,442万9,800円、これが確定でございます。18款繰入金、2項基金繰入金、3目、1節減債基金繰入金1億円の減額は、基金からの繰り入れを減額したことに伴う補正でございます。21款市債につきましては、第3表で御説明をいたしましたので省略させていただきます。

次に、歳出でございます。

14ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、14目地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業費1,238万2,000円の増額は、平成26年度国の補正予算により実施しました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の事業費確定に伴う精算金の補正でございます。その下は省略をさせていただきます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費25万3,000円の減額は、介護保険特別会計の補正に伴う繰出金の減額でございます。

15ページをお願いいたします。3項生活保護費、1目生活保護総務費3,080万3,000円の増額は、平成26年度の生活保護費における医療費扶助などの確定に伴う精算金の補正でございます。続きまして、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費350万9,000円の減額は、人吉市農業活性化対策事業補助金、人吉市クリセン定作業支援補助金及び環境保全型農業直接支援対策事業交付金の確定に伴う補正でございます。その下は8款土木費、それからめぐりまして9款の消防費等々については、歳入の補正に伴う財源の組みかえによる補正でございます。

16ページをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費3,050万円の減額は、平成27年度国の補正において申請をしておりました地方創生加速化交付金事業が補助採択とならなかったことに伴う減額等でございます。11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費、3目体育施設災害復旧費185万円の増額は、先ほど御説明しましたように、スポーツパレス避雷針のケーブル破損、切断、大雪による復旧工事費の補正でございます。

17ページをお願いいたします。13款諸支出金、2項基金費、1目人吉市財政調整基金費3万1,000円の増額から7目人吉応援団基金費118万4,000円の増額までの5件は、運用利息及び寄附金の確定に伴い積み立てるものでございます。一番下14款予備費を8,848万4,000円増額をいたしております。

以上で、議第55号についての補足説明を終わります。

続きまして、議第60号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第1号）についての補足説明をさせていただきます。

お手元の専第7号の予算書の1ページをお開きください。専第7号でございます。説明いたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により御説明いたします。第2条の地方債の補正につきましては、第2表地方債補正によりそれぞれ御説明いたします。

めくっていただきまして4ページをお願いいたします。第2表の地方債補正の追加でございますが、現年発生庁舎機能単独災害復旧事業債1億2,790万円は、平成28年熊本地震に伴う人吉市庁舎の一時移転に要する経費に対する起債でございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

めくっていただいて7ページをお願いいたします。一番上でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金56万3,000円の増額補正は、市庁舎の一時移転に伴い会議室等が不足することから、年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給事務において、プレハブを借り上げることにに対する補助金でございます。その下、19款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金を2,000万円増額補正いたしております。その下、21款市債につきましては、第2表で説明をいたしましたので省略させていただきます。

次に、歳出でございます。

めくっていただいて8ページをお願いいたします。一番上でございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費56万5,000円の増額は、先ほど歳入で説明させていただきましたが、市庁舎の一時移転に伴い会議室等が不足することから、年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給事務においてプレハブ借り上げを行うことによる補正でございます。

8ページから9ページにかけてでございますが、これは11款災害復旧費、5項、1目その他公共施設公用施設災害復旧費1億1,579万3,000円の増額補正は、平成28年熊本地震に伴う市庁舎の一時移転に要する経費に対する補正でございます。内容については12節の役務費、

13節の委託料、それから9ページの15節の工事請負費、そして18節の備品購入費ということで、内容についてはここに列記をしておりますので説明のほうを省略させていただきます。それから、一番下、14款予備費を3,210万5,000円増額補正いたしております。

以上で、議第60号についての補足説明を終わります。

続きまして、議第62号の補足説明及び報第1号の報告をさせていただきます。まず、議第62号平成28年度人吉市一般会計補正予算案（第2号）についての補足説明でございます。

お手元の資料議第62号をごらんください。めくっていただいて、予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により、第2条の継続費につきましては、第2表継続費により、第3条の債務負担行為の補正は、第3表債務負担行為補正により、第4条の地方債の補正につきましては、第4表地方債補正によりそれぞれ御説明をいたします。

めくっていただいて4ページをお願いいたします。説明いたします。一番上、第2表の継続費でございますが、8款土木費、2項道路橋梁費、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業といたしまして、平成28年度から平成30年度までの3年間、総額5億8,457万8,000円をそれぞれ年割額で定めております。これは、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備に伴い受託するNE XCO西日本が工事期間を3カ年計画としておりまして、一括発注を行うに当たり、予算の確約が必要となりますことから継続費を新たに設定するものでございます。その下、第3表債務負担行為補正の追加につきましては、まず熊本地震による市庁舎の一時移転に伴い、仮本庁舎及び別館において会議室等が不足しますことから、プレハブを借り上げる仮庁舎会議室等プレハブリース料でございまして、平成28年度から複数年度にわたる、31年度と書いてありますけれども、借用についての期間及び限度額を設定するものでございます。その下、新地方公会計対応固定資産台帳整備委託料は、土地及び公共施設の資産取得価格、耐用年数、減価償却累計額等をまとめました固定資産台帳を作成するものでございまして、当初は単年度完了ということで歳出予算のみを計上いたしておりましたが、調査作業等に時間を要することから、平成28年度から平成29年度にかけて債務負担行為を設定し、その期間及び限度額を設定するものでございます。その下、第4表地方債補正の変更につきましては、公営住宅建設事業債を含む2件でございます。まず、公営住宅建設事業債は、来年度実施予定の市営住宅給水設備改修工事などの設計委託などに対する起債を追加し、限度額を変更するものでございます。その下、現年発生庁舎機能単独災害復旧事業債は、熊本地震による市庁舎の一時移転に伴い仮本庁舎及び別館において会議室等が不足しますことから、プレハブを借り上げることに對する起債を追加し、限度額を変更するものでございます。

めくっていただいて7ページをお願いいたします。歳入についてでございます。説明をいたします。13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節総務管理使用料、行政財産使用料24万3,000円の増額補正及びカルチャーパレス使用料1,043万4,000円の増額補

正、並びにその下でございます8目教育使用料、3節社会教育使用料、行政財産使用料の24万3,000円の減額補正、及びカルチャーパレス使用料の1,781万4,000円の減額補正は、これは関連性がありまして、熊本地震による市庁舎の一時移転に伴いカルチャーパレス施設を仮本庁舎として位置づけたことにより、カルチャーパレス使用料等を教育使用料から総務使用料へ組みかえるものでございます。また、コミュニティ棟につきましては、これまで会議室等の使用により使用料収入があっておりましたが、今回の一時移転に伴い会議室を仮本庁舎の執務室として使用しますことから、収入減が見込まれておりますので、カルチャーパレス使用料を738万円減額補正いたすところでございます。続きましてその下、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、地方創生推進交付金2,825万円の増額補正は、平成27年度に策定いたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき地域創生計画を作成し、国の認定を受け実施することといたしております地方創生推進交付金事業に対するものでございます。その下、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、臨時福祉給付金給付事業費補助金4,020万円の増額補正、その下、臨時福祉給付金給付事務費補助金1,979万8,000円の増額補正は、臨時福祉給付金事業に対するものでございます。その下、4目土木費国庫補助金、4節都市計画費補助金、社会資本整備総合交付金120万9,000円の増額補正は、鍛冶屋町通り街なみ環境整備事業に対するものでございます。

めくっていただいて8ページをお願いいたします。3項委託金、5目教育費委託金、1節教育総務費委託金、ICTを活用した教育推進自治体応援事業委託金328万4,000円の増額補正は、平成27年度から2カ年継続事業として取り組みますICT活用指導力向上を目的といたしましたモデルカリキュラムづくりに対するものでございます。その下、15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金、地域づくり夢チャレンジ推進事業費補助金34万7,000円の増額補正は、環境基本計画に基づく人吉の環境づくり推進事業に対するものでございます。その下でございます。4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金、都市農村交流対策事業費補助金30万円の増額補正は、グリーンツーリズム推進事業に対するものでございます。同じく農業経営力向上支援事業費補助金40万円の増額補正は、農業経営法人化等支援に対するものでございます。同じく、多面的機能支払交付金事業費補助金30万円の増額補正は、10の地区で構成されます人吉地域広域協定運営委員会の広域化に対するものでございます。6目教育費県補助金、1節小学校費補助金、熊本県「生きる力」を育む研究指定校補助金5万円の増額補正は、平成28年度熊本県「生きる力」を育む研究指定校事業として、人吉市立西瀬小学校が取り組みます小学校英語教育研究推進に対するものでございます。19款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金を5,000万円増額補正いたしております。

9ページをお願いいたします。20款諸収入、4項、3目雑入、1節総務費雑入、コミュニティ助成事業助成金500万円の増額補正は、一般財団法人自治総合センターの助成事業にお

いて、人吉市矢黒町内会及び中原地区海棠まつり保存会に対する補助が採択されたものでございます。その下は省略させていただいて、21款市債につきましては、第3表地方債補正で御説明いたしましたので省略させていただきます。

10ページでございます。歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費582万2,000円の増額補正は、先ほど申しあげましたコミュニティ助成事業補助金及び古都人吉応援団寄附金事業に係る経費でございます。その下、6目財産管理費1,082万8,000円の増額補正は、先ほど申しあげました市庁舎の一時移転に伴い、カルチャーパレスの施設を仮本庁舎として位置づけ、維持管理しますことから、これまで教育費に予算計上いたしておりましたカルチャーパレスの維持管理経費を総務費の財産管理費へ組みかえたものでございます。続きまして、7目企画費1,886万4,000円の増額補正は、まず増額分でございますが、平成28年度の地方創生推進交付金事業として取り組みます人吉版DMOを核としました移住定住促進事業及びG空間情報活用システム構築事業に係る経費を計上いたしております。また、減額分といたしまして平成27年度国の補正予算である地方創生加速化交付金の補助採択により、サテライトオフィスの管理運営経費が28年度に繰り越し、執行可能となりましたので、当初予算におきまして一般財源で計上いたしておりました同管理運営費使用料等を減額するものでございます。13目肥薩線世界遺産推進関連施設費50万円の増額補正は、外国人観光客受け入れ体制整備のための音声翻訳機購入でございます。この経費は地方創生推進交付金事業で取り組むことといたしております。

それから、11ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費6,048万1,000円の増額補正は、先ほど歳入で申しあげました臨時福祉給付金事業に係る事務費及び事業費が主なものでございます。

めくっていただきまして、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費170万円の増額補正は、人吉ブランド化実行委員会補助金、人吉市グリーンツーリズム推進協議会補助金、農業経営力向上支援事業補助金でございます。

13ページをお願いいたします。2項林業費、2目林業振興費3,500万円の増額補正は、平成28年度の地方創生推進交付金事業として取り組みますスマート林業展開事業に係る経費でございます。8款土木費、3項住宅費、2目住宅建設費594万3,000円の増額補正は、市営住宅門前団地給水設備改修工事設計委託料、笹栗山団地2号棟、3号棟及び一本杉団地1号棟、2号棟の外壁改修工事調査設計委託料でございます。

14ページをお願いいたします。真ん中辺ですね。10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費607万2,000円の増額補正は、市内3小学校、大畑小学校、西瀬小学校、中原小学校におけるタブレット端末購入などでございます。その下、3目学校建設費90万8,000円の増額補正は、中原小学校トイレ改修工事でございます。

その下、15ページ、3項中学校費、3目学校建設費97万1,000円の増額補正は、第二中学

校のトイレ改修工事でございます。それから5項社会教育費、5目文化財保護費198万2,000円の増額補正は、人吉城歴史館特別展開催及び老神神社保存整備補助金に係る経費でございます。

16ページをお願いいたします。6目カルチャーパレス費1,366万2,000円の減額補正は、先ほど2款、1項、6目のところで御説明いたしましたように、カルチャーパレス施設を仮本庁舎として位置づけ維持管理いたしますことから、教育費に予算計上いたしておりましたカルチャーパレスの維持管理費を一部を除き総務費の財産管理費へ組みかえ計上するものでございますが、当面は2款、1項、6目財産管理費の枠内で管理を行ってまいりますので、今回は減額分だけを計上させていただいております。6項保健体育費、1目保健体育総務費30万円の増額補正は、城南地区柔道選手権大会（人吉大会）補助金でございます。それから、2目体育施設費330万円の増額補正は、熊本地震による市庁舎の一時移転に伴いスポーツパレス第2武道場を第2別館として使用しますことから、第2武道場の使用料収入の減収分、それから第2別館での電気、水道料の維持管理相当分を勘案し、体育施設指定管理料を増額するものでございます。

17ページでございます。11款災害復旧費、5項、1目その他公共施設公用施設災害復旧費は、先ほどから申し上げておりますけども、プレハブを借り上げるものでございます。予算計上させていただいております。それから一番下でございますけども、14款、1項、1目予備費を105万6,000円減額補正いたしております。

以上が議第62号の補足説明でございます。

引き続きまして、繰越明許費の説明でございますけども、これは議案書の47ページから48ページでございます。

まず、47ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費が、一番上、地方創生加速化交付金事業と地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業の2件。それからその下、3項が戸籍住民基本台帳費が戸籍住民基本台帳事務費の1件。その下、3款民生費、1項社会福祉費が年金生活者等支援臨時福祉給付金と年金生活者等支援臨時福祉給付金、これは事業費と事務費の2件。その下が2項児童福祉費が子ども・子育て支援事業の1件。それからその下、4款衛生費、1項保健衛生費が健康管理システム管理費の1件。その下、6款農林水産業費、2項林業費が地方創生加速化交付金事業の1件。その下、7款、1項商工費が同じく地方創生加速化交付金事業の2件。8款、1項土木管理費が要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業と建築物耐震改修促進計画策定事業の2件。それからその下、2項道路橋梁費が社会資本整備総合交付金事業舗装維持管理計画策定事業と社会資本整備総合交付金事業人吉矢岳線、それから次のページですね、48ページ、人吉球磨広域行政組合受託事業赤池古屋敷第2号線、それから社会資本整備総合交付金事業下林北願成寺線（瓦屋町工区）、その下、人吉・球磨スマートIC整備事業、そしてその下、5目の橋梁新設改良費の大規模修

繕・更新事業曙橋の6件でございます。そして3項住宅費が社会資本整備総合交付金事業蟹作団地外壁等改修事業の1件。4項都市計画費が同じく社会資本整備総合交付金事業下林願成寺線の1件。10款教育費、2項小学校費が小学校屋外トイレ建設事業、小学校屋内運動場非構造部材耐震化事業の2件。3項中学校費が中学校屋内運動場非構造部材耐震化事業の1件。それから11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費がスポーツパレス災害復旧事業の1件となっております。合計の24件の繰越計算書でございます。翌年度の繰越額合計は、ちょうど2番目になりますけれども、総額4億9,984万8,000円でございます。財源の内訳でございますが、その横に、右隣から既収入特定財源、未収入特定財源の国庫支出金、県支出金、地方債、その他、最後に一般財源となっております。一番下のところに列記をしてあります。説明のほうは省略させていただきます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。長くなりましたけれども、御審議のほうよろしくお願いいたします。

○水道局長（中村則明君）（登壇） 皆さん、こんにちは。私のほうから、報第2号について御説明を申し上げます。

議案書49ページをお願いいたします。報第2号平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告についてでございますが、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づきまして、平成27年度予算の繰り越しを報告させていただくものでございます。

繰り越しは、建設改良費1件で、繰越額は1,080万円でございます。これは、九日町污水中継ポンプ場機械電気設備改築更新工事委託でございまして、入札の不調に伴い、不測の日数を要しましたことから年度内完了が困難になったものでございます。財源内訳でございますけれども、国庫支出金540万円、企業債480万円、損益勘定留保資金60万円を充てております。

以上、御報告申し上げます。

○経済部長（福山誠二君）（登壇） 皆様、こんにちは。それでは、私のほうから、報第3号及び報第4号につきまして報告させていただきます。

まずは議案書50ページでございます。平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告いたします。1款、1項工業用地造成事業費、1目人吉中核工業用地造成事業でございまして、翌年度繰越額が444万3,000円でございます。その財源内訳でございますが、一般財源が444万3,000円でございます。

続きまして、報第4号くま川下り株式会社の経営状況でございます。それでは、報第4号くま川下り株式会社の経営状況につきまして御報告させていただきます。

くま川下り株式会社は、御承知のとおり、本市を代表いたします複合観光会社でございまして、国民宿舎くまがわ荘の管理運営につきましても同社が行っており、地方自治法改正に

伴う指定管理者制度へ移行いたしました10年が経過したところでございます。

それでは、お手元の資料によりまして要点を中心に御説明をさせていただきます。

2枚開けていただきまして1ページをお願いいたします。第54期決算報告書でございまして、事業期間は平成27年3月1日から平成28年2月29日まででございます。

2ページをお願いいたします。事業概況でございますが、くま川下り株式会社は、川下りの遊覧船事業、国民宿舎くまがわ荘の宿泊事業、売店、ラフティング等のその他事業の3部門を柱に事業を推進しております。第54期決算につきましては1,000円単位で御報告を申し上げます。

今期は、平成26年度に作成されました5つの事業を柱とする事業再生計画に沿って、会社再生に向けた営業に取り組まれた結果、総事業収入2億760万4,000円、前年比103.4%で、前年度の実績を超えることができましたが、国民宿舎くまがわ荘の大幅な落ち込みによる減収のため経常損失は528万6,000円となっております。

次に、遊覧船事業でございます。今期は目標3万1,800人と定め、ミドルコースをメインとしまして船頭16人、稼働船舶8隻で運行されております。従来の清流コースに比べ時間と距離が半分となり、あわせまして無料送迎バスの利用により全行程が約1時間で完結することで非常に多くのお客様にお喜びをいただいております。しかしながら、4月から運行を予定されておりました激流コース、ロング貸し切りコースに関しましては、発船場予定地の土砂堆積や航路改修箇所の発生に加えまして、球磨川の水位が安定せず運行できておりません。実績でございますが、総乗船客数3万1,191人、対前年比123.5%と前期を上回り、船賃収入も7,460万6,000円、対前年比106.3%で、前期より総乗船客数で5,935人の増、船賃収入で445万2,000円の増収となっております。5月、8月、9月、10月が天候に恵まれましたことにより前期を大きく上回ったことが挙げられます。

3ページをお願いいたします。さらには、人吉温泉観光協会によります500円値引き券の発行、それから7月からの人吉市プレミアム商品券、ひとよし温泉よか旅券によるお客様の増加も一因となっているようでございます。事業再生計画の進捗状況につきましては、渡発船場のプレハブ解体工事を実施され、また、設備投資として老朽化によるマイクロバスの買い換えを行っており、引き続き各関係団体の協力や理解を得ながら、会社再生の実現に向け推進しているとのことでございます。レストランくまがわマルシェも平成26年11月のオープンから2年目を迎え、今期は1万3,607人、対前年比293.4%のお客様に御利用いただき、売り上げ実績は1,888万4,000円で、くま川下り全般の利用向上に大きく貢献いたしております。

次に、宿泊事業でございます。3ページの一番下から4ページにかけてまいりますが、国民宿舎くまがわ荘につきましては、宿泊人数の目標を7,500人と設定されております。めくっていただいて4ページでございます。さらに、休憩宴会人数の目標を2万5,200人と設定し、田園シンフォニーとの宿泊プランなどさまざまな旅行商品の販売や、人吉球磨や近隣市



町村の町内会、老人クラブと過去のお客様へのダイレクトメール送付など各種営業活動を行いましたが、宿泊客数の減少に歯どめがきかず、会社としても大きな課題として認識されております。当期実績でございますが、宿泊人数が4,871人、対前年比86.7%と減少し、宴会、休憩人数は2万3,735人、対前年比104.5%の利用となっております、総売上6,501万3,000円、対前年比89.8%と前年実績には届いておりません。

その他事業でございますが、くま川下り売店並びにくまがわ荘売店の物品販売事業収入の合計は911万6,000円、対前年比108.1%でございました。ラフティング事業につきましては、目標を6,000人と設定しておりましたが、利用客4,354人、対前年比92.5%、収入2,423万5,000円、対前年比93.8%と前期を下回りました。減少しました理由は、天候不順による関東、関西からの教育旅行のキャンセルによるものでございます。

5ページをお願いいたします。資料のほうは5ページでございます。ただいま御説明いたしました事業などの合計、その他部門は総収入で5,017万6,000円、対前年比95.7%となっております。

6ページをお願いいたします。くま川下り株式会社の貸借対照表でございまして、資産合計、負債・純資産合計ともに、一番右下でございまして、1億5,108万5,446円となっております。

7ページをお願いいたします。損益計算書でございます。まず、営業損益につきましては、純売上高合計2億233万7,071円で、売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いた営業損失が804万2,655円でございます。これに営業外損益を含めた経常損失が528万6,446円となっております。

ここで、本来でありますならば、第55期事業計画についてお示しすべきところでございますが、今回会社から計画書の提出があっておりません。このたびの熊本地震によります影響が会社にとりまして非常に大きく、7月までのくま川下りの予約キャンセルが4,500人、これは関東、関西方面からのラフティング利用の教育旅行のキャンセルも発生いたしております。今後も国内旅行、外国人旅行の動向が現在危惧されている状況でございます。このような状況の中、会社といたしましては、くま川下り乗船客、ラフティング利用者、国民宿舎くまがわ荘の利用客の来期目標を設定することが非常に厳しい状況にありまして、取締役会及び株主総会においても報告されておられません。会社といたしましても、行政等からの支援策や特例措置、こういったものを最大限に活用しつつ、経費節減の実行、営業活動の継続、受け入れ体制の充実を図りまして売り上げの回復に努めてまいられるとのことでございます。地震の影響が長期化した場合でございますが、くま川下り株式会社におきましても、さらなる経営悪化に陥ることも憂慮されているところでございます。仮に、現状が継続した場合、平成26年度から進めておられます事業再生計画につきましても見直しを行わざるを得ない、こういった状況も予想されますが、会社としてあらゆる手段を講じ、最大限の努力を行って

いかれるとのことでございますので、本市といたしましてもでき得る限りの支援、協力を行ってまいりたいと存じます。

なお、先ほど申し上げましたとおり、今回御提示できませんでした来期目標に加え、損益計画書につきましては、会社にて十分な協議を行った上で提出されるということでございますので、次回の議会においてお示しさせていただきたいと存じます。議員の皆様方におかれましては、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、くま川下り株式会社の経営状況につきまして御報告いたします。

○総務部長（井上祐太君） 私、先ほど繰越明許費の報告のときにいきなり内容に入っていきまして、冒頭を読み忘れましたので「報第1号平成27年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書について、自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告をいたします」ということを追加させていただきます。失礼しました。

---

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。

午前11時56分 散会

## 平成28年6月第2回人吉市議会定例会会議録（第2号）

平成28年6月14日 火曜日

---

### 1. 議事日程第2号

平成28年6月14日 午前10時 開議

- 日程第1 議第55号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市一般会計補正予算（第9号））
- 日程第2 議第56号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第6号））
- 日程第3 議第57号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第4 議第58号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議第59号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議第60号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度人吉市一般会計補正予算（第1号））
- 日程第7 議第61号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例）
- 日程第8 議第62号 平成28年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第63号 平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第64号 平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第65号 平成28年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第66号 平成28年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第67号 人吉城歴史館条例及び人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第68号 人吉市水道事業運営審議会条例の制定について
- 日程第15 議第69号 市道路線の廃止について
- 日程第16 議第70号 市道路線の認定について
- 日程第17 諮第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 報第1号 平成27年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第19 報第2号 平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

日程第20 報第3号 平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第21 報第4号 くま川下り株式会社の経営状況について（第54期決算報告書）

日程第22 一般質問

1. 福屋法晴君
  2. 永山芳宏君
  3. 豊永貞夫君
  4. 塩見寿子君
- 
- 

## 2. 本日の会議に付した事件

### ・追加日程

議案の訂正について（議第60号専決処分の承認を求めることについて及び議第61号専決処分の承認を求めることについて）

### ・追加日程

諮第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

### ・議事日程のとおり

---

---

## 3. 出席議員（18名）

- |     |        |
|-----|--------|
| 1番  | 塩見寿子君  |
| 2番  | 宮原将志君  |
| 3番  | 高瀬堅一君  |
| 4番  | 大塚則男君  |
| 5番  | 宮崎保君   |
| 6番  | 平田清吉君  |
| 7番  | 犬童利夫君  |
| 8番  | 井上光浩君  |
| 9番  | 豊永貞夫君  |
| 10番 | 西信八郎君  |
| 11番 | 本村令斗君  |
| 12番 | 笹山欣悟君  |
| 13番 | 福屋法晴君  |
| 14番 | 村上恵一君  |
| 15番 | 永山芳宏君  |
| 16番 | 三倉美千子君 |

17番 仲村 勝治 君

18番 田中 哲 君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡 隼人 君
副 市 長	松田 知良 君
教 育 長	末次 美代 君
総 務 部 長	井上 祐太 君
市 民 部 長	今村 修 君
健康福祉部長	村口 桂子 君
経 済 部 長	福山 誠二 君
建 設 部 長	大淵 修 君
総 務 部 次 長	小林 敏郎 君
総 務 課 長	小澤 洋之 君
財 政 課 長	植木 安博 君
水 道 局 長	中村 則明 君
教 育 部 長	松岡 誠也 君

---

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	赤池 謙介 君
議 事 係 長	栗原 亨 君
庶 務 係 長	椎葉 千恵 君
書 記	白坂 禎敏 君

---

---

午前10時 開議

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

会議に入ります前に、本日は、平成28年熊本地震の前震発生から2カ月がたち、この前震及びその後の本震等で多くの方々が亡くなりました。この方々に対しまして、哀悼の意を表し、黙祷をいたしたいと思っております。

皆様、御起立をお願いいたします。黙祷。

[黙祷]

○議長（田中 哲君） お直りください。ありがとうございました。

それでは、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行います。議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

---

---

#### 日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。議案の訂正についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案の訂正についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

---

---

#### 追加日程 議案の訂正について（議第60号 専決処分の承認を求めることについて及び議第61号 専決処分の承認を求めることについて）

○議長（田中 哲君） 執行部より訂正についての説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） おはようございます。貴重なお時間をいただきまして、まことに申しわけございません。議長のお許しをいただきましたので、御提案申し上げております議案の訂正をお願いいたしたいと存じます。

訂正いたしますのは、議第60号専決処分の承認を求めることについて及び議第61号専決処分の承認を求めることについてでございます。専決処分書における専決処分日の訂正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明を申し上げます。何とぞ御了承賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（井上祐太君）（登壇） 議員の皆様、おはようございます。それでは、お配りしております議案の訂正について、正誤表でございます。それと、議案集は31ページと33ページ

ジでございます。

議第60号専決処分の承認を求めることについての専決処分書における専決処分日でございますが、平成27年4月28日といたしております部分を平成28年4月28日に、同じく議第61号専決処分の承認を求めることについての専決処分書における専決処分日でございますが、平成27年4月30日といたしております部分を平成28年4月30日にそれぞれ訂正するものでございます。

今回、専決処分日を誤って提案しました原因につきましては、専決処分書を昨年のデータを引用し作成しました際に、再度書類をチェックすべきところですが、そのチェックができていなかったことが原因でございます。言いわけのしようもございません。お手数をおかけし、まことに申しわけございません。今後、議案の上程に当たりましては、内容を十分に精査し、チェック体制を強化し、今後そのように心がけてまいりたいと存じておりますので、訂正につきましては御了承を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） 以上で、訂正についての説明は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまの議案の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案の訂正についてはこれを承認することに決しました。

執行部に申し上げます。議案は細心の注意をもって作成するよう努めるのが肝要であり、またチェック体制においてはそれぞれの責任を十分に認識して精査していただき、このような訂正事案が発生しないよう、再度取り組んでいただきますように御注意お願いいたします。

---

---

#### 日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

諮第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。よって、諮第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

---

---

#### 追加日程 諮第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（田中 哲君） 執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） ただいま追加提案いたしました議案につきまして、御説明を申し上げます。

諮第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求める案件は、平成25年7月1日から3年間の任期で法務大臣から委嘱されておりました豊岡正子氏の任期が本年6月30日をもって満了となることに伴い、後任として鶴崎順子氏を推薦することにつきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見を求めるものでございます。議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） ただいま説明がありました諮第3号に対する質疑は、あさって16日木曜日の一般質問終了後に行いますので、よろしく願いいたします。

---

---

### 質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） おはようございます。13番議員の福屋法晴です。通告に従いまして質問をしております。通告は、1点目に鉄道ミュージアムから現状と今後について、2点目に災害対策から市営住宅の安全について、避難場所について、防災センターについて行います。3点目に人吉観光の現状と取り組みについて質問をしております。

質問の前に、4月14日9時26分の熊本地震の発生を初め、本震の4月16日未明にかけて発生しました熊本地震において、被害に遭われました方々に対しまして心からお見舞いを申し上げます。

ここで、私ごとであります。めいが熊本のマンションにおりまして、マンションのドアがそのときあかなくなると、やっとマンションから逃げ出したということを知りました。その子供が小学校に入って2日目の事故だったものですから、それから学校にも通えなくて、今は元気に学校に通っているという状況です。私にとっても初めての地震が起こってから、本庁舎から本会議がこちらのほうに移動してまいりまして、初めての議場で少し緊張しております。皆さんと非常に近いのでどこを見ながら質問していいのかと考えながら質問してまいりますが、私も熊本県人としてしっかりと私に今何ができるのかを考え、今後一生懸命応援をしてみたいと思います。

それでは、質問に入っております。まず初めに、鉄道ミュージアムについて、現状と今後について質問していきますが、初めに、去る5月にオープン1周年の記念事業が人吉温泉さくら会の皆さんを初め、経済部の職員の方々やマスコミ関係者など多くの参加のもと、駅前にて開催をされました。また、雨の中、SL人吉に乗車され、人吉に来られた皆さんに対しましては、駅前広場にて餅つきをされ、おもてなしをされておられました。

鉄道ミュージアムについて、昨年6月定例会においても質問しております。あれから早いもので鉄道ミュージアムもオープンして1年がたちましたので、これまでにどのような事業



を開催されてこられたのか、まず初めにお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問のほうにお答えをさせていただきます。

鉄道ミュージアムにおいて、これまでどのようなイベント事業を開催してきたのかという御質問でございます。昨年のオープン以来、鉄道ミュージアムの主宰によりましてミニコンサートを3回、それからクリスマスリースづくり講座を1回、英会話教室を1回、そのほかに読み聞かせをされる団体の皆様との共催によりまして、歌と読み聞かせの会を開催してまいりました。去る5月末には1周年記念イベントということで、肥薩線のマル・バツクイズ、けんだま大会、折り紙コーナーなど、親子で楽しめるものを中心に開催したところでございます。

また、いわゆるイベント類ではございませんけども、施設自体が小さなお子様向けのスペースが大部分となっておりますことから、大人の鉄道ファンの皆様の満足度向上のために、肥薩線を中心としました図書コーナー等々を設置して、現在見ていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 私がその事業といいますか、それに何度か裏方のほうで、見学ということで参加させていただいたんですが、いろんなことをされているようで、一つは安心しました。

そこで、これまで多くの市民の方々を初め、鉄道ミュージアムのほうに来場していただいていると思いますが、前回調査をお願いしておきましたが、人吉市民の利用された方々の目的、内訳、また市外、県外、国外の方々の入館利用、その数についてお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

鉄道ミュージアムを市民がどのように御利用いただけているのかということでございます。館内でとりましたアンケートの回答からお答えをさせていただきたいと思っております。

ことし3月末までにそのアンケートでございますけども、942人の方に回答をいただいているところでございまして、このうち本市を含めました人吉球磨管内から来ましたとお答えされた方が281人、ちょうどアンケートに答えていただいた方の30%に当たるわけでございます。地元の皆様の来訪の目的としましては、親子で遊びに来る場所としての御利用が最も多いと分析をいたしておるところでございます。その30%を除きますと、当然人吉球磨以外からが70%と、これは恐らく旅行目的等々が主だと思いますけども、多くの観光客の方々に御利用いただいている状況が数字にもあらわれているということでございます。新聞等でも書いていただきましたけども、目標よりかなり多くの方に来ていただいたということでございます。

先ほど人吉球磨以外の、アンケートでいくならば70%の観光客ということで申し上げます。

たので、これを100%ということ引き直したときにどうなるのかということをし少し予測と  
いうか、分析をしてみました。県内が、これは県内というのは熊本県内、それも人吉球磨以  
外からお見えになった方が31%、それから福岡県が約16%、鹿児島県が13%、宮崎県が11%  
でございます、九州内からが全体のそういう77%、残りもあるわけでございますけども、  
5人に1人は九州外からお見えになっているというような状況でございます。

最後の国外からの来館につきましては、これはアンケートが日本語ということで、なかな  
かお答えをしていただけなかったわけでございますけども、館内に勤務いたしておりますス  
タッフの話では、少なくとも週に1度は外国人をお見かけしているということを伺っており  
まして、恐らく中国、韓国、そういうところからのお客様だと思っておりますけども、さまざまに  
多岐にわたってお越しいただいているというようなことで分析をしているところでございま  
す。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今の答弁をいただきまして、オープン記念事業があったときに水戸岡  
氏のほうから、人吉の方たちがたくさん使っていただければいいのかなと、十分に活用して  
ほしいというようなお話をされていまして、30%ぐらいは人吉市内の人が使っている  
ということで少し安心したところです。

次に、前回6月議会で補助金について質問しておりますが、地域活性化・地域住民生活等  
緊急支援交付金（地方創生型）を活用するもので、国がこの事業を5年ほど継続していくと  
の方針から、今後5年間の補助が見込まれると答弁をされていまして。その後、補助金は単  
年度であり、毎年申請が必要であるとの説明に変わってきましたが、当時は、地方創生新型  
交付金の制度設計前で詳細は確定していなかったが、先行型交付金が認められた地方版総合  
戦略にも掲載予定であったことから、同様の補助が継続して受けられると考えていたと説明  
をされております。確定でなく予定だけで施設が多額の税金を投資するだけの価値があると、  
その時点で判断をされていたのかお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、昨年6月市議会において、私どものほうから国の方針として  
鉄道ミュージアムの管理運営に対し5年間継続して交付金が交付されると答弁をいたして  
おります。この交付金の根本にある地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先  
行型）と申しますが、そういうものが平成26年、今から2年前、12月閣議決定しました地方  
への好循環拡大に向けた緊急経済対策において盛り込まれたものでございますが、これは3  
月定例市議会の全員協議会のときに御説明しましたとおり、継続的な補助を確約するもの  
ではなく、考えてみれば平成26年当時の解釈が少し拡大解釈というか、拙速過ぎたとか、そ  
ういところは今となっては言わざるを得ないと存じているところでございます。

ただ、これは言いわけになるかもしれませんが、鉄道ミュージアムはニューツーリズム戦略の中核として位置づけられており、地方版総合戦略、まち・ひと・しごと創生総合戦略にも当時から掲載予定でありました。結果的には掲載しているわけですので、国の地方への多様な支援と切れ目のない施策の展開というスタンス、これは平成26年当時、このスタンスは変わっておりません。そのときに今後5年間は対象になるものと見込んでしまったことも当時、解釈の仕方としては間違っているとはこれは言いがたいと感じておるところでございます。

しかしながら、改正されました新型交付金の補助制度には、後から説明しますが、厳しい規制がかかりましたことからしましても、これは結果論ということではなくて、やはり国の方針は当時まだはっきり定まっていなかったということは、これはもう明らかであると存じております。

5年間の補助が確定しておらず、予定だけで鉄道ミュージアムに多額の税金を投資するだけの価値があると、その時点で判断をされたのかという質問の趣旨でございますが、もちろんそのときは鉄道ミュージアムが肥薩線を鉄道世界遺産に押し上げるためのガイドンス施設として位置づけられ、当然事業が進捗しておりましたので、そのように判断されたものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今、るる説明を受けました。できれば3月の時点でそのような、ちょっと踏み込んだような説明をしていただければよかったのかなと感じております。質問した手前いろいろなことを聞かないと、自分が当時担当というかその場にいませんので、わからないことがいっぱいあるものですから、今後そういう点については説明をよろしくお願いたします。

そこで、交付金の今後の申請についてお尋ねしますが、当時年間約1,800万円、一千七百七十何万円だったですか、その財源が必要であるとの答弁をされておりましたが、今後の財源確保について、また申請について説明がありましたが、申請期間は全協の中で6月17日提出、交付決定が9月との説明でした。平成28年度申請をされたと思いますが、申請の内容、方法、どのようなことをされてきたのかお尋ねをします。

○総務部長（井上祐太君） まず、申請の内容でございますが、今回、人吉にぎわい創出事業、訪れたいまちから住みたいまちを目指してと称しまして、地方創生推進交付金事業を事業費ベースで2,223万1,000円の申請を現在予定いたしております。申請の今度内訳でございますが、まず1番目に観光関係者間の調整、それから観光商品の企画などの業務委託としまして人吉鉄道ミュージアムの管理運営委託、これは先ほどから出ております。それからワンストップ窓口対応業務、それから関係者の意識醸成に向けた取り組みに673万1,000円を推進交付

金の交付決定時期が9月ということで、交付決定後の10月分以降の支出分を計上いたしております。これが何で10月分以降なのかはこの後に説明いたしますので、御了承いただきたいと思っております。

それから、2点目ににぎわいづくりに関して、マネジメントやマーケティングに関して活用されております、これも全員協議会で御説明しましたけれども、DMO等の調査研究、専門家招聘による研修等に500万円計上いたしております。それから、普及、啓発活動やイベントの実施に1,000万円。それから4点目に翻訳機導入等による海外観光客受け入れ体制整備に50万円を申請している、申請予定ということでございます。

申請の方法でございますが、これはことし4月20日に改正地域再生法が公布されたことを受けまして、これまでの地方創生関係の交付金とは違い、今回、法律補助、要するに法律で定められた補助となりました地方創生推進交付金の申請要綱が新たに示されたところでございます。

主な内容を申し上げますと、1点目が地方版総合戦略に位置づけた事業であること。要するに、昨年つくりましたまち・ひと・しごと創生総合戦略、これに必ず掲載されていなければならない事業。それと、2番目に地域再生計画を作成し、国から認定を受ける必要があること。それから3つ目、事業継続期間は市の単独事業であれば3年間、地域間連携等が必要な広域的な事業であれば5年間までということで、交付金の採択は最初説明しましたとおり、議員もおっしゃっていましたが、単年度ごとに行われて継続性は担保しない。だから継続的なものではありませんよ。毎年、毎年申請してください。1回申請して3年間続くということではございませんということが3番目にうたわれております。それから、4番目に補助率が国負担が2分の1、残り市の負担が2分の1。この市の負担に対しましては特別交付税、普通交付税の補填があるということでございます。それから最後に、これがさっき私が10月分からと申し上げたんですけど、交付決定前の事前着手は原則認められない。ということは、人吉鉄道ミュージアムは4月から、去年から、ことしは4月からオープンしていますので、4月から9月まではこれは事前着手になるということからすれば、もう10月以降しか申請ができないと、そういう厳しい状況の中での今回の申請でございます。

これらを踏まえまして、現在、地域再生計画及び地方創生推進交付金申請書を熊本県及び国との事前相談を行いながら現在策定をしております、今月17日までに内閣府の地方創生推進事務局に提出し、その後国の審査を経まして、ことしの9月に内閣府から交付の可否が決定されるということになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 補助金なんかはいただくときにいろんな規定が、規則とか、縛りがあると思うんですけど、なるべく人吉にとっていいような補助金を見つけていただいて、やは

りしっかりと継続でいただけるようなことを検討していただきたいと考えております。

そこで、平成28年度の予定金額が先ほど全協で説明されたのでは2,223万1,000円ですか、これで考えていいのか、前から言われていた補助の1,200万円なのか、それとも今部長が答弁されていまして、もう4月から運行していますので、残りの、簡単に考えて半分ですけれど600万円なのか、そのあたり対象というのがどうなるのかなということです。今後、申請金額というのが変わっていくのか、そのあたりをお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

先ほどの冒頭で申し上げました2,223万1,000円、これは変わりません。そのとおりの申請になります。ただ変わるのが、これは前回は説明したと思いますけど、1,200万円というような数字がこれは公表されている、当時、当時というか、その話をさせていただいています。鉄道ミュージアムに関する経費ということで限定をさせていただくと、さっきの2,223万1,000円の中で、これは補助制度の中で縛りがかかりますので、事業費ベースで10月から翌年3月までの半年分しか申請ができない。この事業費ベースでは673万1,000円でございますので、これは仮に認められたとしても半分しか国の交付金は出ないというようなことになるということでございます。

あとは平成29年以降の申請金額につきましては、今回提出いたします地域再生計画、今回の補助申請とは別に地域再生計画をつくる必要がありますので、それは3カ年の継続事業として認定されます。次回の推進交付金申請時に恐らく、今度は平成29年度になるわけでございますけども、事業の継続性を認めていただければ年間分を申請したいと。今回はそういう最初から縛りがかかっていますので、国のほうに御相談申し上げたら、年間ベースでは申請できませんよというお話をされましたので、10月、半期分ならばそれは構いませんということでしたので、その分を今回申請させていただいた、申請させていただくということでございます。地域再生計画で3カ年の継続事業として認定されれば、来年は4月からの分まで含めて、4月から9月の分までも含めて年間の申請を行いたいと考えておりますけども、まだ詳細がそこは示されておりませんので、国の制度設計をしっかりと、国も今回の第1回目の申請を通して恐らく3年間の制度設計をつくって来ると思っていますので、しっかりとこの辺は注視をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今、詳しく説明いただいたんですが、まだ私の頭の中では理解を完全にしていないんですけど、確認なんですけど、例えば、4月から9月はもうできないということで先ほど答弁していただいております。10月から3月までの分を今度の6月17日までに申請を行うということで、補助は2分の1ということですか。そして、来年度は4月から次

年3月までを一括して申請をするという確認でいいのか。それはまた、例えば今回の申請で6月17日までということは、来年度も6月17日までに年間の補助金として申請をするという確認ですけど、そういうことでいいんですか。

○総務部長（井上祐太君） 今の福屋議員の考え方でいいわけでございますけども、ただ、認められて、地域再生計画は3年間の継続事業ということで、これが前回、2年前のこのとり方に私たちも少し、さっき拡大解釈とかいう言葉を申し上げましたけども、少し取り違いがあったということでございますので、ことしは半年分しか申請しませんけども、当然半年分では話になりませんので、1年間分、年間分をしっかりと申請してお認めいただくように、これはもう執行部のほうも、当然市長のほうも内閣府のほうとしっかりと協議をしていただく、協議をしていくということで、これはもうずっと5月から継続的に進めておりますので、そういうふうな方向性をしっかりと国と対応していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 何となくわかりました。

そこでですけど、これまで何度も補助の期間については、私は全協があるまで5年間あるものだという感覚でございましたので、そこで3年間、または5年間で、今回は5年でなく3年間でされたという説明を全協のほうで受けております。この3年間と5年間の申請の違いと、それと先ほどに関連してなんですけど、例えば、ことし申請されている補助が9月に確実に決定されるのかとか、そういうのは9月のそのときにわからないという判断でいいんですか。そうなった場合には、本年度後期分だけが認められたとしても、来年度全体の全部が認められるのかなと、ちょっと今心配になったものですから、もし、部長、そのあたりの答弁ができればお願いしたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） まず、1点目の事業の継続期間の問題でございますけど、5年間というのは今度の新しい補助制度の中では、地域間連携が必要な広域的な事業であれば5年間まで、市単独事業であれば3年間という条件は、これは補助制度要綱の中で示されておりますので、本市の場合は3年間の単独事業として今回は申請を行うということですが、今のまち・ひと・しごと総合戦略というのは、当然、人吉球磨地域との連携は当然必要、視野に入れておりますので、この鉄道ミュージアム関連をやはり肥薩線の鉄道遺産の関連もございまして、そういうところ、すなわち広域的な事業展開、これは日本遺産ともやはり絡めて考えていくなれば、やはり中核としての位置づけは今後非常に高まるというふうに考えておりますので、やはり新たにつくります地域再生計画では3年間単独事業ということでの位置づけをしておりますけども、やはり広域的な事業への変更は必要でございますので、事業継続の期間、要するに3年から5年ということ視野に入れて、国のほうへも働きかけていきた

いということでございます。

2点目の交付金のほうはやはりしっかり取りに行く。市長もそのつもりで各関係機関、それからさまざまな国への働きかけもやっていただいておりますのでその方向性で、ここは弱気にならないところでやらせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 交付金のほうを後期分だけになると思いますが、市長が一生懸命頑張っておられるということで、万が一議会としてもその対応ができる部分があったら、一生懸命やはり人吉市をアピールして確実にもってこれるような行動を市民一体となつてしないといけないのかなど。市長だけが頑張っても、市民にその頑張りというか、そういう運動がないとなかなか認めてもらえないのかなと感じます。だから、そのあたりを執行部は今後一生懸命、9月まで一生懸命しているんだというアピールでもしていただければと思います。よろしくお願いを申し上げておきます。

そこで、今度は運営に関してですけど、今後人吉市の財政が安定をしていけば大丈夫だと思うんですけど、少子高齢化社会に待たがからなければ、今後5年後、10年後、施設も至るところの修繕が必要になってくるんじゃないのかなと思います。このままの運営でいいのかなと実際私は思います。あそこに何度も足を運ばさせていただきました。それで人吉市民というか、そういう人たちに尋ねてきました。人吉ですかといたら、はいと言われる方にはちょっとお尋ねをしてきました。子供と遊びに行くのが楽しみですとの答えがほとんどでした、返ってきたのが。無料なので助かりますというのも一番多かった。そこで、ある人は幾らか入場料を取ってもよかとじゃなかとって、しょっちゅう来ておるけどただで気の毒かなという話もしていただきました。そこで前、宮崎議員も提案、私も6月に提案をしておりますが、100円ぐらいの入場料が必要となっても来られますかと尋ねますと、ほとんどの方が大丈夫ですよ、100円ぐらい孫と来るとやから楽しかからよかですばいというような話をさせていただきましたので、人吉市の財政状況も非常に苦しいし、財政負担を少しでも補助金が減ってまいりますので、減らして長く市民に開かれた施設として、また楽しい施設としてあそこの鉄道ミュージアムが身近に鉄道に触れる場所として、施設として今後利用していただくことができるように、やはり幾らかの料金をいただいてもどうかなと考えます。昔ある施設はお金を取っていて、入場料を取っていたんですけど、人が入らなくなってから入場料を下げます。だから来たかと思ったら来ません。その後、ただにしたらまた来るだろうということでした。そうしたらまた来ません。ただの施設には、私もそうなんですけど、行ってもおもしろくなかろうというような感覚になるんです。100円でも払ったら楽しまないかということで、中に入ったらそういう感覚になるんですね。私たちも入るのにただですので、駐車場もただでしょ、ちょっとおるくらい。とめても中をぱっと見て回ってく

るとに、駐車場に私どもがとめるとほかの人がとめられないということで、知り合いのところに駐車してから行くんですけど、この間オープンするときにもある人から、誰の車かわらんけどいっぱいとまっておって、せっかく来たのに入れんと子供さんを連れて来ておられました。たまたま私もそのとき雨が降っていたものですから5分ぐらいとめたんですけど、ちょうど入り口で会いまして、その人に議員さんがここにとめてよかとですかと言われて、済みませんということで、そのとき満杯でした。だから、そのあたりを考えて料金をとっていただいて、その周りに、例えば駅前広場のあそこのせっかくつくっていただいていますけど、タクシー乗り場の横に何台かの駐車スペースをつくるとか、そういうのができないかなということで、料金をいただいたらということでお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） 質問にお答えいたします。

料金ということでなくて、運営方針、これは宮崎議員のほうからもこの間3月の定例議会でお尋ねしていただきました。そういうところを踏まえまして御答弁させていただきます。国からの、先ほどのこれまでの述べてまいりました交付金の状況、それから今回の地震を受けまして、新市庁舎建設の問題、当然クローズアップされてくると思います。特に財政面においては、昨年の開館当初とは少し状況が変わってきていると。そのことは私たちも十分認識をしておるところでございます。

御指摘のように、年月の経過とともに維持補修に要する経費というのは、これは当然増加が見込まれますので、今後、指定管理者制度の導入もやはり視野に入れなければならない。要するに、さまざまなコスト削減は図っていかなければならないというふうに考えているところでございます。

質問の中にありましたように、100円ぐらいならば払ってもよいという方もいらっしゃる一方で、例えば地元の市民の方からは、これまで小さい子供を連れていく場所がなかったけども、無料ということで毎日のように気軽に連れていけることができありがたいと、そういう声、それから観光業者の事業者の方からは、せっかく新しい客層、これは小さい子供連れの御家族ということでございまして、そういう方たちが本市に観光客としても入り込み始めてきたところでぜひこのまま維持してほしいと、そういうような要望等も聞き及んでいるところでございます。

オープンして1年ということで、今後の来客者数の動向が読みづらいということもございまして、市の財政状況は福屋議員もおっしゃったように当然厳しいということはもう言うまでもございませぬので、今後、公共施設としての役割等も勘案しながら、入館料の是非につきましては、施設の管理運営のあり方とあわせて年度内に一定の方針をお示ししたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。



○13番（福屋法晴君） 今、指定管理者の話が出ましたので、指定管理者については6月議会でもこのまま運営するんですか、指定管理者に移行するんですかという質問をさせていただいておりますが、今後、入館料についても方向を出していきたいということですので、ということになれば、今後の運営のため、人吉鉄道ミュージアム来館者アンケート調査、この協力を施設のほうでお願いされているようですが、開館から1年がたっております。アンケート集計ができていますのか。前回約9万人の方々がおいでになっておられるというような話でしたので、そのアンケートについてどのような内容で結果が出ているのかお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

1回目の質問で、ことしの3月で942名の方にアンケートをいただいているということで、来館者が来られましたら、受付のスタッフが計数機で数える方法でまず来館者の集計については行っています。要するに、かなりの数が現在カウントされていると。そのような状況でございます。アンケート、942人の方にお答えしていただいているということでございますので、2回目の答弁以外の部分について、主なものを御紹介したいと思います。

まず、年齢層でございますが、10歳台以下が全体の19%、それから30歳台以下となりますと全体の54%を占めており、これは先ほどの御質問にお答えをさせていただきましたように、小さなお子様連れの御家族での来館が最も多いということが言えるようでございます。

それから、リピート率につきましては、来館が初めてという方が最も多く、これは58%になっておりますが、2回以上複数回来ましたとお越しいただいた方も40%と、リピート率は高いものがあると感じているところでございます。

それから、満足度につきましては、この項目はアンケートの中で項目があるんですけど、未記入の方が多くてなかなか集計がしづらいところもあったんですけども、76%ぐらいの皆様は十分楽しかったというような評価はいただいているところでございます。現在、アンケート結果ではそういう結果でございます、私たちはこの鉄道ミュージアムに関しては、かなりやはりかわいがっていただいていると、よく御利用いただいているということを検証しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 井上部長のほうから、入館料に関してとか、検討されて指定管理にもされていくようですが、そのようなことし中に方向性を出したいということであれば、やはり市長がそのあたりは決定するだろうなと思いますので、市長に入場料を払ってでも行きたい施設にしていくことも大切なことだと思います。例えば、小学生以下は無料で、大人からは入館料を幾らか払っていただくというようなことはできないか。100円でも50円でもいただくことによってマイナスにはなりません。何かの足しにはなるわけです。そのあたりを市

長も、その当時鉄道ミュージアムの建設に携わっておられると思いますので、市長として現在どう考えておられるのかお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

鉄道ミュージアムの入館料につきましては、福屋議員初め議員各位から貴重な御意見、御提言をいただきまして、感謝を申し上げます。

議員の質問にありました、入場料を払ってでも行きたい施設にしていくということは、御指摘のようにこの施設の将来を考えた場合、大きな課題の1つであると認識をいたしております。入館料につきましては、施設を利用される方、利用されない方、そして観光客の皆様それぞれに意見や見解を持っておられると存じますので、人吉未来カフェやアンケートなど、さまざまな機会を捉えて御意見を伺い、検討の際の参考にさせていただきたいと考えております。

先ほどの総務部長の答弁と重複いたしますが、市の財政状況、公共施設としての役割等を勘案し、さらには地域経済への影響等も考慮しながら施設管理運営のあり方ともあわせまして、今年度内には一定の方針を示したいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 市長のほうから、市長のほうも今年度中に方針を示すという回答でしたので期待をしておきたいなと思います。もし回答ができないときには、12月議会までにしていただければ、また12月鉄道ミュージアムは取り上げて、また掘り下げたいなということでもよろしく願いしておきます。

次に、安全対策についてなんですが、何度か施設の利用状況を見学させていただいておりましたが、レールの周りの安全が確保されていないように感じました。たまにミニトレイン、あれが通る前を渡られたり、すぐ近くで線路のわきにすぐ立って写真を撮られたりしております。危険でないかなと見ていて思いましたが大丈夫でしょうか。安全対策についてのマニュアルがあるのか、現場においてどのような安全対策をされているのか、また子供から保護者までミニトレインに乗車されるのが大好きで、お父さんは必死にカメラを向けられ、人の前へ前へと自分の子供さん、奥さんを写真やビデオにおさめられるように前に進んでおられました。見ていてけがをされなければいいなと感じておりましたが、特に2階のレイルバイクから、そのとき小さい子供さんが線路に入ったら危ないよという大きい声を出して、下のほうの2歳ぐらいですか、よちよち歩きの子供さんに注意をしていました。その光景を見ましてすごいなと思い、またすばらしい教育をされている御家庭に会えた瞬間でした。安全確保について小さな子供でもわかる対策を考えていただくということを今後お願いしておきますが、既に安全対策をされておられるようでしたら、安全対策について答弁をいただきたいと思います。

次に、屋上にあるレイルバイク、子供さんは大変楽しんで御利用されておられますが、私が行ったときに、おばあちゃんが楽しんでおられるお孫さんと一緒にもう一人のお孫さんの手を引いて横につき添われておられました。あそこは聞くところによると、3周回るということで、1周だったので大丈夫だなと見ていたんですけど、あと2周ですよという係員の指示でまた子供さんは一生懸命踏み始めたら、おばあちゃんは1周してきたので安心して座ろかなという感覚でおられました。2周目には付き添いをされていませんでした。小さい子供さんで足も届かないようなペダルに、子供さんなんですけど見ていると速いんですね。1回踏むごとにヒュンって行って、おばあちゃんはついていけないんです。子供さんは楽しくて楽しくてばんばん進んでいかれるんですけども、おばあちゃんは諦めてそこでとまってしまったんですけど、子供さんは楽しいけども、もし足が確実に届いていないのに踏み間違えてこけたらどうするんだろうかなと要らない詮索をしたんですけども、入館者に対して、またはレイルバイクを使用されている人たちに対して、安心・安全に対してどのようなことをされているのか。また保険ですね、あそこでは保険には見えて誰も入っておりませんので、入館した瞬間に誰が入ったというのはわからないはずなんですけど、館内で、ミニトレインが来たときのとか、階段とか、いろんなところで事故がもしあったときにどのような対応をさせていただけるのかお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

安全対策につきましては、まずミュージアムに入った玄関のところに、走らない、レールには入らないなどの注意書きを行っておりますほか、それぞれの箇所ごとに御注意いただきたい事柄を平仮名で表示をしておるところでございます。そして、さらにスタッフの声かけ、それから館内放送にて注意を促しております。

御質問の趣旨でございましたミニトレイン、それからレイルバイクにつきましては、特に注意が必要なので、それぞれマニュアルのほうは作成をいたしております。内容のほうはちょっと時間的に割愛をさせていただきたいと思っております。

その一部を紹介いたしますと、ミニトレインにつきましては必ず笛をくわえておく。それから、館内の時速は2.5キロメートル以下とする。それから、発車前に乗客に注意事項を説明するというものがございます。また、レイルバイクにつきましては、レールの周りを走らせない。それから、はだしでの利用はできない。そして、これは屋外にありますので、熱中症警戒気温となった場合には貸し出しをしないと、そういうふうに定めているところがございます。どちらも全てのスタッフに周知徹底をさせておまして、このマニュアルは実行力のあるマニュアルとなっているところがございます。

それから、事故が発生した際の保険のことでございますけども、附帯設備のミニトレイン、レイルバイクに伴う事故のほか、館内全体での事故対応につきましては、鉄道ミュージアムが独自に加入している保険というのはないのでございますけども、これは直営でございます

ので、市が設置者でございますので、市が所有、使用、管理する施設の瑕疵、それから市が行う業務遂行上の過失に起因する事故につきましては、市に法律上の賠償責任が生じることによってこうむる、先ほど最後におっしゃいました損害、そういうものにつきましては、全国市長会市民総合賠償補償保険で対応するということになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 館内に平仮名で書いてあるということだったんですけど、小学生ならわかるんですけど、ふだん来られているのは小さいお子さんばかりなんです。3歳以下ぐらいの、ばあちゃんたちが我が家で保育園に行かない子たちを連れてくるというような格好で、漢字なんて見えないし、私も見ましたが、そんな高い上を見てさくのかな、そんなら上を見てさいたら子供たちはレールにこけるんじゃないのかなという、そういうのがあったものですからお尋ねしたんです。例えば、あそこの施設の床に走らないとか、そういうのもいいんじゃないかなと。それと踏切のところには遮断機があったでしょう。あそこに向こうからミニトレインが来たら、小さい子供さんが遮断機を上げてワッと言いよんなさったんです。楽しいんでしょうね。あのところには危ないとか。何か大変だと思うんです。見ていて、私も何度も行きましたが、スタッフの方が非常に少ないです。それでもうあっちに行き、こっちに行き走り回っておられました。特に上のレイルバイクなんかは発車のところで注意をしてピッと笛を吹いて、出ていったら反対側から走って行って見たりとか、大変な作業をされておられました。あそこで缶コーヒーでもあげようかなと思ったけど、そういうようなことはできないなと思いながら見ていて、スタッフが非常に少ないのかなと。やはりあそこに来ていただくという子供さん、入館していただくそういう子供さんたちに、最初オープンでも言われたんですが、やっぱりくま川鉄道もありますしSLもあります、鉄道に触れる一番身近な施設だと考えるんです。人吉では唯一の施設だと思います。だから、そこを今後は事故もなく、何年も何十年も継続してよりよい施設になって、人吉の子供さんが全員一度は行ったところという場所にしていくべきじゃないかな。本当、現場の職員の方々には一日中安全運営のために神経をすり減らすといいますか、集中して対応していただくことに頭が下がります。今後も皆さんも子供さんとかお孫さんとか、執行部の方、一度でいいですから一緒に行ってみたら、ああこれが危険なのかなというのがたくさんあると思います。私もあつたところ1点だけは執行部のほうに、あそこでこけたときにレールに行って頭を打ったら死ぬよというところを見つけていましたので、その話はしておきました。だから、皆さんも、市長も子供さんが小さいのです、日曜日のたびに遊びに行つて考えていただければなと思つてお願いをしておきます。鉄道ミュージアムについては終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 次に、2点目の災害対策から質問していきます。

5年前、東日本大震災において、日本での出来事かとテレビにくぎづけになったのがきのうのようで、昨年、全国議長会に出席いたしまして、災害に遭われた自治体の視察をさせていただきましたが、そのときはまさか熊本県に大災害がくるとは予想もしておりませんでした。こなければいいかなという軽い考えでそのときには視察をしておりました。昨年からことしにかけ、人吉市においても台風、大雪のため孤立状態になり、大変な思いを人吉市民も経験し、災害に対して十分な備えが必要であると確信したところです。その後、今度初めて携帯電話の非常アラームが突然鳴り始めまして、私は何かかと一瞬わかりませんでした。そこで、鳴った後に立っておれない状態になったんですが、今、何が起きているのか判断できず逃げることもできませんでしたが、すぐにおさまりテレビから熊本県地震ですとの放送が始まり、初めて大きな大震災、地震がきたんだなということを確認し我に返りましたが、大震災が起こるとは本当に考えてもおりませんでした。今回の熊本県大震災、大地震を身近に体験したことで、人吉市の住宅、マンション、アパートを初め、市営住宅の安全度はどの程度の地震に耐えられるのか、今度このようなことをどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○建設部長（大淵 修君） 皆さん、こんにちは。住宅及び市営住宅等の耐震性についてお答えいたします。

建築物の耐震基準につきましては、昭和53年の宮城県沖地震後、従来の耐震基準が抜本的に見直され、昭和56年6月1日に新耐震基準が施行されたところでございます。新耐震基準によりまして、建築された建物は震度6強から7程度の大規模地震に対しましても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としております。

一方、昭和56年5月以前に適用された旧耐震基準に基づき設計されました建物は、現在の基準に見合った建物の安全性を確認するためには、図面や現地調査に基づく耐震診断を実施する必要がございます。本市におきましても、旧耐震基準で建設されました建物に対して、戸建て木造住宅耐震診断事業及び戸建て木造住宅耐震改修事業を実施しておりますので、多くの市民の皆様にご利用していただきたいと考えているところでございます。

また、市営住宅につきましては、現在25団地、121棟、1,127戸を管理しておりますが、そのうち旧耐震基準で建設されているものが18団地でございます。これら18団地のうち、鶴田団地のような鉄筋コンクリート造の壁式構造である14団地につきましては、国のほうから耐震性が十分であるということが示されております。残り4団地、14棟、69戸は木造やコンクリ

ートブロック造でございますが、老朽化していることもあり、耐震性には問題があると認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 団地に関してとかお答えいただきまして、少し安心しました。今、私初めてそうなのかなということでお聞きしていたんですけど、旧耐震基準で建設された建物に対して、戸建て木造住宅耐震診断事業とか戸建て木造住宅耐震改修事業をされているんですけど、この申請、前ちょっと聞かれたんですけど、どうしたらいいんですかということ、ちょっと自分はっきりした答えを持っていなかったものですから、もしわかればそこを教えていただければと思います。わかりますか。

○建設部長（大淵 修君） 申請窓口が都市計画課になっておりますので、都市計画課のほうに出向いていただいて、詳細については、建築確認の書類でありますとか、図面でありますとか、必要書類が必要になってくるかと思っておりますので、お手数ですけども足を運んでいただければと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 確かに承りました。都市計画課のほうに行ったら全て教えていただくということで確認をしましたので、そのように住民の方々にもお伝えしたいなと思っております。

今回の熊本地震を経験したことをもとに、あつては困りますので、各校区において毎年校区災害対策会議を開催していただいておりますが、その席上で、災害対策会議を初め、避難場所、避難方法、連絡の周知方法、その他関連などについて詳しく説明をいただいておりますが、まさかの事態に備えたしっかりとした対策や準備が今後必要になってくるのではないのでしょうか。地震災害について説明の折、人吉盆地南縁断層については、平成24年度に実施した地震・津波被害想定調査結果で直下型、30年以内発生確率1%以下、マグニチュード7.1、人吉市においては震度7と想定された被害に見舞われるかもしれませんという説明をされております。

そこで、避難所についてお尋ねいたしますが、人吉市において、災害が発生しては困りますが、もしも大震災があったとして、人吉市の小中学校は現在避難所に指定されていますが、教室、体育館、グラウンドなどの施設の使用はどこまで使用できるのか。また、全ての小中学校の施設はどの程度の地震に耐えられるのか。また、生徒に対してどのような授業が行われるのか、人吉市の教育長として、また担当として考えておられるかお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） 皆さん、こんにちは。お答えいたします。

小中学校施設の本来の用途は授業や部活動、その他教育活動に使用することとございまして、避難所として使用することは本来予定されていることではありません。しかしながら、

災害対策として、特に今回の熊本地震のような未曾有の大災害により、多数の避難者が発生し、学校施設以外の場所を避難所として使用してもなお場所が不足する場合には、災害対策本部の判断により、学校の教室や体育館、グラウンドを避難場所として使用することになると考えております。

また、施設の耐震度につきましては、教室棟、管理棟、屋内運動場の建築年により、昭和56年の建築基準法改正以前に建築されたものにつきましては、平成17年から耐震診断を実施し、耐震補強工事を平成24年に完了しております。昭和57年以降に建築されたものを含め、全て新耐震基準に合致した建物となっているところでございます。

以上、お答えします。

なお、学校の授業等の対応につきましては、引き続き教育長から答弁させていただきます。

**○教育長（末次美代君）** 議員の皆様、こんにちは。部長の答弁に引き続きまして、授業につきまして、私のほうから御質問にお答えさせていただきます。

まず、市内各小中学校が避難所となりまして教室等が使えなくなった場合、本来の授業ができなくなるわけですが、小中学校の教科ごとの授業時数というものは学習指導要領で定められておりますので、その基準をクリアをする必要がございます。例えば、各小中学校の運動場に緊急仮設住宅が建設されました場合、運動場を使用して行う体育の授業ができなくなる可能性があります。学習指導要領で定められております小中学校における体育の標準時数は、週当たり2ないし3時間となっております。この中には運動場で行う運動種目だけではなく、体育館やプールを使用して行う運動種目、そして保健の学習が含まれております。体育の学習におきましては、この標準時数を上回るように授業を実施することが求められておりますので、万が一運動場が使用できない状況となった場合は、代替場所で学習を進めていくことになるものと存じます。

このように、各小中学校が避難所と指定されている期間は、教育活動で施設を併用する、使用することができませんので、教育活動を実施するためには代替となる場所を確保する必要が出てくるのではないかと考えているところでございます。

教育委員会といたしましては、各小中学校を避難所とする場合には、一時的な避難場所として使用していただき、仮設住宅の建設と長期間の使用は極力避けられればと思いますので、災害対策本部と十分に協議しながら、使用をお願いしてまいりたいと存じております。

いずれにいたしましても、各小中学校が避難場所となった場合には、各小中学校の教育活動につきましては、学習への影響を最小限に抑え、学習の方法等を工夫しながらでき得る限りの対応を行うことにより、児童・生徒の学習の機会の保証に努めてまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

**○議長（田中 哲君）** 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） やはり学校というところは、先ほど部長からもありましたように、やっぱり授業をする場所であって、それが最大限かなと思います。先ほど冒頭に私も話しましたが、入学して2日目で行けなくなって、その代替もなくて、仕事も休んで、1週間ほど休んで子供と一緒におられたというのをめいっ子がしましたので、やっぱり学校というところは授業をするところであって、万が一あった場合には、即対応できるようにやはりしていただくことも今後検討していただきたいなということをお願いしておきます。

そこで、大震災がないのが一番いいことなんですけど、台風とか、大雪とか、地震に人吉が見舞われておりますので、もし発生しているときに最悪のことを考えての質問になるんですけど、仮設住宅の建設が必要となったときに、今、教育長のほうからも万が一の話をされたんですけど、仮設住宅をつくれる場所というのが早急になったときにはやはり学校施設かな、運動場じゃないかなということを考えて、敷地が小中学校のグラウンド以外に私は思いつかずに適していないのかなと思いました。例えば歴史資料館、あそこは大丈夫かなとか、これは国・県の何かがあるのかなとか、市民グラウンド、周りに河川が通っておりますので氾濫したらどうするのか、これはやっぱり一番安心なのは学校かなということで考えたものですから。それと、今回の地震のときに、私毎日のように施設を回っていたんですけど、車中泊が非常に多かったんです。昼間は仕事へ行ったりされているんですけど、夕方、子供さんとか保育園に行って迎えたら、その後は我が家で御飯を食べて、お風呂に入って10時ぐらいから、その施設の駐車場で車中泊をされているという人を私はたくさん見ました。一部ちょっとだったですねという話を聞きましたけど、でも毎日行ってみればたくさんの方がおられました。だから、そういうのを考えたら、いわゆる教育長のほうから万が一つくらないかときにはほかの場所を代替地を探してほしいとか、早急に探さないかんとするふうなお話でしたので、学校の施設を万が一使わないかんとしたときには市長だけの判断でいいのか。教育長も判断を求められて、いや、学校は授業の場所ですので貸しませんと言われるのか。大震災でするのでそういうことはないと思うんですけど、市長がどのように考えておられるのかお尋ねしておきます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

先ほど福屋議員が申された避難所の開設場所については、災害救助法が適用された場合は仮設住宅みたいなものだったと思いますけど、その設置場所は県または市町村の公有地、公の公有地を選定すると。これによりがたい場合は、罹災者またはそのほかの私有地によるものとするというふうに規定されておりますので、当然これは学校敷地もさまざまに避難所、それから仮設住宅等々の建設もできるということをまず先にお話ししておきたいと思います。

御質問の学校グラウンドの利用等々、それから車中泊の方たちがグラウンドを利用するというに関して、その判断は市長でいいのかということなんですけど、これはもう当然、学校の設置者というのは市長でございます。そういうことでできるわけでございますけども、



当然その際には先ほど教育長が申されましたように、さまざまなことを想定しながら協議して、さまざまなこと、それは授業の再開とか、そういうことも協議していく必要がございますので、当然教育委員会と協議をしながら許可等々をするということになると存じます。許可につきましては、すべからく教育委員会のトップである教育長の判断、そういうものは当然必要になってくるというふうを考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 市長が決定されると思います。教育長の判断も仰がれると思うんですけど、ふだんからそのような災害対策の話し合いをされていると思うんですけど、地区の災害対策ではいろんな話を聞くんですけど、中ではそういう話を聞いていないので、今後そういうのをやっていただきたいなということでお願いをしておきます。

次に、防災センターについてお尋ねをしていきますが、今回の熊本地震で市庁舎の地震による被害調査が行われましたが、この診断調査の結果、市庁舎に危険な亀裂があるため危険との判断がされました。その後、市庁舎の業務を各施設に移転して業務が再開したのですが、地震直後には防災安全課は人吉城歴史館にて業務をされたようですが、現在、新市庁舎建設に向けて人吉市民の方々もどうなるのか不安と思われておられます。いつ起こるかわからない災害に対して、備蓄の受け入れもできる、また他の自治体に対しても対応できる備蓄機能が充実した防災センターが必要になってくるのではないかと思います。全国の自治体でも備蓄可能な設備と全ての防災機能に対応できる防災センターを建設されておられるようですが、人吉市は平成32年完成に向けて、新市庁舎建設のための準備室を開設されるようですが、それまでに何があるかわかりませんので、新市庁舎が完成する前に、今後あらゆる災害に対処できるような備蓄機能、対応、設備を兼ね備えた防災センターといいますか、そういうのを建設することはできないのか、松岡市長のほうに御答弁をお願いします。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

仮本庁舎、第1別館、第2別館とこれまで以上に庁舎機能が分散し、また大変御不便、御迷惑をおかけしていることに心苦しく思っているところでございます。そういった状況の中でも、特に市民の皆様の安全・安心に直結する部分については、鋭意対応していかなければならないと認識をいたしております。

今回、皆様にお示しをいたしました防災機能を十分に備えた新市庁舎でございますが、イメージ的には庁舎そのものが防災センターであるというものでございまして、市庁舎と防災センターを切り離して建設するということは施設的に困難な状況にあることから、備蓄倉庫を先行して建設するという手法はとれないということを、どうか御理解いただきたいと存じます。

しかしながら、議員御指摘の備蓄の重要性、備えの必要性というのは、今回の地震を受け

まして待ったなしで対策が求められた課題の1つであり、地震発生後は優先的に備蓄倉庫の確保に努め、第3別館としてお借りする旧高等看護専門学校に求める機能の1つとしても、備蓄倉庫を設定しているところでもございます。

今後、新市庁舎に関してお話をすれば、基本設計、実施設計を経る中で、どういう内容、形態、規模で備蓄を行うのか、具体的な検討が必要になってまいります。これと平行して、あるいは先行して熊本地震における各地の状況、実態等の検証も踏まえながら、さらに本市の地勢、例えば球磨川の氾濫によって橋梁が流出した場合などを想定すれば、備蓄場所の配置の問題なども出てまいります。地域性も考慮した防災計画上の備蓄のあり方、備蓄倉庫の場所、施設等を検討していかなければならないと考えており、非常に大きな課題だと捉えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 市長から説明をいただいたんですけど、新庁舎の中につくってくださいとか、つくらないと補助金関係のいろんな問題が出てくるのかなということもありますけど、できたらどこかにぼんといけるような、例えば別館ということになりましたら、別館の横に、横のほうにそういうちゃんとしたものを、消防団からみんなが集まれるようなそういうセンターをつくったらどうかなという考えです。例えば、万が一のとき市庁舎側でいろんな対策をされると思いますが、職員も動くし、市民も動くし、もうばたばたした場合にはどこでどうなるのかわからないし、私は今新しい備蓄可能な設備ということでお願いをされているんですが、今回のときに、ほかの他の自治体から自衛隊とか何かで災害ので来ましたよね、支援物資というのが。見ていたときにどこに置こうかということで一中置いたげとか、体育館に置いたげとかいううわさがいっぱいあって、その後避難されているところに行ったら、ここにはあるけどここにはないとか。いや、さっきこういうものはありましたよというものの写真を見せてやったら、うちに来ていません。取りにいかないといけないんだとかあったものですから、だから1カ所に、何かあったときにはそこに行ったら対応できるんだというものをできないかなということ。今後、市庁舎建設特別委員会もあるし、諮問もありますし、そういう中でそういう協議をしながら、できたら早くつくっていただきたいなということを要望しておきます。どうぞよろしく申し上げます。

次に移ります。最後になりますが、市民の声からということで、人吉観光の現状について質問をいたします。

ことし4月14日9時26分ですか、それから4月16日未明、熊本県は熊本地震に見舞われたわけですが、人吉市も震度5弱の地震に遭遇いたしました。それまで人吉市へ来ていただいた観光客がその後どう変わってきたのか。SL人吉、くま川鉄道、ラフティング、くま川下り、国民宿舎、それぞれに対しての影響について、人吉観光の大切な事業であり、収入であ

りますので、これまでの現状についてお尋ねをいたします。

○**経済部長（福山誠二君）** 皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えをいたします。

熊本地震を受けての観光動向について、震災後の数値でございますが、まず宿泊者に関しまして現況を申し上げさせていただきます。

宿泊者等の緊急調査、これは5月上旬に行いまして、23の事業所から回答を得ております。昨年との比較でございますけど、これを申し上げさせていただきます。ゴールデンウィークを中心といたしまして、昨年の平成27年4月15日から5月10日までの宿泊者、これが1万4,037人ございました。ことしの同じ平成28年4月15日、これは震災の翌日でございます。それから同じ5月10日までの宿泊者数、これが1万5,599人でございます。これを比較しますと、前年比で11.1%の増加となっているわけでございますけれども、これは原因といたしましては、この期間の被災地支援企業、いろんな保険会社とか建設業とか、そういう方々の被災地への支援のために、そういう方々の宿泊、それからボランティアとか支援者と思われる宿泊者の方々、こういった方々が約8,000人程度含まれているところでございます。

また、この期間に地震の影響によりキャンセル数でございます。これにつきましては1万3,000人を超えておりまして、経済損失、これを金額に直しますと2億5,000万円を超えるものとなっております。これは今申し上げましたのは、宿泊客に関する数値のみでありますので、この時期といたしますのは日帰り客もほとんど動いていないと。全く来ていないということではございませんけども、非常に少なく、この損失を加えますと相当な経済の損失になるところでございます。

また、その他の観光客の動きに関するものとしましては、これはJR人吉駅構内に観光案内所がございますので、ここの業務で比較してみますと、昨年度同時期の取り扱い数、これが2,314件。これに対しましてことしの同時期の取り扱い数でございますが、これが1,038件でございます。前年と比較しますと55.1%の減、約半分でございます。

それから、私どもが直接やっております人吉クラフトパーク石野公園、これの入園者数でございますが、これは昨年度同時期が5,408人ございました。これに対しまして、今年度は2,098人と、前年比の61.2%の減となっております。また、石野公園の売店の売り上げに関しましても、昨年が92万円ございましたが、これに対しましてことしは48万円の売り上げでありまして、前年比で47.8%の減となっております。

それから、第三セクターのくま川下り株式会社でございますが、昨年の4月と5月の乗船客、これが5,516人、これに対しましてことしは1,870人で、前年と比べますと66.1%の減となっております。また、同社はラフティング事業も行っておりますので、このラフティングにつきましては、5月25日現在でございますが、教育旅行、これが23校が予約があったわけですけども10校がキャンセルされたと、そういう報告を受けております。ほかのラフティング業者につきましては、調査がちょっと状況が難しいというところがございます。

同じく第三セクターでありますくま川鉄道の観光列車、これは田園シンフォニーでございますけれども、昨年の4月と5月の乗客、これが1,246人でございます。これに対しましてことしは100人と、昨年と比べますと92%の減ということで非常に激減している。同社旅行部門では35件のキャンセルや主催されておりますツアー、これが中止となったという報告を受けております。

鉄道関係で、SL人吉、乗客数の比較でございますけれども、これにつきましては、SL人吉を運行しておりますJR九州熊本支社に照会をしたわけでございますが、これにつきましてはちょっと御回答はできないと。やはり営業に関係いたしますので難しいところでございます。

地震発生から2カ月が経過いたしまして、徐々にではございますが回復傾向に向かっているとのお声もございますけれども、今後も観光客の動向に関しましては注視してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 人吉の重大な観光について御説明をいただきましたが、やはり入り客が非常に減っているということで、今後どうしても頑張っていかなければいけないんだなと思いました。

そこで、その中でくま川下りも少し減っているんですけど、一番のあれがくま川鉄道ですか、これが1,246人から100人ということで非常に心配されます。ちょっと見にいったんですけど、私、無知なもので、ちょっと知らなかったんですけど、くま川鉄道のKUMA 1、KUMA 2がいつもとまっているものですから、何でとまっているんですかねという話をしたら、今月最後の日曜日ですか、何かその辺をもって廃止されるということでした。廃止されることで、観光客、それが今の田園シンフォニー、これだけで大丈夫なのかと。あとは高校生とか、地域住民の方も利用されておられますのでその影響はないのかということと、その廃止の理由、それについてお尋ねをします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

御質問の件につきましては、事業者でございますくま川鉄道株式会社に直接お尋ねをしましたので、会社からの回答をそのまま答弁させていただきたいと思っております。

KUMA 1、KUMA 2につきましては、議員がおっしゃったように6月26日を最後に廃車される予定でございます。廃車の理由でございますが、平成元年の製造以来、28年が経過し、元年というのは会社が立ち上げられたときでございますけれども、耐用年数を大きく越え、維持修繕の費用も年々かさんでおりますので、安全運行の面からもことしをもって廃車とされたところでございます。これは、田園シンフォニーを購入する際に、廃車の時期については会社のほうもその時期を見きわめていたというような状況も伺っております。

2つ目の観光や市民の方への影響でございますが、これは現在の田園シンフォニー5両が運行しておりますけれども、特に支障はないということを伺っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） KUMA 1、KUMA 2が今後どういうふうな経路を通るのかわかりません。解体されるのか、どこかにいくのか、展示されるのか、今後の課題だと思いますが、28年から耐用年数を越えながらもきょうまで人吉市の観光列車として動いていたということは素晴らしいことだなということで、KUMA 1、KUMA 2に対しても感謝しないといけないのかなと今思いました。大変列車はお疲れさまでしたということです。

そこで、全て人吉観光に大切な事業なんです。先ほど申しましたSL、球磨川、ラフティング、くま川下り、国民宿舎とか大切な事業です。そこで、ラフティングをされている方と会う機会がありましたのでお話をしたんですけど、ことしは5月の連休に100件ほどの予約があったということでしたが、熊本地震があり、修学旅行を初め、先ほど言われましたとおり、全てキャンセルとなったそうです。それから、きょうまで風評被害といいますか、そういうので仕事がないということで非常に悩んでおられました。いろんな話を聞いたんですけど、その方々はインターネットで募集をされたり、ホームページを開設されたり、またはいろんな方々に人吉は大丈夫ですよというのを発信したり、いろんなイベントに参加したりして発信されているようです。多分、今度の日曜日だったですか、日にちはよくわかりませんが、観光案内人というんですか、何かその人たちと鹿児島市内のほうにも一緒に行って、チラシを配布して、人吉は大丈夫ですよという発信をしてくるんだというお話をされました。

また、人吉温泉さくら会の皆さんにもあるところでお会いしましたので、そこでいろんな話が出てきました。また、皆さんもいろいろなところに出向かれて、人吉は大丈夫ですよと集客に頑張っておられるそうです。また、会員は会員で個人として自分の親戚とか、知人とか、昔の人を頼って人吉は大丈夫ですから、熊本を応援するために人吉に来てくださいよというようなことをしておられるようです。人吉の現状をわかっていただくために、周りの人たちが一生懸命頑張っておられますが、そこで、人吉市は観光について一番大切な産業といつも言っておりますが、その人たちからの話を聞くと、人吉市は何をしているのかなと。もうちょっと早く動けないのかなとか、そういう話をいただきました。市長あたりも皆さんいろんな場所に行って、人吉は大丈夫ですよというのを言っていておられますが、今後の人吉観光を全国に対して松岡市長はどのように考えておられるのかお尋ねをしたいなということ最後に聞きます。執行部としてどのようにまず考えておられるのか、答弁をいただきたいと思っております。

○経済部長（福山誠二君） それでは、御質問にお答えいたします。

いろんなラフティング協会とか観光協会、いろんな活動をされているわけでございますけ

ども、その中で本市の活動を、いわゆる人吉市として主にどうしているかというところでございます。このたびの熊本地震に関しましては、幸いにも本市には大きな被害、これはなかったわけでございますけれども、県下のほかの地域と同様に、いわゆる風評被害、これによる影響を大きく受けているところでございます。まずは、その対策といたしまして、本市の安全性、これを人吉は元気ですというアピールを行いまして、現在広くPRを行っているところでございます。人吉温泉女将の会「さくら会」の御協力をいただきまして、本市のホームページのトップ写真、それとかのチラシ、こういったものに活用させていただいております。ホームページをごらんいただければ、一番上のところにおかみさんたちと若おかみさんたちがずらっと並んでいらっしゃいます。非常に笑顔で元気を出していただいております。

さらに、私どもといたしましては、情報発信といたしましてシティプロモーション推進室、これは新しくございますので、ここが運用いたしておりますフェイスブックのページでございます。日本のふるさとひとよし、これでは熊本地震発生後、頑張ろうチーム熊本、人吉絆リレーと題しまして、被災地応援と人吉の元気発信のために、人吉の多くの皆様方の写真とメッセージを投稿しております。また、経済部が運用いたしておりますフェイスブックのページでございます。i t ' sひとよし、これがございますけれども、これでも人吉の元気を発信するPR活動報告を投稿いたしております。

また、外向けのイベント、広報でございますけれども、これは去る6月1日でしたが、アユ漁の解禁に合わせて、中川原の河川敷、ここにおきまして、アユつりとアユの塩焼き、それからたかぼ焼酎、こういうものを用意いたしまして、人吉にどうぞおいでくださいと、これは外向けのアピールをしたところでございます。こういった情報発信、非常にやっておりますのが、人吉の元気をPRしているというところです。

そのほかに地震に対します風評被害対策、これに対します特別のチラシを作成いたしました。これにもおかみさんたち載っていただいておりますけれども、通常のパフレットがございますが、その中に挟んで、それとともにまずは5月24日でしたが、これは広島におきまして、観光商品の説明会がございましたのでそこでPRをいたしております。

次に、6月3日から5日、つい先週でございますけれども、福岡市役所のふれあい広場におきまして熊本観光物産展、これでPRをいたしております。

今後は6月17日から19日でございますけれども、博多駅におきまして、「元気に！九州」観光PRがございますのでここへ参ります。

それから6月26日、先ほども申し上げられましたが、鹿児島中央駅のアミュプラザ鹿児島、ここにおきまして、人吉温泉観光協会のPR、これと一緒に参りまして、人吉の元気をPRしてまいる予定でございます。いずれにおきましても、本市、それからひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会、それに人吉温泉観光協会、人吉温泉女将の会「さくら

会」でございます、それから人吉温泉旅館組合、こういった各観光団体と協力いたしまして、一体となって活動を進めているところでございます。

震災直後からすぐに取り組んでおります情報提供、これにつきましては、今後も雑誌や情報誌、テレビスポット、こういったものによります宣伝、それから情報番組での情報提供、これを熊本県、福岡、鹿児島、宮崎、大体一番多いのは福岡からの観光客が多いわけですが、一番近目の鹿児島とか宮崎、こういうところにも中心的に取り組んでまいりたいと。このように観光宣伝に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 先ほど松岡市長には、質問は最後にとということにしましたので、今度質問しますので準備をしていただければと思います。

人吉市が、人吉の観光団体とかいろんな方と一生懸命にされているというのがはっきりわかりました。いろんな方とお話するとき、やはりそのあたりを私たちも「いや、人吉市はこういうことでしているんですよ」というのを発信する義務もありますので、しっかりした答弁をいただきましたので本当に安心しました。今後ともまだまだ大変だと思いますが、努力をして発信していただきたいなとお願いをしておきます。

くま川下りの話をちょっとしたいと思うんですけど、くま川下りの急流コースを廃止することで、二度と復活は難しいという話をあるところでもされました。これは、えっ何ですかという話をしたら、車の運転をしながら、もう年をとって乗らなくなって、いざ乗れといったら乗れなくなるのと一緒ですよというような話でした。今後、高齢化社会が進むと、ショートコースを楽しむこともでき、くま川下りをしたという観光客の安心感というものをうまくいけばできるんじゃないかなという話もされておられました。そういうことをお聞きしたら、今後人吉の観光が生き延びていくためには、いろんな努力をしないとイケないんじゃないかなと思います。先ほど言いましたように、松岡市長に最後に、人吉の先頭に立って全国の皆さんに対し人吉は大丈夫ですよ、熊本地震の復興を最大限に努力します、人吉は元気で一生懸命しますよ、そのためにも人吉に来ていただけないでしょうかというようなPR活動をしていただきたいなという私の希望です。松岡市長はどのような決意をもっておられるのか、最後にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

人吉球磨は県内の他地域に比べますと、幸いにも被害が少なく、安全で元気に過ごせているところでございますが、議員も御指摘のとおり、観光客や宿泊客が激減しておりまして、旅館、ホテルのみならず、先ほどもありましたように、ラフティング等の観光に関するような業種、または生産、小売り、販売業、飲食業などへの落ち込みも見られておりまして、二次的な風評被害による地域経済に対する影響が大きく、人吉球磨観光非常事態だというふう

に捉えております。

5月31日に球磨地域振興局、広域行政組合、商工会議所、JR九州、人吉温泉観光協会、温泉旅館組合といった関係団体にお集まりいただきまして、熊本地震復興・経済活性化連絡会議を開催し、近況報告と情報共有を行っております。また、6月9日にはひとよし未来会議を開催いたしまして、関係団体から主に若手の方にお集まりいただき、熊本地震による影響、対策や今後の人吉球磨の観光振興、情報発信について協議していただきました。先ほど部長が御答弁しましたように、その後の期間につきましてもさらに深刻な状況で、いずれの会議でも悲痛な叫びが聞かれたところがございます。

本市でもさまざまな取り組みを行ってきており、各団体でもそれぞれに活発な活動を行ってこられておりますが、先ほど議員からもありましたように、情報力、発信力不足も否めないというふうに感じているところがございますが、それに加えまして、今後さらなる施策を講じる必要があると強く感じております。観光業と申しますのは、それぞれが得意分野をお持ちでございます。それぞれが持てる力を結集して、人吉全体として観光客の誘致に一体となって取り組んでまいりたいというふうに思います。まずは日常を一日も早く取り戻し、そしてその先にさらに多くの観光客にお越しいただけるように、各関係団体と一緒に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 最後に、人吉市職員の方々に今度の地震で事務をされている場所がそれぞれ変わって大変な思いをされていると思います。健康に十分留意していただきたいと思います。そのためにも、市長のほうには働く環境整備、そういうのを十分確保できるように、それが人吉市民の最新、最大の安心・安全な生活を守ることにつながるんじゃないかなと考えます。できましたら、無理かもしれませんが、任期中にでも市庁舎をつくるんだというような意気込みをもって事業を進めていただければと思います。それをお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時05分 休憩

---

午後1時10分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君）（登壇） 皆さん、こんにちは。15番議員の永山芳宏でございます。久々の一般質問でございますので、そしてまた午後からということで、少しの間おつき合いいただければというふうに思っております。



4月14日、16日に発生しました熊本地震において犠牲になられた方々に対し、心から御冥福をお祈りいたします。地震後2カ月がたちますが、避難場所での生活、まだまだ不自由な生活を送られている皆様へ、一日も早く通常の生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。

農家の方々におかれましては、田植えの時期で忙しい日々であります。被災された地域では水田の被害もあり、また水田に水を送ることもできない地域もあり、ことしの米づくりを断念された方々もおられ、私自身、農家の一人として心中を察している次第であります。私も昨日まで開会後から約4ヘクタールの田植えを済ませてきたところであります。少々田植えの疲れが残っておりますが、通告に従いまして一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。

施政方針より、熊本地震発生を本市の災害対策にどう生かすかということで、地震発生後2カ月がたち、余震も少なくなり終息に向かうと思っていたら、12日夜10時過ぎにまた八代市坂本町で震度5弱の地震が発生し、まだまだ警戒をしなければならない状況になると思ったところであります。今回の熊本地震が余りにも身近に発生したことから、今後の本市の防災対策にさまざまな点で被災した地域を教訓に地震後の対応や果たすべき役割を感じているところであります。施政方針の中に、地域防災計画の地震災害の部分の見直し等が必要であると明記されております。私も改めて平成27年度の人吉市地域防災計画書に目を通したところでありますが、どの部分の見直しをされたのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

生命、それから財産を災害から守る防災対策は、毎年のように発生する大災害を受けまして、常日ごろから関係機関が対策を講じるなど、全国でさまざまな現在、防災対策が行われているところでございます。

御質問の地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、本市であるならば、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的としまして、災害にかかわる事務、または業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得まして、総合的かつ計画的な対策を定めた計画でございます。自治体の防災マニュアルというべき計画となっているところでございます。

今回の地震対応で、被災地では防災計画書をマニュアルの1つとしてさまざまな課題をクリアしながら、復興に向けた取り組みをなされているところでございます。本市におきましては、震度5弱の地震で、状況的には5弱の地震でございまして、他の地域と比較いたしますと大きな被害はありませんでしたが、災害対応については、初動体制の確立、それから通信手段の確認、それから避難所の運営、避難される方へのきめ細かな対応、それから職員の配置、外部機関との連携などなど、さまざまな分野にどのような問題があったのかを、現在、今収束しておりますので、検証を行っているところでございます。今回の地震では、やはり

さまざまなことが浮き彫りになりましたので、そういうところをしっかりと受けとめて検証の中に入れ込み、そして見直しを今後やっていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君） 詳しく答弁いただきましたが、要は震度による本部設置基準、いわゆる初動体制を周知された震度による体制が1ランク強化した見直しをされるということで理解をしたところでございますけれども、具体的にはどういったことを盛り込まれるのかお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

今、永山議員おっしゃいましたように、非常時ということで25日間、4月14日の前震から計画書に定めてあります初動体制、これを1ランク強化した形で体制に当たったということでございます。

現在の防災計画書では、震度4の地震で防災安全課による情報収集の対応、それが第1警戒体制と申します。それから、震度5弱以上の地震で災害連絡情報本部の設置、これは第2警戒体制と申します。そして、最も地震が大きい場合、震度6弱以上の地震で、このときに初めて災害対策本部を設置する、これ第3警戒体制と申しますけれども、そういう状況で定めているところでございます。これを先ほどの1ランク強化したということは、震度5弱であったわけですが、本来であれば災害対策本部を設置する必要はなかったわけですが、マニュアルよりも重く見たと、地域防災計画書に書いてあることよりも重く受けとめて、震度5弱の時点で災害対策本部を設置したというような状況でございます。

今回の経験で、現在の基準では災害対応の初動体制を十分に確保することは困難であることが明らかになりました。基準体制よりも1ランク強化して、震度3の地震で防災安全課による情報収集の対応、それから震度4以上の地震で災害連絡情報本部の設置、そして震度5弱以上の地震で災害対策本部を設置する、そういう体制を今後とっていきたい。要するに、現在も地域防災計画は見直しまでは至ってませんけれども、運用という形で今対応させていただいているところでございます。おとといでしたか、震度3の地震が10時過ぎにありましたけど、もうその時点で避難をしたいというような問い合わせが五、六件、市のほうにもあったわけございまして、そういう状況からすると、やはり今回の地震のおそれは、まだ市民のほうにしっかりと根づいているということを感じたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君） 28年度の地域防災計画書には、今度の見直しの点は盛り込まれないというふうに思っておりますが、毎年、この地域防災計画書は5月の防災会議の決定内容が盛り込まれたのが私どもにも、いわゆる9月ぐらいに配付されるわけでございますけれども、今

後、まだまだ余震が続く中では運用面ではなく、強化した見直しで順次対応されるというふうに思いますが、新たな見直し、改正という点では、29年度の防災計画に位置づけられてくる部分も多くあるんじゃないかなというふうには思っているところでございます。

今後の災害対応についても引き続き警戒をしながら、またいろんな面で運用していただければなというふうに思っているところでございます。また、災害の規模にもよって違ってくると思いますが、特に職員の配置、または避難者への対応が優先されるというふうに思っております。災害時には特に人が人を動かさなければなりません。地震災害応急対策計画には、指揮系統の確立として、大規模地震が発生した場合、市長の指揮のもと指揮系統を確立し、迅速かつ的確な対応を行うと明記されております。市長、お願いしますよ、指揮を。

そういったことをお願いし、この件については終わりますけれども、また次の項目でございまして、地震が発生するたびに、テレビや新聞等で地震の震度が公表されます。地震計は市内には何カ所設置されているのか、また感知されたデータの集約はどのように発表されているのかお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

本市の地震計は3カ所に設置をされてます。市内3カ所に設置をされておまして、設置箇所といたしましては、球磨地域振興局内、それから川上哲治記念球場の敷地内、それから人吉市立西瀬小学校内に設置をされているということでございます。

少し専門的になりますけれども、地震計には3種類の地震計がございまして強震計、それから高感度地震計、それから広帯域地震計がございまして、球磨地域振興局と川上哲治記念球場に設置されておりますのが強震計となります。強震計は全国で1,000カ所に設置されておまして、震度を確実に記録するための地震計であり、主に工学的な研究に役立てられているところでございます。この強震計の震度が一般にテロップなんかで公開される、いち早く情報がもたらされる、そういうものになっております。西瀬小学校に設置されておりますのが、高感度地震計というものが設置されております。高感度地震計は全国で800カ所に設置されておまして、人が感じるできない微弱な揺れを観測し、これは深さ100メートル以上掘削した井戸に設置されておりますことから、地震の起きた位置の推定、要は震源の決定、そういうものに用いられるということでございます。この高感度地震計の震度は一般には公開をされていないということでございます。

それから、2点目の感知されたデータの集約でございまして、震度の発表はさまざまな機関で公開されておりますので、一例として気象庁の震度データベースを紹介させていただきますと、震度データベースでは全国の地震を震度1以上から検索できるデータベースとなっているところでございます。古くは1923年、これは大正12年1月1日から、過去の地震の場所、それから震度を検索することができます。震度計は平成3年に開発されまして、平成8年4月に全国の観測が全て震度計によるものとなっております。それまでは職員による体感観測、

そういうものによって地震の規模をあらわしていたということだそうです。

発表につきましては、球磨地域振興局の強震計は気象庁が設置しておりまして、計測データは直接気象庁のほうへ送られるということになっております。それから、川上哲治記念球場の強震計は国立研究開発法人防災科学技術研究所が設置しておりまして、この計測データは1度、防災科学技術研究所、これは茨城県つくば市と兵庫県三木市にあるそうなんですけれども、そこを経由して気象庁へ送られるということになっております。この2カ所の強震計データが緊急地震の速報の値として公表をされておりまして、どちらか強い震度を人吉の震度として発表されております。

おとといの10時過ぎのやつは3でしたよね。震度3ということで人吉は発表されましたけれども、これは川上記念球場、蟹作にある強震計が震度3、それから球磨地域振興局にある強震計は震度2であったわけでした、震度3のほうの人吉の震度として発表されたら、そういう状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君） 御答弁いただきましたけれども、3カ所、人吉市内の西瀬小学校、川上記念球場と球磨地域振興局ということで知ることができましたけれども、実際、地震の震度の公表のたびに、テレビですぐ市町村名等が出て、数字が出てくるわけですけども、どこにあるのかと気にもとめてなかったんですけども、この前、災害対策支部がありまして、その中で参加者の方が地震計はどこにあるのかなって言われて、私もあら本当どこにあるのかなというふうに思ったものですから、市内のどこに設置されてるのか、そしてまた幾つあるのかというのを確認させていただいた次第でございます。市役所にはあるのかなというふうには思っただけですけども、球磨地域振興局ということでございましたので、理解をしたところでございます。

この件については確認ということで終わらせていただきますけれども、次に、14日、16日と前震、本震と言われますけれども、そのときに本市の水源地の濁りが発生しております。今回、震度4また震度5弱の揺れで濁りが発生するというところでございますので、茂ヶ野水源地と古仏頂水源地において濁りが発生したということでございますけれども、連続した震度4の地震と、またそれ以上の6とか7とかなれば、恐らくこの人吉市のライフラインは大丈夫なのかというふうなことを思ったところでございます。そういった濁り対策についての件をお尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） 皆さん、こんにちは。御質問にお答えいたします。

議員に御指摘いただきましたように、今回の地震の影響によりまして、水源地の水に濁りが生じ、結果的に本市の一部地域におきまして断水せざるを得ない状況になり、市民の皆様が大変御迷惑をおかけしましたことに、水道局としまして改めましておわびをさせていただ

きます。

ここで、断水に至りました経緯につきまして御説明させていただきます。本市には3つの水源がございますが、そのうち茂ヶ野水源地と古仏頂水源地は湧水、湧き水でございます。もう1つの井ノ口水源地は浅井戸となっております、いずれも地下水でございます。今回の地震、特に16日の本震、震度5弱でございますが、これにより一時的に3つの水源全てが濁りましたので、配水池の水が濁らないように、各水源地から各配水池への送水を停止し、配水池にためてある水だけで各家庭に給水をしておりましたが、井ノ口水源地に関しましては濁りは発生しましたものの、すぐに回復しましたために、井ノ口水源地からの給水でほかの区域をある程度カバーできるように調整をし、対応をさせていただいております。

しかしながら、議員の御質問にもありましたとおりに、茂ヶ野水源地と古仏頂水源地の回復がおくれまして、それぞれの配水池の水量が不足してきたため、配水池からの給水を停止し、断水をさせていただいたものです。特に、茂ヶ野水源地の回復がおくれまして、赤池配水池や大畑配水池からの給水区域の皆様や、原城配水池の給水区域で高台にお住まいの皆様には復旧まで1日と17時間を要しまして、特に御迷惑をおかけした状況です。

御質問が震度4で濁りが発生したが、震度6とか7の場合、ライフラインは対応できるかということでございます。震度4の前震でも水源地には濁りが生じておりますので、震度6や震度7の大地震となりますと、当然濁りは生じますし、回復するまでの時間も今回以上になるものと見込まれます。また、濁りだけではなく、水道施設や管路にも多大な影響が発生するものと思われまます。昭和32年から給水を開始しました本市の水道施設の多くは老朽化しております、耐震性能も不足しております。今年度から原城配水池の更新に向けた調査等に取りかかりますが、全ての施設の耐震性能を高めるには時間を要しますし、管路につきましても基幹的な管路の耐震化率も毎年少しずつ上昇はしておりますが、平成26年度末で10.92%という状況であり、この管路にも大きな被害が発生するものと思われまます。

現在のところ、水道施設の管路につきましても耐震に対する取り組みには長期間を要しますが、水道事業者としまして収支のバランスを考慮しながら進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君） 答弁いただきましたけども、震度6、震度7の大地震になれば、それぞれの建物の倒壊とか、そういったのも危惧されますし、またそれ以前の水道施設とか水道管も相当破損等の被害が出るというふうに思っておりますけれども、耐震性能改修とか何かで取り組まれておりますけれども、抜本的な水源地の濁り対策ということは、現在のところ何か方法というものはございますでしょうか、お尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

水源地の濁り対策でございますが、理想的には抜本的な解決策としましては浄水場等の設

置になるかと存じます。しかしながら、本市の水源地の水量を賄える施設、浄水場となりますと、1カ所当たり10億円を超える費用が見込まれまして、先ほど申しましたように既存の施設の改修を控えている本市にとりましては、視野には入れながらも、なかなか現実的な選択肢ではないかと存じます。また、災害時のみの仮設と申しますか、臨時的なろ過装置等の設置も今回も検討いたしました。そういった施設は1日当たり最大で1,000立方メートルまでは対応できるものがあるようでございますが、本市の3つの水源地のそれぞれの水量を賄える浄水器につきましては、現段階ではないようでございます。

濁り対策の方法という御質問に対し、直接の答弁にはならないかもしれませんが、今回の断水に対する対策の方向性としましては、何らかの形で配水池への給水を確保するか、何らかの形で配水池の容量をふやすかということになるかと存じます。要するに、水源地が回復するまでいかに時間を稼ぐことができるか、断水という状態にならないようにすることができるかということになるかと思えます。

今回の地震で熊本市の水源地も濁っておりますが、お聞きしましたところ、水源地自体の濁りは二日程度で低減したとのこととあります。本市の水源地も回復の早い水源地に関しましては同程度で回復するのではないかなと見込んでおります。まだ、濁り対策に関しまして明確な答えは持っておりませんが、将来を見通した上でどういった方法が費用対効果も含めて合理的であるかを調査、研究してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君） 浄水場の施設整備については多額の経費がかかるようございまして、また災害時の簡易的な濁りの対策施設につきましても、本市の3水源の容量からすると、無理なような感じもしますけれども、まずは濁りが澄むのを待つしかないかなというふうに感じたところでございます。濁りが減じるまでの間は、またそれぞれ備蓄のペットボトルの飲料水の飲用とか、また支援物資もそういったときには届けられるというふうには思いますけど、それまでのいわゆる現在配水池の水が数カ所ございましてけれども、その配水池の水はそういう回復するまではどれぐらい対応できるのかをお尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

配水池の貯留量は水道施設設計指針によりまして、12時間分以上の有効容量を確保するようになっております。本市は現在配水池を7カ所設置しておりまして、合計容量は1万3,313立方メートルとなっており、およそ1日分の容量となります。現在、1日分、年間平均して1万2,000立方メートルでございますので、1日分の容量となります。ただ、常に満杯というわけではありませぬので、80%としましても約1万立方メートルとなり、季節や時間帯により異なりますが、1日分に若干満たない貯留量ということになります。

ただ、一番最初の御質問にもつながりますが、震度6、震度7の大規模災害時には管路や

宅地内水道管からの漏水を防ぐために、直ちに配水池からの給水を停止し、応急給水用として確保することになろうかと存じます。人が命をつなげるために必要な水量は1日3リットルとされていますので、約3万4,000人の市民が1日に必要な水量は10万2,000リットル、すなわち102立方メートルとなります。耐震性が確認されている配水池や、耐震診断は未実施ですが、比較的新しい配水池の合計容量が大体約4割ぐらいございますので、応急給水分としては相当な日数分を確保できる見通しでございます。

繰り返しになりますが、現在進めております水道施設の更新や管路の耐震化を一足飛びにはいきませんが、着実に進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君） 答弁いただきましたけれども、人が命をつなげるための必要な水でございます。私も大津に同級生がおりますので、16日の日は昼からでございましたけれども、電話をいただいたので水を持っていくことができましたけれど、とにかく水を持ってきてくれということでございましたので、何日か分ではございましたけれども、対応できたというふうに思っております。今後、市についても災害時の地震ばかりでなく、さまざまな災害についてもやっぱり必要な水でございますので、最低限確保していただければなというふうに思っているところでございます。この件についてはこれで終わりたいと思います。

続きまして、木造住宅の耐震診断についてであります。今回、熊本地震では多くの木造住宅が被災し、1回目では倒壊は免れたものの、2回目において倒壊した家屋の下敷きになられた人もおられます。市長も施政方針の中で、全ての市民の皆様が頑強な家屋に住んでおられるわけではないと言っておられます。自分の家が耐震性があるかないか、知る方が今後ふえてくるのではないかと思いますし、また耐震補強工事をしないと住めない、また余震が続く中で心配であると思われる方も多いと思います。

そこで、新耐震基準、昭和56年5月以前に建てられた本市の住宅は何軒あるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

旧耐震基準による住宅の数でございますが、平成20年5月に策定いたしました人吉市建築物耐震改修促進計画によりますと、平成15年住宅土地統計調査をもとにした推計による居住住宅は1万4,070戸となっております、そのうち、昭和56年5月31日以前の住宅は7,380戸となっております。率にいたしまして52.5%となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君） 答弁をいただきましたけれども、本市の場合、1万4,070戸のうち7,380戸、52.5%、いわゆる半分が新耐震基準判定前の住宅となるわけでございますけれども、私

の家の半分はその以前のものでございますので、どやかせんばんなというふうには思っているところでございますけれども、市内には空き家も多ございますし、また中山間地も空き家もあるわけでございますけれども、先ほども申しましたように、やはり自分の家が耐震性があるかないかを知る、また心配であるということを考えれば、耐震診断を受けて耐震改修促進事業とあわせて、本市が実行しております住宅リフォーム事業等の併用ができないかという点でお尋ねをいたします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

現在、本市におきましては、国の社会資本整備総合交付金事業を利用いたしました戸建て木造住宅耐震診断事業及び戸建て木造住宅耐震改修事業、並びに市の単独事業で行います住宅リフォーム促進事業を行っております。

議員御質問がありました耐震改修工事の補助とリフォーム工事の補助を併用することは可能かということでございますが、両方の補助制度を活用して、平成25年、平成26年、平成27年度にそれぞれ1件、合計3件が耐震改修及び住宅リフォームが行われております。なお、耐震改修工事の対象となります住宅は、耐震診断事業の補助を活用し、耐震診断をした結果、構造耐震指標が基準未満と評価された住宅となっておりますので、併用して利用される場合は注意いただきたいと存じます。また、今回の熊本地震を受けまして、市民の皆様の耐震化等に関する要望も増加するものと予想されますので、耐震事業及びリフォーム事業の予算につきましては、国や県及び財政関係部局に要望してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君） 併用は可能ということでございますけれども、25、26、27年と1件ずつの3件ということで、意外と少ない利用だったなというふう感じたところでございます。今後、地震災害対策の、また予防対策としてぜひ推進していただきたいというふう思っております。この件については終わります。

次に、庁舎建設について、市長の考えについてでございますけれども、市庁舎機能の移転の決断はよい選択だったというふうに思っております。選挙公約の1つであった庁舎建設カルチャーパレス案も、今回の熊本地震で庁舎機能移転により、一時的ではありますが実現したのではないかなというふうに思っております。

しかしながら、建設位置については市長みずから問題提起をしながら、私ども議会が特別多数議決した西間下町字永溝7番地1一帯に差し戻されたことになるというふうに思っております。カルチャーパレス案から見直し案、A案、B案と議論してきた時間が建設にもおくれが生じたこととなります。建設位置は施政方針で示されたので、これから基本計画、実施計画と進めていかれるわけですが、防災センター機能を備えた市庁舎の規模、構造など、具体的には言葉での答弁になるのでわかりづらいとは思いますが、市長としてはど



のようなものを考えておられるのか伺います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私は市庁舎自体が防災センターであり、少し極端な例えではありますが、防災センターの中に市庁舎があるというイメージを描いております。それは、どの施設よりも堅固であるといった強靱さを意味しておりますし、機能といった点でも防災のための情報、指揮命令系統、施設、備蓄、機材などの集積等に及ぶ拠点性を備えたものを目指してまいりたいと考えております。

規模、構造といった具体的なことについても早急に決定しなければなりません。規模については総合型庁舎ということや防災センター、例えば市民の一時避難を受け入れる場所としても想定をしておりますことから、ある程度の規模のものになると考えておりますし、構造につきましては耐震、免震、耐火といった防災面や当然施設規模や経費的なことも照らして決定してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君） 今後の庁舎建設はやはり本市ばかりでなく、被災を受けました八代、宇土、益城、大津、今後天草また水俣市においても、そういった防災センター機能を備えた庁舎になるかというふうには思っておりますけれども、絶対必要でありますし、防災センターというのはあらゆる設備をして避難所を踏まえた庁舎になるかというふうには思っておりますけれども、今後7月1日には市庁舎建設準備室を設置され、詳細な部分はまた議会のほうにも知らせるといふふうには思っておりますけれども、どうか市長には凜としたビジョンを持っていただき、基本計画、実施計画が長引くことがないようにお願いしたいというふうには思っているところでございます。

次に、庁舎への木材利用の考えについてであります。公共施設への木造建築、木材利用が全国的にも多く利用されてきております。本市も林業の先進的な地域であり、庁舎建設に合わせて伐期を迎えた良質な木材が生産されております。地域資源を活用する点からしても、庁舎に木材を利用しないというわけにはいかないと思います。候補には木造だけの庁舎、木造プラス一部RC造、また木造プラスRCづくりプラスステンレス造の混構造とありますが、庁舎への木材利用の考えを伺います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本市、また本地域は森の国でもございますので、地元木材の利用については公共施設を初め積極的に努めてまいらなければならないと考えております。

市庁舎建設については、木質ハイブリッド集成材や木質の大判パネルであるCLTなどの利用が木材の実用性を高めており、耐火、耐震、免震にもすぐれていると聞き及んでおりますし、RCやSRC構造であっても地元木材を大いに取り入れたものにしたいと考えており

ます。つまり、地元木材の利用は、市庁舎建設においても大きなテーマの1つだと捉えております。特に、本市は現在、成長戦略としてスマート林業に取り組んでおりますが、このリーディングプロジェクトと市庁舎建設をどうにか連動させ、本市らしい事業が展開できないかということも考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君） 木材の利用の考えを答弁いただきましたけども、本地域は木材振興の観点からも、1本でも多く利用していただいて、地産地消はもとより地場産業の育成による地方創生につなげていただければなというふうに思っております。

ここで木材のよさをちょっと述べさせていただきますけども、木材のよさには心地よい木の香りや心地よい湿度、暖かい、やわらかいという特性がございます。低温環境下における床材質の違いによる自覚症状の比較でも、木材床とコンクリート床では眠気とだるさ、注意集中の困難さや局在した身体違和感がアンケートの答え率から、木材床のほうが半分以下のようにあります。また、インフルエンザによる発生率もRCづくりに比べて半分以下であり、庁舎で働く職員の病欠の減少、また仕事への能率アップに効果があるというふうに思います。さらに、木造のほうが建設期間も短く、また空調管理のランニングコストも削減できます。今、述べましたようなことを最大限に考慮していただき、木造による市民の皆様にご褒めされる庁舎を建設しましょうではありませんか。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時57分 休憩

---

午後2時11分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。9番議員の豊永貞夫でございます。まづもって、今回の熊本地震におきましてお亡くなりになられた多くの方々、また被災されました方に御冥福をお祈り申し上げますとともに、お見舞いを申し上げたいと思います。そして、今現在、大学生の1名の方が行方不明のままです。一日も早い救出を祈りたいと思います。回数こそ減りましたが、余震はまだ続いております。まだまだ安心できない状況が続いておりますが、復旧、復興へ向けて動かなければなりません。国の補正予算も通り、これから本格的な復旧、復興がなされると思います。同じ熊本県民としても私たちでできることは応援していきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。本日は2項目です。防災について、本

市の地震における市内の水道水、断水における状況についてでございます。また、もう1つは市民の声からSL人吉についてでございます。

まず、1点目の水に対してのことでございます。人吉の水はきれいでおいしいということは誰もが認めるところでございますが、4月14日夜の前震と16日未明の本震の影響で茂ヶ野水源地と古仏頂水源地の濁りが発生し、川南、球磨川の南側の地域を中心に断水を余儀なくされました。井ノ口水源地については濁りが消えるのが早かったため、断水には至らなかったようであります。

そこでまず初めに、今回の地震により本市が受けた影響として、全協でも説明は受けておりましたが、断水日数とその範囲、その間、応急的に給水車で給水をされましたが、その給水所の設置箇所と給水に来られた人数、それと給水袋の今現在の保有数と使用数、給水車の保有台数について質問をいたします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

初めに、断水の日数及び範囲という御質問でございますが、4月16日土曜日正午から4月17日日曜日の朝6時半までの18時間30分を古仏頂水源地から取水します蓬莱配水池、永野配水池の区域を断水区域としました。また、同じく4月16日土曜日正午から4月18日月曜日の朝5時までの1日と17時間を、茂ヶ野水源地から取水します大畑配水池の区域、赤池配水池の区域及び原城配水区域の一部を断水区域といたしております。なお、議員御質問で御紹介されましたように、球磨川より南の区域を断水区域としてお知らせさせてもらっておりますが、実際は井ノ口水源の水のほうをかなり強く押してまして、川南のある程度の地域までは実際は水が給水できてるところでございます。

次に、給水所の設置箇所数、給水した人数についてお答えいたします。4月16日土曜日は正午から22時まで、市内8カ所で給水所の設置を行い、市民の皆様に御利用いただきました。そのうち1カ所の給水所、西間下町の当時の別館でございますけども、ここは17日の朝6時まで開設いたしております。また、中神町不動坂近辺の市民の方から水の出が悪いという連絡がございましたので、急遽、同地区にも給水所の設置を19時から22時まで行いました。16日に給水所を利用されました市民の皆様は1,174名でございます。4月17日日曜日は朝6時半から20時まで、市内5カ所に給水所の設置を行い、御利用いただきました。御利用されました市民の皆様は705名でございます。2日間合わせまして、延べ14カ所の給水所の設置を行い、延べ1,879名の市民の皆様に御利用をいただいております。

次に、給水車の保有台数でございますが、給水専用車両は保有しておりません。給水タンクを積載する車両を2台保有しておりまして、応急給水用の給水タンクを1,000リットルを1基、500リットルを5基保有しております。また、今回の地震では管内の町村に給水タンクの借用をお願いしたところでございまして、1,000リットルを2基、500リットルを6基、300リットルを2基、お借りしております。

人吉市の所有します給水タンク及び町村から借用いたしました給水タンクを、災害時の応急復旧活動に関する協定を締結しております人吉市管工事協同組合の皆様、16日には14名、17日は10名の応援をいただいております、またそれぞれの事業所の車両2トンダンプ10台をお借りしまして車に積載し、応急給水を実施したところでございます。

給水袋の枚数につきましては、1,000枚を緊急時のため保管しておりました。4月16日には385枚、4月17日には150枚の合わせて535枚を配付しておりますので、現在、残りは465枚となっております。すぐに給水袋のほうの補給をしたいんですけども、今、全国的に品薄になっているようでございまして、確保でき次第、また補完をいたしたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） ただいま答弁いただきました。2日間で1,879名の方が給水所のほうに足を運ばれて、水を持って帰られたと。それだけ水というのは日ごろは全然気づかないと思うんですけども、水というのは本当に人吉球磨地方においてはただ同然のように思っている方、かなりいらっしゃると思います。こういうときに限って、やはり水というのが使えないと不便だと、やはり改めて思った次第であります。

今回の地震において、そういったのもあらわれてるんでしょう、人吉市内の店頭からミネラルウォーターが消えました。これは市内の断水が原因で水の確保ということもあるんでしょうけども、被災された方への救援物資確保のために購入された方もいらっしゃるのではないかと、そういう現象だと思っております。

先ほど給水車は人吉にはないと言われておりましたけども、1,000リットルのやつが1基、また500が5基、それを運ぶ車が2台だということではありますが、やはりほかから借りて何とか賄ったと思うんですけども、地震の際には人吉に限らず、人吉球磨一帯が多分被災されると思うんですね。そういったときに本当に借りれるのかと、そういった意味では、やはりこういうタンクを積んで運べるような車もやはり保有しておくべきではないかと思っておりますので、その辺についてはまた検討していただきたいと要望しておきます。

また、給水袋ですね、1,000枚は保存していたけども、実際使用して残りが少なくなった。その袋に関しても、多分使用期間っていう、賞味期限じゃないですけど、使用期間の期日があるんだと思います。そういった意味でなかなか長期の保管ができないんじゃないかと思っておりますけども、やはり今回535枚出たということは、やはり全体的な断水があったときには足らなくなると思いますので、その辺についてもまた検討していただければと思います。

実際、我が家も断水したということで給水所に水をもらいにいきました。実際にはそのまま飲めないということで、煮沸してくださいという注意はいただきましたけども、実際にはそのまま飲みました。おいしい水でございましたので、大丈夫でございました。

今回の断水では茂ヶ野水源と古仏頂水源の濁りが原因で断水になったんですが、永山議員

の先ほどの質問でもありましたとおり、やはり濁りに関しては地域によってはとれやすい、とれにくいというのはあったらうかと思えます。井ノ口水源地では濁りが早くとれて、給水開始もすぐにできたということでございますけども、この3カ所の水源池の場所で、地理的に井ノ口水源だけ離れていますけども、古仏頂水源と茂ヶ野水源との違いをお尋ねいたします。また、熊本市の水前寺公園の池が干上がったという報道がありました。大変心配されたところでもありますけども、今現在では回復しているようでございます。本市の水源地の湧水量に、今回の地震で湧水量に影響は出なかったのか、その辺についてお尋ねします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

古仏頂水源と茂ヶ野水源との違いでございますけども、この2つの水源は湧水、湧き水でございます。井ノ口水源は同じ地下水ではございますが、浅井戸でございます。ちょっとここで浅井戸について説明したいと思うんですけども、非常にわかりづらい説明になるかと思えますので、身ぶり手ぶりも含めましてお願いいたします。

地下水を簡略化して御説明しますと、雨水が地中にしみ込みやすい層がございます。しみ込みやすい層を透水層と申します。そして、しみ込みまして、地中で水をしみ込みにくい層がございます。ここが不透水層と申しまして、この不透水層の上で、透水層内の移動しやすい、そういう移動性の高い層、ここを帯水層と申しまして、この帯水層を流れているものが地下水でございます。湧水と申しますのは、地下水が地表にあらわれる、いわば最終地点になるかと思えます。井戸は地下水の流れの途中から水をくみ上げてるものでございますので、そういったところが、今回その回復の差につながったのではないかなと思っております。

なお、場所によっては透水層、不透水層、透水層、不透水層と重なってる場所もございます。浅井戸と申しますのは、文字どおり浅い井戸で、一番最初の不透水層よりも上部の透水層から水をくみ上げるものが浅井戸でございます。その下からくみ上げるのが深井戸というところでのそういった区別がございます。一概に湧水よりも浅井戸が地震に強いとは言えないかと存じますが、本市の3つの水源におきましては浅井戸への影響が少なかった、井ノ口への影響が少なかったということで、一定の給水は確保できた次第でございます。

最後に、湧水量でございますが、3水源とも現在のところは影響はないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 違いは地下水と湧水の違いだと、身ぶり手ぶりでされましたけど、二重構造だというふうに理解してよろしいんですね。二重にあって、その上の段のほうが浅井戸だということですね、わかりました。済みません。

今回、3カ所の水源で2カ所がだめになったんですけども、ただ、最初のうちは濁りも井ノ口水源のほうであったということでございますが、今回3カ所がもし断水するように濁り

がとれなかった場合の対策というのは何か考えておられますか、一応お尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

3水源が濁る、使用不能となった場合ということでございますけども、恐らくそういう場合というのは、大地震、震度7クラスの地震が発生した場合というのが想定できるかと思えます。先ほど永山議員の御質問にもお答えいたしました。そういった場合には、もちろん濁りもなかなかとれないと思えますけども、水道施設、水源地、配水池、あと配水管も被害を受けると思えます。したがって、本市だけの対応では困難と思われ。まず、水道局としましては、応急給水用の水の確保ということで、配水池の確保をまず取りかかると思えますし、同時に他の自治体、日本水道協会あるいは自衛隊に応援要請をしまして、応急給水を継続しながら、水道施設の復旧に全力を挙げるといった状況になるかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 応急的にいろんな対策で、自衛隊も含めて応急的な給水をされるということでございます。

今回、市民の方からちょっとお電話いただきまして、今回の断水を受けて御意見をいただきました。飲料水には適していない、今回の断水の濁りがあったという原因ですけども、飲料水には適していないならば、生活用水としては出せないのか。飲めないなら、飲まないように注意して、トイレなどの生活用水だけに使用するように出せないだろうかという、そういった要望、御意見でございましたけども、もちろん私も水質の基準がございますので、出せないというふうにはお答えをさせていただきましたけども、信用していただけなかったんですけども、ここで執行部にその辺の給配水できない理由、基準というのはどういったものがあるのか、その辺についてちょっとお尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

濁った水を給配水できない基準はという御質問でございます。水道水は、水道法第4条の規定及び水質基準に関する省令で基準に適合するものでなければ供給できないとされております。この基準によりますと、濁りの度合い、濁度でございますけども、濁度の基準値は2度以下でないと供給できないとされております。

また、説明をいたします。なかなか難しいですけど、濁度と申しますのは、水の濁りの程度をあらわすものでございまして、カオリンという標準物質、白い粉みたいなものがあるんですけども、これを1ミリグラムを精製水1リットルに均一に分散させた濁りが濁度1というところでございます。もう1つのわかりやすいのを考えていたんですけど、ちょっとわかりづらいと思えますので、今のがミリグラムパーリットルというのが濁度の基準ということでございます。なお、2度とか3度とか、1桁の濁度の場合にはなかなか見ても濁っているというふうな状況ではないようございまして、今回水源の水が濁ったというのは、やはりかな

りそれ以上の数値で濁っていたものと思われます。

次に、緊急時、濁り水でも飲料水以外で生活用水として使用したいので、出せないかという市民の方からのお尋ねがあったということでございますけども、先ほど申しましたように、水道法では基準値以外の水は供給できないようになっております。また、仮に生活用水のみに使ってくださいということで給水したとしますと、当然、誤飲等が、間違っただけで飲んでしまわれる可能性もありますし、また何より濁った水を供給しますと、全ての水道施設に濁った水が通るわけですので、その後に正常な施設としなければならないため、施設全体と洗うとか、相当な時間と費用を要しまして、結果的に復旧のおくれにつながるかと存じます。このようなことから、飲料水以外で濁度等が基準値を上回ったような水を生活用水として配水するというのはできないということでございます。御理解をお願いいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 水質基準で2度以下でないとは水は出せないという答弁でございました。今回、その濁りというのが何度だったのかというのがわかれば、お知らせしていただきたいと思っております。

また、もし配水池に、万が一そういうことはないと思うんですけども、配水池に濁り水が入った場合は、やはり先ほど言われた洗浄ですね、全てにおいて洗浄しなければいけないという対応になるんでしょうか、お尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

まず、今回の濁りでございますが、現在、水道局では水道局内でテレメータと申しまして、遠方監視装置を再構築したものを設置しております。要はパソコンで各水源地及び配水池等の濁度とか配水量等が見れるようになっております。ただ、今回の地震での濁度でございますけども、その範囲を振り切っております。確認ができないところです。ただ、職員のほうが茂ヶ野水源が濁ったというところで水源地に参りまして、そのときに水源地に備えつけてる機器で見たところ、16度だったということでございまして、当然職員が駆けつけるまで時間差が多少ありますので、ピーク時はそれ以上の濁度、濁りであったかと存じます。

また、配水池に濁り水が入り込んだ場合の対応ということでございますが、基本的には濁り水は配水池に流入させないということがまず大前提でございまして、水源地で濁りが発生した場合の対処方法ということでお答えしたいと思います。

今、若干触れたんですけども、地震等の影響で基準値を超えた濁り水等の発生がありますと、同時に新しいテレメータのシステムで職員のほうの携帯電話に異常の通報が鳴るようになっております。その異常を確認した職員は、水源地で濁ってしまった水が配水池に入らないように、水源地に近い泥吐弁とか消火栓を用いまして、濁り水を排除いたします。また、配水池側でも配水池に濁った水が入ってこないように、仕切弁の操作を行って、濁り水

が配水池には入ってこない操作をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） テレメータで監視しているので間違いなく入らないようにされてるといふ答弁、また濁度が今回の断水の原因、16度以上あったんだろーということでございます。配水池について、先ほど永山議員のところでも少し答弁ございましたけども、7カ所あるんですけども、この耐震性、この辺について水道ビジョンの中には計画的なことを書いてございましたけども、7カ所の建設年数、その辺について、また耐震性についてちょっとお尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

今、水道事業ビジョンの御紹介をいただきまして、ありがとうございます。3月に素案ということで、議員の皆様には全協の場で御説明しまして、市民の皆様にはホームページ等で公開をしたところで、その素案をもとに製本ができて、今印刷もできましたので、近々、新しい水道事業ビジョンにつきましては皆様にお配りしたいと存じます。

そのビジョンの中にも水道施設の建設年度等記入してありますけども、申し上げます。配水池の建設時期でございますが、建設年度の古い順から申し上げます。最初に、原城配水池の第1配水池を昭和31年に、第2配水池を昭和43年に建設しております。次に、蓬萊配水池の第1配水池を昭和45年に、第2配水池を昭和49年に建設しております。次に、井ノ口配水池を昭和53年、上原田配水池を昭和55年、永野配水池を昭和60年、赤池配水池を平成元年、大畑配水池を平成10年に建設いたしております。

次に、耐震性の状況でございますが、原城配水池につきましては耐震診断の結果、レベル1及びレベル2の地震動に対しまして耐震性が不足しております。レベル1の地震動とは、震度で申しますと震度5強程度のものでございます。レベル2と申しますのは、震度7程度でございます。原城はどちらも満たしていないという状況でございます。あと蓬萊配水池でございますが、前回、平成21年に作り直した水道ビジョン、また3月に平成27年度に策定をしておりました水道事業ビジョンの素案を公開した段階では耐震不足となっていたところでございますが、委託業者のほうで平成22年に制定されましたコンクリート標準示方書に基づき耐震診断の結果を再計算しましたところ、蓬萊配水池につきましてはレベル1、レベル2の地震動を満足する結果となっております。次に、井ノ口配水池、上原田配水池、永野配水池、赤池配水池及び大畑配水池の5配水池につきましては、耐震診断をまだ実施しておりませんので、耐震性は確認できないところでございます。

今後の方向性でございますけども、大規模な災害が発生した場合に、配水池というのは、今回のようにぎりぎり市民の皆様へ水を届ける最後の踏ん張りどころになりますので、そういう配水池につきましては耐用年数60年でございますが、耐用年数に基づき改築、更新



をする予定でございます。また、管路につきましては、もちろん耐震化を進めてまいります  
が、延命化を図りながら優先順位を考慮して改良してまいりたいと存じます。

平成27年度に策定をいたしました水道事業ビジョンで、今後10年間の施設更新等の主な工  
程というところで予定をしておりますけれども、28年度から29年が、先ほど申しましたように  
原城配水池の調査、設計を、平成30年度から31年度で原城配水池の改築、更新、平成29年度  
に井ノ口第1、第2水源地の耐震診断、また29年度から平成37年度に各施設の電気設備、機  
械設備の更新等というところで予定をしているところでございます。また、管路の耐震化に  
つきましては、当然ですけど、毎年進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 計画的にされているというのがわかりました。水道ビジョンの製本の  
やつもまた見ていきたいと思っております。

本市には、市の水道に接続していない地域の飲料水施設があります。今回の地震で本市の  
水道は一部断水となったわけですが、市水に接続していない地域についてはどうだったのか  
お尋ねしたいと思います。本市の簡易水道あるいは飲料水供給施設の今現在の数、その施設  
の数と、今回の地震で濁りなどで使用不能になるような影響はあったのか。また、自宅で飲  
料水用の井戸を使用されている世帯の把握はされているのか。また、生活用水で使用してい  
る井戸の数の把握はされているのかお尋ねいたします。

○市民部長（今村 修君） 皆様、こんにちは。簡易水道に関する御質問にお答えをいたしま  
す。

本市には、市の上水道に接続をしていない民営の簡易な水道施設である簡易水道施設と飲  
料水供給施設がございます。水道法に基づく簡易水道施設は、給水人口が101人以上5,000人  
以下となっております。それから、飲料水供給施設につきましては、  
給水人口100人以下となっており、現在、市で把握しておりますのが21施設でございます。  
両施設とも、今回の地震による被害の報告は受けていないところでございます。

次に、井戸水の施設でございますが、熊本県が井戸の吐出口125平方センチメートル以上  
は許可制、50平方センチメートル以上125平方センチメートル未満は届け出制をとっており  
ますので、その該当数については把握をしているところでございますが、一般家庭の飲用井  
戸は、一般的に許可、届け出のどちらにも該当しないことから、市としましては把握はして  
いないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 簡易水道にしても、飲料水供給施設にしても影響はなかったというこ  
とで安心した次第でございます。ただ、私の地域も、私は市水ですけども、古仏頂水源の若

干濁りも出たというふうには出ておりましたので、その辺もすぐとれたということでございますので、今後大きな災害、地震とかあった場合には、濁りに関してはやっぱり敏感にちょっと見ていかなければいけないなと思った次第でございます。

また、3点目の井戸水を飲用水や生活水に使用している、自宅でされている数というのは把握されていないという答弁でございましたが、災害で断水になったとき、非常に助かるのはやはり井戸の水ではないかと思えます。我が家も今回断水になって生活用水、トイレに使用する水ですけども、隣近所の方が井戸を持っていらっしゃって、もらい水をいたしました。初めてだったんですけども。このように、近所に井戸をお持ちの方がおられる場合は、緊急時には水を分けていただくこともできるんじゃないでしょうか。実際、熊本地震の際に、SNSに書いてございました。どこどこ会社です、駐車場に井戸水の蛇口があります。困っている方、御自由に使ってください。また、どこどこのタクシー会社です、井戸水開通しましたので、御自由に御利用ください。ただし、飲料には不適ですといったぐあいに、井戸水に関して使用できるという情報が幾つも出ていたようでございます。今回のような地震発生での断水の場合、復旧が早ければ心配はいたしませんけども、長期の断水時に井戸水を利用できるように、あらかじめ井戸の所有者を把握しておき、その中から協力者を募りまして、災害時には近隣住民が使用できる井戸として認定し周知することで、災害の緊急時に井戸を活用しやすくするのではないかと考えております。そういった取り組みをされている自治体も実際にあるようでございます。私はこの井戸水の重要性を考えると、本市の飲料水も含めた井戸の状況について調査が必要だと考えます。先ほど把握はされていないということでございましたけども、やはり必要だと思えますけども、本市の考えをお尋ねします。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

生活飲用井戸施設は所有者及び管理者のさまざまな自由なニーズにより、井戸の掘削、使用、管理ができるものであり、行政としましては、その実態調査や利活用につきまして、これまでその把握はしてきておりませんが、今回の災害時の生活井戸水の有意義な活用につきまして、ただいま御提案いただき、調査の必要性を感じたところでございます。

今後、先進的な他自治体の取り組みを参考にしつつ、御提案いただきました災害時における井戸水利用の有効性、問題、課題につきまして、検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） ぜひよろしく願いいたします。

また、災害時のたびに、各家庭で備えておく必要があるものの1つに、やはり飲料水があることは御承知のとおりだと思います。最初に述べましたように、店頭から飲料水のペットボトルが売り切れたため、飲料水の確保に困難な人も出たのではないかと考えられます。行政からの給水活動が始まるまでの3日間の水、食料などは各家庭で備蓄が必要だということは

防災マップや災害時の情報などから、皆さん御承知だと思います。飲料水を備蓄用に購入するのも必要だと考えますが、人吉市の水道水をペットボトルに保存できないか、保存する場合はどれぐらいの期間保存できるのかお尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

水道水の保存ということでございますが、あくまでも一般的にと申しますか、家庭で保存するとした場合、どれぐらいできるかというところでお答えしたいと思います。

水道水は水道法によりまして塩素消毒が義務づけられており、安全性の確保をしております。くみ置きしますと、水道水に含まれます塩素が徐々に低下しまして、0.1ミリグラムパーリットルを下回りますと、飲料水としては適さない水になります。あくまでも水道法でございまして。そのようなことから、水道水の保存につきましては、残留塩素の濃度が0.1ミリグラムパーリットル以上確保されている期間となります。一般的な保存方法での目安でございまして、ポリタンクやペットボトル等で保存をし、直射日光を避けて涼しい場所の保管であれば3日程度、冷蔵庫等に入れると1週間程度は残留塩素の濃度が保たれて、保存可能となります。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） やはりなかなか長期的な保存というのは何かできないみたいですね。

ネットで調べましたら、次亜塩素酸ナトリウム、こういったもので消毒しながら、つくり方を書いてありましたけども、そういったことによって半年から1年もつような保存の仕方も紹介してございました。ちょっと説明は難しいので割愛しますけども。そういった保存も、水道水を保存する実験をほかの自治体でやっているところもあるようでございます。球磨郡内でもそういったところを聞きました。そういった意味でも、本市でも実験をする価値もあるんじゃないかと思っております。ある程度の、どれぐらい持つかですね。そういった意味でもこのペットボトルでの保存の実験もぜひ要望しておきたいと思っております。

次に、今回の地震で学校の体育館だったり、教室に避難された方が多く、熊本市内初め益城町中心にあったと思います。そういったところで、やはり断水のそのときに、水、やはり生活水、トイレで流す水が確保できないということで、プールの水を使用しておられたようでございます。熊本でも取り組んでおられました。そういった意味でも、本市でもこのプールでの水を生活用水として使用できるのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 質問にお答えいたします。

断水の場合、今の地域防災計画の中で、生活用水へのプールの水の活用は検討されておられません。プールの水の活用は、消防水利では緊急水利として活用すると、これは明確に位置づけてあります。例えば飲料水等々に特化して言うならば、地域防災計画の中では中央消防署の消防自動車、水槽車ですね、それとか水道局の給水車両、それとあとは県、それから隣

接の市町村、自衛隊に対しての給水応援要請、そういう状況の中で応急給水を行っていくと、これが基本原則でございます。ただ、プールの水を飲料水またはそれ以外、これは先ほど議員が申し上げられました生活用水、トイレ等々の水として使うというようなことですが、これは今言われておりますのが、安全・安心の面から判断は慎重にしなければならない。それは私たちもそういうふうに思っておりますし、災害時の有効な生活用水の確保としては今さまざまに事例が出ております。この間、多良木町だったですかね、プールの水を活用されてるといような記事も出ておりましたし、近くにはそういう状況の自治体もありますので、今後、生活用水としてプールの水を利用するということに関しましては、私たちもさまざまに研究をしてみたいというふうに思っています。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 明確に使用できるというふうな答弁は今もらえなかったと思っておりますが、熊本市ではもう既にそういった生活用水でプールの水を使用したということもお聞きしております。そういったことを考えるならば、本市でそういう災害時のとき、プールの水も使用することもできるんじゃないかと思っておりますので、その辺はまたほかの自治体とかの事例もちょっと検討していただいて、その辺も書き込んでいただければと思いますので、その辺については要望しておきたいと思っております。

今回は水に関する人吉の断水においての水に関する質問をさせていただきましたけども、今回の断水を通して、やはり水は大切だというのは、本当に身にしみて思ったところがございますので、まずそういった意味でも、皆さん、水は大切に使用していただければと思っております。この件については終わります。

次に、SL人吉の影響についてでございます。今回の地震においてSL人吉の乗客数が減ったという新聞報道もございました。先ほど福屋議員のほうで、JR九州からの答弁はいただけなかったということでございます。今回、私もその辺について質問しておこうかと思いましたが、答弁はないということがわかりましたので、今回のこの件につきましては、市民の方から心配の声で電話がございました。やはり乗客数が減少するならば、今回の地震による一時的なものならば心配はないと思いますが、減少が続くならば、SL人吉をほかの路線に走らせられるんじゃないかと、その辺を心配されておりました。そういった心配はなかなか私も答弁できませんので、JR九州としての考えというのはどういったものがあるのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

将来のSL、どうなるかということでございます。これはJR九州の見解につきまして熊本支社にお尋ねいたしました。そのところ、SLの運行には特殊な技術が必要であると。それで一朝一夕に誰でもできることではないと。運転技術の習得には見習い期間含めまして、

ある程度の期間が、これ訓練期間なんですけども、そういうのが必要でございまして、現時点でSL人吉、肥薩線走っておりますが、これをほかの路線にすぐに走らせるとか、そういうのは非常に難しいことがございまして、ましてや運行自体を取りやめるといった議論は、これは一切ないということでお伺いいたしております。

また、こういった件は、私が観光課長を5年ほど前したときに1度ありました。乗客が90%からだんだん少し落ちてきたという、そういうときにやはりほかの路線で走るとはなにかというのがありまして、すぐに観光協会のほうがJR九州の本社のほうに、これ要望に行きましたら、一切そういうことはございませんよと。そのときは同じような回答あつとります。

それから、現在九州には10本ほど観光列車が走っておりますが、そういう列車の中で明確にほかの路線にかわったというのは私、ちょっと聞いたことがありませんで、ゆふいんの森号なんか、こういったのもほかの路線を走ったことはございませぬし、また指宿のほうで走っておりますIBUTAMA号というのがございませぬ。これは土砂崩れがありました。土砂崩れがありましたが、ほかの路線を走ったこともありません。やむなく走った例というのは、これはななつ星でありまして、ななつ星につきましては、これは阿蘇にちょっと無理ということで、それでルートを変更して、今、これは走っております。こういうのはございませぬ。それから、このSL人吉に関しましては、非常にこれは水戸岡鋭治さんの思いがありまして、SL人吉という人吉という漢字が、これ漢字で書いてありますね。この人吉を平仮名のほうがいいんじゃないかというそういう議論もあつたんです、これ実は。ところが、水戸岡先生の話によりますと、人吉という漢字で書くのは、この人吉だけしか全世界でないと、そういうこだわりがありまして、ということは、このSL人吉は人吉まで走る列車なんだという、そこを明確にそういったお話も私、伺ったことがございませぬ。

それから、先ほどの数字のことをちょっとつけ加えさせていただきます。確かに今減少しております、3割ほどしか走っていないという新聞報道もありました。ありましたが、私ども、4月29日でございますね。これ、17日ぶりにSLが復活してきたと、これ7本ほど運休したんですけども、そのときにこのSLが来るということで、私どもお迎えにすぐ参りまして、そのときは確かに30人ほどの乗客しかいらっしやいませぬでした。その後、ゴールデンウィークも何回か行きましたら、土曜、日曜なんかは大体5割とか、6割近くとか、そういうこともございませぬ。それから今、私どもスポーツパレスのほうに移っておりますが、その横にちょうど線路がありまして、毎週金曜日平日にはSLをお迎え、お出迎えを窓からのぼりを振りながらやっております。先週の例で申し上げますならば、金曜日は確かに減っております。これはやはり「ああ、きょうは3割かな」という感じでみんな見とつたんですけども、日曜日、つい先日の日曜日ですけども、そのときは7割から8割ぐらにあつとりました。時々人吉駅とかそういった列車を見ますと、それでも平日は確かに減ってるんだが、土曜、

日曜は少しずつ回復してきてると、そういう状況がございますのでつけ足しときます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） ただいまの答弁聞いて安心した次第でございます。地道な努力も、手ふりはされてるということで、よかったです。

もう1つ心配されていることがあったんですよ。それは熊本地震の前日、4月13日に発表になりました新観光列車かわせみやませみ、これが来春4月から運行が人吉－熊本間でされるという報道、新聞記事があったんですけども、これは本当に人吉にとってもありがたいことだと思っております。ただ、そのかわりに、このSL人吉がなくなるとは言いませんけども、本数が減るのではないかという心配をされてたんですね。その件については、先ほどの話と総合しますと、心配はないと思えますけども、その辺についての答弁と、また、今乗客、徐々にふえつつあるということですが、この乗客をふやす取り組みとして本市としてはどういった取り組みを、先ほど観光全般的な観光の中ではPRをしていく必要があると言われましたけども、市の取り組みとしてはどういったものがあるのかお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

来春以降のかわせみやませみ、それとSL人吉の運行に関する御質問でございますが、かわせみやませみの運行開始に関しましては、これは先ほども申されましたように4月13日でございますけども、MOZOCAステーションにおきましてJRの青柳社長、それから水戸岡鋭治さん、それから私どもの市長、松岡市長ですね、柳詰球磨村長、出席されまして記者発表されております。

八代－吉松間を結ぶ肥薩線のうち急勾配やループ線、スイッチバック、こういうものがございますけども、こういった人吉－吉松間の通称山線、これに対しまして、球磨川に並行しています八代－人吉間の通称川線、これを走行することから、それにふさわしいデザインということでございます。デザインと名前でございますね。SL人吉、いさぶろう・しんぺい号、さらにかわせみやませみと、肥薩線でこれで3つの観光列車が運行されることになるわけですが、これはJR九州本社の担当者に確認いたしましたところ、SL人吉は走行可能な限り、熊本－人吉間、先ほど申し上げましたけども、このように走らせると、こういう返答をいただいております。

また、4月13日の記者会見、これJR九州の青柳社長が申されておりましたが、その中で幾つか候補地の中から、この肥薩線を選んだと。その理由というのが、お迎え、お見送り、それから地域住民と一緒にあって取り組んでいращやる、その姿ですね、こういうことに感動したといえますか、そこで肥薩線にまず決めたというのがございます。それともう1つ言われてたのが、九州横断特急、これ今はなくなりましたけども、これにかわるものだというので、それはおっしゃってございました。

また、今後のSL人吉の乗客、回復策、取り組みでございますけれども、人吉温泉旅館組合におかれましてはがんばろう熊本！人吉でおもてなしイベント、これを行われたわけですが、その際にSL人吉を活用した被災者の無料招待を今後も継続されると聞き及んでおります。私たちもできる限りおもてなしという心で、皆様方をお迎えしたいと思っております。

SL人吉、本市観光の起点でありまして、まず目玉商品でございますので、本市におきましても、SLの豪快な汽笛に負けないよう、本市の元気な発信、本市の元気をこれ発信してまいりますとともに、満席のSL人吉を人吉駅でお迎えしたいと、今後もJR九州と連携してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） ただいまの答弁聞きまして、安心した次第でございます。先週の人吉新聞に掲載されておりましたが、楽天トラベルが人気のSLランキングを発表され、SL人吉が4位に入ったという記事が掲載されておりました。SLに関しては根強い人気がございますので、これから夏休みが7月後半から始まりますけれども、それについて取り組みとしては先ほどの取り組み紹介していただきましたとおりしていくならば、回復も早くできるんじゃないかと思っております。

最後に、今回被災されました地域におきましては、一日も早い復旧、復興をお祈りしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時09分 休憩

---

午後3時22分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君）（登壇） 皆さん、こんにちは。1番議員、日本共産党の塩見寿子です。きょうも熊本震災で犠牲になられた方に黙禱をしました。何度黙禱をしたことでしょうか。熊本地震の被害の規模は、大震災級だと言われています。県の集計によると、震度6弱を経験した市・町民の割合は、県人口の実に83%、阪神大震災の42%、中越大地震の16%よりも高く、多くの皆さんがこの恐怖の体験をしたこととなります。

ですから、今回の一般質問、地震、防災にかかわって3項目を通告しました。初めに、市長の施政方針から、人吉盆地南縁断層地震と地域防災計画について質問します。次に、市庁舎建設について3点、求められる防災機能とこれからの課題と麓町庁舎の解体について質問します。最後に市民の声より、市内の危険地域についてと災害時等支え合いマップについて、そして消防団の派遣について質問します。

このたびの熊本地震の後、いろんな方に、どうされたかお話を聞きました。民生委員さんに声をかけてもらったので避難所に行った、子供が迎えに来たので子供のところに行った、断水して水は公民館に取りに行かなくてはならなかった、車を持っていない自分に近所の方が持ってきてくださった、助かった、リュックに二、三日分の着がえや貴重品を入れて、いつでも持ち出せるようにしている、今度強い揺れが来たらこの空き地で野宿しようとお隣さんと話し合ってる、怖かったから車中泊をした、いつでも逃げ出せるように洋服を着たまま布団でなく、こたつで休んだ、やっと布団で寝るようになったという方もおられました。地震が起きているのに、目と鼻の先の川内原発はなぜ停止しないのかという声も聞きました。

熊本地震は震度7が2回も連続し、余震がまだまだ続いている、これまでに前例のない巨大地震です。多くの方が被災され、避難生活を送っておられます。布田川断層や日奈久断層を震源地とする地震でも、本市では震度4と震度5弱を記録しました。もしも人吉盆地南縁断層を震源地とする地震が起きたらどうなるか、そしてどうするかという構えを持つ必要があるのではないのでしょうか。

まず、人吉盆地南縁断層とはどのようなものかお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

平成18年5月に報告されました人吉盆地断層帯の活動性および活動履歴というもの、そういう調査によりますと、人吉盆地南縁断層とは人吉盆地の南縁に沿って分布する活断層を示すということで、公表されております内容は断層の位置及び形状でございますが、球磨郡湯前町から多良木町、あさぎり町、錦町を経て、人吉市東部、図面で見ると大畑町付近に至る断層で、延長は長さが延長約22キロメートル、おおむね北東から南西方向に延びており、本断層は断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する正断層となっております。

過去の活動でございますけど、これは国の地震調査研究推進本部の調査報告書によりますと、人吉盆地南縁断層の平均的な上下方向のずれの速度は、1,000年に約0.1から0.2メートル、要するに10センチから20センチであった可能性があり、最新活動時期は約7,300年前以後で約3,200年前以前であった可能性があるとされています。活動時には、断層の南東側が北西側に対して相対的に2メートル程度隆起したと推定されています。また、平均活動間隔は約8,000年以上の可能性があるとされています。

将来の活動でございますが、これは先ほど午前中、福屋議員もおっしゃいましたけども、全体が1つの区間として活動し、マグニチュード7.1程度の地震が発生すると推定されます。その際、断層近傍の地表面では、断層の南東側が北西側に対して相対的に2メートル程度高まる段差が生じると推定されています。さらに地震発生確率には幅がありますが、その最大値をとりますと、本断層は今後30年以内に地震が発生する可能性が1%以下となっております。まして、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属すると報告をされているようにございます。



以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 30年以内に起きる可能性が1%以下というのは、普通考えたら少ないように思うんですけど、それが地震の中ではやっぱり高い範囲に入っていることを説明を聞いてわかりました。それで、この人吉市地域防災計画には起こり得る4つの地震が上げられています。その中で震度7が予想されるのはこの人吉盆地南縁断層の地震です。

では、震度7の地震が起きたら、本市ではどのような被害が想定されるのかお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

平成25年2月に策定報告されました熊本県地震・津波被害想定調査報告書からお答えをさせていただきます。

この報告書は、平成23年3月に発生しました東日本大震災を踏まえ、近年の新しい科学的知見等を用い、県内で起こり得る最大クラスの地震及び津波の規模を推定し、各種被害の全体像の把握を行うために策定されたものでございます。被害想定区分としましては、建物被害、人的被害、ライフライン被害、交通輸送施設被害など7項目に限定。そして想定される被害の特徴的シーン、例えば冬の夜午前5時ごろ、例えば冬の夕方午後6時ごろを設定。そして、冬の時期の気象条件を加味し、想定をされているところでございます。

仮に早朝5時にマグニチュード7.1、最大震度7の地震が人吉球磨圏域を襲った場合には、建物被害では全壊が約4,300棟、半壊が約1万100棟、人的被害では重傷者が約740名、負傷者は約2,800名と、これはあくまでもシミュレーションですけども、そういう結果が想定されております。これは当然布田川断層も報告されていたわけですけども、このときには布田川断層は南縁断層よりも、まだ起こり得る周期は、南縁断層と比べればまだまだ長かったわけなんですけども、それでもそういうふうになってしまったと。そのときの布田川断層のそういう被害というのは、押しなべて言うならば、この県が出した報告書よりも少なかったような状況であったと。だから、これはあくまでも想定と、シミュレーションということで捉えていただければと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 県の報告によると、建物が全壊4,300、半壊が1万100、そして人的被害は負傷者2,800人、そのうち重傷者が740人という、何か想像すると、リアルに想像すると、本当に重い数字が上がってきています。これにライフラインがどうなるか、あるいは交通、そういうことも本当にどんな想定がしてあったのかと思います。でも、平成27年度の人吉市地域防災計画の第3章に災害の被害想定とあるんです。そこに書いてあるのかなと思いますけど、なぜか書いてありませんでした。起き得る被害に対して対策するんだから、被害をリアルに想定することが防災対策の前提条件になるんじゃないでしょうか。

市長が地域防災計画の地震災害部分の見直しに言及されていますが、どのような見直しを考えておられるのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほど、永山議員の質問に対しましても総務部長が答弁をさせていただいたところですが、今回の地震では市民の命を最優先するべく、計画書に定めている初動体制を、感知された震度による体制よりもワンランク強化した体制で警戒に当たりました。今回、このような大地震を経験し、避難された皆様の声を聞きますと、やはり早目早目の対応をしていく必要があると実感をしたところでございます。

今後も1人の犠牲者も出さないように、今回の地震の検証と、国や県、そして地域の皆様と協議を行いながら、具体的な対応について検証、見直しをする必要があると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 今、市長が部分的な見直しではなくて、それはやはり抜本的な見直しになるとおっしゃいました。震度7を想定して、今度の地震をきっかけに教訓にして地震対策を検証し、そして人吉盆地南縁断層に基づく震度7を想定した防災計画をつくり上げることが求められていると思います。

地方自治法第1条の2は地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことを定めています。この立場に立って、本市が住民の命と健康、生活を守ることを第一義的な任務として自治体の責務を果たされることが求められています。そのためにも、人吉地震に正面から向き合うことが必要だと私は考えます。

これで施政方針についての質問を終わります。

次に、市庁舎建設についての質問に移ります。市長の新市庁舎建設についての見解は、震災によって大きくかじを戻し、市庁舎は分庁方式ではなく、総合庁舎方式でと、基本構想に戻りました。地震によって庁舎が損壊したことで、肝心なときに災害対策本部が人吉城歴史館に移動する異常な状況になってしまいました。防災行政無線の放送をするために、担当の方が命がけでひびの入った庁舎に入らなくてはいけなかった話は衝撃的でした。職員の皆さんはヘルメットを横に置いて仕事をされていたこと、来庁した市民の方にもヘルメットが用意されていた光景は忘れられません。市長は防災センター機能を備えた堅牢な市庁舎を建設したいと述べられました。具体的にどのような市庁舎でしょうか、お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まず、防災センター機能を備えた市庁舎として、市のどの施設よりも災害に強く、あらゆる観点から安心・安全であることが求められていると考えております。そして、行政機能を

果たすだけでなく、存在そのものが市民の皆様に寄り添うような安心拠点にすることが堅牢であり、強い市庁舎のあり方だと考えております。

確定ではございませんが、少し具体的なイメージをお話しさせていただきますと、防災センターとして防災に関する情報、指揮命令系統、施設、備蓄、機材等の集積等に及ぶ拠点性を備えた施設であり、災害対策本部機能をすぐに発揮できる体制と環境、そしてそれを維持できる施設、簡易な医療行為を受けられるような環境の整備、災害時の機材等の集積、水や食料、燃料、毛布等の備蓄倉庫、ヘリポート等の確保、さらには一定の市民を受け入れられるような一時避難場所として、例えば市民ホールや会議室等を開放して、数日間の宿泊ができるような機能を併設できればと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 今、市長がお話になったイメージが、何となく像が結ばれたような気がします。まだ具体的な設計はこれからなんですけど、求められるもの、備えたいもの、それがぜひそういうものにしなければならぬと私も思います。また、市民の皆さんが市役所に行けば大丈夫とか思っていただけのような、そういう安心のよりどころとかおっしゃいましたが、やはり市庁舎が堅牢で、そういうものでなければならぬと思います。

これからは、市庁舎建設に向けての取り組みが開始されます。これからの課題、中でも財政的な問題について、市庁舎建設特別委員会でも説明を受けましたが、確認させていただきます。現行法のもとでは、市庁舎建設の財源はどう捉えられていたのかお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えする前に、先ほど私1回目で被害の状況想定をお話ししましたが、あれは人吉市ではなく人吉球磨ですから、そこは間違えないように。県のほうから出した報告はあくまでも人吉球磨ということでございますので、人吉ということではございません。そこはもう一回確認させていただきたいと思います。

お答えいたします。市庁舎建設にかかるこれまでの財源についてでございますが、これは議論の中でずっと御説明をしてきましたが、一般単独事業債、要するに地方債しかないというような状況でございます。その地方債が充当率が75%で、据え置きなしの15年償還で、この地方債を起こした後も、交付税等の優遇措置も何もなく、要するに単なる借金を背負うと、そういう状況のものの起債でございまして、残りの財源はこれまで積み立ててきた庁舎建設基金と、そしてあとは市のほうの一般財源で賄う、そういうものがこれまでの市庁舎建設の財源として考えられていたものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 現行法では市庁舎の建てかえというのは、今お話にあったように、財政的な負担が大きくて大変だから、先送りせざるを得なかったという経緯もあるのではない

でしょうか。

東日本大震災のときには、津波で流された庁舎を建てかえる場合、かなりの国からの補助があったと聞きました。その東日本大震災のときの財政措置とはどんなものですか、お尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

東日本大震災で被災をしました庁舎を、例えば復旧するための建設費に対しての財政措置でございますが、東日本大震災の場合は熊本地震と違いまして、津波で庁舎が壊滅的な状況、全壊・半壊に至ったという事情もあり、国のほうからは非常に手厚い措置が講じられたと。結果的に言うならば、もうほとんど持ち出しがないような状況で復旧がなされたというような状況でございます。

まず1点目といたしましては、市庁舎の現形復旧分、現形復旧相当分、つまりもともとの庁舎の同面積にかかる所要額につきましては、もともとの分をもとに戻す、要するにつくり上げる。その場合は、震災復興特別交付税ということで、交付金が交付をされたようでございます。

それから2点目といたしましては、現形復旧相当分を超える部分、本市に例えるならば、例えば麓町庁舎というのが4,000平米でしたので、その分は現形復旧なんですよね。だからそれ以上のものをつくろうとするならば、例えば総合型の庁舎であるならばそれにプラスになるもの、例えば別館部分とか、保健センター部分とか、そういうものを上乘せしてつくる場合、だからその現形復旧分プラス上乘せ部分については、東日本大震災対応としましては、新たに追加されました起債、地方債がございまして、これは一般単独事業債の中でも、被災施設復旧関連事業債を活用してつくり上げたということでございます。この地方債がいかに有利かという、充当率が100%で、後年度の元利償還の70%を普通交付税に算入されると、そういう仕組みの地方債でございました。冒頭で申し上げましたように、新たな庁舎の本体工事に東日本大震災並の仕組みができ上がるならば、ほとんど一般財源がいらないと。これは現行の東日本の状況を見てみれば明らかであるということでございます。

地方債の償還は、先ほど現行法では15年据え置きなしということでお話をいたしました。この起債をとりますと、30年のうちの5年の据え置きがありますけども、長期の償還には国の手当があります。交付税の措置があるということで、一般財源の償還に対しての負担は非常に軽くなると。これは市長が常に心配をしておりました、過度に後年度負担を強いることがない制度であったと、そういうことをつくり上げる、要するにお願いする、そういう状況の中で今度の庁舎移転を進めることによって、いかに有利に庁舎建設が進むか、そういうことを申し上げておきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 説明をお聞きすればするほど、その東日本大震災のとき並みの財源措置というか、それと同じような財源措置を求める、本当に私たちにとって有利な対策だと思います。熊本地震に対しても、同じように制度の創出をつくってもらうように求めていかなければならないと思います。その実現のための方策はどのようにお考えですか、お尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

先ほどの制度の確立、要は財源確保に向けましては、新聞報道等でも掲載をされておりますが、まず蒲島熊本県知事が、国それから関係省庁に特別立法の制定を含む要望書を提出されているところでございます。同様に、松岡市長もこれまで地元選出の県議会議員等への要望、または上京した際に関係省庁初め地元選出の国会議員等々とも懇談をされ、常にこの点についてはお願いをしているところでございます。県の見立てでございますけれども、本市はやはり被災をしてそこに住めなくなっている庁舎を、新たに求めていったというような見立てでございます、今回仮本庁舎、それから別館も含めて改修に必要な起債は、これは専決予算で組ませていただきましたが、やはり被災施設の復旧関連事業債で有利な起債、要するに充当率100%で後年度の元利償還70%、本市の場合は財政力指数からすれば約50%程度でございますけれども、そういう制度の中で今回の移転は仕上げたというような状況でございます。要するに、本市としてはやはり八代、宇土、そういうところと同じような取り扱いで、今位置づけられていると、国・県のほうからはそういうふう位置づけられている、要するに被災をしたということを申し述べておきたいと思っております。本市といたしましても引き続き、これは九州市長会、全国市長会、そして被災しました自治体と連携を図りつつ、市議会とともに粘り強く要望活動を行っていくつもりでおります。よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（田中 哲君） ここで、会議時間を延長いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 本当に粘り強く国に求めていかななくてはならないと思っております。やはり熊本地震は大震災なんです。被害の規模が大震災級、被害の総額は数兆円とも言われています。例えば、応急判定で危険とされた建物も阪神、中越のときの約3倍、1万5,000棟にのぼります。大震災級のダメージを受けました。県や自治体には十分な財源はありません。ですからそれを確保できるかどうかは、今後の復旧・復興の鍵になります。市長の決意をお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほど総務部長からも答弁をさせていただいておりますが、懸念をしておりました過度な財政負担や後年度負担の部分につきましても、災害復旧事業債の活用が見込めるようになっ

たところでございます。加えまして、現形復旧を超える部分につきましても、防災センター機能を備えた市庁舎の必要性を、市議会また県及び関係自治体とともに連携して、引き続き要望活動を行うことによって、国の支援を求めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 本当にそう思っています。しかし安倍首相は、口ではできることは全てやると明言したにもかかわらず、阪神大震災や東日本大震災のときには出された特別措置法の制定まではまだ踏み込んでいません。日本共産党の志位委員長は、河野防災担当相に第3次申し入れをして、その5項目めに復旧・復興は全額国庫負担で行うことを明確にして、被災自治体が被災者の生活再建と復興に全力を挙げられるようにすることを求めました。10分の1が地元負担という激甚災害制度では、町や村の年間予算の全部を注ぎ込んでも復興できないという自治体の声に応えて、国は特別法を制定するなどして、被災自治体の財政負担を実質ゼロにするべきではないでしょうか。先ほど蒲島知事が国に対して要望したというお話をされましたが、甚大な被害を受けた益城町の西村町長、5月31日県庁を訪れ、被災した自治体の財政負担をゼロにする特別措置法の制定を国に強く促すことなどを求めた要望書を提出しています。6月定例県議会でも、復旧・復興のための特別な財政措置と、行政庁舎再建に向けた国庫補助制度の創設を求める2件の意見書を全会一致で可決しています。復旧・復興は全額国庫負担で行ってほしい、時限立法をつくってほしい、この1点で力を合わせて、オール熊本で県とも力を合わせて国に要望していただきたいと思います。

では次に、庁舎建設に関連して、麓町庁舎の解体について質問します。麓町庁舎の解体費用は、新庁舎建設費に含まれるのか、また見積もりではどのぐらいの費用がかかるのかお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

麓町旧庁舎の解体費用につきましては、恐らく実施設計をやらなければなりませんので、そのときに積算を行う予定でございまして、現時点ではお示しをすることはできません。

解体費用は、市庁舎建設の経費として計上されるのかということでございますけれども、当然、古い庁舎を解体する、そして新しい庁舎をつくる、そういうのは一連性、一貫性、一つの計画の中でやっていかなければ、先ほど東日本並みの補助制度のものができた場合に、やはり乗っかかれないことが考えられますので、合わせてやっていく必要があるというふうに考えてます。ただ、先に現行計画、これは概算事業費が示されておりますけれども、その中には金額としては解体費用は入っているということを申し上げておきたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 解体の設計とかそこら辺もまだだから、どのぐらいかはまだ不確定で

あるという話でしたけど、これからの計画はどうなっていますか、お尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

旧本庁舎の麓町庁舎一帯が国の重要文化財区域に指定されておりますので、当然のことながら、県それから文化庁との協議が必要になってまいります。特に文化庁との協議には、かなりの時間を要すると、これは予想されます。恐らくこの麓町庁舎が建設された当時、ここはまだ重要文化財にはなっていない、県の指定の中で庁舎を建てたものですから、恐らく文化庁はこの辺の麓町庁舎の解体に対しては非常に慎重な態度をとってくださるということも予想されますので、そういうことからするならば、私たちも時間をかけてやっていかなければならないと考えていますが、今、問題が1つ生じておまして、安全、防犯の面からあそこは侵入禁止区域にはしてありますが、やっぱり学校のほうから、特に東小学校に通う子供たちは、そういう行ってはいけませんよとか、入ってはいけませんよとなると、必ず入るのが子供たちのさがでございまして、歴史の広場に遠足に来る小学生も多数おりますので、この辺は私たちも心配しているところでございますが、できる限り計画をまとめて、麓町本庁舎の解体には取り組まなければならないというふうを考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 市の一存では進められない、国とあるいは文化庁と協議をしなければならぬということはわかりました。しかし、部長もおっしゃいましたけど、何せ建物にひびが入っている危険な状態になっているのですから、できるだけ早期に解体撤去をするのが望ましいというのは言うまでもありません。スピード感を持って取り組んでいただきたい、そして撤去した後の跡地利用についても協議を始めることを申し述べて、市庁舎建設に係る質問を終わります。

最後に、市民の声から3点質問します。まず、市内の危険地域について質問します。この人吉市地域防災計画には、危険地域として全部足してみました。そしたら、355カ所上げられていました。そして新たに181カ所が熊本県から指定されたそうです。

そこで、このような危険地域の対策はどのようにして行われているか、危険地域の把握、周知、対策についてお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

まず、ハザードマップに示してあります危険箇所の種類についてでございますが、浸水危険箇所と土砂災害危険箇所がございます。そのうち土砂災害危険箇所につきましては、土石流、地すべり、がけ崩れの3種類がございまして、これは熊本県が独自に調査をいたしました土砂災害危険箇所に加えまして、土砂災害防止法に基づく指定が行われた土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を、地図上に記載をしているところでございます。また、人吉市地域防災計画書には、これらの危険箇所を表にして記載をしているところでございます。

それから、御質問の危険箇所の住民への周知方法でございますけども、これは昨年の6月に、市内8カ所で土砂災害警戒区域等の基礎調査結果の住民説明会を行っておりますが、約200名の方に御参加をいただいております。現在、ハザードマップの見直し作業を行っておりまして、完成しました暁には、ハザードマップを全家庭に配布する予定でございますので、改めて周知ができるものと期待をしているところでございます。

以上、お答えさせていただきます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 今の説明でハザードマップが出てきました。私も家にとっていましたけれど、配布しただけではなかなか理解ができないと思います。でも、そういうふうに住民説明会をされたということですが、必要だと思います。でも、このハザードマップは市全体や校区ごとになっています。範囲が広すぎるのではないかと思います。説明会は町内ごと、もっと小さい範囲で開くようにしてはどうでしょうか。また、その際に町内ごとのハザードマップづくり、例えば身近な危険箇所チェックができればと考えます。

地域の方々からここは危ないという声をお聞きして、道路河川課にその声を届けると、里道になっています、そこは水路ですと言われることがあります。では、里道や水路とはどのようなものか、また里道や水路が市に譲与された経緯についてお尋ねします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

里道、水路がどういうものか、また国から譲与された経緯ということですが、財産の管理についても少しお答えさせていただきます。

まず、里道、水路についてですが、里道、水路は、その多くが昔から地元の方々が利用されております農道や農業用水路のことでございます。このような里道、水路などを、法定外公共物と総称しております。この里道、水路につきましては、平成12年4月1日に、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる地方分権一括法が施行されて、今まで国が財産管理をしておりました里道、水路を、国から市町村へ譲与することになったものでございます。里道、水路が国から市町村へ譲与される背景といたしましては、それまで財産を所有していました国、もしくはその委託を受けていた県では財産管理が行き届かない部分があり、把握を十分に行うことが難しかったこと。また、実質的に昔から地元根差している住民が日常の維持、管理を行っており、市町村のほうが財産管理しやすいということでございます。譲与前におきましては、財産所有権は国のものでありましたが、日常的な管理は地元の方が行っておられました。譲与後は、財産の所有権は市町村になり、不用な部分につきましては、市町村が財産を処分をできるようになったものでございます。このような背景をもちまして、人吉市におきましては、平成16年度に里道、水路が譲与されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）



○議長（田中 哲君） 1 番。塩見寿子議員。

○1 番（塩見寿子君） では、もう一度お尋ねします。里道や水路の管理は誰が管理するのか、お尋ねします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。里道、水路の日常管理につきましては、従来から地元の住民の方々や、水路を利用されている受益者の方々をお願いしているところでございます。市におきましては、要望があれば生コンやU字溝などの原材料を支給しております。今後につきましても、このような形態で日常の維持、管理をお願いしたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1 番。塩見寿子議員。

○1 番（塩見寿子君） 日常の管理はそうかもしれませんが、問題なのは危険な里道や危険な水路です。危険な里道によって市民の皆さんがけがをしたり、万が一亡くなってしまったりしたらどうしますか。例えば強い雨が降ったら、里道が川のようになって砂まじりの水が流れてくる、それが我が家の入り口まで来て池のような状態になる、私道にも水がたまると危険を指摘されていた里道で、豪雨によって人や家が流されたら取り返しがつきません。危険な里道や水路は、市はもっと積極的に対応するべきではないかお尋ねします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

里道、水路の日常の管理につきましては、2 回目の御質問でお答えしたとおりでございます。日常生活において危険と思われる箇所や、台風や豪雨などの自然災害等で緊急的に安全対策等の工事が必要になった場合などは、現場状況を確認いたしまして、市で対応等も考えてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1 番。塩見寿子議員。

○1 番（塩見寿子君） 危険と思われる箇所も、現場を見て必要な対応をとりたいとおっしゃいました。この機会に、ぜひ市内の里道や水路、総点検をしていただきたいと思います。

次に、災害時等支え合いマップと福祉台帳について質問をします。地震などの災害のとき、災害弱者の方々が取り残されるようなことがあってはならないと考えていたとき、そのときにちょうどこの6月1日号の広報ひとよしが目にとまりました。裏表紙には、「～助け合い、支え合い～「災害時等支え合いマップ」をつくりませんか？災害時に自力で避難できない方は登録を！」というふうにしてお知らせしてあります。

では、福祉台帳とはどのようなものか、また避難行動要支援者は市内に何人ぐらいおられるのかお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） 皆様、こんにちは。お答えいたします。

まず、福祉台帳についてでございますが、日常からの地域での見守り活動に、また地域の

支え合い活動の一つとして、社会福祉協議会が実施しております小地域ネットワーク活動に活用するとともに、災害時に避難行動の支援が必要な方、いわゆる避難行動要支援者の把握のためにも、整備を行っているところでございます。

福祉台帳の主な記載内容は、登録者の氏名、住所、世帯構成、緊急時の連絡先、避難時の支援者、かかりつけ医療機関など、援護に必要なさまざまな情報を登録しており、毎年民生委員・児童委員により、担当地区の対象者の状況確認を行っていただき、4月中旬に更新し、民生委員・児童委員と人吉市社会福祉協議会に配布をしております。また、民生委員・児童委員から随時報告される最新の情報は、その都度民生委員・児童委員と人吉市社会福祉協議会に配布をしております、常に最新の情報を共有できる体制をとっているところでございます。

その福祉台帳への登録をされる際、災害時に避難行動の支援を希望される方は、避難行動要支援者としてもあわせて登録をしております。避難行動要支援者として登録されますと、登録者の周辺地図や避難経路、避難支援プランも同時に作成し、災害時などの非常時に備えて、災害対策本部、各災害対策支部及び町内会長に配布をしております。また、消防署、警察署に対しましては、同様の目的のために名簿のみを提供しているところでございます。

次に、避難行動要支援者となる対象者でございますが、災害の発生時に自分のみに危険が差し迫った際、何らかの支援を必要とされる在宅の方で、具体的には独居または高齢者のみで構成される世帯の後期高齢者、要介護認定3以上、重度の心身知的障害者、難病患者などで、いずれも一人では避難が困難な方を対象としておりまして、登録者数は平成28年6月10日現在で1,131名でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） そういった福祉台帳や、あるいは避難行動要支援者名簿で民生委員さんが地域の実態を把握しておられるから、誰も置き去りにされることなく避難誘導ができるとわかりました。ある町内会長さんは、地震が起きてまず自分のうちや家族の安全を確認してから、町内の危険箇所を見回って、そして町内の高齢者世帯の安否確認や、避難しますかという声かけに回ったと話されました。このような方々の支えがあるということに改めて気づかされました。

では、災害時等支え合いマップの取り組み状況についてお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

まず、災害時等支え合いマップについて、少し説明をさせていただきます。具体的には、手助けの必要な人がどこにいらっしゃるのか、誰が避難の支援をするのかといった支援情報や、危険箇所等を書き込んだ地図のことでございます。見守り等の日常的な支え合い活動に活用していただくとともに、災害時の避難行動要支援者の避難活動の支援を目的に作成をし

ているものでございます。市では、住民参加による支え合い体制を進める一つの方法として、災害時等支え合いマップの作成を推進しております。作成に当たりましては、支え合いマップを活用される地域の皆様みずからの手で作成をしていただいております。市の出前講座として市福祉課職員が出向き、町内会等での支え合いマップの作成を支援させていただいております。現在までに、各町内会長の御協力のもと、市内91町内中22町内が作成をしていただいております。

第5次人吉市総合計画後期計画におきましても、地域福祉の推進の観点から、災害時等支え合いマップの作成状況を成果指標としておりまして、平成31年度の後期計画終了時まで全町内で作成することを目標としております。今後も、町内会長や民生委員・児童委員など、地域の皆様の御協力のもと、災害時等支え合いマップの作成を推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 誰が誰を避難誘導するのか、どのコースで避難所まで連れていくのかなど、情報を地図上で確認をするマップ、今、92町内のうち22町内で作成したと言われました。福祉課の職員さんと、あと防災安全課の職員さんも加わって出前講座をされていると伺いました。ですから、どこに支援が必要な方がおられるかだけではなくて、危険箇所や浸水箇所などの情報も確認できるようになっています。町内でマップをつくりながら、ここも空き屋になったとか、溝に子供が落ちたらどこからおりて助けるかなど、そんな情報を共有できたら、町内版ハザードマップづくりもできて一石二鳥だと思います。災害に備えて、市は防災計画を作成しその体制を構築するなど、行政でなければできない準備をすることが大切であり、住民の側は我が町ではどうするかと住民目線で地域で考えることや、マップづくりなどの取り組みが大切ではないでしょうか。市民の皆さんの防災意識が高まっている今こそ、多くの町内が災害時等支え合いマップづくりを地域の防災教室として取り組まれることを期待します。

最後に、被災地への消防団の派遣について質問をします。熊本地震での災害救援に、市長は人吉市消防団を派遣されなかった、派遣の命令を出されなかったそうです。消防団の方から、できるなら駆けつけたかったが、市長の命令が出なかった、ボランティアで希望者で行ってくださいと言われたと、落胆した様子で言われました。まず、消防団の派遣の要件についてお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。消防団を被災地に派遣するための要件と手続が必要かということで、お答えをさせていただきたいと思います。

消防団の派遣につきましては、平成27年4月1日に新たに施行されました熊本県消防相互応援協定に基づき、熊本県内において火災やその他の災害が発生した場合に、相互の消防力

を活用して災害による被害を軽減することを目的としまして、派遣をしているということでございます。派遣につきましては、災害が発生した市町村から、災害が発生した市町村長が他の市町村長に対し派遣を要請することとされており、要請があった場合は、市長から消防団長に派遣を依頼することとなります。そのため、要請がない限りは、市長の意思で消防団を派遣することはできないこととされております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 阿蘇の九州北部豪雨での土砂災害については、消防団を派遣されたと聞いています。では、今回の熊本地震で派遣しなかった理由について、理由は何ですか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

今回の熊本地震における消防団の派遣につきましては、先ほど総務部長からも答弁いたしました。熊本県消防相互応援協定に基づき、災害が発生した市町村長からの要請により判断することとなり、今回は熊本県内の市町村長からの要請がございませんでしたので、派遣を行っておりません。4年前の九州北部豪雨の際の消防団は、派遣要請に基づく派遣ではなく、ボランティアとして阿蘇市にて活動しておりますが、今回の熊本地震においては、台風や豪雨とは違い、熊本県全体が災害救助法に適用され、何よりいつどこで起きるかわからない余震が心配されましたので、消防団のボランティアを現時点では要請していないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 市長、この地震に関して、皆さんが応援に行こうという消防団魂、なぜ覚えてもらえなかったのかと残念に思います。皆さんの気持ちを受けとめて、ありがたい、市民を代表して頑張ってきてくださいと激励をする、あるいは気持ちは本当にありがたいけれども、人吉でいつ地震があるか予断を許さない状況だから、ここは人吉に踏みとどまってほしいと派遣しない理由をちゃんと伝えるなど、納得できる説明を心がけていただきたいと思います。リーダーたる者、市民の皆さんの思いに応えることが大事なことは、市長がよく理解されているはずで。

これで、一般質問の全てを終わります。

---

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。

午後4時25分 散会

## 平成28年6月第2回人吉市議会定例会会議録（第3号）

平成28年6月15日 水曜日

---

### 1. 議事日程第3号

平成28年6月15日 午前10時 開議

- 日程第1 議第55号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市一般会計補正予算（第9号））
- 日程第2 議第56号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第6号））
- 日程第3 議第57号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第4 議第58号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議第59号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議第60号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度人吉市一般会計補正予算（第1号））
- 日程第7 議第61号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例）
- 日程第8 議第62号 平成28年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第63号 平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第64号 平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第65号 平成28年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第66号 平成28年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第67号 人吉城歴史館条例及び人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第68号 人吉市水道事業運営審議会条例の制定について
- 日程第15 議第69号 市道路線の廃止について
- 日程第16 議第70号 市道路線の認定について
- 日程第17 諮第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 報第1号 平成27年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第19 報第2号 平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

日程第20 報第3号 平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第21 報第4号 くま川下り株式会社の経営状況について（第54期決算報告書）

日程第22 一般質問

1. 村 上 恵 一 君
  2. 本 村 令 斗 君
  3. 仲 村 勝 治 君
  4. 宮 原 将 志 君
- 
- 

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
- 

3. 出席議員（18名）

- |     |             |
|-----|-------------|
| 1番  | 塩 見 寿 子 君   |
| 2番  | 宮 原 将 志 君   |
| 3番  | 高 瀬 堅 一 君   |
| 4番  | 大 塚 則 男 君   |
| 5番  | 宮 崎 保 君     |
| 6番  | 平 田 清 吉 君   |
| 7番  | 犬 童 利 夫 君   |
| 8番  | 井 上 光 浩 君   |
| 9番  | 豊 永 貞 夫 君   |
| 10番 | 西 信 八 郎 君   |
| 11番 | 本 村 令 斗 君   |
| 12番 | 笹 山 欣 悟 君   |
| 13番 | 福 屋 法 晴 君   |
| 14番 | 村 上 恵 一 君   |
| 15番 | 永 山 芳 宏 君   |
| 16番 | 三 倉 美 千 子 君 |
| 17番 | 仲 村 勝 治 君   |
| 18番 | 田 中 哲 君     |

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松	岡	隼	人	君
副	市	松	田	知	良	君
教	育	末	次	美	代	君
総	務	井	上	祐	太	君
市	民	今	村		修	君
健	康	村	口	桂	子	君
経	済	福	山	誠	二	君
建	設	大	淵		修	君
総	務	小	林	敏	郎	君
総	務	小	澤	洋	之	君
財	政	植	木	安	博	君
水	道	中	村	則	明	君
教	育	松	岡	誠	也	君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	赤	池	謙	介	君
議	事	栗	原		亨	君
庶	務	椎	葉	千	恵	君
書	記	白	坂	禎	敏	君

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

---

---

### 質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇） おはようございます。14番議員の村上恵一でございます。4月14日の前震、そして16日の本震、未曾有の大災害となった熊本地震から2カ月が過ぎようとしております。我々市政クラブで募った支援物資の輸送や、ボランティアで瓦れき処理などを含め、7回被災地を訪れましたが、本当に悲惨な状況でございます。被災された方々は、みんな精神的にもぎりぎりの状態で暮らしているというような状態でございます。この震災で亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げます。また、被災地の方々とその子供さんたちの心のケア、そしてハード、ソフト両面からの根気強い支援が必要だと感じております。そして、私も引き続き最大限の支援を続けていく所存でございます。

さて、今回は、3項目を通告しております。1つ目に市庁舎移転建設、そして地域防災について、温泉資源についてでございます。それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まずは、最初に、市庁舎移転建設についてでございます。今回の施政方針の中、行政機能がこれまで以上に分散するということは御不便をかける部分もあるとの前置きの後、市庁舎のあるべき姿として、災害時には本当に強固なもので、また、あらゆる災害を想定した指令本部でなければならないと市長が表現されております。

ここで質問ですが、この表現は、今まで市長がマニフェストにも掲げていた既存の公共施設を再利用するという分散型庁舎という計画に対して、考えが間違いであったと認める発言であると考えていいのでしょうか。また、現行計画に戻ったことについて、市民への説明責任はどのように果たすというのでしょうか、お聞きいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

新市庁舎問題につきましては、市長選、その後の市長就任後も現行計画に待ったをかける形で私の見直しに関する主張について、当市議会を初め市民の皆様にご説明をし、御議論もいただいたところでございます。私は総合庁舎方式を理想としながらも、庁舎の形態そのものというより、有利な財政的な手だてがない状況では後年度負担が増大するという理由から、



既存施設の利活用を含めた分庁舎方式を求めてまいりました。次世代へ負担を残さないという考えは現在でも全く変わっておらず、最大限に優先すべき政治理念、信念だと考えております。

ただ、庁舎のあり方といったものにつきましては、今回の熊本地震や地震後の対応が我々に多くの教訓を提示したことも事実でございまして、災害対策本部は強靱であり持続可能であること、恐怖や孤独で御不安な市民がいつでも避難できる場所が必要なこと、また市職員にも恐怖と不安を与えていたこと、市庁舎が分散することでの非効率化などの弊害、そして、最大の懸案であった市庁舎建設の事業費に有利な起債を充当できる見通しが高まっていること、そして市にとって最大の課題であると感じたのは、防災センターを求める市民の声であり、防災センターと市庁舎が合体する、あるいは共存するという形態が最も実現可能な方法であるという結論を、さまざまな御助言等もいただきながら導き出したということでございます。

結果として、現行計画に近い形で進むこととなりましたことを改めて表明し、多くの皆様に御期待や御心配をおかけしましたこととおわび申し上げたいと存じます。また、このたびの施政方針をもって、市長としてこの一連の報告が終了したとは思っておりませんが、市長が決定したという説明責任を果たすために、事後報告にはなりますが、一連の機能移転から新庁舎の建設まで市民の皆様丁寧に丁寧にお伝えをし、御理解を求めてまいりたいと存じます。具体的には、広報ひとよしや市のホームページなどの広報媒体や、直接お話ができる公聴会や校区説明会等を開催して、市庁舎に関する説明責任を果たしてまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 昨日も防災センターとしての位置づけとの発言もございました。熊本地震があったからこそ考えが変わったというような今表現もされたわけなんですけど、事業費の捻出も可能になりそうだからというところもポイントかなと思うんですけど、それでは、これまで事業費圧縮のために分散型庁舎で我慢して、災害時の市民と職員への危険はなおざりにしても仕方がないという考えだったんでしょうか、お聞きいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

当初から私がこの市庁舎移転問題について最も重要視してきたのは、市民の皆様方の生命、財産を守ること、そして次世代への負担を先送りしないというこの2点でございます。その点に関しましては、以前からずっとそのような気持ちで取り組んでまいっておりまして、総合型であろうと分庁舎型であろうと、どのような形態でもしっかりとそれは守っていかなければならないというふうに初めから思っておりますし、現在も思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 今回の市民の安全・安心を守るというものと、それと事業費の圧縮、分散型にして今までおっしゃっていた、例えばある公共施設をお借りしてということは相反しているんですね。あの施設は、たしか築後四十五、六年たっていますから、新耐震基準に適應していない。対応していないはずなんですよ。そういうことを考えれば、今までは危機意識が欠如していたということしか考えられないですよ。

もともとは東日本大震災の状況を受けて、市民の生命と財産を守る総合的な防災拠点としての庁舎をつくらなければいけないという観点からスタートしているんですから。覚えていませんか。私は、前期の議会で昨年の3月まで2年半の間、市庁舎建設に関する特別委員会の委員長を務めさせていただきました。4年前の平成24年12月議会の特別委員長報告、これが第1回目の委員長報告なんですけど、それまでの流れの説明の中で、平成13年4月の耐震診断では、震度5強で何らかの被害が起こることも予想されるという結果が出ているとの前置きの後、昨年、そのときの昨年ですから12年3月11日の東日本大震災の後、市庁舎が防災、災害の復興拠点施設としての機能が重要視されているとの表現をしているんですよ。これまでにかかわってきた市の職員、そして審議会の方々、そして私も特別委員長として2年半、基本計画の策定と位置に関する条例の特別多数議決に至るまで本当に苦労の連続だったんですよ。市長、あなたも私の隣で副委員長を務められたではないですか。この1年3カ月、昨年市長が就任されてから今日に至るまでの1年3カ月のロスは、本当にもったいなかったと思いますよ。これがなかったら、恐らく基本設計の段階まで行っていたかもしれません。

市民の中から複数の方が言われました。一度市長をおやめになって、再度選挙によって信を問うべきではないかという意見もあっているんですよ。このような声に市長はどう思われますか。お聞きいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

私は、選挙前にできる限り後世に負担をかけない形で、既存の施設を利用した庁舎のありようというのも提案をしてきたところでございます。その中で、まずは思っていたのが、今の麓町にあった庁舎、これが平成13年度に耐震診断の結果、かなり危険な状況にあるということでしたので、ここからまずは出るということが最重要課題だというふうに捉えておまして、これまで新しい庁舎ができなかった、なかなか進まなかった理由といたしましては、やはり財源の問題があるというふうに捉えておりました。そこでなるべく早く、そしてなるべく後世に負担をかけずに、かつ市民の生命、財産を守るために、その当時できる限りのことを考えまして提案をさせていただいた次第でございます。

その後につきましては、A案、B案という案を示させていただきました。これは当然議会の特別議決の重み、そしてやはりそれでは不便だという、もっと機能を充実するべきだという御意見を、皆さん方に御議論いただきまして進めさせていただきました。そして今回、地

震発生によりまして、このような今の状況になっているわけでございます。そして、さらには、今後は防災機能をさらに充実させたような堅牢な庁舎という流れで進んでいるわけでございますが、その節目、節目では、私は判断は間違っていなかった、その当時、そのとき、そのときでは市民の皆様方の生命、財産をしっかりと守り、そして後世には負担をかけないというような強い気持ちを持って取り組んでまいってきたところでございます。そのような状況から、今後も一刻も早く、市民の皆様方の生命、財産を守れるような堅牢な庁舎を皆様方とともにつくっていくことが、私に与えられた使命だというふうに思っておりますので、これまで同様に、これまで以上にしっかりと市政運営に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） だから、既存の公共施設を再利用するという方法は、防災拠点、堅牢な、強固な市庁舎とは相反するんですよ。だから基本的に間違っているんですよ。たまたま今回地震があったからということなんですけれども、それはたまたまなんですよ。でも、震度5強の想定はしているんですから、そのための防災拠点としてのオールインワンのワンストップサービス型の強固な市庁舎をつくろうということでスタートしているんですからね。審議会とか、あるいはパブリックコメントもやってきました。どれだけの時間を費やしたかということです。私も13回の委員長報告をつくっています。1回の報告が3,000文字ですから、約4万文字ぐらい書いています。本当自分で書きました、全て。私はあなたを今ここで追い込もうとは思っていないんですよ。問題は、それであるならば、できる限り、今まで分散型の庁舎の説明を校区ごとやってこられましたよね。あるいは御自分がマイクを持って、そしてプロジェクターを使ってやってこられました。今回考えが変わったことに関して、ぜひ各校区の説明会をまたやってください。そして市民に、先ほどおわびを申し上げますと言われましたけど、市民に対して、間違っていた、おわびいたしますという言葉は、一言かけるべきですよ。これで選挙は変わったんですから。そのことに対してぜひ実行してください。いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） 今、御質問がありましたように、これまで市庁舎に関する御議論を重ねてこられました先輩議員、そして執行部、または現議員の皆様方の御苦勞というものに関しましては、私も承知をしておりますし、敬意を表する次第でございます。私も庁舎機能として分庁舎方式や総合庁舎方式という手段、方法にこだわってきたわけではございませんで、先ほどから申し上げておりますように、市の財政状況をおもんぱかっている既存施設の利用であり、分散型の見直し案の提示をさせていただきました。現行計画の見直しを求めたことも、御提示した見直し案も、市庁舎建設に伴う校区説明会の開催も、旧市庁舎の閉鎖と庁舎機能の移転も、現在の分散をしている状況も、さまざまな反省点や課題等はあるものの、その状況下で最善の選択を行ってきたつもりでございますし、その節目、節目での私の判断は間違

ってはいなかったものと信じております。

多くの局面で悩みや迷いはありましたが、市民の生命、財産の死守、次に市の健全財政の堅持、この2つの政治信念を常に念頭に置きながら、繰り返しになりますが、時々状況に応じた最善の選択を行ってきたことだけは、ぜひ御理解いただきたいと存じます。しかしながら、御指摘のようにさまざまな形が変わってまいりましたし、時間もかかったというのも事実でございますので、市民の皆様方にその経緯も含めまして、丁寧に御説明はさせていただきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 丁寧に説明をするということだけで終わったんですけれども、市民の方々に、やはりこうなったことに対してのおわびは申し上げることは必要だと思いますよ。いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

確かにいろいろな議会も含め、先ほどからも申し上げましたとおり、皆様方の御苦勞または形が変わってきたという部分に関しましては、私のほうからもしっかりと説明をし、経緯を報告しながらもおわびも行っていきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 分散型でA案、B案ということで提案されましたけれども、19億と23億でしたかね。3月議会で大塚議員が質問されましたときに、我々会派で、市政クラブで徳島県阿波市というところに行ってきました、市庁舎も実際に見てまいりました。ほぼ同規模です。ほとんど変わらない面積で26億円の総事業費なんです。ということは、分散型で提案されたのとほとんど変わらないんですよ。ということ考えたときに、もうちょっと突き詰めて研究してほしいかった。まあ我々もその時点ではそうだったかもしれませんが、7月になって市の職員の方々が阿波市の庁舎を見に行かれるということなんです、市長もぜひ時間をつくって見に行ってください。もうこれ以上のことは言いませんが、校区の説明会では丁寧に説明していただいて、できればその説明会をする前に、阿波市の市庁舎を見ていただければなというふうに思います。この件に関してもうここで終わりますから。

次にですが、公共施設のあり方についてお聞きいたします。今後、耐震基準がさらに強化されるということが考えられると思うんですけれども、現在のところの国の動きというのはいかがなんでしょうか。何か情報がありましたらお願いいたします。

○総務部長（井上祐太君） 議員の皆さん、おはようございます。御質問にお答えいたします。

既に新聞報道では被害のひどかった益城町では、昭和56年以前に建てられました、いわゆる耐震基準が強化される前の家屋の全壊が顕著であったことが報道をされておりますが、新

基準を満たす住宅の割合、これは熊本県で76%ということで、全国平均よりも6ポイント程度低い状況にあったということでございます。熊本地震の家屋等の被害につきましては、今後さらに詳細な検証が行われるものと存じますが、政府の地震調査委員会が6月10日に示しました2016年版の全国地震動予測地図によりますと、大きな地震の発生確率を見ますと、新耐震基準を満たすためのさらなる促進策、それから耐震基準そのものへの対策が講じられるのではないかと予想されるものでございます。

お尋ねの国等の動き等については、まだ私どもも把握はしておりませんが、今後、国県等の動向に注視をしまいいりながら、また、適切な時期にしっかり変わった点につきまして御説明をさせていただければというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 1981年以後の建物が76%、耐震基準をクリアしている建物が76%ということで、全国平均よりもちょっと落ちているみたいな説明だったんですけども、でも1981年の新耐震基準をクリアした建物でも被害が多く出ているという状況から、恐らく耐震基準は確実に変わってくるんじゃないかなと思うんですけどね、引き締めがあるんじゃないかなと思います。基本設計の発注等にこれから進んでいくんじゃないかなと思いますけれども、スケジュールも含めて大きな影響がないように願いたいと思っております。また、いろいろな変更点とか国からの指針とか示しがあったら、ぜひ特別委員会、また全協でも説明をいただければというふうに思います。

昨日の塩見議員の質問に対して、財政面確保の有利性を既に答弁されましたけれども、再度お聞きいたします。事業費に対する国からの支援を求めるためにどのようにして県と連携をしていくのか。また、今後のスケジュールをどのように考えられているのか、お聞きしたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

熊本県におかれましては、地震発生当初から蒲島知事を中心に精力的に国に働きかけを行っていただいております、感謝を申し上げます。熊本県市長会、九州市長会から全国市長会に至るまで、市長会の動き、そして本市としましても熊本県、さらには市庁舎が被災した八代市、宇土市、大津町、益城町などの自治体との連携により、庁舎建設に要する事業費に対する国の支援をお願いしてまいりたいと存じます。特に、その方策といたしましては、全国のモデルケースとなるような防災センターを兼ねた市庁舎の創出を訴えていきたいと考えております。

スケジュールといたしましては、7月から早速運動を展開してまいりたいと考えておりまして、当然、地元選出の国会議員の皆様、県議会議員、そして市議会の皆様のお力添えを賜り、政治的な部分でも働きかけをお願いしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 今、答弁いただきましたけれども、スピード感を持って確実に、着実にやっていただきたいと。もうまさに市、県、そして国会議員の皆さん方、チーム人吉でしょうか、チーム熊本でしょうかね、一丸となって進めていくべきだと思っております。ぜひやっていただきたい。私たち議会としても、県内の他市との連携を持って行動すべきだというふうに考えております。

先日の特別委員会でもそのように発言させていただいたわけなんですけれども、今後、これから基本設計等に入っていくと思うんですが、防災拠点としての新市庁舎、あるいはその後の人吉市の城下町、日本遺産を捉えて市のシンボルとしてのその姿はどのような姿を考えておられるのか。また、今後基本設計の流れはどのようなようになるのかをお聞きしたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

市庁舎であり防災センターでもあり、さらには防災センターという堅固な施設の一部として市庁舎があるというイメージであれば、いかなる場面でも市民の皆様には安心と信頼を寄せていただける市役所になると考えております。特に防災センター機能につきましては、まず災害対策本部としての諸機能が集中し、有事の際はもちろん、平常時であってもすぐに対応できるシステム、それから本部機能を安定して継続できる環境の創出を目指してまいりたいと考えております。また、市民生活を守るという部分では、食糧や水、燃料、物資等の備蓄倉庫、防災機材の集積場所、それからヘリポート、そして緊急避難的な場所として、市民を受け入れる避難所機能も一部に併設する計画を立てている、そういう構想を持っているところでございます。

御質問の市のシンボル、シティホールとしてのありさまでございますけれども、これはもうずっと現行計画の以前から申しておりました。豪華な施設は想定いたしておりません。文教地区にふさわしいたたずまいと、超高齢化社会に対応する優しい庁舎を目指してまいりたいと存じます。この市庁舎建設事業をさらに加速化させ、実動に移していくためには、担当部署の設置を経て、村上議員の御指摘のとおり基本設計、実施設計へ取り組んでいくこととなります。来る7月1日に市庁舎建設準備室を設置後、なるべく早い段階で基本設計、実施設計の着手に向けての動きが出てまいりますので、スピード感を持って我々も取り組んでいきたいと、そういう準備を進めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） やはり防災拠点としての新市庁舎、相当堅牢なものでなければいけない。また、備蓄倉庫としての防災センターとしての役割、そして避難所も兼ね備えなければ

ならないというふうに私も思っています。ただ、スタイル的なもの、日本遺産に認定されたこの地域にあう、事情等は御返答なかったんですが、先ほど事例に出した阿波市の場合は、屋根は寄せ棟になっているんですね。まあそういうことを考えたら、ああいうスタイルが一番いいかなと。四角いビルディングの場合は、やはり屋上にプールをつくるようなものなんですよね。あれは10年に1回、防水のメンテナンスが必要になってきますので、実際、業者さんが言われるぐらい、そういう形は非常にふさわしくないということをおっしゃいます。そういうことを考えれば、やはりこの城下町にあった市庁舎ということを考えても寄せ棟、コスト的にもほとんどそんなに高くはないと思います。むしろ安くできるかもしれません。そういうことで、そういうふうな姿もぜひ描いていただきたいというふうに思っております。

既に昨日、庁舎の部材や工法等に発言はもうされたんですが、永山議員の質問に対してもされました。私もさまざまな部材や工法を調べてみたんですけども、やはりこの人吉の地、人吉球磨の当地の林業振興を図れるという手法としては、やはりCLT工法、木材を導入するとしたらもうこれしかないみたいですね、何か。CLT工法というのは、クロス・ラミネイティド・ティンバー。日本語でいうと、直交集成板というんですかね、集成材を縦、横、縦、横ということで張り合わせていって、要するに縦に強い木材、横に弱い木材の弱点と、いいところを張り合わせて合板にするというような方法でございます。

これは既にJAS規格になっているということなんですけれども、メリットとしては、パネル自体が柱あるいははりになって、欧州においては、接合部はビスと金具による接合が基本のために、従来の木造と比べて施工が非常にシンプルであると。そして、熟練した技術者でなくても施工は可能であると。RCづくりなどと比べまして、短い建設期間である。すぐれた断熱性、そして高い省エネルギー効果、高い強度。木材と言えれば何か弱い感じがするんですけど、逆に強度がすぐれている。また、大型施設や中小ビルなどの新たな用途での木材需要を、飛躍的に拡大できるという可能性があるということになっております。ただ、デメリットとしては、やはりまだコストが高いところみたいですね。ですから、そこら辺はまだ今後課題であるのかなと。実際のところ、自治体の庁舎としての事例はまだない状況ですね。

ただし、さまざまな施設での利用はもう既にあって、国内で見ると、栃木県鹿沼市がもうCLT工法での検討も進めているみたいですね。そしてまた、岡山県真庭市にある銘建工業というところが業界のリード役ということで聞いておりますので、今後部材のコストが下がっていけば、さらにこの当地の林業振興にもつなげていけるのではないかなというふうに思っております。この件に関していかがでしょうか。きのうも御答弁されたかもしれませんが、CLT工法に関しまして、導入の可能性についてのお考えをお聞きしたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

CLT工法につきましては、今、村上議員がおっしゃったとおりだというふうに思っておりますし、先ほど出てまいりました企業様の関連の企業は人吉球磨郡内にもございまして、私もお伺いをし、そこで大きなものではありませんが、工法の説明やちょっとした小さなモデルなどは見せていただいたところです。また、CLT工法でつくられております有名なホテルと申しますか、建物等々もあるようでございますので、そのような、皆さん方からさまざまなアイデア、知恵、または知識とかもいただきながら、本市にとってふさわしい形はどういうものなのかということも、今後、市議会とも議論を重ねていきたいとこのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） この件に関しては研究がさらに必要かなと思います。ただ、やはりスピード感を持っていく必要があるのかなと思っています。事例としては、公共施設でも既にあるみたいですが、四国は割と盛んみたいですね。四国の四万十では、県の公的な施設がこのCLT工法でできているみたいです。この辺も参考にされたらいいんじゃないかなというふうに思っています。

最後の質問になりますけれども、市庁舎建設は50年に一度の大事業でございます。ぜひ今後、さまざまな設計にしても、あるいは本体発注にしても、地元の活性化につながるような発注方法を考えていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃいましたように、市庁舎建設は50年に一度の大プロジェクトであるというふうに捉えておりますし、さまざまな業種に関連してくる総合建設事業として、地元企業の皆様方の期待も大きいものというふうに理解をいたしております。できる限り、本市経済に波及するような事業として実施できるように努力をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） ぜひ地元活性化のために御尽力いただきたいと思います。聞くところによりますと、技術者不足というところもあるみたいです。また、庁舎内に関しても、それが言えるのかなと思いますので、その辺もぜひ念頭に置いて考えていかなければならないというふうに思っています。

また、今回、麓町の本庁舎、震度5弱の診断で、また九日町の商工センター、いわゆるきじ馬スタンプ会が入っていた建物等を数カ所、郡市の設計技師の皆さんたちが調査を行われたということなんですけれども、聞いたところによるとボランティアでやられたというようなことでありますから、その御恩返しということではないんですが、やはり地元の実情をわかっている方々にそのような今後の方針に従って、発注を行っていくというのはそれが理



想形じゃないかなというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。ということで、この市庁舎移転建設についてはこれで終わります。

続きまして、地域防災についてでございます。災害対策支部のあり方でございますが、今回は熊本地震発生を受け、多くの議員が防災関連の質問の通告をしておられます。北部九州は既に梅雨入りをしておりますが、今のところ静かな状況でございます。今月の6月3日には川北支部におきまして、本年の災害対策支部会議が行われました。かなり多くの方々が集まりました。

そこでお聞きしますが、ことしの対策会議の各支部の開催状況と出席者数はどのようになっているのでしょうか、お聞きいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

本市の災害支部会議につきましては、全7支部で会議をいたしております。支部ごとの開催状況でございますが、議員も御出席になりました川北支部につきましては、職員が17名、参加者が89名、合計106名でございます。それから川南支部は職員が6名、参加者が17名、合計23名でございます。間支部は職員が13名、参加者が41名、合計が54名でございます。それから大畑支部は職員が9名、参加者が28名、合計37名でございます。それから林・薩摩瀬支部は職員が15名、参加者が38名、合計53名でございます。西瀬南支部は職員が11名、参加者が20名、合計が31名でございます。中原支部でございます。職員が9名、参加者が38名、合計47名となっております。全参加者を累計しますと351名ということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 今、説明いただきました。総合計で職員、そして一般の方を合わせて351名ということなんですが、これ開催日は言われませんでしたよね。開催日それぞれ言わなくてもいいですけど、何日から始まって何日まで行われたのかだけをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

---

午前10時48分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（井上祐太君） お時間をとらせて申しわけありません。

支部会議は、期間的には6月3日から6月8日の間で開催をされております。川北支部と西瀬南支部が6月3日、それから大畑支部、林・薩摩瀬支部、中原支部が6月7日、それから川南支部、間支部が6月8日でございます。6月3日が川北支部と西瀬南支部、あとは大畑支部、林・薩摩瀬支部、中原支部が7日、川南支部と間が8日で、全部で7支部でございます。

ます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 済みませんね、開催状況と出席者数はというふうに聞いたものですか、その辺がちょっと足りなかったかなと思います。

出席者数、総合計351名なんですが、川北支部だけ極端に多いんですよね。106人です。一般の方89人、東西コミセンの2階会議室満席状態なんです。そのときの状況は、ここに出席した議員が4名おりますので、大体わかっているんですけども、また会議の内容もどちらかというと、会議というよりも説明会という感覚が強かったと思うんですね。昨年から各支部が9支部から7支部に統合されたようなんですけども、どうも何か組織が余りにも、特に川北支部の場合は大き過ぎて、何というか地元の声が届きにくいというような状況だったものですから、ぜひこの辺は今後考えなければならぬのではないかなと思います。

それと、各支部それぞれ同じ資料を使っていたんじゃないかなと思うんですけども、地域によってやっぱり災害の要因とか、傾向とかが違うはずなんですね、危険箇所など。そういうことが考えられますので、各支部でプラスあと1ページ、2ページ、それぞれの災害対策支部のそういう危険箇所等の確認をする場にしなければならぬと思うんですよ。それが欠如しているんじゃないかなというふうに思いました。

そういうことで、そのときの会議の中で出た意見、あるいは質問の内容はどうだったのか。そして、組織の規模などは、先ほど申しましたように現在の組織体制のままでいいのか、お聞きしたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず、1点目の各支部会議におきまして、皆様方からさまざまに御意見をいただいているところでございます。その内容でございますけれども、避難所の場所の確認、それから地域の危険場所がどこなのか、そういうもの等々が一番多かったということでございまして、地域の状況を参加者全員で共有していただいている、その大きな1つのお気持ちなのかなというふうに考えているところでございます。

それからことは、例年に比較しまして地震関連の質問を多くいただいたところでございました。回答は大体その場で支部長、もしくは防災安全課が同席した場合にはお答えするようにしておりますけれども、不明な場合等々は関係機関へ取り次いで回答するなどの対応をしておるところでございます。

それから、先ほどからいろいろ御迷惑をおかけしています組織編成につきましては、昨年度に大きく見直しを行いまして、特に川北、川南、それから林・薩摩瀬支部と、こういうところがかなりまとめたような状況になりまして、地域それぞれに危険箇所対策がございしますので、過去の活動状況にも配慮しながら、議員もおっしゃったように地域の特性に応じたと

ころの現在は支部職員を配置していると。一番少ない配置は大畑支部の12名、それから川北支部は41名の職員を配置しているところがございます。これは、当然東支部と西支部を合わせていますので、かなり職員が多くなっている点は、これは言わずもがなだと思っております。地域の安全・安心を保持するため、支部長初めとした職員全員と地域の皆様と協力しながら、今後も防災に取り組んでいかなければならないと考えております。

その中で、組織が大きくなり過ぎていたところを少し掘り下げて、なぜこういうふうになってきたのか、この経緯を少しお時間をいただいております。私自身のことになりますけど、私56年度入庁組なんですけど、その当時は450名程度の職員がおりまして、支部は、例えば今の川北支部は瓦屋支部、それから青井支部、それから九日町支部、それから願成寺支部と4支部あったわけでございます、それが今は東支部と西支部に分かれて、そして昨年からは1本になったと。本当に言葉は悪いんですけど、コンパクトになり過ぎていたところは否めないと思っておりますけれども、現在、職員が330名程度まで減っております、この30年ぐらいの間に球磨川の堤防強化も進んでおりますし、それから内水排水整備、それからポンプ場の建設、そういうもので、要は球磨川沿川の支部の業務の低下はここ数年見ていて減ってきていたというのは間違いありません。要は、御溝川を抱えている瓦屋、要するに西支部、こういうところの業務はかなり多くて、これはもう職員の出動状況を比較しても明らかでございます。

災害対策の体制の見直しもここ数年の間に行われまして、従来は総務課に消防行政係というのがありまして、その後地域生活課の中に消防、防災というのがありまして、現在は本部機能の強化ということで防災安全課を設置して、課として全ての指揮系統をそこに持たせているということであるならば、やはり支部と本部機能が今ある程度切り分けながら、ちゃんと命令系統の中で仕事ができているということもでございます。それと、職員の中には支部業務を兼務している職員で、消防団にも入っている職員がおりまして、なかなかこの辺のかけ持ちに対して職員にも迷惑を、負担をかけているということであって、さまざまにコンパクトな支部編成、集中的な人員投入ということで、現在川北に集中的に、東支部であった職員まで西支部と合わせて、現在対応していると。御溝川の出水時の対応が今一番課題となっておりますので、そういうような状況でございます。

ただ、それでも議員の今のいろいろな御提言はしっかり受けとめて、ハザードマップの説明、それから危険箇所の巡視、そういうものを校區別に、災害支部はそういうふうには川北支部と1本でありますけれども、そういう説明会も含めて、必ず校區別にきめ細かくやらせていただきたいというふうに考えております。これはもちろん川北支部、林・薩摩瀬支部、こういうところにも広くなり過ぎたところでのさまざまに御迷惑等もおかけしておりますので、同じように取り扱いたいというふうに思っておりますし、今後きめ細かな説明、それから対応、そういうことは心がけていきたいと思っております。

以上、少し長くなりましたけれども、お答えさせていただきます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 各支部での質問内容等、今述べていただいたんですが、避難所の件、あるいは危険箇所、この危険箇所の質問等があったということは、やはり資料にその辺がなかったからじゃないかなと思うんですね。その辺は改善をぜひお願いしたいと思います。

それと、会議の様子を見て思ったんですが、その場で即答できない部分があったと思うんですね。これはやはり防災安全課の職員が必ず1名でも出席しておれば、輪番でですね、随分内容も変わってくるんじゃないかと思うんですけど、返答もしやすくなって、そう思いますので、ぜひこの辺も改善していただきたいと思います。井上総務部長は56年入庁ということで、耐震基準が変わった年に人吉市に入庁されたんだと、今余談ですけど思った次第でございます。

次の質問ですけれども、平成27年9月の関東の豪雨で鬼怒川の堤防が決壊した事例等もあります。近年、局地的に猛烈な雨が降って、そして急激な増水がある事例が非常にふえたと思うんですね。そこで質問なんですけれども、球磨川の支流、市内の支流なんですけれども、幾つもあります。その支流に対しても水位に応じた体制の強化が必要ではないかなと思うんですけれどもいかがでしょうか。それと、つまり避難判断水位などを、中小河川などにもその判断水位などを明確にすべきだと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

球磨川以外の市内の支流における水位に応じた体制といたしましては、現在、胸川、万江川に水位計が設置をされております。この状況は、熊本県統合型防災情報システムにおいて、10分間隔で水位の情報をパソコンで見ることができるといことでございます。胸川におきましては、水防団待機水位が1.19メートル、それから氾濫注意水位が2.04メートル、それから避難判断水位が2.2メートル、それから氾濫危険水位が2.99メートルとなっているようでございます。

また、万江川におきましては、水防団待機水位が1.3メートル、それから氾濫注意水位が2.91メートル、避難判断水位が2.91メートル、同じですね。それから氾濫危険水位が3.51メートルとなっております。これらの水位を参考に、球磨川と同じような体制づくりと情報発信等々を今後もやってまいりたいというふうに考えております。

あと、その他の河川ですけど、今私が申し上げました河川につきましては、基準となります水位は定めてはございませんけれども、出水時には水防班で巡視を行いまして、状況把握をしておりますところでございます。熊本県統合型防災情報システムにおいて、河川に設置されましたカメラから、これはリアルタイムで河川の映像を見ることは可能でございますし、球磨川、胸川、それから山田川、御溝川の映像は常に確認をすることができるという

ふうになっております。さらに出水川には熊本大学が設置しておりますカメラがございます、これもリアルタイムでパソコンで映像を確認することができます。近年よく局地的豪雨という言葉が使われますが、本市においても局地的大雨の場合は、各河川の水量が増加をしております。特に御溝川の水量は極めて短時間で増加しますので、10ミリ、20ミリで相当ふえると。担当課職員において、これは防災安全課、道路河川課においては樋門の操作依頼、進入禁止の看板の設置、それから河川の巡視、見回りを行っているところでございます。

御説明しましたように水位計、河川カメラが設置されているところはそういう状況、対応が可能でございますけれども、いずれも設置されていない支流につきましては、他の河川の水位状況、それから各地の雨量状況を総合的に勘案しまして、これは職員の目視による巡視、見回りを行って、ここは量がふえているから非常に危ないとか、そういう情報共有をしながら、それぞれの河川の対応をやっていかなければならないと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 今、説明いただいたんですが、万江川、胸川は水防団待機など、あれは避難判断水位などのライン分けがされているということなんですけれども、これはどこかの橋桁にも表示されているのですか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

水位計が設置されてありますので、水位計に全部表示をしてありますので、そういうところで判断をさせていただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） わかりました。ただし思うんですけれども、山田川もかなり危険な川じゃないかなというふうに思うんですね。今の現堤防ができる前は、東西コミセンの今現在あるところ、これは畜協跡地ですね、昔は牛市場と言っていましたけど、あそこはたしか常襲地帯だったですよ、水害の。そういうことを考えると、堤防が決壊あるいはその越流ということがあったときには、城本付近から、そして鶴田町にかけての浸水も十分考えられるんじゃないかなと思うんですね。それを考えると、ぜひ山田川も早急に、昨年からの監視カメラがつけましたけど、だけではなく、やはり水防団、消防団が判断できるような何かそのようなライン割りをやっていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、そういう改善をお願いしたいと思います。この件に関してはこれで終わります。

今回の熊本地震でも14日の前震の後、15日には自宅に帰られた方があって、そして、しかしその後の16日の本震によって家屋が倒壊して、多くの方が亡くなっております。これは、自分は大丈夫であるという心理、防災心理学でいうと正常性バイアスというらしいんですが、そういう気持ちがついつい働いてしまう。今後、このような悲しい結果にもならないように、

ぜひ議会、あるいは執行部、あるいは防災関係、消防関係の方々も含めましての防災心理学の勉強会をしたらどうかという提案なのですが、いかがでしょうか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

これ、以前に犬童議員の防災訓練関係の御質問があったと思うんですけど、そのときに市長が、人は予期せぬ災害や過去に経験のないアクシデント等に巻き込まれたとき、現実として受け入れられない心理を引き起こす。先ほどおっしゃいましたいわゆる正常性バイアスへの対策を引き合いに出して、予期せぬ災害への備えを提起したことを御質問いただいて思い起こしたところでございます。

昨年6月の議事録を確認しましたところ、この防災心理学に沿って、災害時の心理的なりスクをなくすためにも、定例型ではなく、突発型、実践型の防災訓練等々に挑戦してまいりたいという旨の答弁を市長が行っておりますけれども、まさに今回熊本地震もそうございまして、災害への備えの中には、心の準備といったものがあることも身をもって体験しました。これ私ごとなんですけれども、私も夜は必ず電気をつけて、テレビをつけて、いまだに寝れないと。そういうような状況がまだ続いておりまして、これはやはり議員からの御質問を聞いたときに、私もちょっと心を病んでいるのかというふうに思ったところですけども、防災心理学の勉強会とそういう防災訓練の組み合わせ、さらには地域での学習や、一番やっぱり心配なのが子供たちのストレスとかそういうもの、そして避難された方の中には、やはり体調をすごく悪くされた方も避難所にいらっしゃいましたので、そういう健康面も含めた子供たちへの防災教育、心の面からの意識改革、防災にやっぱり取り組む重要性を今すごく感じているところでございます。防災心理の勉強会の提案、本当にありがとうございます。できるだけ形にして、何らかの形にして、そういう取り組みができるように努力してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） ぜひそういう勉強会も開催していただきたいと思います。私も先日、今月の初めなんですけど、御船町にボランティアで瓦れき処理に行かせていただいたんですけど、2カ所行きましたけど、2カ所目が山奥のほうの高齢者、77歳の奥さんでしたけど御自宅でした。もう自宅が半壊状態で、もう本当につらそうな顔をされていましたが、処理が終わって、やはり心を病んでおられるんですね。自分はもう玄関先で寝ていると。最後にはもう涙ながらに語られました。

防災心理も含めて、心のケア等も今、部長が言われましたけれども、心のケアのそういう勉強会も必要なと今私も思った次第でございまして、ぜひ、今後そういうのも開催していただければと思います。防災システム研究所というのがありますよね。防災危機管理アドバイザーの山村武彦さん、この方は非常に有名な方だと思うんですけど、この方なども呼んで

もいいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ提案させていただきたいと思います。ということで、この地域防災についてはこれで終わります。

続きまして3項目め、温泉資源についてでございます。過去の温泉掘削の実績と実例ということなんですけれども、ことし4月12日の地元新聞に、300メートル以内、同意なしで許可という温泉掘削の関連の記事がございました。私としても今まで実例として、300メートル以内の温泉施設からの同意は必須条項であるという認識があったものですから、びっくりした次第でございます。そしてまた、そのことがあったものですからこの質問をさせていただくわけなんです、まずお聞きしたいのは、温泉掘削についての申請から許可までの流れはどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○市民部長（今村 修君） 皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

温泉掘削の申請から許可までの流れでございますが、温泉法により、温泉の掘削等許可に関する許可権限は熊本県知事にございます。したがって、掘削許可申請に係る熊本県の事務処理手順につきまして御説明をいたします。

本市に住所を有する申請者の申請書提出先は人吉保健所でございます。提出された申請書類の審査や現地調査を熊本県薬務衛生課及び人吉保健所が行います。なお、現地調査につきましては、熊本県温泉協会本部及び人吉球磨支部も合同で実施をしているところでございます。その後、熊本県知事が学識経験者等で組織をします熊本県環境審議会温泉部会へ諮問をされ、諮問を受けた環境審議会温泉部会へ温泉協会人吉球磨支部から地域のコンセンサスや温泉資源の保護のための意見を記した意見書を提出をいたします。その後、環境審議会温泉部会での審議を経て、県知事へ答申があり、最終的な判断を県知事が行うものでございます。なお、環境審議会温泉部会は2月、7月、11月の年3回開催をされることとなっております。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 窓口は人吉保健所にあつて、最終的な権限は県知事にあるという説明でございました。また、環境審議会、これは温泉部会ですかね、これが年3回開催されるということなんですけれども、おおよそ理解できました。この過去5年間の温泉掘削申請件数はどのようになっているのか。また、許可までに必要とされる期間、また不許可になった事例はあるのかお聞きしたいと思います。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

温泉法によりますと、温泉を揚湯するためには、温泉掘削許可申請と、その後の揚湯のための動力ポンプの設置に係る動力許可申請が必要でございます。本市の温泉関係者が熊本県に申請を行った平成23年度から平成27年度における温泉掘削許可申請件数は4件、動力許可

申請件数は10件でございまして、合計14件となっております。また、許可までの必要とされる期間でございますが、平均して約半年でございます。なお、不許可となった事例はございません。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 平成23年から27年までの5年間で掘削申請が4件、動力許可申請が10件ということだったんですけど、そしてまた許可までの期間は平均でおよそ半年。この掘削申請と動力申請の数の差は、掘削申請の後に同じ数の動力申請があると思っていたのですが、この数の違いというのは、水中ポンプの更新とか取りかえとか、そういう申請があったからこの差が出たということで理解していいんでしょうか。

○市民部長（今村 修君） 御質問にお答えいたします。

この差につきましては、今議員のほうから御指摘のとおり、動力源だけを交換するというような場合がございますので、こういうふうな差が出てきているというようなことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 理解しました。ということは、この過去5年間は新規の掘削申請が4件だったということで理解しますね。また、不許可になった事例はないというようなことだったんですけど、本当にそうなのか。このことに関しては、後ほどお聞きすることにします。

次に、300メートル以内の施設からの同意書のあり方、そしてこの法的根拠はどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

県によりますと、熊本県温泉法施行細則及び熊本県温泉行政事務処理要領により、温泉掘削等の許可申請の添付書類として、申請地点を中心とし半径300メートル以内の源泉所有者または源泉管理者の同意書を必要に応じて求めることができるとしております。同意書につきましては、申請者が温泉資源の保護の必要性を認識する上で重要な契機となることから、その結果として温泉資源の枯渇を招くような過剰な開発の防止に一定の役割を果たしてきたところでございます。しかしながら、平成18年の東京高等裁判所判例では、温泉掘削許可申請において、周辺の他源泉の同意を必要とするが、その同意がない温泉掘削に係る許可について、周辺の既存源泉の所有者との同意書の取り交わしに応じなかったとしても、このことが不許可事由に該当すると解することはできないと示されたところでございます。

この判決後におきましては、熊本県が申請時に同意書を得ることを求める場合は、あくまで当該行為が行政指導であることを認識した上で、温泉資源の保護等の目的のために有効かつ必要なものか否かを判断し、対応されているところでございます。



以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 東京裁判所の平成18年の判例のことを引き合いに出されて、あくまでも行政指導なんだということをおっしゃいましたけど、この同意書の重みが全くなくなっているように思うんですね。先ほど不許可になった事例はないということでおっしゃいましたけれども、本当にそうなのでしょうか。もともとは周囲の泉源保有者の同意なしの申請は受け付けていなかったというのが実情だと思うんですけど、今回の市内中心部の温泉施設の申請の場合、全ての同意書がそろっていなくても申請を受理しているということなんですけど、これはどういうことなんですかね。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

---

午前11時37分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市民部長（今村 修君） お時間をいただきまして、申しわけございませんでした。それでは、御質問にお答えいたします。

同意書がないままになぜ受理されたのかというような御質問でございますが、今回はかいぼりの申請ということでございまして、既存の源泉の揚湯量が減少してきたというようなことから、今回かいぼりの申請をされたところでございます。このまま湯量等が減少いたしますと、経営的に、これは宿泊業者さんでございまして、大きな支障を来すというようなこと、それからこれが緊急性があるというようなことから、今回受理をされたものというふうと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） はい、理解しました。しかし、過去にはかいぼり申請なのに、同意が得られないために、申請を受理されなかった事例も実際あっているんですね。この違いは何なのかと聞いたら、またとまりますので、もうこれは聞きませんから、今回の新聞記事にあった案件では、条件付きの掘削許可といったようなことでありますが、この掘削において、近隣温泉施設への影響が出た場合の対応はどうされるのかお聞きしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

近隣温泉施設へ影響が出た場合の対応についてでございますが、温泉法においては県知事は掘削等の申請を受けて、温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼすときには不許可にすることができ、温泉源保護のために必要な場合には、採取の制限を命ずることができるかとされております。さらに、温泉法第4条第3項の規定により、掘削許可に温泉資源の保護等

その他公益上必要な条件を付すことができるとされております。具体的には、掘削の完了する日までに申請者の周辺の温泉源において温泉を採取するものから、温泉の湧出量、温度または成分等に変化があるとする報告と、それを証する資料の提出等が県にあり、県が公益上必要があると認めて、直ちに工事を中断して必要な措置を講ずること等の指示をしたときは、当該指示に従うこととされており、許可の条件が履行されない場合は、許可の取り消し等々の対象となるものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 影響が出た場合は工事をストップできると。そして、必要な措置を講ずることということなんですけど、その影響が出て、近隣施設の湯量が、揚湯量が減って、営業ができなくなった場合、具体的にはどのような対策をするのかをちょっとお聞きしたいんですけど、ここはいかがですかね。

今の質問に対しては、一番最後に資料を用意していただいて答えていただければいいですから。ここでとまったらまた時間かかりますので、対応をできるように今指示しておいてください。

もう一つ質問いいですか。許可の条件が履行されない場合は、取り消しの対象になると考えていいのかということもお聞きしておきます。ということで、この2つに関しては、最後にまた答えていただければいいと思いますので、次の質問を行います。

人吉市の今後の温泉資源保護を考えなければならないというふうに思うんですが、これは実際に温泉条例というものが、他の自治体では設けてある場合があります。これは泉源を共同利用する場合の事例が多いんですけど、そうでない場合もあるもんですから、資源保護という観点から、温泉条例を提案させていただきたいと思いますが、この件に関していかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

掘削許可権限等につきましては熊本県の所管であります。貴重な温泉資源が将来の世代に引き継がれるよう乱掘による温泉資源の枯渇化減少を招くような過剰な開発の防止のために、温泉資源の保護は重要な問題であるというふうに認識をしております。今回、議員から温泉条例についての御提案をいただいたところでございます。先ほど例に挙げられましたような温泉供給に関する条例とか、地域温泉施設条例等々もあるようでございます。本市といたしましては、温泉資源利用状況の把握、利用料の縮減、新規温泉掘削の抑制、温泉資源保護に関する情報発信等を推進するために、まずは今後とも熊本県並びに今現在人吉球磨の温泉掘削、または動力等々の許可なども検討をしております温泉協会人吉球磨支部のほうで、皆さん方の御意見をお聞きしまして、それを取りまとめるところからスタートしていきたいと、そのように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

---

午後 1 時00分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市民部長（今村 修君） お時間をいただき申しわけございません。村上議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、湯量が減少し営業ができなくなった場合に、どのように対応するか、また具体的な対策はというようなことでもございました。このことにつきましては、具体的な対策はまだございませんが、温泉掘削にかかわる当事者間の条件合意がなされるように、市として、また温泉協会人吉球磨支部として、県の指導のもと調整役を果たしていく対応が必要であると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 今、答弁いただいたわけですが、条件合意の話合いのさなかにもう途中で許可がされてしまったといういきさつだったと思います。ですから、本当は逆、後先になってしまったということなんですよね。ですから、条件付きの掘削許可ということになりましたので、もしものことがあった場合には、ぜひ人吉支部としても対応していただきたいと。もちろんこれは県の指導のもとに的確にやっていただきたいというふうに思います。それと先ほどの温泉条例の件ですが、上位法として温泉法があるというのはわかっておりますが、温泉法に特別な定めがあるものを除く地域の実情に応じた、適応した資源保護を目指す条例を考えるべきではないかなというふうに思います。

今回の案件はかいぼりでありましたけれども、新規の掘削申請等が市外の業者からあった場合、乱掘になる可能性もあります。有限資源であるということ考えた場合に、ぜひ、本来ならば温泉保護条例と言いたいところですが、温泉条例というようなものも視野に入れて考えていただければというふうに思っています。

さまざまな問題を引き起こさないように、県も市もしっかりとした対策を講じる必要があるというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。これで私の一般質問を終わります。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 皆さん、こんにちは。11番議員の本村です。それでは、通告に従いまして質問を行ってまいりたいと思います。

1つは、災害に強いまちづくりといたしまして、1点目に水の確保について、2点目に支

援物資の順調な配給について、3点目に避難所での良好な生活環境の確保について、4点目に福祉避難所の運営体制と周知について、5点目に市民の防災学習についてです。2つ目、災害からの復興といたしまして、生活ときずなを大切にする仮設住宅について、それから国による被災者への支援について質問を行ってまいりたいと思います。

では、まず最初の水の確保についてです。熊本地震は甚大な被害を引き起こしました。ライフラインは寸断され、生活物資が届かなくなり、車中泊など過酷な避難生活が強いられました。自然災害はいつどこで発生するのかわかりません。とりわけこの人吉市付近にも人吉盆地南縁断層が走っており、マグニチュード7.1の直下型地震が30年以内に発生する確率は1%以下となっています。そのときの人吉市の震度は7と予想されています。熊本地震で起こったことが人吉でも起こると考え、どう対応していくか検討していく必要があると思います。そのような観点から今回の質問を行います。

地震の発生により最初に大きな問題となったのが水の確保です。水道管の分断や地下水の濁りにより、水道の水が出なくなりました。各家庭や避難所から飲み水がないという声が沸き上がりました。熊本地震の被災地並みの震度7の地震が人吉市で起こったならば、水道管の分断など大きな被害が考えられます。熊本地震を教訓として、市民に水を届けるため、どのような対策を打つのか考えておく必要があると思います。その点どうお考えなのか伺います。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

内容は水の確保ということで、当然、現在の飲料水の確保の状況をまず先に御説明をさせていただきたいと思います。飲料水の備蓄ということで言いますならば、熊本地震以前は各コミュニティセンターやスポーツパレス、それから岳寿館、それから市役所の本館、12の施設に振り分けまして、ペットボトル2リットル6本入りのケースを約161ケース、1,932リットル分を備蓄をしていたと。当然、これでは足りないわけですが、そういう状況で備蓄のほうはさせていただいたと。

それとあと、さまざまに今回水の確保というのは、前震、本震の後に、益城それから熊本市を中心に、さらに被害が多かったところで大きな問題となってクローズアップされてまいりましたので、本市のほうもその辺をしっかり受けとめまして、さまざまな水の確保がどういう形でできるのか。これは昨日も何人かの議員さんのほうにお答えをさせていただきましたけれども、例えば他の自治体との給水応援協定、そういう協定に基づいて水の確保を行うとか、あと熊本県との協定に基づく水の確保、それから本市が締結をしています自治体、姉妹都市であったり、牧之原市みたいな自治体のような状況であったり、もしくは東北の南相馬市、そういうところとの関係もございますので、さまざまな自治体との連携を図りながら、水の確保等々はやらせていただきたいというふう考えているところでございます。

以上、総括的な観点から水の確保についての御答弁をさせていただきます。以上、お答え

いたします。

○水道局長（中村則明君） 皆さん、こんにちは。水道局独自の協定につきまして御説明いたします。

公益社団法人日本水道協会熊本県支部と災害時相互応援に関する協定を締結しております。会員につきましては、熊本県支部でございますので、14市と10町、3企業団組合で、合計27事業体で運営しているところでございます。

協定の内容でございますが、趣旨としまして、第1条に、この要綱は、日本水道協会熊本県支部会員が災害などにより、水道施設に被害を受けた場合における住民への生活用水の応急給水と、施設の応急復旧のための相互応援に関し、必要な事項を定めるものとしてあります。第4条で、被災会員は、県支部長を通じて会員に対し必要な応援活動を要請することができるものとなっております。また、これは同時に日本水道協会を通しまして、全国の事業体と事実上の応援協定を結んでいるものでありまして、今回の熊本地震では、熊本市や益城町に、北海道や東北の事業体から応急給水や応急復旧の応援活動が行われています。

なお、今回の地震に際しまして、熊本県支部の事務局である熊本市上下水道局様から、一番被災されている水道局様ですけれども、そちらから人吉市では何か困っていませんかと、困っていることがあったら、日本水道協会に要請いたしますというところでお声かけをいただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 水道管が壊れたりして、給水車とかで住民のほうに給水とか、スケジュールをつくってやっていただいたりしていると思うんですけれども、給水車による給水を行うとすれば、給水車の数がどれくらい必要か考えておく必要があると思います。震度7の地震が起こった場合、避難所や各家庭への水の供給を行うために、何台の給水車が必要だとお考えですか、お伺いします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

今回の地震によりまして、4月16日には9カ所に応急給水所を設置し、市民の皆様にご御利用いただいたところでございます。震度7クラスの地震になりますと、お住まいの住宅にも被害が生じ、多くの市民の皆様が人吉市地域防災計画で指定されました地震に対応可能な指定避難所、19カ所ございますけれども、そちらのほうで避難生活を余儀なくされると存じます。水道局としましては、そういった指定避難所の19カ所に応急給水を実施することになると存じますが、水道局が所有する給水タンクの数量や協定を結んでおります管工事組合様の人員や給水タンク積載用の車両台数から現段階で可能な初動体制としますと、今回開設しましたようなところで、災害支部詰所兼用の指定避難所等を含め、初動段階では10カ所程度になるかと存じます。次に状況に応じて、他の指定避難所ということになるかと存じます。指

定避難所の19カ所を想定しているということでございます。

なお、熊本市上下水道局様に確認しましたところ、熊本市が今回の熊本地震で設置しました応急給水所の数は、ピーク時で33カ所であったとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 避難所とかに、先ほども答弁あったように水の備蓄はされておりますが、その後給水車によって来るときに、最初は10カ所ぐらいですから、その19カ所にまでふやすまで、避難所でも水がなかなか、最初の備蓄分を使い果たすと、車で19カ所にふえるまでは水がいかないというようなことが危惧される場所なんです。それと19カ所避難所に設けても、やっぱりほかの家庭ですね、もらいに行くのに多くの人が並ばなければならない。そうしないと水が得られないと、そういう状況も考えていかなければならないんだらうと私は思っているところです。

もう1点なんですけど、濁りの問題ですけど、今回の熊本地震でも水源の水が濁り、家庭への配水ができなくなりました。震度7の地震が起こった場合、さらに濃く長期化した濁りが発生することが考えられます。また、遠方から持ってこようとすると、道路の寸断も考えられます。震度7の地震が起こった場合、水はどこから持ってこようと考えておられるのかお伺いします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

議員御質問のとおり、震度7以上の大規模地震が発生した場合、水源地も当然濁ってまいりますし、水道施設の応急復旧にも多くの日数を必要とします。熊本地震では、熊本市の水源自体はきのうの御質問でお答えしましたとおり、2日程度で回復の早い水源は回復したと聞いておりますけれども、今の御質問の前提としまして、水源の回復がおくれる、あるいは水道施設の復旧がまだ終わらないところで断水が継続しているという状況だと存じます。当然、そういった際には応援協定を結んでおります市町村等から、水源の確保が可能な他事業体から水を提供していただく形になるかと存じます。その際には、恐らくでございますけれども、複数の事業体からお借りすることになるのではないかなと想定しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今どこから持ってくるかと聞いたんですけど、要するにここで地震が起きると、球磨郡からとってくるというのは難しくなるということだと思うんです。外からの応援を要請するということはですね。ただ、先ほど申しましたように熊本地震で何が起こったかという、高速が通れなくなる、橋が崩落する、トンネルが通れなくなる、こういうことがあったわけですね。まさに熊本市は割と入ってくるのに何カ所もルート

がありますけど、人吉球磨はこういうふうに限られている地域ですから、やはり備蓄とともに水の確保をどうするか、ほかの手段も私は考えておく必要があるのではないかと考えております。

それで、きのう民間の井戸の問題があったんですけど、市が管理しているところなんかの例があります。東京では、市や区などの自治体が市民と協力して、浅井戸などの整備を推進する事例がふえています。小平市は民間の井戸を活用、世田谷区は地域公共施設や民間の井戸の活用、船橋市は学校や防災倉庫への設置、柏市は学校への設置、西宮市は民間の井戸の活用など、多くの自治体でそれぞれ工夫して整備を進めています。国分寺市では、1989年から市内の小さな公園などに手押しポンプ井戸の整備を順次進め、ふだんから市民に開放しています。こうした井戸はむかしの井戸と呼ばれ、現在では19カ所に設置されて、そのうち17カ所を市が管理しています。市と市民が協働で清掃や水質検査などを行っています。このむかしの井戸は、災害時の地域飲料水を確保することだけではなく、市民が触れ合ういこいの場を育むことや、地下水を通じて自然や環境問題を考えるということを目的に整備されています。人吉市でもこのような地域非常用井戸を整備すべきだと思いますが、いかがでしょうかということをお伺いします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

今、本村議員御紹介の国分寺市による状況、私たちもあらゆる手段を使って調べさせていただきましても、保存水の備蓄計画では自宅外避難者分、帰宅困難者分、それから乳幼児分として、市内2カ所の浄水場にある700万リットルの水を有効に活用される計画をおつくりになっているということでございます。

その中で、議員がおっしゃっている生活用水の給水施設としての名称がむかしの井戸を活用されているようでございますけれども、国分寺市の状況は定かではございませんけれども、むかしの井戸でくむ水は、これは一般的に水質調査は行われていなくて、塩素消毒がなされていないというのが、そういう情報を持っておりまして、そのまま飲料水として飲むことはどうなのかというふうに、担当部署のほうでそういう見解を持っているということでございます。

本市のほうは主な水道施設としては、昨日から上がっていますように茂ヶ野水源、古仏頂水源、井ノ口水源、その3カ所がございますので、現在のところは、道路が寸断されるというところまで踏み込んで考えておく必要はあると思うんですけども、現在では水源のいろんな組み合わせによって、今回も何とか難局を乗り切ることができましたので、水道局それから関係事業者、そういうことの協力、連携は今後も続けていきたいというふうに考えております。

現行の体制で、現在は対応可能と判断はしておりますが、それはもう当然、人吉盆地南縁断層が起こったときの状況はとてじゃないですけどイメージができませんけれども、それ

に備えるということは非常に大事なことです。さまざまな情報を入手しながら、水の確保は常にできるということを前提に、あらゆる手段を講じる方向性を検討しておく必要があるというふうに強く感じております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 私もむかしの井戸、国分寺市を調べましたけど、ここに確かに飲料水としての塩素消毒はしていませんので、そのまま飲むことはできませんと出ていますね。ただ、地域の皆さんが簡易水質検査を実施して、1年間通して水の変化を調査していますと、ここには書いています。そこはちょっとまた整理してください。答弁はよろしいですけど、見とっていただきたいと思います。ただ、ふだんから使える井戸ですから、自治体の責任としても、これをふだん飲んだりしないために書いてあることはわかると思いますが、やはり災害というのは非常事態でもありますし、私らも子供のころは井戸の水を飲んでいたわけで、何かあったときにもう水がなかったら背に腹はかえられないわけで、それでやっぱり地域が水質検査をやっているから、いざというときにはこれは自分の責任になると思いますけど、それで飲まれることもあるだろうし、そのときには助かったと、そういうふうになるんだろうと思っています。

ただ、ほかの方法も言っておきたいと思います。この塩素消毒の問題もありますので、もう一点ほかの方法も、いろんな方法を検討していただきたいと私は思っていますので、まず言っておきたいんですけど、あとちょっとまた濁りの問題は後で述べたいと思いますけど、非常用に飲料水として利用できる浄水器を整備している自治体もあります。5月28日の人吉新聞を見ていますと、多良木町が小学校のプールに設置していることがわかります。能力は1時間当たり2,000リットル、全町民に23日分の飲料水が供給できることが書いてあります。このことについて人吉の水道局に話を伺いに行くと、既に水道技術センターが出している緊急用浄水器や可搬型浄水装置の資料を手に入れられることがわかりました。そのコピーをいただけてきましたが、1日の処理水量が4立方メートルから600立方メートル、運搬に必要な車両が軽トラから4トントラックと、使い方によってさまざまな機種が選べることもわかりました。また、塩素消毒もできるようになっているので、先ほど申しました井戸の水も飲料水として問題なく使えるようになると思います。このような非常用の浄水器を人吉市でも整備すべきだと思いますが、その点いかがでしょうか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

きのうも豊永議員の御質問で生活用水ということだったんですけど、私どもも新聞等で報道されました多良木町だったと思いますけれども、プールに浄水装置をつけて災害時に飲料水として利用する取り組み、現在活用例として、1例として、これ効果があるのかどうかはしっかり研究、検討も含めてやっていきたいというふうに考えております。



以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） この機械は実際に実はもう使われているんですよ。今度はネットで調べたんですけど、今度の地震で独立行政法人水資源機構が山都町で、4月22日から実際給水のために使っております。それで、ぜひこのことも研究していただきたいと思いますけれども、先ほど申されたように、一応濁りは2日程度でおさまるだろうということでしたけど、この山都町では、やはりこのような浄水装置に頼らざるを得なかったのは、相次ぐ地震で水道水が濁り、飲用に適さない状態が続いていますと書いてあるんですけど、かなり余震が起きましたよね。だから、その中で濁りが長引いたようなことだと思います。ですから、やっぱりそのようなこともあることを踏まえて、今後ぜひ対策を考えていただきたいということをお願いしまして、次のほうに入っていきたいと思います。

次に、支援物資の順調な配給についてです。水以外でもおにぎりや生活必需品などの支援物資が、避難所などになかなか届かないという状況がマスコミで報道されました。幾つかの要因があったようですが、とりわけ支援物資を仕分けるのに十分な人手が得られずに、仕分けが滞ったことが大きな要因であるように感じました。マスコミの中には、熊本市内の宿泊施設が休業となっているために、ボランティアに来てもらうことも困難であるような報道もされていたと思います。しかし、人吉市内にある、ある旅館に勤務されている方に伺うと、人吉に宿泊して被災地に通ってボランティア活動をしている人が多数いたことがわかりました。早期の支援物資の仕分けにも、ボランティアの協力が得られた可能性もあったと思います。どうやって必要な人材を得て、初期のうちから支援物資を順調に配給できるようにするか、検討しておく必要があると思います。その点いかがお考えでしょうか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

今回の熊本地震で、最初のほうが支援物資の配給がなかなかうまくいかなかったところから少し御説明をさせていただきます。今回の支援物資の仕分け、配送については、熊本市では当初、県民総合運動公園陸上競技場、うまかな・よかなスタジアム、通称うまスタといいますけれども、そこに集積して、そこから各区役所を経て避難所へ配送する仕組みをつくられていたようでございます。しかし、最初の集積地であるうまスタ周辺が渋滞となりまして、支援物資をおろすまでに長い時間待たなければならなかったり、区役所に配送に出かけたトラックが渋滞により半日たたなければ帰ってこなかったりと、いわゆるボトルネックになっていたという話を聞き及んでいるところでございます。これはもう事実として報道もされております。

議員が御指摘されている仕分けをする人手の不足が深刻であると、これは4月19日からボランティアを募集されて、それからの仕分けが進んでいったということで、徐々にこれも解消されていったということで、ボランティアの方たちのやはり力というのは相当大きいとい

うふうに感じております。

今回の地震を経験して、私たちは経験してといっても特別被災を受けたわけではなかったんですけれども、見ていて長期戦となり、また短期間で多くのことに対応しなければならない震災対応は、これは市職員のみでは到底対処できないということでございます。県を初めほかの自治体の支援が不可欠でございますが、何よりもボランティアを含めたマンパワー、民間のお力をいかに活用させていただくか、そういうことを日ごろからやはり議員がおっしゃったように考えておかなければならない、そういう体制を構築することを平常時から協議、検討しておかなければならないと痛感をいたしたところでございます。

そういう状況で、市として支援物資配送に必要な仕分けの体制づくり、それから指定避難所以外の個別に避難されている方々の把握、これが今回熊本市内は指定避難所以外にまとまって避難されている、要するに公園とか、そこになかなか届かなかったと、そういうのが非常に大きな問題としてクローズアップされてきているものですから、その把握の方法、避難所で不足する物資の把握、連絡調整の方法などベースとなる仕組みづくりを整備するとともに、ボランティアの方に早い段階で御支援いただけるような準備であったり、要するにボランティアの方は早い段階で行きたいという気持ちを持っていらっしゃるんですけど、やはり余震であったり、そういう地震の怖さというのは、やはり1回で終わるわけではございませんので、ボランティアで行かれた方たちがまた被災されるという状況は、これは絶対に防がなければなりませんので、そういう準備、そういうものも必要でありますし、配送につきましては、これはプロである運送会社との連携方法をやはり事前に取り決めておかなければならない。そういう今回の熊本地震で明らかになった課題を、本市でも早急に検討していかなければならないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） ぜひそのようにいろいろなことを見越して、前もって考えておくことが大事だと思いますので、ぜひそのようにお願いしたいと思いますし、まだまだ向こうは非常に混乱した状態、落ちついていないと思いますけど、しばらくして落ちつくと、私たち議員も大いにどんな状況だったのか聞きにいかねばならないと思いますし、執行部からももっと聞けるようになってまいると思いますので、ぜひ状況を聞かれて、その辺を、体制をどうするか構築していただきたいと思います。

では、次に、避難所での良好な生活環境の確保です。熊本地震に関する新聞の見出しに、こういう題字が踊りました。避難所生活、近づく限界、衛生悪化、感染症懸念。避難所、ひしめく人々、廊下が寝床、絶えぬ往来。避難所の生活環境の改善が緊急かつ重要な問題になっています。そのような状況の中、内閣府は4月15日に熊本県に対して避難所の生活環境の整備等についてという通知を出しています。その通知の1避難所の設置には、このように書

かれています。避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合は、次の設備や備品等を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ対策、入浴及び洗濯の機会確保など、生活環境の改善対策を講じること。なお、整備に当たっては購入による整備のほか、必要に応じてリース等の活用も図ること。そして、①簡易ベッド（代替品を含む）となっています。それから畳、マット、カーペットなどの整備。②間仕切り用パーティションの設置。③冷暖房の設備、テレビ、ラジオの設置。④仮設洗濯場（洗濯機、乾燥機を含む）となっています。それから簡易シャワー、仮設風呂の設置。⑤仮設トイレの設置。要配慮者が使いやすい洋式の仮設トイレを必要に応じて設置すること。というものです。人吉市が震災に見舞われた場合、これらに対応できるのか気になります。

そこで、現在の人吉市において、これら一つ一つの設備について準備してあるのかお伺いします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

少し前座ということで、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針、これが策定された背景を少し御紹介させていただきたいと思えます。今、議員もおっしゃいましたが、けれども。これはもう東日本大震災において、避難所における生活環境の課題としまして、被災者の心身機能の低下、疾病発生・悪化が見られたこと。それから、何よりも多くの高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族や外国人の方々、避難所のハード面の問題や他の避難者との関係から、自宅での生活を余儀なくされてしまったという方もいらっしゃいますし、支援物資が在宅の避難者には行き渡らないことが多かったと、避難所にはいったんですけれども。そういう状況の中で、さまざまに情報、支援物資、サービスの提供に支障が生じたということで、そういう課題を踏まえて、平成25年6月に災害対策基本法が改正されて、避難所における、議員が申されました生活環境の整備、それから避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮、そういうものが新たに規定をされたということで、つい最近ですよ、こういうふうには避難所をしっかりと環境をよくしなさいというふうな国の制度が整ってきたのは。そういう法改正を受けて、市町村は避難所における良好な生活環境の確保に努めなければならないということが求められておりまして、その参考になるように内閣府、国から25年8月に避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組方針が策定され、通知をされたということでございます。

避難所に設置するべきものは、今本村議員がおっしゃったようにさまざまございます。例えば、畳、マット、カーペット、簡易ベッド、間仕切り用のパーティション、洗濯機、仮設風呂、シャワー、テレビ、ラジオ、簡易台所、さまざまにたくさんのもがあるわけでごさいます。優先順位を考慮して、必要に応じてこのような備品を整備しながら、避難所の環境整備に努めなければならないというふうに言われております。特に、被災者に対する男女別のトイレ、それから更衣室、それから授乳室設置によるプライバシーの確保、こういうもの

は今回の熊本地震でもさまざまにクローズアップされております。それから、暑さ寒さ対策、それから入浴及び洗濯機会のほか、子供の遊び場とか、学習のためのスペース確保、こういうところまで踏み込んで生活環境改善対策を講じるというふうになっているところがございます。非常にきめ細かい環境をつくらなければならないというような国の取り組み指針でございます。

じゃ、本市のほうは現段階でどういうものが整備されているのかという御質問でございますけど、これはまだまだ全く追いついておりませんので、マットとか、間仕切り用パーティションとか、テレビとかラジオ、本市の場合は長期的な避難体制にはまだまだ足りない。だけど、1日、2日ぐらいの今回の避難所設営では、こういうマットとか間仕切り用パーティション、こういうものは非常に効果的だったということが今回の熊本地震ではっきりわかりましたので、さまざまにリース等々での、購入のほかに、災害時にリース等でお借りするような体制づくりも今できつつありますので、しっかりそのようなものも利用して、今後できるだけこの環境整備をつくり上げていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） できるだけ進めたいということですので、確かにいろいろな必要性も違いますので、どれから備えるべきか、その辺考えながら進めていただきたいと思います。

それからもう一つ、先ほどの指針に書いてあるものに、食事の問題があるんですけど、今度の地震で避難所では食事が大きな問題になっています。ある自治体では、避難後、1カ月以上たった日においても、インスタントの御飯とみそ汁だけしかない食事の配給が行われていることが報告されています。今の内閣府の通知ですけど、その2の炊き出しなどの食品の供与にはこのように書かれています。炊き出しそのほかによる食品の供与を実施する場合には、長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等を必要に応じて行うこととなっています。このことは避難者の健康を守る上で大変重要だと思えますが、このような食事内容に対して、人吉市はどう考えているのか。また、そのために炊き出しなど、食事の調達はどうしようと考えているのかお答えください。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

一定期間経過後の食事の質の確保につきましては、食料品の流通状況などにより、これは対応が変わってくると思えますが、取り組み指針にありますように、管理栄養士の活用等により、メニューの多様化、適温食の提供、これは栄養バランスの確保、そして機能の低下者、かむ機能ですね、それから疾病上の食事制限者、恐らく糖尿病とかそういう方だと思いますけれども、それから食物アレルギー患者等の要配慮者に対する配慮等々が、この取り組み指針の中にも組み込まれておりますので、やはり食事の質の確保については、これは十

分炊き出しをする上で確保していかなければならない、配慮していかなければならないと考えているところがございます。

被災した場合、どこで炊き出しを行うのかということですが、現在はコミュニティセンター等の被害がなければ、その調理室で炊き出しを行うことができますが、もし被災してしまって使用できないならば、これは災害対策本部がある駐車場、もしくは広場等々を利用して、そして恐らく屋外にテントあたりを設置して、さまざまな関係機関のお力もいただきながら、そういう対応をしなければならないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） ここに書かれているようにそういう栄養バランスとか、そういうのを考えていくことは方針としてちゃんと持っていることはわかりましたけど、今度はどういうふうにそれを実現するかですね。これが非常に課題となってきますので、その点、いろいろコミセンとか、場合によっては本部の駐車場にテント等を建てていかれるということでしたが、その辺が実際起こった場合に対応ができるように、その辺よく計画を立てて進めていただきたいと思います。

次に、4点目に、福祉避難所の運営体制と周知についてです。被災地において、福祉避難所がまともに機能していないことが報告されています。受け入れるスペースはあっても、マンパワーが足りないからです。福祉現場では、日常的に人手不足のようであり、災害などの非常時にはさらにマンパワー不足が顕著になります。そして、障がいを持った人たちや介護を必要とする人たちの対応がおろそかになっています。人吉でそのようなことが起きないか危惧されます。

そこでまず、人吉市における福祉避難所はどこになるのか。また、受け入れと運営体制はどのようになっているのかお伺いします。

○健康福祉部長（村口桂子君） 皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

まず、内閣府が示しておりますガイドラインによります福祉避難所の定義について、少し触れさせていただきます。福祉避難所は、避難所の選定基準の1つとして、主として高齢者、障がい者、乳幼児、そのほかの特に配慮を要する者、いわゆる要配慮者を滞在させることを想定するものがございます。内閣府令で定める基準に適合するものであることが求められております。

本市におきましては、その要配慮者の中でも、避難行動要支援者名簿にあらかじめ登録をされ、通常の避難生活に困難を来す方々を対象に開設している避難所を福祉避難所と位置づけているところがございます。耐震性やバリアフリー等一定の基準を満たす社会福祉施設を運営されている法人と、あらかじめ協定書を締結させていただいており、災害時にはこの社会福祉施設に福祉避難所を開設することとしております。運営に関しましては、避難所開設

の決定とともに、福祉避難所開設の依頼を行います。実際に対象者がおられる場合には、法人に対し受け入れを要請するとともに、情報等の提供を行っております。

なお、受け入れに要した経費につきましては、別途委託契約により定めた額を市が負担するものでございます。平成28年4月1日現在、本市が福祉避難所として協定を締結させていただいております社会福祉施設は、特別養護老人ホームでは龍生園、聖心ホーム、アゼリア、養護老人ホームでは延寿荘、障がい者支援施設ではうぐいす及びけやきの計6施設でございます。当該6施設の福祉避難所指定時における受け入れ可能人数は、計39名となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今、述べられましたけど、実際今のことに関して、福祉避難所に対して、内閣府の防災担当が、先ほどのやつですね、平成28年4月に福祉避難所の確保・運営ガイドラインを出していますが、その第2章、災害時における取り組みの中の2の1、避難所担当職員の派遣、要配慮者班の設置並びに福祉避難所の運営体制の整備、活動支援にはどのように書かれているかお伺いします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

内閣府が策定しております福祉避難所の確保・運営ガイドラインにおける第2章の部分について、ガイドラインを読み上げさせていただきます。まず、1点目の避難所担当職員の派遣、要配慮者班の設置についてでございますが、市町村は、福祉避難所を開設したときは、福祉避難所担当職員を派遣する。当面は24時間対応が必要な場合も考えられることから、必ず福祉避難所担当職員の交代要員を確保する。大規模災害発生当初には、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て対応を図る。市町村は、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力を得つつ、避難所の要配慮者班に従事する者の確保に努めると記載されております。

次に、2点目の福祉避難所の運営体制の整備、活動支援についてでございますが、福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、市町村は都道府県と連携し、福祉避難所と災害対策本部等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置するとともに、福祉避難所への専門的人材やボランティアの配置を行う。市町村は、事前に把握している有資格者や専門家等の情報、事前協定締結団体・事業者及び他の地方公共団体への職員派遣の要請により、有資格者等を確保し、地域における福祉避難スペースに要配慮者班を設置する。要配慮者班は、要配慮者からの相談等に対応するとともに、避難所では対応できないニーズ、例として介護職員、手話通訳者等の応援派遣、マット、畳等の物資・備品の提供については、市町村の災害時要配慮者支援班に迅速に要請する。市町村では対応できないものについては、速やかに都道府県、国等に要請すると記載

されております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今、答弁されたように、福祉避難所の確保・運営ガイドラインでは、市町村は福祉避難所担当職員の派遣や、自主防災組織や福祉関係者の協力、専門的人材やボランティアの配置、そして有資格者を確保することになっているんですね。今度の熊本地震でとりわけ福祉避難所で問題になったのは、多くの人たちが来て、それに対応できなかったことが上げられます。人吉の場合もこのような場合、多くの要配慮者の手助けをする人材を十分に確保できるように準備しておく必要があると思いますが、その点いかがお考えかお伺いします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

先日の熊本地震のように避難者の数も多く、避難期間も長期にわたる災害時対応が必要になった場合は、果たして現行の体制で対応が可能かどうかといいますと、今後の1つの大きな課題であるというふうに捉えているところでございます。今申されましたように、特に避難者の介助を行う人材については、その確保は最も喫緊の課題であると認識したところでございまして、今後はなお一層地域住民の方々の御協力、社会福祉協議会との連携による災害ボランティアの要請と医療介護職の団体、事業所との連携、また他の地方公共団体への職員派遣の要請による有資格者等の確保について、平時から事前整備することが必要だというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今度の熊本地震を通じて、このガイドラインに書いてある人材をそろえておくことが大切なのがより明白になってきているんだと思います。特に、やはりこのガイドラインでも事前からそういうのを準備するようになっておりますので、ぜひ、今のうちからその点を準備させていただきたいと思います。

それからもう一点、周知についてお伺いしたいと思いますが、ガイドラインの第1章の平時における取り組みの3の1、福祉避難所の周知徹底には、市町村はあらゆる媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に周知する。特に要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して周知徹底を図るとなっています。人吉市がどのように広く周知を行っているかお伺いします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

福祉避難所の周知についてでございますが、これまで福祉避難所設置施設との協定締結を、時の話題として広報等でお知らせしたことはございますが、福祉避難所そのものの周知を広報等では行っておりません。これまで福祉避難所の指定施設数、受け入れ可能人数等も少な

く、避難行動要支援者名簿に記載された方々を対象としていること、またあくまでも二次避難所としての位置づけであることから、民生委員・児童委員、ケアマネジャーなど支援をしていただく方々へは御説明をしているところでございますが、広く住民の方に周知するということまでには至っていない現状でございます。

ことしの3月には、人吉市指定福祉避難所の看板を設置し、各福祉避難所設置施設の入り口に看板を設置していただくなど、周知を図っているところでございます。今後は、現在防災安全課におきまして作成中の人吉市総合災害マップにも福祉避難所の施設名、住所等を掲載する予定でございますので、まずはこのマップの配布の機会などを捉えまして、町内会長、民生委員・児童委員を初めとする地域見守りネットワークの方々、要支援者及び御家族、自主防災組織等に対し周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 広く周知を行うというので、このガイドラインを見てみますと、なぜそうなっているかというのがわかるなと思うのは、要配慮者の中に含まれている者に、妊産婦や傷病者、内部障がい者、難病患者などというのが入っているんですね。ですから、例えばけがした人も傷病者として入ってきますから、ふだんは要するに介護が必要と思われていない方も受け入れになっているわけですね。だからそういう方にも広く周知する必要があると思うんですけど、どうも担当課に伺ってこの質問をしてもですけど、今、受け入れ体制が十分だとは私も感じてないものですから、今、広く周知をすると、当然泊めきらんというか、起こりますので、ぜひ今後体制のほうを整えて、周知も広くできるようになるように頑張っていたきたいと思うということを述べておきたいと思います。

次に、市民の防災学習についてです。地域社会におけるさまざまな災害被害や対策の手だて、行政や防災機関が講じている対策の内容を市民が知ることは、みずからの対策を講じる上で、また地域社会で防災対策に取り組む上で欠かせない要件です。特に阪神・淡路大震災を契機として、行政による防災の限界と、地域社会での市民防災の有効性が再認識されるようになり、市民が体系的に防災に関して学習することが不可欠になっています。このように市民の防災学習を系統的なプログラムとして行っているのは、国分寺市、神戸市、豊中市、池田市、姫路市、高知市などです。東京都国分寺市は1978年から市民防災まちづくり学校を市民向けに開設し、以降、毎年度実施、本年も6月11日より第36回目が開催されています。皆さん方のほうに資料をお渡しするように議会事務局に渡して配付されてありますが、非常に回数も11回、予備も入っていますけどされますし、午前、午後とあって、非常に内容が豊かになっていることがわかります。全部読むと大変なので、資料として配付をさせていただきました。見てもらえば、かなりそうわかると思います。

この学校を受講した方の中から、平成27年3月までで1,123人の国分寺市民防災推進委員



と呼ばれる防災ボランティアが誕生しています。そして、防災推進委員は、自主的なボランティア団体、国分寺市民防災推進委員会を組織し、平成27年3月の時点で678人の方が会員となっており、市民防災の普及活動、地域における防災活動の支援などを行いつつ、みずからの地区における防災まちづくりへの取り組みや、その準備等を進めています。人吉市も地域防災計画書の中で、一般市民に対する防災知識の普及を位置づけています。このような体系的なプログラムによる防災の学習会を開くべきだと思いますが、いかがお考えでしょうかお伺いします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

今、議員が御紹介された東京都の国分寺の市民防災まちづくり学校、これは本当に内容的には年間を通して実施される講座でございまして、講座内容も盛りだくさんで、市や関係機関の防災事業、防災施設、自主的な市民防災組織、それから障がい者、女性、乳幼児、高齢者といった支援が必要な人についての講義のほか、現地視察ですよ、むかしの井戸とか、防災倉庫の見学とか、多くの実施訓練も取り入れられて、先ほど配付していただいた資料の中で、そのメニューがかなり濃いのは本当に理解できます。受講生も非常に、かなり密度の高いそういう学習を行っていらっしゃるのではないかなというふうに思っています。

本市のほうは、現在、市民等のグループ等の求めに応じて講座を開講しております、いわゆる人吉市職員出前講座を実施しております、その講座メニューの中に防災に関しましては、防災に関する基礎知識と心構え、災害時等支え合いマップ作成、そういうもののメニューを準備をさせていただいております。現在、7月に3グループからの申し込み等が既にあっております、今回の熊本地震の影響は、ある程度こういう講座、防災学習への意識の問題、そういうものにつながっているということを感じているということを防災の担当者は言っておりました。

御紹介いただきました国分寺市のような講座のやり方、これは非常に効果があるものと存じておりますので、やはりより多くの市民の方が気軽に、そして深い知識を得ていただけるような場の提供、講座の方法等については、やっぱりしっかりこれを機にということじゃないんですけれども、常日ごろからの備えということで、やはり新たなそういう出前講座のメニューであったりやり方であったり、検討していかなければならないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） この質問を行うに当たってはいろいろ本なども読ませていただきましたが、最近、防災に地域コミュニティーが非常に重視されていて、行政だけでこの災害があったときに対応できないと。地域で助け合うことが非常に命を助ける面でも重要になっているというのが事例としてあらわれています。この防災まちづくり学校も、やっぱり地域住民に

そういう学習とともにコミュニティーをつくっていく働きもやっているんだと思います。ボランティアの活動などをやっていますから。ですから、一気にこの国分寺の段階までは、市民の要求もありますから、いけるのかどうかはわかりませんが、ぜひこの方向で進めていただきたいというのを申しておきたいと思います。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 07 分 休憩

---

午後 2 時 22 分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 次に、生活ときずなを大切にする仮設住宅について質問してまいります。仮設住宅の建設に当たって、これまでのプレハブ式の統一規格にこだわらず、木造住宅を建設した岩手県住田町の取り組みが注目されています。住田町は気仙スギの産地です。このスギを使った木造仮設住宅が、震災 2 週間後には 3 カ所に 93 戸が建設されました。木造仮設住宅は吸水性にすぐれ、外気温による変化が比較的少ないために、夏は涼しく冬は温かくなります。建設費は 4 畳半二間と台所、トイレ、風呂がついて 1 戸約 250 万円ほどです。プレハブ式仮設住宅の約半額です。この取り組みには、民間団体、NPO などからの資金援助の申し出も出ました。このような地元産木材を使用した仮設住宅の取り組みは、地元の継続的雇用にも結びつき、周りの県にも拡大しています。人吉市も木材の産地です。仮設住宅を建てる場合には、夏は涼しく冬は温かいという木造の仮設住宅を建てるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

仮設住宅を木造にすることは、本村議員の言われるとおり気温や湿度に対してすぐれた調整ができ、また結露の心配も軽減されるなど、これはもう評価をされているということでございます。現時点で被災時にどのような仮設住宅を建設するかは、これまで検討したことはございませんが、今回の熊本地震を機に、先ほどの建設単価など価格の面を含め、急ぎ検討、計画しておく必要があると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） きのうの熊日新聞に西原村で木造の仮設住宅が 30 戸、きょう完成することが新聞に載っていましたが、これは県が建てたもののようです。以前、この前に住田町が建てる時には、県とかの許可を得る前に自分の町の思いでスパンとやってみたそうですけど、その後はやっぱり県もこういう木造で仮設住宅を建てるようになりまして、そのよさが知られて広がっていることだと思います。実際、県がつくったということは、人吉市が

木造で仮設住宅を建てる時に、県の協力も得られるでしょうし、市で建てるか県で建てるかは別にして、その方向はできていくと思いますので、そのようなぜひ木造の仮設住宅を非常の場合には建てていただきたいというのを申しておきたいと思います。

次に、仮設住宅よりもさらに居住環境をよくしたものが復興公営住宅です。被災者の居住環境の全体を考えたときに、避難所、仮設住宅、復興支援住宅という段階を経るごとに、建物の水準は確かによくなっていくようになっていきます。しかし、その都度人と人のつながり、コミュニティーはばらばらにされ、居住者は人間的な結びつきを失い、社会的に孤立を深めています。阪神・淡路大震災における2010年までの復興過程で、仮設住宅での孤独死が233人、復興住宅での孤独死が914人にのぼります。毎年50から60人が亡くなっているということになります。孤独死には中高年の男性などが多く、1999年までの時点では、男性が女性の2倍で、55歳から64歳までが全体の44%を占めています。単身で生活力を失った男性が、アルコール依存した果てに孤独死に至るなどの事例が多く報告されています。

こうした問題を解決する方法は、もとどおりか、それになるべく近い形で住宅を取り戻すことです。隣近所の人たちも一緒に生活を再建できれば、コミュニティーが失われることもなく、孤独死も防げると思います。復興政策はそういう住まいの再建、確保ができるように支援することを中心に据えるべきです。被災者が被災前に住んでいた町内、それが無理でも、校区内にある仮設住宅に住めるような施策を講じるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○総務部長（井上祐太君） 昨日福屋議員のほうにもお答えをさせていただきましたが、仮設住宅の建設につきましては、本市の地域防災計画書においては、設置場所は県または市町村の公有地を選定すると。これによりがたい場合は、罹災者またはその他の私有地によるものとする定められているところでございます。大規模災害が発生した後の仮設住宅の建設により、地域のコミュニティーが崩れることは、これはもう議員のおっしゃるようにできるだけ避けなければならない、それにあわせて先ほどの孤独死等々の対応等にもしっかり寄り添っていかなければならない、そうあってはならない、そういう状況の中でのやはり仮設住宅の建設ということを、しっかり重きを置いて進めていかなければならないということを考えているところでございます。

たとえそういう状況、大震災後に仮設住宅を建設して、住んでいただくような状況になったとしても、市民が安心して生活できるまちをつくることは、これはもちろん行政の責務であり、必ずどんな状況にあっても、それはそういう環境を整えていく必要があるというふうに考えております。可能な限り、災害前に住んでおられた元の地域に仮設住宅を建設することに最大限努力しなければならないと思いますけれども、被災したこの人吉市内をイメージした場合に、かなり敷地も狭いものですから、そういう状況が果たして確保できるのかというのは、いささか心配でもあるというふうに考えております。

地域防災計画書の中に応急仮設住宅を同一敷地内または近接する敷地内に50戸以上建設した場合、居住者のための集会所というものを、施設を設置できると、そういうことも定められてありますので、やはり地域のコミュニティーが機能するような体制づくり、仮設住宅というものも今後計画していかなければならないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） この問題は、今非常にコミュニティーを壊さないようにしなければいけないというのは明らかになって、今ここで探求、どうやっていくかというのは、本当求められているような状況になってきたと思いますし、そこで前例ができるぐらいの、人吉が突破できるぐらいのことができて、いろいろ課題はあると思いますけど、それにぜひ向かってやっていっていただきたいなということを述べておきたいと思います。

それから、次は市長に質問していきたいと思います。住宅の再建は、被災者の生活と被災地の復興の基盤であり、生活再建への希望が持てるような支援が求められています。ところが、被災者生活再建支援法による支援は、全壊や大規模半壊であっても、最高300万円しかありません。これは余りに少ない額だと思います。市長に、300万円という金額は生活再建にとって十分な金額だと思いますかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

国の支援制度の1つとして被災者生活再建支援金がございますが、全壊の複数世帯には基礎支援金として100万円、新たに建設・購入した場合に加算支援金として200万円のあわせて300万円が支給されるものでございます。なお、解体費用は国と自治体が負担することとなります。この支援金で生活再建が十分にできるとは言いがたいながらも、一方で自助努力による事前対策への意欲を阻害する恐れもあることから、十分に検討すべき課題と捉えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 十分とは言いがたいということで、本当にそうだと思います。私も何回か被災地に入りましたが、1回甲佐町に入ったとき、この全壊と認定されたところにも話を伺いましたが、余り地震保険に入っておられないという現状もあると思いますし、いい地震保険に入っておられたところはたまたま何とか直せるというふうな話もされていましたが、やっぱり保険とか入っていなかったらどうしていいかわからないと。しばらく知人のところに身を寄せるが、その先は見えないというような話をされていたところもあります。

やっぱりこういう被災者への支援は、もっと強めていく必要があると思いますけど、こういう被災者生活再建支援法、これは日本各地で起こった災害の中で生まれた国民の粘り強い運動と、世論によって少しずつ支援内容が充実してきました。阪神・淡路大震災の後に起こ

った運動に押され、98年の通常国会に支援法が提案され、可決成立しました。この法案は、生活再建のみに限度額100万円を支給するだけで、被災者の要求である住宅再建への支援は一切無視をするものでした。その後、有珠山の火山噴火災害、三宅島噴火災害、芸予地震、宮城県北部連続地震、十勝沖地震が起きました。そして、2004年に支援法の第1次改正が行われました。この改正では、新たに住宅安定化支援制度として、限度額200万円が加えられました。さらにその後、中越地震、能登半島地震、中越沖地震が起き、2007年に支援法の第2次改正が行われました。全壊、大規模半壊に対し、住宅本体が支援対象となり、最高300万円となりました。また、第1次改正でつけられていた年収や年齢などの諸条件が撤廃され、使い勝手がよくなりました。

熊本地震を契機に、さらに支援内容を充実していく必要があります。熊本地震は、被害額の上でも被災地の広がりの上でも、本当に大きな震災です。支援内容の充実については、熊本県全体から声を上げていくべきだと思います。市長は、市庁舎建設における補助などについて、国に交渉などに行かれることもあると思います。そのときに被災者支援のさらなる充実についても国に求めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

被災した市庁舎を持つ自治体とスクラムを組んで、新市庁舎建設に伴う国の財政支援を、議員おっしゃいましたようにお願いしていく予定でございますが、施政方針でも述べましたとおり熊本県の一員として、県全体が未来に希望を持てる復旧・復興を担うためにさまざまな努力をしてみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今、述べられましたけど、やはり今は県が一体となって力を合わせていくことは大切だと思います。人吉市では民家の被害は起きていませんけど、やっぱり熊本県は一体のものだと考えて、この被災者への支援も国に要望していただいて、頑張っていたくよう申しまして、私の質問を終わります。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）（登壇） 皆さん、こんにちは。17番、仲村勝治です。熊本地震は発生から2カ月を過ぎましても静まる気配がありません。被災された方にお見舞いを、亡くなられた方にはお悔やみを申し上げます。政府には、復旧・復興に全力で取り組み、住民の安全・安心を確保していただきますようお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。学校教育より、小学校の国語科教育、防犯関係より、防犯カメラの設置、防犯カメラの維持費の補助についての順に質問してまいります。

小学校国語科教育について質問いたします。60年ぶりに教育基本法が改正され、新しい義

務教育の目標が定められました。改訂された小学校学習指導要領の国語科は、平成23年4月1日より全面実施されています。国語科改訂の要点は、7つの大きな項目があります。1番、目標及び内容の構成、2番、学習課程の明確化、3番、言語活動の充実、4番が学習の系統性の重視、5番、伝統的な言語文化に関する指導の重視、6番、読書活動の充実、7番、文字指導の内容の改善であります。人吉市の各小学校において重視されている2項目、4番の学習の系統性の重視、5番の伝統的な言語文化に関する指導の重視、この2点は特に重視された点であります。どのような内容で取り組まれてきたのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

まず、平成23年4月1日から適応されております現行の学習指導要領におきましては、先ほど議員が申されましたように学習の系統性の重視として、国語科の指導内容が系統的、段階的に低学年から高学年につながっておりまして、らせん的、反復的に繰り返しながら学習することによって、能力の定着を図るものとされております。そのため、児童の実態に応じまして、話すこと、聞くこと、書くこと、読むことの各領域の指導事項及び言語活動、さらには新しく取り入れられました伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項を関連づけながら、重点を置くべき指導内容を明確にして、その系統化を図るというものでございます。

例えば、読むことに関しては、低学年では、文学的な文章を場面の様子について、登場人物の行動を中心に想像を広げながら読むこと、中学年では、登場人物の性格や気持ちの変化、情景などについて、叙述をもとに想像して読むこと。さらに高学年では、登場人物の相互関係や心情、場面についての描写を捉えて読むことというように、指導事項がより高度なものになるというものでございます。

次に、重点の1つである伝統的な言語文化に関する指導の重視につきましては、改正教育基本法におきまして、伝統や文化に関する教育が重視されたことを踏まえ、各学年におきまして伝統的な言語文化を継続して取り上げて親しむようにし、我が国の言語文化を検証し、新たな想像へとつなげるようにできるよう、内容が構成されております。

例えば、小学校低学年では昔話や神話、伝承など、中学年では優しい文語調の短歌や俳句、慣用句、故事成語、さらに高学年では古文、漢文などを学習内容として取り上げております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 改訂前の学習指導要領が話すことと聞くこと、書くこと、読むこと、この3領域と、その言語事項が大体改訂前の学習指導要領だったんですね。それから、改訂されてから、今言われた伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項というぐあいになっております。これがしっかりと教えなさいよというところで、学習指導要領の時数が改正されたわけですが、時数についてお尋ねいたしますが、教育基本法が改正され、国語科の時数が大幅に増となりました。新設の伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項への取

り組み、それと規範意識の確立を図るためと思います。増になった部分はですね。これらのことを改正前と比べて、各学年での時数の増加をお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

現行の学習指導要領で定められました小学校国語科の標準時数を改訂前の学習指導要領と比較いたしますと、第1学年で年間34時間の増となっております。これは1週間当たりになりますと、1時間の増となるものでございます。同様に第2学年では35時間、第3学年、第4学年で10時間のそれぞれ増となっております。第5学年につきましては、逆に5時間の減、第6学年は増減なしとなっております。これは、子供たちがつまずきやすい内容の確実な習得を図るための繰り返し学習や、知識・技能を活用する学習を行う時間を充実するために、授業時数が多く設定されたものでございます。

次に、新しく設けられております伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項、これに配当されております時間につきましてでございますが、例えば第1学年におきまして、年間の標準時数が306時間のうち20時間程度がこの伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項に当てられているようでございます。さらに、このうち伝統的な言語文化に関する事項について、取り扱う時間は関連する内容を含めて4時間程度となっており、具体的には担任の先生の読み聞かせを聞いて、昔話を楽しんだり、感想を話し合うというような学習の内容となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 私は全体にこの時数の増加が1年生で34時間、2年生で35時間、だから道徳の教科が、あれが1年生で34時間、2年生で35時間、この特別な教科の道徳と大体同じ時間だから、この重点的に伝統的な言語文化に割り当てた時数はまだ多いだろうと思ったんですよ。20時間ということですから、それにまた言語の特質が4時間になるということですかね。そういうことで考えますと、余り与えられた時数が多くなかったのかなという気がします。今回の改訂で一番問題があるのが、この学習指導要領が改訂された各教科の学習指導要領の中でも、国語科が最も時数が多く割り当てられた感じがするんです、私は。国がこの国語という教育を重点的に今からしていくのかなという感じがしております。

次の3番目に入るんですが、改訂後の指導の効果について質問してまいります。学習指導要領は小学校の低中高学年の国語科において、義務教育の学習の基礎となる言語能力の育成に力を入れ、音読、暗唱、漢字の読み書きなど、基本をしっかり教えるということになります。平成23年4月に入学した児童は、これ全面始まった年ですね。始まった年に入学した子供は、現在6年生になっていると思います。それで、生徒が新しい指導要領によって学校生活を送った。それが、効果がどれだけ上がってきているのかというのをお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

今、議員が申されましたように、現行の学習指導要領で学んだ現在の6年生、新しい学習指導要領で丸々学んできた6年生でございます。改訂前の学習指導要領で学んだ6年前の6年生と直接比べることは大変難しいところがございます。しかしながら、現行の学習指導要領で学んでいる子供たちの成長の様子といたしましては、小学校の国語科における伝統的な言語文化に関する指導の重視によって、子供たちの態度面や行動面での変化が見られてきているようでございます。具体的には、学校現場のほうにもお尋ねいたしました。昔の物の見方や感じ方を知り、生活に生かすことができるようになった。また、伝統的な言語文化に対する興味や関心が高まった。国語科と社会科の関連を図るなど、教科を超えて伝統文化について学ぼうとする意欲が高まった。五・七・五などの日本語特有のリズムになれ親しむことによって、自分でも短歌や俳句をつくってみたいという意欲が高まったという子供たちの姿が見られるようになったとのことでございます。

市内の小中学校におきましては、子供たちに伝統や文化を尊重する態度や、我が国と郷土を愛する心を育むことができるよう、社会科や総合的な学習の時間、また特別の教科、道徳など、ほかの教科、領域、国語科との関連を図りながら、日々の教育活動を進めていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 質問がなかなか難しく、今度の学習指導要領の改訂は、伝統的な言語について特に時間を割きなさいというような感じじゃなかったかと私は思うんですが、国語科の改訂の趣旨は古典の指導と敬語の指導、読書の指導が重点と書いてあったように私は記憶しているんですが、この古典の指導には、論語というのがございますが、この論語は人にとって最も大切なことですよ。この仁という思いやりの心を語るような言葉がたくさん載っているそうでございます。私も小さいころ少し読んだことがあるんですが、小さいころ読んだ言葉では、意味もわからず読んだ言葉が、中年になってその現場に、現場というかその現象に当たったときに、ああ、こういうことだったのかというのが、自然と沸き出るように思います。そのことを何か例に挙げて言いたいのですが、なかなか例が浮かばないんですが、昔から伝えられた音読、暗唱は、小さいうちにどんどんやっていけば、効果がより上がりますよということになるだろうと思います。私もそのように考えています。

4番目の論語の素読についてお尋ねしていきたいと思うんですが、いろいろな面で人としての倫理観が崩壊し、不登校・いじめなどの問題が多発している今日、日本人の規範のもととなった論語を見直し、知ろうという機運があります。熊本県内で論語の素読を実践している自治体があるのか。あるとすれば、どこか。いつからかということをお尋ねしますとともに、人吉市の小学校の場合はどうされていますかということをお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。



まず、議員の御質問にありました素読でございますが、素読とは、内容の理解を抜きにして、古文、特に漢文の文字そのままを音読することを言うようでございます。本市以外の熊本県内13市の教育委員会に照会いたしましたところ、各小中学校の取り組みとして、論語の素読を進めている自治体は5つあるようでございます。早くから取り組まれているところは合志市でございます、平成23年ごろから学校の実態に応じて実践されているということをお聞きしております。学校内で実施というところもあるでしょうし、中には土曜日とかそういう講座的なもので実施しているところもあるようでございます。

人吉市内の小学校におきましては、現在のところ論語の素読に取り組んでいる学校はないようでございますが、どの小学校におきましても、授業時間や朝の自習時間などに音読に取り組んでいるということでございます。その音読の教材といたしましては、教科書の教材文や詩、新聞の記事、図書館の図書などが使用されていることが多いということをお聞きしております。

なお、論語につきましては、第5学年において、教科書の教材として、「子曰く、己の欲せざるところは人に施すことなかれ」、また「子曰く、過ちて改めざる、これを過ちという」と、この2つが取り上げられております。そこで本市の子供たちは論語と初めて出会うといえますか、古典に親しみ、より音読の幅を広げることになると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 人吉では、まだ5学年ですか、あるということなのですが、私、ここに持ってきているのは教科書の写しなのですが、「子曰く、己の欲せざるところは人に施すことなかれ」というのがあるのですが、私はもう一つの、こっちのほうのこども論語塾というのがあるのですが、これ、その図書館できのう借りてきたんですよ。きのう借りて中身を見たんですが、その中に「子のたまわく」という読み方は、昔から日本人が孔子先生への最高の敬意を込めた表現です。ですから、孔子先生以外の人の言葉は全て「○○いわく」と読まれてきましたとあるんですよ。この教科書に載っているのが、「子いわく」なんですよ。教科書に載っているのがいいのか、こっちのこども論語塾に載っているのがいいのか、私わからなくなりました、ほかの人に聞いたら、私は「子いわく」としか習っていないという人がほとんどだったんです。私の子供のころは「子のたまわく」で習っています。どこから変わったかちょっとわからないんですが、それで、今までずっと質問してきたんですが、今度の改訂の中では、倫理観といいますか、その敬語や何かをちゃんとした言葉遣いをしなさいという指導書があるのに、検定の教科書に「子いわく」というような書き方は私は余り適当じゃないかなと思うんですよ。文科省から何か言われるかもしれませんが、学校では「子いわく」ではなくて、「子のたまわく」で教えていただいて、学校の先生じゃなくて、先生という職場は敬うべき人なんですよというところがあらわれてくれば、この論語の読み方も非

常にいいかなという思いがします。こちらのほうは、きのう図書館で見たばかりなんで、ちょっとよく内容がわかりませんから、質問はいたしません。

それで、今後、論語を取り上げていただきたいということで、私は最後に市長に論語の素読の実践というところで質問したいと思いますが、市長に質問いたしますが、江戸時代の寺子屋教育は読み書きそろばんでございました。読みは論語の素読、書きは習字、そろばんは数字の計算でございます。この教育のシステムは、子供たちにとって脳の訓練と倫理観を身につける最もよい方法だったと言われております。人吉の子供たちに、論語の素読という教育のやり方を取り入れる考えはないかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

論語は人としての正しい生き方を学ぶために、時代に関係なく読み継がれてきたすぐれた書物であると認識をいたしております。先ほど議員のほうから御紹介がありました本に関しましても、私も絵本の読み聞かせと同様、我が家では子供に読んで聞かせたこともありました。たとえ意味はわからなくとも、子供のころから素読を通して人として大切にすべきことを学んでおけば、成長するに従い、さまざまな経験を積むことによって、みずから守るべき規範を身につけていくことができます。また、素読を継続的に行うことによって、日本語独特の韻と音を楽しむことができ、脳の活性化につながり、言語能力の向上を図ることができるとも言われております。論語の素読につきましては、私個人としてはその有効性と重要性について理解しており、関心を持っているところでございまして、今後の取り組みにつきましては、各小中学校の現状を把握し、導入の可能性について意見を伺うなど、検討したいというふうに住じます。

なお、先ほどの教育長の答弁にもありましたように、現在も各小学校の実情にあわせて音読や素読に取り組まれている学校もあるようでございますので、各小学校の主体性も大切にしながら、子供たちの言語能力の育成や規範意識の高揚に努めていきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 人吉に人吉市教育振興基本計画がございまして、これが平成25年度から28年度までです。来年からまた4年間、29年度から4年間の人吉市教育振興基本計画が立てられると思います。この中に、人間力を育むひとよし教育プランが継続されると思いますが、しっかりと国語の力をつけるような方針を立てて、人吉の教育基本を示されたいと思います。北京オリンピックで、この論語を例に例えられたのがありまして、「友遠方より来るあり、また楽しからずや」というのが挨拶の中であったそうです。やっぱり日本の東京オリンピックもありますが、そのときはどういう言葉が出るか、私、楽しみにしておるわけでございます。教育は国のもとになりますから、しっかりとよろしく願い申し上げます。

続きまして、次の質問に入りたいと思います。防犯カメラの設置についてお尋ねいたします。防犯カメラの設置について通告いたしました。私は平成27年3月議会において、通学路の危機管理の中で防犯カメラの設置について質問いたしております。その後、通学路に防犯カメラを設置された話を聞いておりません。まだ、設置はされていないと思います。事件が発生してからの対応になるのか、私は一日も早く設置をしてほしいと考えております。今回質問いたします防犯カメラの目的は、認知症の高齢者を見守るための必要な監視カメラで、認知症の人をたくさんの人で見守り、安全・安心なまちづくり目指していきたいという気持ちです。

統計によりますと、日本の人口の65歳以上の高齢者は、総人口の26.7%、3,384万人で、80歳以上の人が1,000万人を超えたそうでございます。また、糖尿病になると認知症になりやすく、発症のリスクは高くなるという研究もあります。発症のリスクは4.6倍という数字もあるそうでございます。認知症患者は2025年に700万人を超え、65歳以上の5人に1人とされています。人吉市内を往来する人は市民のみとは限りません。観光の人、ビジネスマン、学生などいろいろな人が人吉市を行き交いするわけでございます。多くの人の人吉をあっち行き、こっち行きするような状態となっているわけでございますが、事件、事故があれば多くの人たちの労力が必要になります。

質問は、見守り防犯カメラを町内会のグループ単位に100台分、91町内ありますので、100台ぐらいの設置を市内にお願いできないかというお尋ねでございます。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

恐らく27年3月でこの御質問に答えたのは、私が教育部長時代に答えたと思いますけれども、現在、本市では公園や駐輪場など6カ所に防犯カメラを設置してありまして、人吉市防犯カメラ設置運用要項なるもので管理、運用を行っているところでございます。また、民間における防犯カメラの設置状況でございますけれども、現在、紺屋町に麒麟館ビルのところだと思っておりますけれども、1台設置がされているようでございます。これは平成25年度に紺屋町町内会と人吉警察署からの要望により、熊本県防犯協会連合会と人吉地区防犯協会連合会が費用を負担していただき、設置されたと伺っております。要は、本市の防犯カメラは、防犯用としての用途が今高いと、そういう状況の中で設置がしてあるというような状況でございます。

議員が御指摘のとおり、防犯カメラを設置することで、当然さまざまな抑止力にもつながりますし、犯罪の未然防止、それから先ほどから申されております認知症を含みます行方不明者等の捜索も含めたものにはかなり効果があると私たちも思っておりますが、反面、これはさまざまに個人情報流出、それからプライバシーの侵害など、課題もあわせてあるわけでございます。そこで、そのような課題を解決するためにも、まずは防犯カメラの有用性を認識しつつ、画像の管理を含めましたプライバシーの保護を図ることを目的としました防犯カ

メラ設置の運用基準——ガイドラインと申しますけれども、これをしっかり定めていく必要があると考えておるところでございます。

防犯カメラの設置につきましては、カメラ1台を設置するために35万円から40万円程度を要しますので、100台はちょっと、非常に気の遠くなるような金額になりますので、新規の設置に際しましては、これまで御答弁させていただきましたように、慎重にならざるを得なかったということはまた事実でございます。現在、人吉地区防犯協会連合会の中で、防犯カメラをリースにて設置することが検討されているようでございますので、これは今後の動向を注意してまいりたいと存じております。

以上のことを踏まえまして、まずはしっかりと防犯カメラ設置のための運用基準の策定に取り組んでまいりたいと考えております。御要望いただきました防犯カメラの新規設置につきましては、人吉地区防犯協会連合会等の動向も見据えながら、これは本市が夏場から秋口にかけてつくります平成29年度の実施計画の中でしっかり位置づけてまいりたいと存じます。ただし、防犯カメラの設置、重要性、必要性は、これはもう十分に私たちも認識しておりますけれども、あわせまして、これまでも取り組んでまいりましたように、校区防犯パトロール隊を初め、多くのボランティア団体による防犯活動が実施されているのもありがたいことでございますので、今後も活動を継続していただくとともに、地域の目をふやす取り組みをこれまで以上に行ってまいりたいと存じております。今後は、特に超高齢化社会を迎えることによる高齢者の見守りは、防犯対策と同じぐらい重要になってくると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 防犯カメラの設置は本当に運用基準が難しく、モニターとか、録画、映像データなんかの管理が非常に難しいそうですから、しっかりした運用基準を定めてからやってもらいたいと思います。

今、話の中にあつた紺屋町のことについてなんでございますが、次の防犯カメラの維持費の補助についてというところで質問いたします。防犯カメラの維持費の補助について質問いたします。人吉市の繁華街に設置されている防犯カメラは、県と人吉地区防犯協会の費用負担により設置されました。維持費については、町内で電気代、事務費等がかかっております。防犯カメラをふやしてほしいと要望がありますが、町内会計を圧迫するのでふやせないそうです。電気代は月500円ぐらいで、年間6,000円となります。町内では、高齢化も進み、町内会費も値上げできない状態であります。町の治安、安全・安心に役立っている公の防犯カメラでございます。これ、道路に面していますから公の防犯カメラということでございます。市で電気代の補助はできないかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

議員がおっしゃいましたように、現在紺屋町に設置されております防犯カメラの電気代は、

一月500円、年間6,000円程度を管理者でございます紺屋町町内会に御負担をお願いして、御負担をしていただいているところでございます。防犯カメラを現在設置しています、さまざま助成制度を使いながら設置をされています県内の他市町村に確認をさせていただきましたところ、行政で電気代の支払いをしているところはないようでございます。調査をいたしました玉名市、合志市、天草市、熊本市、南小国町、南阿蘇村、ここでは全て区や自治会などで負担をしていただいているということでございました。

本市におきましても、非常に言いにくいことでございますけれども、今のところは御町内に負担をしていただきたいのは、これは基本的な考えとしてあるわけでございますけれども、やはり今議員がおっしゃったことも考えられます。当然、カメラを設置することによっての維持管理費は必ず出てまいりますので、基本はそうありながらも、やはり状況に応じた対応というのは、今後協議をしていく必要はあるというふうに考えております。

答えになっているかわかりませんが、今の状況だけはお話をさせていただきたいと思えます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 今の回答でよかったのか、悪かったのか、先を楽しみにしているのか、全然わかりません。だけど、町内は非常に困っています。町の治安はよくなったかもしれませんが、町内に対しては出費だけがかさんでくるということでございますので、今後十分協議していただいて、早く一定の方向性を出していただきたいと思えます。

以上で、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後 3時18分 休憩

---

午後 3時31分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）  
2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） こんにちは。2番議員の宮原将志です。本日の最後の一般質問となりました。お疲れのこととは存じますが、最後までおつき合いのほどお願い申し上げます。

質問に入ります前に、熊本地震により亡くなられた方々に慎んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、本市におきましても、震災発生直後から市長を初め、関係各位、職員の皆様には震災対応に御尽力をいただきましたことを心より感謝申し上げます。私も微力ではございますが、被災地の復興、地域の活性化に向けて尽力してまいり所存でございます。

それでは、震災後の観光産業への影響と、今後の取り組みについて質問させていただきます

すが、初日の福屋議員の質問と重複するところもございますので、重なる部分は割愛しながら質問をしていきたいと思っております。私は震災発生後、全てではありませんが、人吉市内のホテル、旅館の方々とお話をさせていただきました。そのときの話では、宿泊客、宴会のお客様のキャンセルが相次いでいる。今は復旧、復興の関係者が宿泊されているが、その方々が帰られた後が心配である。ゴールデンウィークがあけてからが特に心配だとの話がありました。それから2カ月がたちました。震災の影響につきましては、福屋議員が質問されましたので割愛いたしますが、宿泊者のキャンセルが1万3,000人を超えており、日帰り客の数も加えると、本市にとって相当な経済損失となっております。

そのような中、政府は5月31日の閣議で、熊本地震補正予算で計上した7,000億円の予備費のうち、第一弾となる1,023億円の使い道を決定し、そのうちの180億円を九州観光支援のための割引つき旅行プラン、最大で7割補助するといった助成制度に充てることが決まりました。特に熊本県と大分県は割引率が大きく、交付金についても熊本県に九州で最多の65億6,000万円が配分されるなど、本市にとっても観光振興に期待されるところであります。そこで福屋議員も質問されておられますが、震災後の観光振興の取り組みについて、震災後から現在までの取り組みについてはもう質問を割愛させていただきますが、今後の本市の考えている観光振興策についてお尋ねいたします。

○**経済部長（福山誠二君）** 皆様、こんにちは。それでは御質問にお答えいたします。

今後、これからの観光振興の取り組みということでございますので、これは計画を含めさせて答弁させていただきます。また、先日の福屋議員の答弁でもございましたのが重複する場合もございますので、よろしく願いいたします。

まず6月15日、本日からでございますけれども、7月15日まで約1カ月間なんですけれども、福岡、鹿児島、宮崎におきまして、まず、昨年本市が制作いたしておりますテレビコマーシャルがございまして、これは「支え合います熊本。元気！人吉！」というのがございまして、こういったキャッチコピーを加えまして、放送する予定でございます。それからまた、福岡、鹿児島、宮崎、熊本、この4県におきましても、本市を情報番組や旅番組で取り上げていただくことといたしております。

また、各地での観光宣伝でございますけれども、これにつきましては、各観光関係団体と一緒に作りまして実施する計画でございまして、その日程でございますが、6月17日、あさってでございますが、これは19日までJR博多駅でキャンペーンをいたします。これは市長にも17日は行っていただきます。それから26日が鹿児島中央駅のアミュプラザ、それから7月7日には東京の銀座熊本館、こちらにおきまして、さくら会によります観光パンフレットの配布や、ゆるキャラも一緒に行って観光宣伝等も行いまして、人吉温泉の元気をPRしてまいりたいと存じます。ちょうど議員もバッジでがんばろう熊本をつけていらっしゃいます。これをみんなつけて行こうということでやります。

それから、情報発信でございますけれども、現在、熊本地区におきましてフリーペーパーを30万3,000部発行いたしております、今後、そのほかでございますけれども、今度は宮崎地区におきましてフリーペーパー掲載によります情報発信を26万部計画いたしております。また、民間の事業所におかれましては、企画いたしまして、人吉温泉旅館組合とさくら会が共同企画によります被災者限定の宿泊料金半額プランの設定、それや人吉温泉旅館組合によります地域振興券の宿泊プラン、それからくま川下りショートコースの料金半額プラン、こういったものを含めまして、観光客誘致に全力を注がれているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 答弁を聞いておりますと、本市の取り組みは情報発信のほうに力を入れられているというところですが、今回の旅行割引のための交付金は熊本県全体、また九州7県に交付されるわけで、それにあわせて各自治体は観光振興に力を入れられると思います。そこで、他市ではどのような観光客誘致、集客促進のための取り組みをされているのか。情報が入っている範囲でお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

震災に関します他市の助成制度でございますけれども、まず初めに5月31日に閣議決定をされました国の九州観光支援旅行券、これについて御説明をさせていただきます。この旅行券の具体的内容は、現在、九州各県、それから運輸局、九州観光推進機構で検討中ですが、明らかになっている内容といたしましては、交付金が、先ほど180億ということで、九州各県にて宿泊を伴います旅行商品を割引価格にて販売するものでございます。熊本、大分両県に関しましては、特に一番ひどいということですので、7月から9月の割引率、これが平均50%引きと。目玉商品におきましては、最大70%引きとなっております。また10月から12月は平均25%引き、最大で50%引きとのことでございます。

国におかれましても、夏場の観光回復、夏休みに重点を置いているものでございまして、この旅行券は宿泊予約サイトや旅行会社を通じまして、7月上旬までに売り出されるということでございます。

他市の状況でございます。1つ、上天草がございまして。上天草では、がんばろう熊本！上天草市宿泊キャンペーンを平成28年6月1日から9月30日まで実施されるというところでございます。これは、上天草市単独で3,800万円、専決にて予算措置をされておまして、1人当たり2泊まで、宿泊料金1万円以上の方については3,000円の割引、それから1万円未満の方については2,000円の割引が行われております。そのほかでもキャンペーン利用者全員に市内で利用可能の割引クーポン券が1,000円分進呈されております。なお、これらの事業といたしますのは、天草四郎観光協会へ業務委託をされているものでございます。

それから天草市がございまして。天草市では、宿泊支援助成金を平成28年4月15日から9月

30日まで実施されるとのことでございます。これは市の単独費で900万円、専決にて予算措置をされております。県内被災者と支援者に対しまして、宿泊費の2分の1以内の額の補助ということで、補助上限は県内被災者、1人1泊3,000円、支援者に関しましては1,000円で、1人当たり14泊までが可能とのことでございます。こちらの事業は市が直接助成されているところでございます。また、別途旅行券助成金を補正予算で計上されるとお聞きいたしております。

それから、水俣がでございます。水俣では、熊本地震被災者宿泊費助成事業といたしまして、大人の方が3,000円、子供2,000円を宿泊施設に補助をしておられます。実施期間は平成28年5月17日から平成28年6月30日まででございます。既決予算325万円に対応されたとのことでございます。別途宿泊助成金を補正予算で計上されるとお聞きしております。これらの事業は観光物産協会に業務委託をしているということです。

また、本市との姉妹都市でございます指宿市がされておまして、これは商品券つき宿泊プランを実施されております。宿泊金額に応じた市内提携店で使用できる商品券を交付されております。一部屋合計で1万円以上御利用の方に2,000円、7,500円から1万円未満の方に1,500円といった内容でございます。上限は2,000円とのことでございます。4月の臨時議会で商品券交付に関する予算を750万、別途広告、印刷製本を含めましたキャンペーン予算、これを1,000万円採決されたとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 国の助成制度については間もなく熊本県の割引率が決まってくると思いますけれども、県内では上天草市や天草市、そしてまた水俣市が震災発生直後からスピード感を持って、そこにまたしっかりと予算をつけて対応されております。また、天草市や水俣市においては、7月から始まる割引つき旅行プランにあわせて、改めて予算を組んでいるということで、これから九州各県、各自治体、観光振興に特に力を入れてもらえると思います。そのような中で、観光客の方に人吉に来てもらえるように選んでもらわなければいけないわけなんですよね。情報発信も確かに大事なんですけれども、情報発信とあわせて、人吉に来たくなるようなお得感を感じられるような取り組みや、観光客の激減で飲食店や小売店もダメージを受けておりますので、そこまで経済効果が波及されるような取り組みを行うべきだと私は考えますが、今後、本市ではそのような取り組みを考えられているのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

いわゆる経済効果に対する、何といても波及効果のためのものでございます。例えば旅行券助成金とか宿泊者向けの商品券に関しましては、県内の自治体でも採用されて、熊本地震で落ち込んだ観光客を呼び戻すには非常に有効な手段であると、私どもも認識いたしてお



ります。今回の地震による直接的な被害が少なかった本市にとりましても、2次被害による経済及び観光に対する風評被害といえますか、この影響は大変大きいわけでございまして、過去に例のない甚大なものと捉えてはおります。

地震直後に私どもは人吉温泉観光協会、それから人吉温泉旅館組合、人吉温泉女将の会、さくら会でございますね、それからひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会、こういった各関係団体と地震での影響、被害の情報共有、それから即効性の高い復興対策の検討、それから、それぞれ役割分担について協議を行っておりまして、それぞれの団体がまず財政的にも非常に厳しい状況でありますけれども、その中でできること、お金がない分、汗をかこうと。それからスピード感を持ってやっつけよう、一致団結したところでございまして、今取り組んでいるのがその段階なんです。

そういった中で、人吉旅館組合、さくら会、くま川下り株式会社等の民間からでございますけれども、被災者限定の宿泊料金半額プランの設定や、それから地域振興券つきの宿泊プラン等を企画いただき、それらを含めました総合的な情報発信を民間と行政で共同で行うこととなっております。

本市におきましても、1年分の広告予算を前倒しをしまして、通常秋口打つ分を5月中旬から執行いたしてございまして、いち早く人吉温泉の元気を県内外に発信、これに取り組んでございまして、また今後も継続する予定でございまして、7月から始まります国の旅行券の受け皿として、本市のイメージアップを図りながら、多くのお客様に夏休みの旅行先に本市を選択されることを目標としていところでございまして。

震災発生から約2カ月が経過いたしまして、徐々にではありますが、観光客、宿泊客、少しずつではございますけれども、回復傾向に向かってはおるところでございまして、まだまだ厳しい状況はしばらく継続すると認識はいたしてございまして。今後も国の支援等の情報収集は積極的に行いまして、また関係団体と協議を行った上で、助成制度や商品券の交付を始めまして、状況を見きわめながら的確な措置を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） ぜひ、旅行券の助成や宿泊者向けの商品券の実施に向けて検討していただきたいと思っております。

今回は平時じゃないわけで、スピード感を持って対応しないと、人吉の観光、経済はとても厳しい状況になると思います。各団体の方々とお話をさせていただいたんですけれども、本当に危機感を持ってさまざまな取り組みを考えられております。答弁でもありましたように、旅館組合さんは独自で地域振興券つき旅行プランや、現在では各観光施設や飲食店などに連絡をとり、施設や飲食店などを利用した場合の特典や割引等の情報を集約し、その情報が載っているチラシを宿泊客に配るといったような企画も考えられておりますし、また観光

協会は、今まで行っていたコンベンション開催の支援、こちらのほうを拡充できないかというふうにも模索されておられました。ほかにも鹿児島空港から人吉までシャトルバスを走らせられないかとか、地震の影響で売り上げが落ちている飲食店や小売店まで経済効果が波及されるような取り組みができないかなど、さまざまな意見や考えを持っておられます。早急に関係団体からの意見を集約していただいて、財政が厳しいのはわかりますが、市もそこにしっかりと予算をつけて対応していただきたいというふうに思っております。

そこで、最後に市長にお尋ねいたしますが、観光客誘致のための施策、特に割引つき旅行プランが設定される7月から12月までの期間の観光施策を市長はどのように考えておられるのか。今後の観光振興に対する市長の意気込みもあわせてお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

きょう、あした、そしてこれから先どうしようかという状況に直面した観光関連事業者を初め、今回の地震により影響が出ている事業者の気持ちを思うと、このようなときだからこそ寄り添って、この時期にふさわしい支援をスピード感を持って一日も早く、そして連続的に講じていくことが重要だと捉えております。先日、福屋議員にもお答えいたしましたように、これまでもさまざまなことに取り組んでまいりましたが、今回、いち早く独自の施策を打ち出された上天草市におきましては、スタートとともに、ホテル、旅館の予約が殺到したとお聞きしております。本市といたしましても、このような先進的な取り組みをしている自治体に負けないように、7月からは割引つき旅行プランが始まりますので、観光客の方から選んでいただけるような、そして地域全体に経済の好循環をもたらすような施策を早急につくり上げ、議員の皆様方にもお示しをし、熊本地震復興経済活性化連絡協議会の皆様方とともに取り組みたいと思います。まずは、この夏を乗り切るために、全力で取り組みながら、引き続きどういうことをやっていくべきか、人吉未来会議で御提案いただいたアイデア、関係団体からも御意見をいただき、施策としてつくり上げ、次から次へと取り組みを行ってまいります。また、5月に開催予定でしたお城まつりの今後のことにつきましても明確になっておりませんので、ここ一、二週間のうちには正副部長会議を開催し、方向性を決定したいと思っております。

観光はそれぞれの方が自分の持てる長所を生かし、足りないところを補い合うという団体戦であり、みんなが同じ認識で同じ方向を向いて進むことが観光振興だと捉えています。その中で、行政の役割は旗振り及び取りまとめと情報発信だと考えております。あくまでも主役は市民で、プレーヤーとしても活躍いただくことが最も好ましいことですので、関係者の方との対話を頻繁に行いながら、活躍の場を早目、早目にいわゆるスピード感を持ってつくってまいります。当然、民間が主体となって開催される事業につきましても、本当に素晴らしいことですので、積極的に協力していくことは言うまでもございません。

最後に、今回観光の人吉に及ぼす影響を身をもって感じたわけですが、一日も早く日常を

取り戻し、そして、さらに飛躍できるよう市民の皆様とともに取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（田中 哲君） ここで会議時間を延長いたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） ぜひ関係団体の方々と連携をとって、また必要などころにはきちんと予算をつけていただいて、観光振興、また地域経済の活性化につながる取り組みを行っていただきたいと思います。

先日、新聞で未来会議に参加された方から、短期的なビジョン、長期的なビジョンを示してもらいたいというような話があったという記事を拝見いたしました。まさしく今どうするかが求められております。市長がリーダーシップをとり、そしてスピード感を持って観光振興に取り組んでいただくことを強くお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、防災機能を備えた道の駅設置について質問いたします。私は、震災後の5月5日に南阿蘇村に入りました。南阿蘇村は皆さんも御存じのとおり大規模な土砂崩れがあり、国道57号が寸断され、阿蘇大橋が崩落、ほかにも家屋の倒壊や有数な水源の1つが枯れてしまうなど、地震の深い爪跡が残っていました。そんな南阿蘇村でトイレ休憩のため、道の駅あそ望の郷くぎのに寄らせていただきました。そこでは、アウトドアメーカーのモンベルさんがテントや寝袋を無料で貸し出しされており、道の駅内にも多くのテントが張られていました。また、話を聞くと、自衛隊の前線基地としても利用されたそうです。ほかにも今回の地震で道の駅の大津や阿蘇では仮設トイレが設置され、きくすいでは緊急の給水場が設けられました。また、被災地及びその周辺の道の駅では、建物の倒壊を恐れて車中泊される多くの避難者を受け入れるなど、被災地の防災、被災者の支援に対し、重要な役割を果たしたと言われております。

そこで、本市にも防災機能を備えた道の駅ができないものかと考えたときに、広い駐車スペースを持つ石野公園が最適ではないかと考えます。もちろん防災の視点からだけではなく、観光振興、地域振興といった視点から見ても、石野公園は平成31年に供用開始になる人吉球磨スマートインターチェンジからも近く、今後人吉版DMOの設立を目指されていますが、広域的な観光の情報発信の拠点としても最適な位置にあると思われれます。ぜひ、石野公園を道の駅に登録していただきたいと考えますが、まず初めに、現在、石野公園は本市にとってどのような位置づけにあるのかお尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） 皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

石野公園は市の南部における総合公園として、修景、レクリエーション及び憩いの場、文化・教養活動として工芸や工作などにみずから参加する能動的レクリエーションの場、また地域の地場産業や伝統産業にかかわることで、意識の高揚、育成振興を図る場として整備を

してきたところでございます。現在は、観光施設としての機能と評価が優先しておりますが、村山公園と同様に都市公園の総合公園という位置づけでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 都市公園の総合公園ということですので、道の駅にするときには使用目的を転用しなくてはならないということになりますが、私が聞いたところによると、国や県の補助金、あるいは起債を利用して建設した施設については、当初の目的と異なる施設への転用、取り壊し等をする場合、財産処分の制限を規定した補助金適正化法による制限が発生する可能性があるというふうに聞いたことがあります。そこで、私ちょっと調べてみたんですけれども、調べたところ平成20年に補助金適正化法第22条の運用の規制緩和が了承され、10年経過した補助対象財産は、補助の目的を達成したものとみなすというふうになっております。そこで、石野公園はこれに該当するのかわからないのか、お尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） 御質問にお答えいたします。

石野公園は、規制緩和に該当しないのかという御質問でございますが、この補助金等適正化法第22条の規定に基づく財産処分につきましては、都市局におきまして、都市局所管補助事業等にかかわる財産処分承認基準というものがございまして、都市局長からの通知がありまして、それによりますと、石野公園は補助事業完了後10年が経過しておりますので、これに該当するものと思われま。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 石野公園は補助の目的を達成した施設であるということでありましたが、国の担当局は違うと思いますが、廃校になった学校を道の駅として活用されている事例もありますので、ぜひどのようにしたら道の駅にできるのか、国や県と相談していただきたいというふうに思っております。

それでは、道の駅に転用ができた場合、どのような施設を整備すると道の駅として登録されるのか。また、石野公園が道の駅に登録されるには、現状の施設に何が必要になってくるのかお尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） 御質問にお答えいたします。

道の駅の登録要件ということですが、幾つかございます。1つ目に、休息機能といたしまして、利用者が無料で24時間利用できる十分な容量を持った駐車場及び24時間利用できる清潔なトイレ、これは障がい者用も含まれております。2つ目に、情報発信機能としまして、道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報等が提供できること。3つ目に、地域連携機能といたしまして、文化・教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設があること。4つ目に、設置者は、市町村または市町村にかわり得る公的な団体であること。その他の配

慮事項といたしまして、施設及び施設間を結ぶ主要経路のバリアフリー化をしてあることが登録要件となっております。

登録に向け、石野公園に何が必要か、何が足りないかということでございますが、1番目の24時間使用できる十分な駐車場やトイレはございます。また、3つ目の文化・教養施設もございます。さらに4つ目の設置者につきましては、人吉市でありますので、登録要件を満たしております。満たしていない要件として、2つ目の情報発信機能であります。道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報等の施設と、その施設を運営する職員が必要になるかと思えます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 石野公園を道の駅に登録するには、あとは情報発信機能が必要であるとのことでしたが、先月の10日に道の駅に登録された芦北でこぼん、芦北町の道の駅ですね、に行ったのですが、特別に情報発信機能を備えた施設、建物があったわけではなくて、掲示板が設置してあって、そこに各種情報が張ってあったというような感じでした。こちらも国や県に相談していただいて、どのような情報発信機能を備えれば道の駅として登録されるのか。こちらもおわせて御相談していただきたいというふうに思っております。ぜひ道の駅に登録を目指していただきたいのですが、石野公園について市民の方々とお話をするとき、ほとんどの方があの施設はもったいないとか、人が来るように何とかならんのかなというふうにおっしゃいます。石野公園は20年以上がたちました、できてから。幸いなことに平成31年には近くにスマートインターが開通します。これは石野公園にとっても、人吉球磨の広域的な観光にとっても大きなチャンスになると思われます。

そこで市長にお尋ねいたします。市長は、議員時代に道の駅の視察にも行かれたようですが、市長の道の駅への考えと、観光拠点としての石野公園の道の駅への転用について、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

石野公園は都市公園の中の総合公園になりますので、都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園でありますことから、総合公園の利用の目的と異なる道の駅施設が都市公園法の中で道の駅として設置できるのかどうか、今後、国や熊本県と協議し、検討してまいりたいと考えております。

また、先ほど議員がおっしゃいましたように、この道の駅というものはやはりそれなりの知名度といますか、周知されておりますことから、観光・物産振興の面からも大きな可能性を持った構想となるというふうに考えているところでございます。諸般の課題をクリアし、さまざまな方に御意見を聞きながら、道の駅としての登録のめどがたった暁には、市民の皆様及び観光・物産関係団体等の御意見も賜りながら、実現に向け検討してまいりたいと存じ

ます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 手続上のハードルだったり、施設までの階段とか、さまざまに課題はあると思いますが、人吉球磨の広域的な観光の拠点として、また駐車場があれだけ広いので、大型クルーズ船が八代港に着いたときに、数十台のバスが一遍に来て受け入れが可能であるということで、インバウンド観光にも対応できると。なおかつ工芸体験もできるなど、地域外から活力を呼ぶゲートウェイ型の道の駅として企画、整備していくと地方創生の拠点ともなると思います。また、物産振興というところでございますが、私、先週の金曜日に人吉球磨の食材を中心に、熊本の食材を東京銀座のレストランに送って、その食材を使って参加者に料理を食べてもらい、食を通して熊本を応援しようといったイベントを開催いたしました。そのときに、参加者の方からは人吉球磨の食材、また球磨焼酎等喜んでいただいたんですが、地元で食材を集めるときに、野菜はふれあいさん、キクラゲはキクラゲ組合さんとか、球磨牛はあそこだと、鮎はあそこだと、ばらばらなんですね、集めるのに。集めるのにも苦労しましたし、発送にも苦労したし、また支払いの方法等にも苦労いたしました。

そのような中、上天草市の道の駅のさんぱーるさんですね、こちらのほうにもお願いしておりまして、旬な食材の一覧を下さいと言ったら、すぐに一覧がだっと送ってきたんですね。こういった施設が人吉球磨にもあればいいなというふうに思ったんですけれども、そういった意味でも、人吉球磨の物産が集まる施設があれば、食のPRにもつながると思いますので、ぜひ前向きに、今からでもプロジェクトチームをつくって、石野公園の道の駅の登録を目指していただきたいというふうに思っておりますが、ただ道の駅の登録を目指すだけではなく、最初に述べさせていただいたように大規模自然災害に備え、防災機能を備えた道の駅を目指すべきと考えます。

熊本地震の以前から、道の駅の防災に関する機能強化を図る機運が高まっております。防災利用に関する協定を締結し、災害発生時には施設の利用や物資を提供するなど、迅速かつ適切な応急対策等を実施する取り組みをされている道の駅もあります。先日、防災機能を備えた道の駅たのうらに行き、お話を聞かせていただきましたが、災害時の一時的な避難所、物資の供給拠点等を想定して、非常用電源装置、防災備蓄倉庫、井戸水設備などが整備されておりました。建物があつて、食材があつて、そして広場があると。幹線道路からも面していて、いつでもトイレが使えるというふうに、災害対応上のキーワードとなる言葉を幾つも持つのが道の駅でございます。災害発生時において、道路利用者や地域住民に対する迅速かつ的確な応急対策のためにも、防災機能を備えた道の駅の整備についても、あわせて検討を進めてはいかかかと考えますが、防災機能を持つ道の駅をどのように考えているのか、本市の所見をお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

平成16年10月の中越地震や平成23年の東日本大震災では、道の駅が避難所や災害復旧拠点等として活用され、近年、災害時の活用につきましても注目されております。国土交通省の国連防災会議資料によりますと、2015年1月現在で、全国631カ所の道の駅に防災設備を設置しているという状況でございました。道の駅については、国道という交通上重要な場所に位置し、施設自体を避難所として活用や復旧支援活動や救護活動の拠点、救援物資の供給場所など、さまざまな対応が期待できる多機能型の施設だと考えております。例えば、今回経験をいたしました大地震のような広域化、長期化し、地盤等によって被災の状況が変わってくるような災害については、複数の拠点を持つことが非常に有効であると考えております。この道の駅の整備につきましては、先進地の状況、事例等を考慮しながら、こういった防災拠点になり得るのかも含め検証し、検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 今回、新市庁舎、またその周辺を防災拠点として考えられておりますが、防災機能を備えた施設は数カ所あってもいいというふうに思っております。石野公園はあれだけ広い駐車スペースがありますので、大規模自然災害が発生したときには自衛隊等の災害対策の拠点、また救援物資の中継場所など広域的な災害拠点ともなりますし、車中泊をされる避難者の受け入れも可能です。また、防災機能を備えることで、地域の防災力も向上すると考えられますので、ぜひ御検討いただきたいというふうに思っております。

今回、観光と震災対策をあわせて質問させていただきましたが、市の職員の方もそうですが、観光事業者、民間団体など多くの方々が人吉の元気を発信するために頑張っておられます。民間の方々をバックアップし、そして一緒になって人吉を盛り上げてまいりましょう。これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

---

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会いたします。

午後4時11分 散会

## 平成28年6月第2回人吉市議会定例会会議録（第4号）

平成28年6月16日 木曜日

### 1. 議事日程第4号

平成28年6月16日 午前10時 開議

- 日程第1 議第55号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市一般会計補正予算（第9号））
- 日程第2 議第56号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第6号））
- 日程第3 議第57号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第4 議第58号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議第59号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議第60号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度人吉市一般会計補正予算（第1号））
- 日程第7 議第61号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例）
- 日程第8 議第62号 平成28年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第63号 平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第64号 平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第65号 平成28年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第66号 平成28年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第67号 人吉城歴史館条例及び人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第68号 人吉市水道事業運営審議会条例の制定について
- 日程第15 議第69号 市道路線の廃止について
- 日程第16 議第70号 市道路線の認定について
- 日程第17 諮第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 報第1号 平成27年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第19 報第2号 平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について



日程第20 報第3号 平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第21 報第4号 くま川下り株式会社の経営状況について（第54期決算報告書）

日程第22 一般質問

1. 犬童利夫君
2. 宮崎保君
3. 平田清吉君
4. 笹山欣悟君

日程第23 諮第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第24 委員会付託

---

---

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

---

---

3. 出席議員（18名）

- |     |        |
|-----|--------|
| 1番  | 塩見寿子君  |
| 2番  | 宮原将志君  |
| 3番  | 高瀬堅一君  |
| 4番  | 大塚則男君  |
| 5番  | 宮崎保君   |
| 6番  | 平田清吉君  |
| 7番  | 犬童利夫君  |
| 8番  | 井上光浩君  |
| 9番  | 豊永貞夫君  |
| 10番 | 西信八郎君  |
| 11番 | 本村令斗君  |
| 12番 | 笹山欣悟君  |
| 13番 | 福屋法晴君  |
| 14番 | 村上恵一君  |
| 15番 | 永山芳宏君  |
| 16番 | 三倉美千子君 |
| 17番 | 仲村勝治君  |
| 18番 | 田中哲君   |

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松	岡	隼	人	君				
副	市	長	松	田	知	良	君			
教	育	長	末	次	美	代	君			
総	務	部	長	井	上	祐	太	君		
市	民	部	長	今	村		修	君		
健	康	福	祉	部	長	村	口	桂	子	君
経	済	部	長	福	山	誠	二	君		
建	設	部	長	大	淵		修	君		
総	務	部	次	長	小	林	敏	郎	君	
総	務	課	長	小	澤	洋	之	君		
財	政	課	長	植	木	安	博	君		
水	道	局	長	中	村	則	明	君		
教	育	部	長	松	岡	誠	也	君		

---

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局	長	赤	池	謙	介	君		
議	事	係	長	栗	原	亨	君	
庶	務	係	長	椎	葉	千	恵	君
書		記	白	坂	禎	敏	君	

---

---

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行います。一般質問終了後、諮第3号に対する質疑を行い、その後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

---

---

### 質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君）（登壇） 皆さん、おはようございます。7番議員の犬童利夫でございます。

まず初めに、今回の熊本地震におきまして、犠牲になられました方々に対しまして、心から御冥福をお祈り申し上げます。この地震により被災され、いまだに避難所生活や車の中、テントの中での不自由な生活をされている方々も多くおられ、被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、安心・安全な生活と一日も早く復旧、復興が進みますよう、お祈り申し上げます。

4月16日の本震発生から2カ月を迎え、震度1以上の地震は、昨年国内で発生した件数並みの、2カ月間で1,742回を観測したことが、けさの熊日新聞の1面で報道されておりました。今も余震が続く中、市民の皆様も大変な心労もあったのではなかろうかと思うところでございます。職員の皆様も大変な御苦勞があったと思います。感謝と御慰勞を申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をしてまいりたいと思います。今回は2項目通告しております。まず1項目ですが、地域防災計画について、2項目目が仮本庁舎等の防火管理についてでございます。

まず1項目ですが、地域防災計画についてです。地域防災計画の見直しについて、今回の熊本地震で、本市庁舎に影響があり、来庁者や市職員の安全を確保するため、本庁舎の全機能を移転されました。また、本震発生直後に、災害対策本部を市庁舎から人吉城歴史館に移動することを判断され、改めて市庁舎の防災拠点としての役割や機能の重要性、信頼性といったもろもろを考慮をされまして、本庁舎の全機能をカルチャーパレスや庁舎別館、人吉スポーツパレスに、7月には旧人吉看護専門学校に機能を移転されますが、災害対策本部を設置しなければならない災害が発生した場合、その本部を設置する場所について、どの順位で設置されるのか、また人吉総合福祉センターの対応についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 議員の皆さん、おはようございます。御質問のほうにお答えいたします。

災害対策本部の場所につきましては、議員もおっしゃいましたように、人吉市地域防災計画において、人吉市役所、これは本庁舎でございますけれども、と定めているところでございます。ただ、熊本地震に際しましては、旧本庁舎（麓町庁舎）が危険な状態であると判断をしまして、これは本震のときでございましたが、人吉城歴史館の会議室に災害対策本部を設置して、災害対応を行っております。

現在は、旧本庁舎からの移転が完了しておりますので、今後、災害対策本部を設置する場所は、この人吉市カルチャーパレス仮本庁舎となっているところでございます。また、万が一、この仮本庁舎が被害を受けた場合には、順番からしますと西間別館（第1別館）でございます。それからその次が、人吉下球磨消防組合でございます。最後、4番目が人吉市総合福祉センターの順に場所の確保をするということが、地域防災計画の中に位置づけられています。ただ、先ほど議員も申されたように、人吉市総合福祉センターは災害ボランティアセンターの拠点となりますので、これは非常に厳しいと、4番目と位置づけるのは。早急に他の施設を確保しなければならないというふうに考えております。

また、西間別館を、第1別館を2番目に上げていますけれども、これはもうスペースの問題を抱えておまして、これも本当に厳しい状況にあるというふうに考えております。現在、スポーツパレスには経済部、建設部、これは第2別館として位置づけておりますし、7月に改修いたします高等看護専門学校、こういうところもあるわけでございますので、いずれにしても全体的な見直しが必要であり、施政方針の中にも書かせていただきましたけれども、業務継続計画、BCP計画と申しますけれども、これを現在策定中でございますので、その中にも本庁舎がだめになった場合には、順番的にしっかり明確に位置づける必要がありますので、何よりもこれを早く見直さなければならないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 答弁いただきましたけれども、私も人吉市総合福祉センター、ここが災害ボランティアセンターの機能を依頼されるということで、そこが気になっていたところでもございます。現状では、やはり複数の庁舎を特定しておく、庁舎名、場所、そこをちゃんと特定しておくことが必要であろうと思います。ぜひ、今、答弁ありましたように、早急に検討していただきたいと思います。

次に、地震が発生した場合の災害情報連絡本部や災害対策本部の設置につきましては、一昨日の永山議員の質問と答弁でありましたので、重複しますので省略させていただきますが、災害情報連絡本部や災害対策本部の設置の基準となる震度について、1クラス強化して対応を考えておられるということですので理解したいと思います。ぜひ、現状に即した見直しをしてい

ただきたいと思います。

次に、緊急輸送施設等の整備についてでございます。救援物資受け入れ場所がストックヤードとして、人吉スポーツパレスが位置づけられております。また、避難場所にも指定されております。今回の地震でも、避難所として使用されております。大規模災害を想定したときに見直しが必要ではないかお尋ねいたします。また、指定されている緊急道路の被害状況で変わるとは思いますけれども、人吉スポーツパレスが使用できなくなった場合の対応についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

人吉市地域防災計画におきまして、本市が被災した場合には、先ほども御紹介していただきましたように、人吉スポーツパレス内に救援物資の受け入れセンターを設置し、受け入れ態勢を確立するということが明記をされております。

熊本地震におきましては、救援物資の量が限られておりましたので、救援物資受け入れセンターの設置は行わず、これは既存の施設、例えば西間別館の分館というか、税の申告があつているあそことか、青少年ホームとか、なかなかちょっと言葉が出ないんですけども、他の施設で受け入れを行ったところでございます。

スポーツパレスに関しましては、施設の規模や交通アクセス等を総合的に勘案して選定しておりますので、現時点では最も適した施設であると考えているところでございます。ただし、議員から今、御指摘をいただきました諸問題、要するに道路事情、もしくはこの辺の被害状況等々を勘案して、こういう問題が発生するというのも当然考えられますし、問題点を抱えているということは確かでございますので、スポーツパレスでの救援物資の受け入れが十分に機能しない場合に備えて、これもかわりに使用できる施設を選定しておく必要があると。

きのうから検討、検討とオンパレードで、非常に心苦しいんですけども、本当に真剣にこれはやらないと、この地域を地震が相当大きな災害が起きたときに、今の地域防災計画ではなかなか機能しないと。これは本当に今回、真剣に感じておりますので、そういうところも踏まえて、早急に対応を、月並みではございますけれども、検討していかなければならないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 総務部長、ぜひ早急に本当に検討していただきたいと、防災に関するそもそも全体的にですけれども、そのところをよろしく願いしておきます。

熊本地震の本震後の16日、菅官房長官は、被災した自治体の要請を待たずに、水や食料、毛布や簡易トイレなどの物資を西日本の各地で調達し、被災地に送り込む、いわゆるプッシュ型支援を打ち出されました。安倍首相もコンビニやスーパーに対し、おにぎりやパンなど

の食料品を優先的に被災地に流通させるよう指示されたことが報道されました。本震発生から2日後の18日には、うまかな・よかなスタジアムの周囲には、県外ナンバーの大型トラックや救援物資積載車両が100台ぐらいずらりと並んだとのことでございます。昨日の本村議員の質問に対する井上総務部長の答弁の中で説明もあっておりました。重複しますが、少し述べさせていただきます。

このスタジアムは、救援物資の集積拠点となっており、政府のプッシュ型支援物資に加え、全国の自治体や民間から支援物資も集中し、数日、受け入れと配送を担う現場は、人手不足も重なって混乱を来したとのことでございます。熊本市では、集積拠点を複数考えておくなどの備えが必要だったと答えられております。本市の地域防災計画では、救援物資の管理、輸送等については、民間業者のノウハウや能力を活用することが掲げられております。

昨日、村上議員も少し触れられましたが、本震の後、17日に支援物資や食糧が届いていない避難所があると聞き、市政クラブで集めていただいた支援物資を、熊本市内の避難所に運びました。その時の話であります。熊本市内の交通渋滞も重なったと思いますが、輸送業者やその従業員の方も被災され、輸送などに混乱を来しているのではないかと話がありました。こういうことが重なり、救援物資の集積拠点の混乱の要因となったのかなと報道を見ていたところでもあります。

熊本市でも計画されていたと思いますが、いずれにしても、プロの運送業者と連携が必要であります。集積拠点に人員を動員して物資をさばくことも、また共同で具体的な行動を検討することが必要であると思うところがございます。救援物資の集積場所として、例えば避難所に指定されておりますけれども、鬼木町にあります中小企業大学校や物資を置くための企業の倉庫などについて協定を結ぶなど、物資集積拠点の分散化や備蓄方法など、また具体的な施設の選定について検討をしていただきたいと思います。

少し長くなりましたけれども、緊急輸送施設等の整備について終わります。

次に、災害対策支部について、昨日、詳細の質問がありました。その答弁で理解したところであります。市職員の減少と、効率的で効果的な活動などを考慮した支部の再編成や、町内の多い支部などについては、校区ごとに説明を行い、きめ細やかな対応を心がけたいということで理解したところがございますが、村上議員も指摘されましたが、各地域で想定される災害は、それぞれ違うと思います。土砂災害など指定されている場所など、各町内への説明が必要ではないかと思っております。そのことについてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

御質問の町内ごとの災害の種類、危険箇所の説明に関しましては、例えば土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域などの危険箇所は、その危険箇所が存在する町内会長の皆様に、危険箇所を示した地図、それから状況写真などをファイル化したものをお渡ししまして、町内会長と各支部の間で現在、情報共有を行っているところがございます。当然、橋渡しには

総務部の防災安全課の職員が同席したり、詳しく説明をしたりしているところがございます。

初めて会議に参加される方たちにとりましては、非常に重要なことでございますので、支部ごとに、当然、きのうも村上議員にもお答えさせていただきましたけれども、状況が異なっておりますので、支部は当然、川北だったら旧東・西が一緒になっておりますので、当然、東校の課題と西校のほうの課題は違いますので、同じ支部の中には同じ支部としてありますけれども、そこは校区別にしっかり説明をさせていただきたい。その手法等についても、しっかり協議してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 危険地域については、町内会長に地図とか写真を渡してあるということでございます。町内ごとの災害の種類や危険箇所の説明に関しては、非常に重要であると思っております。そして情報の共有についても大切であります。ぜひ、その地域に適した資料の添付なども、やはり検討していただきたいと思っております。かなりの多くの方が会議には出席されますので、やはりその地域、地域の情報を共有することが非常に大切ではなからうかと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

今回の震災でも力を発揮したのは、自治会や地元の消防団員、住民同士の共助と、避難所では被災者が役割を分担し、助け合う姿が報道されておりました。万一に備えて、日ごろから住民同士が助け合いながら減災に努め、ともに助け合い地域を守り、そして継承していかなければならない思いを強くしたところでもございます。

次に、避難所について、熊本地震時の市民の避難状況については、4月26日の全員協議会の中で現状の報告があったところでありますけれども、その後も含めた避難状況についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

今回の熊本地震に際しましては、4月14日から4月28日までの間に指定避難所を開設しまして、避難者の受け入れを行っております。避難所といたしましては、東西コミセン、それから保健センター、スポーツパレス、この3施設がメインでございました。震度の状況に合わせて支部も設置しておりましたので、最終的には一番多かったときには、人吉高校を含めて8施設を避難所として開設したわけでございますけれども、そういうふうにかなり避難所に関しては、この4月14日から28日まではフル活動だったということでございます。

避難者の数でございますが、延べ人数で1,634名となっております。最も人数が多かった日としましては、これはもちろん本震が発生した4月16日の夜に、合計552の方が避難をされております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 4月14日から28日まで、延べ1,634名の方が避難されたということで答弁いただきました。

避難所を15日間開所されておりますが、その対応状況についてお尋ねします。また、避難所が長期化した場合や、避難者の相談などに対応する市職員の方で、直ちに対応できる保健師の方など何名おられるのか。そして医療ケアなど、避難者の方や避難所が多数になることも考えられます。その場合の対応についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

避難が長期化いたしますと、避難されている方々の体調の管理、それから心のケアなど、一般職員では対応することが難しいさまざまな問題が発生することが懸念されるところでございます。これは、今回の避難所の開設の後に、さまざまな状況、形として出てまいったところでございます。今回の熊本地震に際しましては、基本的に避難所を3カ所に絞って、さっき言いましたように、東西コミュニティセンター、スポーツパレス、それから保健センター、ここが主に避難所として、私たちが集中的に人員を投資したような避難所でございます。それぞれの避難者からの相談に対しまして、資格を持つ本市の職員がいつでも出動できる態勢をしいて対応を行ったところでございます。

資格を持った職員の数でございますが、本市には保健師が14名、それから看護師が1名、管理栄養士が2名、社会福祉士が3名で、そのうち1人が精神保健福祉士の資格を有しているところでございます。

今回は、保健センターを中心に、救護班の職員も非常に頑張っていたいただいて、頭の下がる思いであったというふうに思っております。

また、人吉市地域防災計画におきましても、避難所の管理運営といたしまして、避難所の衛生管理、それからプライバシーへの配慮、長期化した場合の心のケアなどについて定めているところでございますが、現在の市職員の人数、先ほど私が申し上げました人数だけでは、例えば3カ所から避難所の数がふえた場合とか、もしくは避難が長期化した場合の対応は大変厳しいものがございますので、やはりここは関係機関や他の自治体と連携をとりまして、今回の熊本地震もそういうところは非常に大きく貢献されているということを伺っておりますので、この点につきましても、具体的な対応策の検討を早急に行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 市職員として直ちに対応できる保健師の方々など、看護師なども含めまして20名おられるというようなことでありました。安心もしたところでございますけれども、やはり長期化になったり、あるいはそういう避難者の方が多くなったときには、やはり心配でございます。避難がさらに長期化したときなどのために、先ほど答弁がありましたよ



うに、近隣の自治体あるいは関係機関との連携をしっかりと、具体的なその取り組みについて協議をしていただきたいと思います。

次に、避難所でのマイナンバーの活用についてお尋ねいたします。まず、マイナンバーについて、現在本市における交付状況についてお尋ねします。また、マイナンバーについては、社会保障関係、税務関係、そして災害対策の分野で対応できるとの説明を受けてきたところでございます。避難所などでの災害対策について、どのような活用、支援が考えられるのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。災害関連でのマイナンバーの活用ということですので、私のほうから御説明をさせていただきたいと思います。

マイナンバーは昨年の10月から、平成27年10月から、日本国内の全住民に通知されました12桁の一人一人異なる番号で、本年1月から利用が開始されたところでございます。

まず、個人番号の交付状況でございますけれども、1月から交付をしております、市民部からの情報では、3月までの3カ月間で778枚を、3月末までですね。それから、4月から5月末までの2カ月間で1,030枚。合計で1,808枚を交付していると伺っております。徐々に交付枚数がふえている状況にありますが、さらなる周知と広報に努めたいということでございます。6月に入ってから、10日間で130枚を超える実績で個人番号を交付しているということだそうです。

2点目の避難所での災害時の支援体制において、今後どのようなマイナンバーの活用が考えられるかということでございますけれども、マイナンバーは当面は国の行政機関や地方公共団体などにおきまして、社会保障関係の手続、税務関係の手続、災害対策の3つの分野での利用が進められている。これは先ほど、議員のほうからも御紹介をいただきました。御質問の災害支援、三つ目の災害支援につきましては、被災者台帳の作成、それから被災者生活再建支援など、マイナンバーを活用することで、避難所における迅速で効率的な行政支援が可能になるものと存じております。この辺は状況がどうだったのか、まだうちのほうも追跡調査はやっていませんので、その辺はやる必要があるのかなというふうには思っています。具体的には、避難所におきまして、マイナンバーにより正確な本人の特定ができること、またマイナンバー法では、大規模な災害時に関係行政機関でマイナンバーを使っている被災者名などを確認し、診療情報やレセプト情報を現場の医療従事者に伝え、避難者への支援を迅速、適切に行うことが可能となるなど、今後の活用の面では、これは当然個人情報の開示などの課題も持ち合わせているものの、さまざまな分野での情報の共有で、迅速、適切な対応、そういうものが実現できるということが期待されているところでございます。その中での今回の熊本地震でございましたので、その辺はしっかり、どうだったのかということころは、本当に失礼なんですけれども、被災された自治体にマイナンバーの状況も、少し落ちついたところで状況確認はしたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 今、総務部長から答弁いただきましたように、熊本周辺の被災に遭われたその町村でいろいろお聞きされて、今後に生かしていただきたいと思います。

私自身、マイナンバーカードの利便性というのは、余り感じておりませんでしたけれども、答弁にありましたような被災者の支援を適切に、迅速に行うことができるのであれば、マイナンバーカードの必要性と申しますか、そういうものを思ったところでございます。

現在の人吉市の交付状況が、先ほど説明では1,940名程度交付されているということでございますけれども、これについては、多いか少ないかは、私にはちょっと判断できませんけれども、災害時にその支援が迅速になることなど、そういうことを広報すれば、マイナンバーカードも普及するのではないかと思ったところでもあります。

また、個人情報の開示などの課題もあるということでございますけれども、さまざまな手続を踏まえて、進めていただきたいと思います。また、その対策についても、答弁があったように検討をしていただきたいと思います。そして、先ほど言われましたように、災害時に避難者の台帳が作成され、乳幼児であったり、高齢者の方であったり、どこに避難されているかなど、そういうものを含めて、被災者の支援が迅速で適切で活用できることを、私も期待したいと思います。今後、制度や活用について、いろいろ明らかになった場合など、広く住民にも広報をしていただきたいと思ったところでもあります。

次に、地震による断水に伴う飲料水等の供給体制についてお尋ねいたします。このことにつきましては、全員協議会で概略説明を受けたところであります。また、一昨日の豊永議員の質問と答弁で、給水状況や場所、使用人員、近隣町村からの応援の給水車の台数などについては理解しましたので省略しますが、今回使用された全水量と、1人当たりのおおよその使用量、また給水車への給水場所についてお尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） 皆さん、おはようございます。それでは、お答えいたします。

まず、給水所における使用水量等についてお答えいたします。なお、水量につきましては、単位をリットルで報告させていただきます。

4月16日土曜日は、市内9カ所の給水所において実施しておりますが、使用した水量は1万565リットル、御利用いただいたのは1,174名でございます。また、4月17日の日曜日は、市内5カ所の給水所にて実施しておりますが、使用した水量は1万4,750リットル、御利用いただいたのは705名でございます。お1人当たりの給水量でございますが、2日間合わせまして、合計2万5,315リットルでございますので、これを延べ1,879名の皆様に御利用いただいておりますので、お1人当たり約13.5リットルの給水量となります。

給水袋は6リットル入りですが、3リットルで給水しておりましたので、計算が合わないような感じをお持ちの方もいらっしゃると思いますけれども、お1人で来られまして、家族

の分も一緒にもらわれたり、あるいは近所の高齢者の方が来れないからということで、そういった方もたくさんおられましたので、そういう計算になります。特にまた2日目は、容器を持参された方が多かったということも影響しております。

次に、給水の補給場所でございますけれども、私どもは補給基地と呼んでおりますが、特に特別な施設があるものではないんですけれども、市内に設置してあります消火栓の中から、水道施設の位置や駐車スペースを考慮しまして、市内の5カ所、上原田町、鬼木町、願成寺町、上薩摩瀬町、西間上町の市内5カ所の消火栓を選定しまして位置づけております。今回の地震では、茂ヶ野水源の配水区域及び古仏頂水源の配水区域におきまして断水が生じておりますので、断水が生じなかった井ノ口配水区域の補給基地の1カ所であります願成寺の消火栓を使用しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 給水車への補給は、断水しなかった井ノ口配水区の消火栓を利用されたということでありました。給水量が2日間で約2万5,400リットルですか、約26トンぐらいになるかと思っておりますけれども、1人当たり13.5リットルということで答弁いただきましたが、この水については、また後でいろいろ話を聞きたいと思っておりますけれども、この水道水の保存期間、これについて市民の方の声もありました。水道水の保存期間につきましては、豊永議員の質問の中で、水質の基準などの答弁があり、直射日光を避けた涼しい場所での保管は3日程度で、冷蔵庫の中での保管は1週間ぐらい保存可能ということで、理解したところであります。

市販されているミネラルウォーターや保存水などの保存期間が5年とか10年になっているものがあります。この賞味期限といえますか、適している期間とかあるいは保管方法についてお尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

市販されておりますミネラルウォーターや保存水の賞味期限についてでございますが、まず、ミネラルウォーターについてお答えいたします。

一般的な製造過程は、採水、原水チェック、ろ過、滅菌、ボトリングといった工程で製造されているようでございます。おいしく飲める年数、つまり賞味期限につきましては、処理方法でそれぞれ期限が異なるようでございますが、未開封の状態であれば、1.5リットルから2リットルのもので2年程度、500ミリリットルのもので1年程度が一般的な賞味期限となっているようでございます。

次に、保存水でございますが、これは災害時等非常時の備蓄目的の水となりますが、製造過程で高温殺菌処理された水を耐熱性にすぐれたペットボトルを使用し、加熱殺菌処理された後に充填、密封されていることから、5年から10年、長期保存が可能となっているものの

ようでございます。

ミネラルウォーターも保存水も、保管方法につきましては、水道水と同じように直射日光を避けた涼しい場所での保管が必須となっているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 保存水で5年から10年というお答えをいただきました。これは保存を目的につくられているということで、その保管方法については同じようございまして、涼しい場所が最適なようではありますが、各家庭で非常用として保管する場合は、持ち出しやすい、そういう場所を各家庭で検討しなければならないのではないかと思ったところでございます。

被災された知人の話でありますけれども、益城町で家屋が倒壊し、水の配給を受けたときに、3時間並んで3リットルの水の配給をもらわれたそうです。そのときの水のとうとさやありがたさが身にしみたとのことでありました。そして、配給してもらった水がもったいなくて、4日間は顔を洗うことができなかつたと話されました。当たり前で生活できることに幸せを感じると涙された話を聞き、私自身、水にかかわる仕事をさせていただき、水の大切さは理解していたつもりでありましたが、改めて命をつなぐ水、再認識させられたところでございます。先ほど水道局長から、1人当たり約13.5リットルという話がありましたけれども、この3リットルで1日をもたせられたその心情といたしますか、これをくんだときに、返す言葉がなかつたところでございます。

そこで、水道水が断水したときなど、飲料水として供給できる耐震貯水槽の設置についてお尋ねいたします。震災が起こったとき、飲料水の大切さは今議会でも多くの議員の方がいろいろ議論されたところでもあります。それと同時に、火災に備えた消防水の確保も必要であります。このような水の備えを、飲料水として供給できる埋設型の耐震貯水槽で、緊急時に安全に新鮮な水を、避難所となる公共施設などの地下空間を利用して、災害対策の重要な給水施設として有用であると思っております。ふだんは水路の管路として水道水が流れており、水道本管等の損傷などにより、断水や水圧低下あるいは地震などを察知して、緊急遮断弁が自動的に閉じて、濁り水などの流入を防ぐとのことでもあります。

ちょっと古いカタログですけれども、水道管を大きくしたこういうタンクのものでございます。これはもう水道管につながれておりまして、このタンクの中を水がいつも流れているというふうなものでございます。後でまた、水道局長が手ぶりでちょっと説明もしていただくかなと思ったところですが、またよろしく申し上げます。

こうすることで、消防水利については、本市も防火水槽や消火栓など、毎年計画的に鋭意整備していただいているところではありますが、飲料水として供給できる耐震貯水槽の設置について、水道管理の立場から水道局長と、防災の立場から総務部長にお尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。身ぶり手ぶりが必要じゃないぐらいに詳しく御紹介いただきましたので、そこは御勘弁いただきたいと思います。

議員に御紹介いただきましたように、飲料水兼用耐震性貯水槽とは、ふだんは水道管の一部として使用され、常に正常な水を流し、震災等で水道管が破損した場合には、自動的に緊急遮断弁が作動しまして、貯水槽内に水を確保するものでございます。容量としましては、40立方メートル、60立方メートル、100立方メートルが一般的なもののようです。仮に、100立方メートルの飲料水兼用耐震性貯水槽を設置したとしますと、災害時に最低限必要な水量、1日1人3リットルでございますが、その量でいきますと、約1万1,000人分の3日分を賄うことができる計算になります。今回の地震に伴い、断水をせざるを得ない状況になりまして、先ほどお答えしましたように、応急給水を実施しましたが、指定避難所等に飲料水兼用耐震性貯水槽を設置することができれば、安定的に給水できまして、非常に有益だと存じます。

なお、水道局としましては、飲料水兼用耐震性貯水槽を設置するという事は、事実上、配水池の容量をふやすことにもつながりますので、そういった側面からも研究してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

今、水道局長が内容については御説明しましたので、防災の観点からの考え方、これは被災直後における飲料水の供給の面で、非常に有効なものであると認識をいたしております。ただ、どこで発生するか予想不可能な地震被害に対応するためには、恐らく1カ所とか2カ所とか、そういう状況ではなくて、やはりあらゆる点というか、そういう地区をピンポイントで定めて、この飲料水耐震性貯水槽を設置する必要がありますので、1基ぐらい設置しても余り意味がないと思いますので、そうなると、今度は整備のための費用がかなりな額に上るとも予想されますので、その財源とか防災上の位置づけとか、そういうことをやっぱり念頭に置いて、これも早急に検討しておく必要があるというふうに考えております。

きのうからさまざまに、この水の確保については御提案をいただいておりますので、本当に私たちもありがたいというふうに思っております。ぜひ、前向きに検討させていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 管内に設置されております熊本市消防局にお尋ねをしていただいたところでございますけれども、熊本市消防局が設置し、管理されている3カ所の飲料水兼用耐震性貯水槽は、今回の熊本地震で生活用水や飲料水として使用されたとのことでございました。給水については、自治会や消防団員の方々がその水の提供の手伝いを行われたというこ

とでございました。今、総務部長が言われたように、市内あらゆる場所に設置することが理想であると思います。ただ、1基であっても、先ほど水道局長が1万1,000人、3日分の水は3リットルと計算したときに可能であるということも答弁いただいております。そういう面でもまた検討を加えていただければと思います。そういう面から、まずはこの防災の拠点とする場所とか、大規模災害時の避難場所となるような公園などの設置について、検討をいただきたいと思うところであります。

ちなみに、熊本市消防局の設置場所について、ちょっと紹介しますけれども、これは阪神・淡路大震災を契機に何カ所かに設置されたということでお聞きして、私の手持ちの資料はちょっと古いんですけれども、白川公園であったり楠中央公園であったり、これは意外と学校の近くがほとんどでございます。避難所となっている学校は、近くの公園に設置してあるようでございます。私が持っているのでは8カ所設置してありますけれども、管理については、先ほど紹介しましたように、熊本市消防局が3カ所、あとは公園の管理課が管理されているようでございます。こういうことで、熊本市には設置してあるということをちょっと紹介させていただきました。現在は、かなりちょっとまたふえているんじゃないかと思うところでございます。これちょっと古い資料で申しわけございません。

執行部のほうは御存じであります、防災対策事業として、緊急防災・減災事業債や消防防災施設整備費補助事業もあると聞いております。ぜひ、前向きに研究していただきたいと思うところでございます。

次に、飲料水兼用の耐震性貯水槽と防災空間の確保についてお尋ねいたします。

災害予防計画の中で、防災空間の確保について、オープンスペースとしては公園、緑地、農地などがあり、震災時においては避難場所としての利用や、仮設住宅の質問もあっておりますけれども、その応急仮設住宅の建設場所として利用できることが、防災上、極めて重要な役割を持っていることが掲げられております。また、中長期計画においては、耐震性貯水槽を併設した防災公園を整備するとされております。飲料水兼用の耐震性貯水槽と防災空間の確保について、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 皆さん、おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

今回の熊本地震に関するマスコミの報道の中でも、余震に備え、近くの公園に避難する住民の姿を数多く目にしたところでございます。

御質問の耐震性貯水槽を公園内に整備することができれば、災害発生時に市民にとって最も重要とも言える飲料水の確保が可能となり、町としての防災機能は格段に向上することになります。公園に限らず、災害時に避難所として使用する施設の近くに、このような耐震性貯水槽があれば、同様の効果が期待できます。財源の問題もございますが、まずはこのような視点から、耐震性貯水槽の整備の可能性を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 先ほども述べましたが、防災の拠点施設を目指さなければならないと思っております。将来的には新しくできる庁舎周辺にも整備が必要であり、また大規模災害時の避難所となる場所への整備も必要であると思っております。ぜひそういうところも、先ほど市長も財政面のことを言われましたけれども、重々わかっているところでございますけれども、そこを伏して、人の命にかかわることでございます。どうか、御検討いただきますようお願いしたいと思います。これは、先ほど答弁でもありましたように、水道事業として、配水池の容量をふやすことにもつながります。そういう面もあわせて検討いただければと思います。

次に、市庁舎機能移転に伴う庁舎の防火管理についてお尋ねいたします。移転に伴い、カルチャーパレス内が仮本庁舎、庁舎別館が庁舎第1別館、人吉スポーツパレス内が庁舎第2別館、7月から、旧人吉高等看護専門学校に移転する保健センターなどを第3庁舎別館と位置づけられています。その庁舎の防火管理者の選任と消防計画の作成についてお尋ねします。また、スポーツパレスにおいては、指定管理者である人吉市体育協会との連携など、協議されているのかお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

まず、庁舎機能移転前の防火管理者でございますけれども、これまで消防法に基づきまして、麓町の本庁舎、それから西間の別館、それからカルチャーパレス、それから保健センターの各施設におきまして、防火管理者を置いていたところでございます。これは講習を受けて、複数名おりますので、人数のほうはちょっと調べてまいりませんでしたけれども。スポーツパレスにおきましても、指定管理者でありますNPO法人人吉市体育協会において防火管理者を置き、施設の防火管理に努めてきたということでございます。

議員お尋ねの、今回の市庁舎機能移転に伴います各施設の防火管理者についてでございますけれども、まず、仮本庁舎、カルチャーパレス、それから西間別館（第1別館）につきましては、これまで同様、防火管理者を置いていたところでございます。また、スポーツパレスにつきましては、今後、NPO法人人吉市体育協会の防火管理者と協議をしまして、市庁舎機能の、あそこはスポーツパレスの第2武道場は第2別館として今使っておりますので、連携をして防火管理業務を行っていかなければならないというふうに考えております。管理者を置くのかどうかというのはあれなんですけれども、実際管理者は講習を受けて、ちゃんと取得している人はおりますので、その辺は今後の協議の中で位置づけたいというふうに思っております。また、7月移転予定の保健センターと青少年ホームが行きます旧高等看護専門学校にも、当然のことながらそれぞれ防火管理者を置くということで決めているところでございます。

2点目の消防計画につきましては、庁舎機能移転に伴い、各施設内への各課等の配置、そ

れから職員の配置に変更が生じてきておりますので、移転先の各施設に対応しました人吉市役所の消防計画、それから各施設の消防計画を現在、防火管理者のほうで、防火管理者というのはこの仮本庁舎の防火管理者なんですけれども、現在、契約管財課長が務めておりますけれども、計画の変更、それからあわせて、自衛消防組織等々の見直しを現在行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 防火管理者が各庁舎それぞれにおられるということで、安心もしたところでございますけれども、防火管理者を定めて、消防計画については作成中とのことでしたが、現在、作成中の消防計画に基づく訓練や庁舎の施設、設備など、職員への周知についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

今回の市庁舎機能移転に伴い、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全確保、被害を最小限に防ぐためにも、各施設の防火扉、それから屋内消火栓、消火器などの消防設備について、職員各自が当然どの場所にどのような設備があるのか、さらにそれぞれの設備の作動、使用方法についても十分に知っておくことが、これはもう以前からなんですけれども、重要であると思いつながら、なかなかそれが周知ができなかったと。ただ、今回の機能移転をして、さまざまに今、場所が変わりましたので、これはもう本当にそれぞれそういうことを認識していただかなければならないというふうに思っているところでございます。

そのためにも、定期的を実施しております消防訓練は、これは毎年冬場にやっておりますので、これまで以上に重要であると考えております。一生懸命やってきたつもりなんですけれども、なかなかやはり真剣さが足らなかったところもありますので、訓練を通しまして職員の防災に対する意識を高め、震災を含めました消防訓練、実働につながる、そういうものにしたいということで、現在話し合いもしております、そういう状況ができましたらば、そういう訓練も行いながら、さまざまに職員へ、防災に関してのそういう意識の高まりを周知徹底してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 職員の方々はほとんどだろうと思っておりますけれども、新たな庁舎で執務されるわけでございます。それぞれの庁舎の特徴や施設、設備の違いがあるわけでございますので、訓練などを通じて、施設や設備を十分理解していただきたいと思っております。先ほど部長答弁でありましたように、訓練などを通じて、職員の方がその器具を取り扱うことで理解できると思っておりますので、よろしく願いしておきます。

一番やはり私が思うのは、この庁舎ですけれども、カルチャーパレスと一体になった建物



でございます。通路でしかつながっておりませんが、ここにはスプリンクラーという設備がついております。この取り扱いも、やはり私は思ったんですけれども、どのくらい幹部の方でも、このスプリンクラーを理解されているかなということも思ったときに、この質問をちょっとさせてもらったわけですが、スプリンクラーについては、特に誤作動があった場合には水浸しで、水損が大きくなるわけでございますので、そういう制御の仕方、そういうそもそもいろいろ皆さんで勉強しながら、訓練でその取り扱い方もいろいろ研究していただければと思います。また、消防計画に基づく自分の持ち場や担当を十分認識されて、有事の際には来客者などの安全を守るため、施設や設備を活用していただきたいと思っております。

最後になりますが、仮本庁舎の防災と消防訓練や、今回の震災を体験されて防災訓練のあり方など、市長の考えがございましたらお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、それぞれの庁舎におきましては、職員の日ごろの防災意識を高め、人命の安全確保、被害を最小限にとどめるためにも、定期的な消防訓練を実施していく必要があると認識しております。特に、庁舎が分散しておりますので、職員がそれぞれ施設の防火設備等の状況を把握できるようにするとともに、来庁者の方を安全に避難誘導できるよう、実践的な訓練とすることが重要であると存じます。

今回の熊本地震を受けまして、災害に対する私の思いでございますが、施政方針でも述べましたが、毎年のように経験する風水害と全く異なる対策、対応、配慮等が必要であり、ハード・ソフト両面に係る難しい課題を改めて認識したところでございます。地震災害による心理的な恐怖、予測や対策の困難さ、広域性、長期化による影響、被害などを目の当たりにし、私自身教訓として、今後の災害対策に生かさなければならないという強い思い、具体的には地域防災計画等の適切な見直しを行っていく必要があると考えております。防災訓練のあり方につきましても、例えば大規模災害が発生、市内のあらゆる交通網が遮断されたと仮定し、市職員が災害対策支部及び本部へ到達する訓練など、より実践的な内容も今後検討させていただきたいと存じます。

今回の熊本地震により、市民の皆様も防災意識が高まってきていると存じますので、総合防災訓練のあり方についても、関係機関と綿密に連絡をとり、より効果的なものとなりますように実施してまいりたいと存じます。以前から私が御提案させていただいております抜き打ちでの訓練なども、効果は十分にあるのではと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 今、答弁いただきましたけれども、ぜひ体験されたことを防災計画に生かしていただいて、それをまた実践していただければと思います。私が言うまでもありま

せんが、防災につきましては、訓練の積み重ねにより大きな効果が期待できるものであります。今回の震災では、職員の皆様が身をもって対応され、いろいろなことを経験されたとのことで、その災害の対応能力や意識は非常に高まったものと思っております。これからも、総合防災訓練や庁舎での訓練につきまして、実践的な訓練を実施し、職員皆様みずからが災害発生時の対応能力をさらに高めていただきたいと思いますところでございます。

また、総合防災訓練等を通して、防災関係機関との連携、協調体制をより強固なものにされ、現実的に機能する方向性を確立していただきたいと思いますと思っております。そして、安心・安全なまちづくりを進めていただきたいと思いますと思っております。

御答弁ありがとうございます。これで私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

---

午前11時23分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君）（登壇） こんにちは。5番議員の宮崎保でございます。

今回の熊本地震で被災されました皆さんに、心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。いまだに、依然として活発な地震が続く中ではありますが、復興に向けてみんなで力を出し、協力し合っていかなければならないというふうに思っております。

それでは、通告に従いまして、今回は2項目について通告しておりますので、1項目めとして農業関係より、昨年度の台風15号の影響について、人吉市クリせん定作業支援について、鳥獣被害について。2項目めといたしまして、観光関係についての中で、観光客数について、また今後の支援策についてを一般質問させていただきます。

まず、1回目の質問ですが、昨年6月2日からの梅雨による連日の長雨や、また7月、8月の日照不足による不順な天候続きがありました。特に今回は8月に発生しました台風15号による本市による農作物の被害状況について、どうだったかをお尋ねしたいと思います。

これで1回目を終わります。

○経済部長（福山誠二君） 皆様、こんにちは。それではお答えいたします。

昨年8月の台風15号により本市の農作物の被害状況ということでございます。県に報告いたしました確定数値でお答えをさせていただきます。

農業関係被害といたしまして、農作物、こういったものの全体としての被害面積が199.35ヘクタール、被害額が約5,243万円となっております。それから、農作物につきましては、クリが被害面積197ヘクタールで被害額が約5,100万円。それからキュウリなどの野菜でございますけれども、被害面積1.49ヘクタール、被害額は約100万円。それから飼料用の作物が

被害面積70アール、被害額が約7万7,000円。それと水稻でございますけれども、被害面積16アールで被害額が約1万7,000円となっております。

このほか、クリの枝折れなどの樹体被害でございますが、これが被害面積が8ヘクタール、被害額が約129万円となっております。また、農業施設に関する被害でございますけれども、ビニールハウスなどへの軽微な損傷を含めまして50件、被害額で約1,000万円の被害となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 確定ということですね。台風15号の被害で、全体での被害面積、約199ヘクタールということで、5,243万円という被害額だそうではありますが、その中でも、クリの被害が枝折れ等も含め205ヘクタールで、損害額として約5,230万円程度に上っているようであります。

その中で、クリの平成26年、27年の総経営面積並びに出荷されている戸数、総出荷量と、またその中でもブランドであります部分の品種ごとの平均単価を2年間お尋ねしたいというふうに思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

2年間のクリに関することでございます。クリの平成26年産と平成27年産の出荷状況について御説明いたします。

総経営面積、それから総出荷戸数、総出荷量、主な品種の平均単価ということでございます。平成26年産のクリの総面積、総経営面積でございますけれども、これが約233ヘクタール、総出荷戸数が253戸、総出荷量が約127トンでございます。平成27年産、こちらにつきましては、総経営面積が約180ヘクタール、総出荷戸数が234戸、総出荷量が約30.3トンでございます。

次に、品種ということでございます。これにつきましての平均単価でございますが、球磨地域農業協同組合で取り扱われております主な3品種について、3つでございますけれども、お答えさせていただきます。

1つ目は利平という品種でございます。平成26年産の1キログラム当たりの平均単価、これが531円。平成27年の平均単価が867円でございます。2つ目に杉光という品種がございまして、平成26年産の1キログラム当たりの平均単価が610円。平成27年産の平均単価が843円でございます。3つ目に銀寄という品種がございまして、平成26年産の1キログラム当たりの平均単価、これが473円。それから、平成27年産の平均単価が806円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 昨年は、やはり台風、長雨による被害において、総出荷量が30.3トン

と、前年の約4分の1程度まで減少しているようであります。その出荷量も少ないということだろうと思うんですけれども、単価については、前年の約1.5倍の高い値段で取引をされているようであります。また、その中で総経営面積が平成26年の233から平成27年の180と、53ヘクタール、約4分の1弱も減少しているようであります。この経営面積の減少について、どのように分析をされているのかをお尋ねしたいと思います。

○**経済部長（福山誠二君）** お答えいたします。

クリの経営面積の減少、分析ということでございます。この経営面積につきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、平成26年度、それと平成27年度を比較いたしまして、53ヘクタールの減少でございまして、この理由につきまして、本市でJAくまにお尋ねいたしました。JAくまでは、本年3月にJAくまの単独事業といたしまして、クリ生産農家の方々へ肥料の無料配布をされた際でございますけれども、生産農家の方々に出荷量などの状況について聞き取りをされたわけでございます。このことを踏まえまして、本市とJAくまでは、経営面積の減少の主な理由といたしまして、1つは高齢化による傾斜地にありません園地の作業管理が困難と、こういうことがございまして、経営面積の縮小をしたと、そういうのがございますし、またもう1つ、台風被害によりまして、クリの生産、経営、これを断念されたと分析しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 5番。宮崎保議員。

○**5番（宮崎 保君）** 今、総経営面積の減少についての要因について、やはり高齢化、また昨年度、台風被害によりその経営を断念されたというふうに分析をされているようです。

また、当初平成24年から26年度までに、3年間ではありましたが、クリ低樹高剪定化を進められて、生産農家などの要望により、再度平成27年から3年間延長されているというふうに思いますが、人吉市クリせん定作業支援を取り組まれている中で、平成26年度と27年度のクリ剪定作業講習会について、何人の方が講習を受けられたのか。また、その講習を受けられた方の中で、剪定作業員として、何人の方が登録されているのか。前回の中で平成26年度については聞いていますけれども、平成26年、27年を比較するためにも、その2年間について、剪定作業を実施された面積と総面積に対しての割合も含めた形で、よろしく願いをしたいというふうに思います。

○**経済部長（福山誠二君）** お答えいたします。

最初のほうのクリ剪定の講習会、こういったものに関するものでございますけれども、平成26年度、平成27年度において、クリ剪定作業講習会につきましての登録ということでございます。平成26年度の講習会の受講者でございますけれども、これはJA下球磨地区の全域の講習会も含めまして、合計5回の剪定作業講習会が開催されまして、延べ85人の参加がっております。また、クリ剪定作業員登録者数は62人でございます。

次に、平成27年度でございます。こちらにつきましては、剪定作業講習会受講者数につきましては、熊本県農業研究センター、球磨農業研究所が主催の人吉球磨管内全体の講習会も含めまして、合計3回が開催されております。延べ87人の参加がっております。また、クリ剪定作業員登録者数は19人ございまして、シルバー人材センターの方々でございます。

次の御質問でございました、平成26年度と27年度の剪定作業実施面積と総園地面積に対する割合ということでございます。平成26年度の剪定作業実施面積は15.9ヘクタール、それから平成27年度が6.4ヘクタールでございます。総園地面積に対する剪定作業実施面積の割合でございますけれども、平成26年度が約7%、平成27年度が約3.5%となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 昨年の答弁の中で、平成24年度から26年度の実績につきまして、約3年間で50.8ヘクタール、全体の割合は約21%ということで、前回の中で答弁をいただいております。そうした中で、平成27年度は台風による枝折れなど、多くの被害が発生しているにもかかわらず、剪定作業面積が対前年に比べて約半分程度ということで、かなり少ないようであります。これは、先ほど経営面積の減少の分析の中でも述べられたと思いますけれども、高齢化による傾斜地の作業や、やっぱり管理が困難となり、経営面積の縮小と台風被害による生産、経営の断念などとの関連もあるとは思いますが、先ほど述べましたように、平成26年度の実績について、前回も答弁いただいておりますが、平成26年度から27年度の2年間、剪定作業の申込件数と補助金についてお尋ねをしたいと思っております。また、その予算額に対する助成の割合はどのくらいだったのかもよろしくお聞きしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

平成26年度、平成27年度において、剪定作業申請件数に対する市の助成金額でございます。それから、予算額に対する割合ということでございます。

平成26年度は申請件数が24件ございまして、助成金額が35万7,500円となっております。また、予算額に対する割合でございますが、予算額100万円に対し35.7%となっております。次に、平成27年度でございます。申請件数が14件、助成金が44万2,500円となっております。また、予算額に対する割合でございますが、予算額100万円に対し44.2%となっております。なお、平成27年度におきましては、台風15号の被害の対策といたしまして、県におかれましては、台風被害園芸・果樹復旧対策事業の実施をされておきまして、このメニューの1つとしてクリ剪定事業がございました。

本市におきます本事業の活用状況をちょっと申し上げておきますが、JAくまが実施主体として取り組まれているところでございます。事業実施件数が29件ございまして、剪定実施面積が18.6ヘクタール、補助金の総額でございますけれども、これが約61万9,000円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 件数的に、やっぱり平成24年、25年から比べると、かなり減っていると思います。平成24年、確か平成25年については、200万円の予算額であつたらうというふうに思います。その関係での割合についても、前回の答弁の中でもらっておりますのでありますけれども、平成26年、27年が100万円の予算額に対しての部分で、かなり利用が少ない、申請件数がかなり少ないというふうに思っております。でも、その中で平成27年度につきましては、県による台風被害園芸・果樹復旧対策事業が行われた中で、件数が29件ですかね、その申し込み。剪定面積についても約19ヘクタールということで、補助金についても約62万円の利用があつたということでありませう。

そうした中で、人吉市に対する剪定作業の申請者数や作業員の登録者数が、前年と比べてかなり少ないように思います。19名だつたですかね。でありますので、それについてどのように分析をされているのか、また今後はどのような対応をとっていかれると考えておられるのかをお尋ねしたいというふうに思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

剪定作業の申請者数、それから剪定作業員の登録者数の状況について、どのように分析しているかということでございます。

平成27年度の本市のクリせん定作業支援補助事業の活用でございますけれども、剪定作業申請件数、それから剪定作業員登録者数、それから市の助成金額、議員おっしゃったように、過去3年間の平均を下回っているところでございます。本事業は、JAくまと市で連携をとりながら実施いたしておりますが、両方で分析をいたしまして、要因の1つ目としましては、先ほども申し上げましたが、農家の高齢化によるクリの生産そのものについて、農家の意欲が減退していると。これが1つ。それから、そのことがせん定作業支援事業の実績が伸びなかったことにつながったのではないかと考えております。

2つ目といたしましては、平成24年度から平成26年度までの本事業を実施してきましたことによりまして、低樹高化されました園地がふえてまいりまして、農家自身で剪定が可能になったということで、本事業の必要がなくなったこともございます。

3つ目といたしましては、農家の長年の栽培経験、それと剪定講習会の受講によりまして技術の習得によりまして、補助金に頼らず、みずから剪定作業をされている方もいらっしゃるということでございます。

4つ目といたしまして、これまでの3年間の事業実績を踏まえまして、農家の意見も伺いながら、農家が本制度を活用しやすいように、それからまた、クリの生産に影響を与えないようバランスよく3年間で1つの園地を整備できるように、平成27年度から本事業の要件を一部改正しておりますが、その周知がまだ十分ではなかったかなとは存じております。

このほか、事業実施主体でありますJAくまからでございますけれども、平成27年度から剪定作業登録者による自園地の剪定を補助対象外となった、こういったことが実績が伸びなかった要因と考えられるというような、そういった報告もあつていところでございます。

こうしたことにつきまして、今後どのように対応するかとの御質問でございます。高齢化する生産農家にあたりましては、クリ栽培の作業の効率化対策といたしまして、クリの低樹高化を図る本事業の活用、これは大変有効であると存じておりますので、本市といたしましては、市の農業広報紙でございます「みのり」がでございますけれども、これを活用しましたり、JAくま栗部会、こういったところでの説明、それからJAくまと連携をとりながら、こういった引き続き事業の推進を図ってまいりたいと、このように存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今の答弁の中で、剪定作業の申請や登録者数の減少について、やはり農家の高齢化、また生産そのものに対する意欲の減退、また平成24年から3年間行われた低樹高化の園地がかなりふえてきたということで、もう自分自身で剪定作業をするということで、人に頼らなくてもできるというふうになったというものの分析があると思います。その剪定作業の受講により、技術の習得により、本当に補助金にも頼らずに、みずから剪定作業ができ、制度を活用しやすいように、生産に影響を与えないようなバランスで、3年間で1つの園地を整備できるように、事業の一部を改正したとありますが、その周知がやはり不徹底していたというか、その周知ができていなかったとの、4つ程度分析をされているようであります。

その中でも、去年は確かに台風とか、6、7月から長雨等によって、かなりの収量は減って、その分も関係があると思いますけれども、やはりその収穫量が減っている原因について、それだけなのかということで、その分析についてはどのようにされているのかをお尋ねしたいというふうに思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

収穫量が減っている原因ということでございますので、この分析でございますが、平成27年度の収穫量が減った原因といたしましては、事業実施主体でありますJAくまからも、販売数量につきまして、前年比の約24%であったとの報告があつておりました、台風15号による落果や枝折れ、これが主な原因と分析いたしております。また、長雨などの天候不順も考えられますが、収穫量の増減につきましては、さまざまな要因が複雑に重なって影響を与えたということもございます。さらに、近年増加しております有害鳥獣でございますね。こちらによる食害などの被害、これも収穫量の減少の原因の1つであると、分析しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） ただいまの中で、やはり昨年の台風15号の影響と、やはりそれと近年増加している有害鳥獣の食害などの被害ということで、報告がっております。

やはり有害鳥獣の被害はかなり出ているというふうに思いますけれども、平成26年と27年の有害鳥獣による農業生産への被害状況についてお尋ねしたいというふうに思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

平成26年、27年度の有害鳥獣によります農業被害状況でございますけれども、本市が毎年実施いたしております、本市の農家振興組合長を通しましての被害調査でございますが、まず、シカによる被害農地面積と農作物の被害額でございます。これは、平成26年度が17.2ヘクタールで約1,300万円。それから、平成27年度でございますが、これが5.5ヘクタールで約860万円となっております。そのほか、イノシシが平成26年度、6.3ヘクタールで約460万円。平成27年度が5.9ヘクタールで約576万円。カラスが平成26年度、1.3ヘクタールで約189万円。平成27年度が0.3ヘクタールで約344万円の被害となっております。サルがございまして、サルによる被害でございますが、これが平成26年度、1.1ヘクタールで約140万円。平成27年度が1.0ヘクタールで約59万円の被害となっております。また、最近ふえておりますが、アナグマとその他の被害でございますけれども、平成26年度が0.1ヘクタールで約100万円。平成27年度が0.3ヘクタールで約128万円の被害となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 有害鳥獣による被害が、農家振興組合長を通して調査しただけでも、平成26年度については26ヘクタールで2,189万円、平成27年度については全体で13ヘクタールで1,967万円、約年間2,000万円程度の被害が出ているようです。また、ほかに農家振興組合長を通して届けていない農家もかなりあると思います。そういうものを含めると、まだまだふえるのではないかというふうに推測しますが、そうした中で、有害鳥獣の平成26年と27年に実施された捕獲の実績については、どのくらいだったのかをお尋ねしたいというふうに思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

平成26年度、27年度の有害鳥獣の捕獲実績でございますが、シカが平成26年度で1,132頭、平成27年度が1,331頭。イノシシでございますけれども、平成26年度が180頭、平成27年度が273頭。サルでございますけれども、平成26年度が12頭、平成27年度が31頭。カラスは平成26年度が630羽、平成27年度が225羽。それから、アナグマでございますけれども、平成26年度が34頭、平成27年度が42頭の捕獲実績となっておりますのでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。



○5番（宮崎 保君） 前回答弁いただいた平成26年度の電気柵の申請とかいうことを確認したんですけれども、その中で、距離的にも4万5,000メートルほどされたということでありましてけれども、カラスを除いて、全部が捕獲の増加をしているように思います。農作物に及ぼす有害鳥獣の捕獲は、シカの1,331頭を筆頭に、全部で約1,900匹に及んでいるようであります。

では、現在人吉市として捕獲をするための対応策については、どのように考えておられるのかをお尋ねしたいというふうに思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

対応策といたしましては、主なものが3つございまして、現在本市としての対応策の1つ目は、本市の特別職非常勤職員であります人吉市鳥獣被害対策実施隊が68人いらっしゃいまして、銃器またはわなを使用した捕獲活動を実施しております。

2つ目は、人吉市有害鳥獣被害対策協議会がございまして、ここで国からの補助であります鳥獣被害防止総合対策交付金を活用いたしまして、侵入防止柵、いわゆる電気柵を設置する事業でございます。

この事業の説明を少しいたしますが、これは3戸以上で組織する地元営農者の要望を受けまして、要件を満たしている場合において、協議会が電気柵の資材一式を購入しまして、柵の設置と設置後の管理を、申請された方々だけで行っていただくことを条件に電気柵一式を無償で貸与するという事業でございます。

3つ目の対応策でございますけれども、これは市の単独事業として行っております人吉市農業活性化対策事業補助金でございます。これは、国や県の補助の対象とならない農作物の販売をされている農家を対象に、電気柵等の設置に対して、事業費の2分の1以内で50万円を限度として補助をするものでございます。本事業は、設置後3年間、農作物の栽培・販売状況報告を提出していただく必要がございます。

このほかの対策でございますけれども、無償で追い払い用の電動ガンの貸し出しもございます。それから、ロケット花火の交付、さらにわなの免許を持った方に限りませんが、大型や小型の箱わなを貸し出しをしているところでございます。また、毎年、人吉市鳥獣被害対策実施隊と農家振興組合を対象といたしました研修会を開催いたしております。これは、有害鳥獣の捕獲等の技術、それから地域ぐるみでの追い払い、残菜などを田畑に捨てないことなど、有害鳥獣のえさ場とならない環境でございますね。まずはこれの改善策についての指導、周知、これを図っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保護員。

○5番（宮崎 保君） 今の中で、やはり鳥獣被害対策実施隊ですか、68人の、そういう方が頑張っておられるというふうではありますけれども、またその中で、国の鳥獣被害防

止対策事業、並びに市単独での農業活性化対策事業という補助があるということですが、これは何回も私自身がお願いということですが、これについては、国の場合が3戸以上、人吉市の場合については、1戸でもできるが上限の範囲内で2分の1の50万円までというふうな補助事業になっているようであります。クリ園等は、やはり山間部にあり、傾斜地が多くて、3戸以上で耕作するのはかなり少ないように感じております。国のほうに、1戸での耕作地で設置できるようにお願いをしていくようにできないのか。また、設置について、広範囲にやはりしなければなりません。高齢化により、やはり設置が困難であるというふうに思いますので、電気柵等の設置に対し、その経費の助成ができないか。また、そのつけた分が経年劣化により、腐れとか網などの老朽化が発生することもあると思いますので、それに対する対応ができないかについてお尋ねしたいというふうに思います。

○**経済部長（福山誠二君）** お答えいたします。助成と老朽化、2つの質問であったかと思えます。

まず、電気柵の設置に対する経費の助成についてでございますが、人吉市有害鳥獣被害対策協議会が取り組んでおります国の補助におきましては、侵入防止柵を自力で施工する場合のみ、資材相当分を定額支援するという要件になっております。また、本市の農業活性化対策事業補助金につきましても、資材費の補助としておりますので、設置に伴う人的な経費の補助、助成というものは行っていないところでございます。

2つ目の老朽化ですね。こちらにつきましては、国の補助事業も本市の単独事業におきましても、初期の設置に限って資材費を補助するという制度となっております。施設の老朽化に伴います施設の全部や一部の更新につきましては、設置された方御自身に負担をしていただくことになっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 5番。宮崎保議員。

○**5番（宮崎 保君）** かなり難しい、厳しいという答弁だったというふうに思います。でも、私が昨年も申し上げましたように、国の事業の3戸未満とかは、県の中でのヒアリング等を通して要望してもらいたいというふうに考えております。

また、厳しい財政的な状況の中だと思いますけれども、市の事業の補助金の引き上げや設置にかかる費用などの一部及び経年、老朽化した資材などに対しても、くどいようではありませんけれども、対象にできるように切に要望しておきたいというふうに思います。

○**議長（田中 哲君）** ここで暫時休憩いたします。

午後0時00分 休憩

---

午後1時30分 開議

○**議長（田中 哲君）** 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 続きまして、観光問題について質問したいと思いますが、一昨日の福屋議員、豊永議員、並びに昨日の宮原議員の3名の方が質問をされております。若干ダブる部分もあるかもしれませんが、質問をしていきたいというふうに思います。

平成26年度と27年度の観光客数についてお尋ねします。観光客数につきましても、宿泊者数と日帰り客に分けてよろしくお願ひしたいと思ひます。また、外国人観光客はどうだったのかもよろしくお願ひいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

平成26年と27年の観光客数、宿泊と日帰りでございます。観光客数につきましては、これは観光統計というのがございまして、県のほうで集計しているものですが、これはあくまでも1月から12月までの年集計ということでお答えをいたします。

平成26年の宿泊客数が19万5,340人。外国人ということもございましたので、外国の方が2,472名。それから日帰り客数でございますけれども、103万6,853人でございます。

平成27年の観光客数につきましては、ただいまこれは集計中でございます、まだ公表されておられません。これにつきましては、宿泊客、日帰りとも増加傾向にあったのではないかと見ております。また、外国人客数も増加傾向、こういうのが見てとれまして、本市では買い物をするよりも、自然やSL人吉、特にSL人吉なんですけれども、こちらのほうの観光を目的とした個人や家族での観光客、こういったものも全体の観光客数増加の1つの理由であると思われております。

平成27年の観光客数が出てまいりましたら、公表可能なときにお知らせいたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） ただいま平成26年については、集計ができていると報告もありました。平成27年の分はまだ集計できていないと。集計できた時点で報告はしたいということであります。その中でも、観光客数については年々増加の傾向にあるということのようです。

それでは、平成27年は経済効果というものはっきり出ないかもしれませんが、平成26年と27年の人吉市に対して、観光客の経済効果はどのようだったのかについてお尋ねをしたいというふうに思ひます。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。こちらのほうも、県の観光統計からということで。

平成26年、27年の観光客数に対する経済効果の比較ということでございます。平成26年の経済効果でございますが、こちら宿泊客が約37億円、それから日帰りのお客様で約84億円でございます。平成27年につきましては、先ほど集計中ということです。こちらのほうは見てとりますと、増加傾向にあることを考えますと、経済的に増加の傾向であろうかと。また公

表できるときに公表したいと思います。

ただしながら、今、答弁いたしました、平成28年につきましては、ちょっとこれはかなり影響があるのかと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今言われたように、確かに平成28年については、地震の関係でかなりやはり経済効果に影響が出るのではと思いますけれども、それでは、きのうもSL関係について豊永議員が質問されましたけれども、4月と5月の平成26年と平成27年のSL人吉の運転本数と乗車客数について、どうだったかをお尋ねしたいというふうに思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

平成27年と28年の比較ということで、お答えしたいと思います。新聞報道でありましたので、今年度の正確な数というのはちょっとお答えできないということで、きのうもお答えしております。

そこで、まず本数のことについて、比較でお話しさせていただきます。平成27年4月が19本で、5月が18本走ってきております。それに対しまして平成28年は地震がっておりますので、4月15日から28日までが運休でありまして、これは29日に運行再開されておりますが、これが4月が11本、5月が17本でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） SLの乗客数につきまして、新聞報道の中では、やはりかなり減っていると、大体平年の3分の1程度というふうに報道されていたというふうに記憶しております。昨年につきましては、私も人吉駅前に行ったんですけれども、外国人客の観光関係の方がかなり訪れていたというふうに感じております。

そういった中で、先ほどの新聞報道の中で、6月、7月の宿泊の予約キャンセルが2万人に上る、損害額も2億円になると報道されております。これについて、その経済的な影響について、どのようになるというふうに考えておられるのかお尋ねしたいというふうに思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

報道によりますと、6、7月の宿泊キャンセルのほうが2万人となりまして、本市に及ぼす影響はどのようなものかということでございます。これは新聞報道で書いてあった正確なことによりますと、予約のキャンセルが2万人と、それから損害額が2億円と報道でございましたけれども。観光産業には、単に宿泊業や旅行サービス業にとどまらず、地域の農林水産業や食料品の産業、それから小売業に運輸業と、幅広い産業に経済的な影響を与えるものでございまして、地域の雇用にも非常に観光というのは大きな影響を与えております。

定住人口の減少によりまして、地域内消費の減少が叫ばれている中でございます。政府はもちろん、本市を含めた多くの地方自治体が経済波及効果、それから雇用創出効果、この高いツーリズム、いわゆる観光ですね、これに期待を寄せておりまして、そういった機運というのは非常に高いわけでございます。このような状況の中、今回の地震によります直接的な被害というのは少なかったわけですが、経済及び観光に関する風評被害といった影響は非常に大きいと、過去の例がないものと捉えております。

震災発生から約2カ月が今、経過いたしておりますが、徐々にではあります、観光客、宿泊客、少しずつではありますけれども、回復傾向に向かっているのではないかと。今後も関係各団体と手を携えまして、人吉の元気、私もここに、がんばろう熊本ということでつけておりますけれども、積極的に情報発信をいたしまして、熊本地震からの復興、経済活性化に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今、言われましたように、やはり今回の地震については、直接的な被害は少なかったにもかかわらず、かなりの業種、産業等で風評被害などによる影響は大きなものがあるということではありますけれども、その中で、市長の施政方針の中でもありましたように、一連の熊本地震による経済対策の1つとしてということで、5月31日に発足した人吉球磨の団体等と緊密な連絡をとり、熊本地震復興・経済活性化連絡会を発足したというふうにあります。その中で、観光産業の回復にとどまらず、創造的回復とありますが、具体的にはどのようなものなのか、またどうということなのか。また、これに対しては、今後の支援策についてはどのようにお考えなのかをお尋ねいたしたいと思っております。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

施政方針でありました熊本地震復興・経済活性化連絡会におきます観光産業創造的回復、これを具体的にということでございます。

5月31日、火曜日でしたが、市役所の第2別館、スポーツパレスでございますが、この会議室におきまして、熊本地震復興・経済活性化連絡会を開催したところでございまして、観光関係団体、それから商工会議所などもそうですけれども、そういった代表者にお集まりいただきまして、情報を共有したところでございます。この中で、厳しい現状を共有できましたことは、今後回復するためにどうすべきか、何をなすべきか、情報と要望、皆様方からの要望でございまして、それから具体的な案を持ち寄り、対策を検討していかなければならないと感じたわけでございます。5月31日にこの会議を開いておりますが、それ以前の5月4日に一度、関係された方々にお集まりいただきまして、その後も観光関係の会議所とか、おかみの会とか、それとかほかの観光関係の団体の方々とは幾つか協議をさせていただきました。その中で、いろんな対策というものも、今打っているところでございます。

今、御質問がありました施政方針での観光産業創造的回復ということでございますが、従来の観光のあり方や考え方など、これは非常に幅広い問題に及ぶものでございまして、今回の震災の経験というものは、こういった未曾有の震災という非常に困難な状況に直面する中で、何をなすべきか、またどう判断して行動し、こういった困難に立ち向かうために、いわゆる官民一体となって知恵と力を合わせ、しかも協力し合い、支えようというきずな、これが非常に重要であるということをご認識させていただきました。このように、得られました教訓を生かして、これから新たな社会的、経済的価値、こういったものを生み出すための活用法と申しますか、具体的な対策でございますけれども、これから復興に伴います社会づくり、観光、こういったものを目指し取り組んでまいりたい、いろんな施策に取り組んでまいりたいと。

そのためには、まずは人材育成の重要性、これも必要でございます、さまざまな事情によって制約されることなく、観光におきます環境整備、それから観光客と受け入れる市民の皆様方のつながり、やはり人をお迎えするためには人が大事でございますし、人の心というものが非常に重要であると感じております。

また、人と自然の共生の重要性、こういったものの視点も取り上げて考えなければならぬと。そのためには生活支援やインフラ復旧、こういったものも基本的なところでございますが、こういった喫緊の取り組み、これは国や県に対しましてお願い、それとか高速道路の無料化、こういったものも実際、5月4日の一番最初に集まっていたときに出ておりました。その後新聞報道でも無料化になるんじゃないかというのが出ておりましたけれども、こういった要望を引き続きやってまいりたいと。

本市におきましても市民の方、それから各関係団体一体となりまして、回復に向けまして、人吉市の元気を積極的に発信してPRを行い、こういった観光への回復に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今、やはり観光客に足を運んでもらうという、やはりその対策というんですか、それを検討していくということになりましたが、最後の質問になりますけれども、人吉球磨を観光客の方々から選んでもらい、足を運んでもらい、その帰り際には、日帰りの少なかったところ、熊本県内のところにも足を運んでもらうという、それで熊本県全体を盛り上げる方策もあるというふうにご考えております。こういうものについても検討してもらおうということではできないかということについて伺いたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

人吉市だけではなく、人吉市の帰りがけにほかのところを回ってくれと。そういう県内自治体を回遊させる方策、こういうことでもございますけれども、観光におきます広域的回遊と

いうものは、非常に有効な手段であるということは、私どもも認識しているところでございます。震災の発生から約2カ月が経過いたしております、徐々にではありますが、回復傾向といった声もあるわけでございますが、今回の熊本地震によります風評被害が予想をはるかに超えておりました、甚大な影響を与えております。

直近の観光シーズン、いわゆる夏がもうすぐでございますけれども、こういった夏休みに向けて、観光客を少しでも取り戻すために、今はまず集中して本市の元気をPRしたいと、まず本市のことをやりたいということでございます。このことにつきましては、これは例年でありますなら、熊本県それから熊本観光連盟が、例えば熊本夏旅キャンペーンというのを、大体7月から9月に毎年行っております。ただ、ことしはいわゆる震災の関係でこれが取り組まれていないと。また、国からの広域的な観光というものが、今、県にきているということで、県もそれに対応に追われているという、そういう状況だとお聞きしております。

いわゆる回復の兆しとあわせながら、私どもも近隣の県内、それから県外の自治体と協力しながら、観光客を回復させる広域的な観光振興、それには1つ、まず集中して本市を回復した後になりますけれども、取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） ありがとうございます。

人吉球磨を選んでもらうという形で、やはり熊本県全体を盛り上げていくことは必要だというふうに私も考えております。その中で、やはり祭りなどに対しても、自粛ムードだけが必要ではないだろうと思っております。余りにも自粛をすることによって、全体的に萎縮してしまっているということもあるだろうと思っておりますので、まずは人吉球磨に観光客を呼び戻し、帰り際にはやはり全体的に熊本県内に足を運んで帰ってもらうという、熊本県全体で手をつなぎ合い、元気な人吉球磨を取り戻すということが必要だというふうに考えております。

できることから1つずつ、一工夫をしてもらうことを要望いたしまして、これで私の一般質問を終わります。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、こんにちは。6番議員の本日3番バッター、平田清吉でございます。食後のひととき、しばらくの間、私の一般質問におつき合いをお願いしたいと思っております。

私の今回の一般質問の通告項目は、いつもですが、通告書は全ての質問要旨を記載しておりますので、広い場所をいただいております。歴史ある相良700年において本市が体験し、また市制70余年を経た本市において経験してきたであろういろいろな災害について、また、今日まで本市の身近に発生したことはなく、遠くの他人ごととして捉えられてきたと思われるあらゆる自然災害に対して、本市においても将来発生すると思われる災害の対策と対応策

は、本市においてどのように講じられてきたのか、また今後、どのような対応策を講じられるつもりか、これらを検証してみたいと思います。

ところで、現在もなお進行中の、しかもいまだに余震が続いており、なかなか予断を許さない現在進行中のこの熊本地震を、皆様はどのように捉えられておられるでしょうか。この熊本地震におきましては、49名ものとうとい命が失われ、さらには発災後の震災による関連死の方が20名もおられ、負傷された方、現在もなお避難生活を余儀なくされている方も多数おられます。本当にお慰めできる言葉ありません。

私は今日まで、このように身近に、しかもこのような大きな揺れを二度も、そしてただ啞然と防御態勢すらとらずに、どうなることかとなすすべもなく、大きな恐怖感を味わわれました。しかし、このような熊本地震ではありますが、本市においては、市民の命が1人も失われることなく、しかも倒壊した家屋も1軒もなく、本当によかったと安堵しているところです。反面、回数は少なくなってきましたが、時折まだ余震が続いており、いま一度気を引き締めなければと思っております。

また、今月初めには梅雨入りの宣言があり、今後予想される長雨や集中豪雨、ゲリラ豪雨等の影響が、そして例年、8月から10月にかけて多く発生する台風による風水害の影響が、このたびの熊本地震によって揺さぶられたであろう急傾斜地の危険箇所や危険区域に、どれだけ災害が波及するのにか心配の種は尽きません。

そこで、本市において、これから発生するかもしれないあらゆる災害に対して、市民は、そして我々議員は、そして本市職員はどのようにして安心・安全を確保し、しかも発生時に1人の命も失わないためには、また失わせないためには、どのように行動し、誘導し、対応しなければならぬのかを考えながら、これからの災害対策並びに災害対応について質問をしていきたいと思っております。

災害とは、昔風に言えば、地震、雷、火事、おやじと言われておりましたが、まずはことしに入ってすぐに、本市が直面しました雪災害についてお尋ねいたします。

本年1月23日のことですから、まだ皆様の記憶にも鮮明に残っているかと思っております。私も約50年ぶりに、本市におきまして約30センチもの積雪による雪害を体験しました。本事象を雪害と位置づけてよいのかわかりませんが、国内の雪国におきましては、3カ月も4カ月も毎日雪かきと除雪と倒木等の除去に明け暮れ、積雪による死者も出る地域もあります。1月の本市におきましては、4日ほどの短期間ではありましたが、それでも我が家と通学路等の雪かきと、生活道路上の倒木や樹木等の枝葉の除去に明け暮れ、自然の猛威を久々に体験いたしました。

そこで、本年1月の大雪を振り返って、本市では除雪や倒木等の処理の対応状況はどのように行われたのかをお尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） 皆様、こんにちは。御質問にお答えさせていただきます。



市道の除雪につきましては、積雪量が多く、融雪剤散布での対応が困難な状況の路線につきましては、7社の建設業者へ除雪依頼をし、除雪を行ったところでございます。倒木処理につきましては、除雪同様に各地域の市民の方々に処理していただいたところもございまして、建設部職員が現場に行き、処理したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 7社の建設業者とは、どういったところか後で教えてください。

ことし1月まで、30センチもの積雪を記録することはほとんどなかった本市ですが、除雪の依頼に対応くださいました建設業者の方と、倒木等の除去に奔走してくださいました本市職員におかれましては、除雪道路の狭さと倒木の多さ、そして降り続く雪の寒さにと、本当に御苦労されたことと推察いたします。

続きまして2回目、本年1月の除雪の際、大きな道路のよく通行する部分の除雪はしてありましたが、本市におきましては近年にない大雪のため、除雪作業に困難を来し、しかも積雪が多くなると、ふだんでも狭い道路がより狭くなるため、車両が離合しやすい箇所の確保がなされておらず、車両の運転に非常に不便があったとの市民の声を聞きました。このような声に対して、今後どのような対応を考えておられるのかお尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） 御質問の内容ですが、離合箇所の除雪についてということでお答えさせていただきます。

本年1月の積雪におきましては、除雪作業を委託しました業者におきまして、道路状況を勘案しながら、離合箇所の除雪をしたところ、あるいはしなかったところもございました。市道の幅員、または除雪する際の雪の運搬処理など考慮いたしまして、現場状況を見ながら今後対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして3回目。何度も繰り返しになりますが、本年1月の本市の記録的な積雪を踏まえ、市道とライフラインの積雪に対して、本年度以降、どのような対策をとられるつもりかお尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） 御質問にお答えいたします。

今年度以降、積雪に対する対応でございしますが、従来9月補正予算において、融雪剤や除雪の予算要求を行っているところでございます。したがって、降雪時前に市内各所の橋梁や山間部などの市道に融雪剤等を配置しておりました。ことし1月の積雪の経験を踏まえまして、本年度は例年と違いまして、長期天気予報などの情報を収集いたしまして、融雪剤の購入量、除雪の費用等の検討をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 今年度以降の雪害において、本市行政がどのように対応し、対策を図ろうとされているのか、詳しく知ることができました。世界的にも地球の温暖化が叫ばれている現在にあって、本市の将来におきまして、雪国のように1メートルも2メートルも積もることは考えられません。しかも、積雪による家屋の倒壊や、家屋の倒壊による人命の喪失は想定しがたく、執行部のこの回答で可とおきたいと思うのですが、せっかくことしの1月、約4日間ほどではありましたが、貴重な雪害対策と対応の仕方を経験したのですから、建設業者等への迅速な除雪作業の進め方や、車両等の離合場所を確保した除雪作業のあり方を、職員の誰が指示するのか、また雪害による市民の安心・安全を確保するための避難誘導等は誰が行うのか、はっきりと決めておく必要があると考えます。

続きまして4回目。雪害対策と対応についての最後の質問になりますが、本市のみならず多くの自治体にあつては、これは私の想像なんです、約4年か5年ごとには人事異動が行われており、人事異動が行われるたびに、雪害に対処する職員の編成も変更されているのではないかというふうに思います。そのため、仮に人事異動が行われたとしても、雪害対策に対して職員の誰もが指定されても、適切に対応できるための職員専用の雪害対応マニュアル、または編成表はつくられておられるのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

人吉市地域防災計画書の中での対応ということで、お答えをさせていただきたいと思えます。

地域防災計画書の中で、今、緊急道路確保計画というのがございまして、大規模災害の中でも、地震とか風水害発生時における緊急道路の確保、要するに道路が寸断されたりした場合のそういう緊急道路の確保、それは国、県とか警察の協力を得て確保しなさいという項目がうたわれております。ただ、平田議員がおっしゃっている雪害対策の中でのそういう道路等々についての安全確保というのは、記載をされておりました。

本年度の地域防災計画書に緊急道路確保計画の1項目として、市道の積雪対策の項目を追加して、この間行いました防災会議の中で決定をさせていただきました。その内容をもって今の御答弁にかえさせていただきたいと思えます。

まず1点目といたしましては、積雪対策は厳冬期前、厳しい冬に入る前に、市内各所の橋梁や山間部などの市道に融雪剤、塩化カルシウムでございませけれども、そういうものを配置し、積雪時に早急に散布できる体制をとると、これが1点目でございます。2点目が、積雪があった場合には、主要道路、通学路を主に道路点検を実施し、状況に応じ融雪剤の散布を行い、通行の確保を行う。3点目が、山間部の生活道路については、融雪剤の散布及び積雪量が多い場合は建設業者に除雪を依頼し、生活道路の通行の確保を行う、そういうふうに3点、明確にうたわせていただいたということで。

そういう状況の中で、これが恐らくマニュアルになって、今後大雪、そして道路の通行を阻害するような大雪の場合には、この項目で対応させていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 先ほど、本年度の地域防災計画書に、市道の積雪対応の項目を追加されるということでしたが、これは多分例年の5センチ以下、または1日で消えてしまうような、午前中で消えてしまうような、そういう対策ではないかというふうに私は思います。

ことし1月、30センチもの、3日、4日ほどの交通遮断、これを受けた経験を踏まえて、なぜそういうものがつくれないのか、私は不思議でたまりません。だから、先ほどから職員専用の雪害対策編成表も、別添表にしてでも作成しておかれればというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。（「……………」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 井上総務部長。

○総務部長（井上祐太君） 「……………」  
……………」  
……………」  
……………」  
……………」  
……………」  
……………」  
……………」

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時09分 休憩

---

午後2時38分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

---

#### 発言の申し出

○議長（田中 哲君） ここで、井上総務部長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○総務部長（井上祐太君） 一般質問の貴重なお時間を中断させて、本当に申しわけなく思っております。

私の先ほどの答弁で、「…」というところから、「……………」までを削除のほうをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田中 哲君） ただいま、井上総務部長より発言の一部を取り消したい旨の申し出が

ありましたのでお諮りいたします。申し出のとおり許可するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、発言取り消しの申し出は許可することに決しました。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 一般質問を長引かせまして、どうも失礼いたしました。

先ほど、本年度の地域防災計画書に市道の積雪対策、これの項目を追加していただくということで、本当にいいことだというふうに思っております。ただ、災害本部の編成表というのがありますよね。こういうふうにして雪害対策にしても、こういう編成表を添付してつくっていただければ、その都度、誰が職員の方が見られても、おれはどのような対応をすればいいんだということにつながるのではないかということで、ちょっと少しつけ加えたところなんですけど、私もちょっと言葉足らずのところがありまして、御迷惑かけました。

続きまして、風水害対策と対応についての1回目。現在、梅雨時期に入っており、今後、大雨やゲリラ豪雨が予想されますが、行政としてどのような対策をとっておられるのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

2014年8月20日、広島県で土砂災害をもたらしました豪雨は、同じ場所で次々と積乱雲が発生しますバックビルディング現象や、平成27年9月、関東・東北豪雨での記録的豪雨で鬼怒川が決壊し、多数の避難者や床上浸水の被害が起きましたことは、これは本当に記憶に新しいことでございます。このように、近年経験したことのない大雨により、さまざまな被害が起きているのが現状でございます。

本市における基本的な対応といたしましては、気象庁から、まず大雨洪水警報が発令をされますと、防災安全課を中心に、災害対策本部総務班と水防班で待機を行うことといたしております。雨の状況や球磨川の水位上昇により、災害対策支部を設置いたしまして、それぞれの地域における災害状況の把握を行うこととなります。

具体的には、球磨川の水位が1メートル80センチを目安に、これは水ノ手橋の上流300メートルほどのところがございます木山の淵にある水位計でございますけれども、1メートル80センチを目安に、水位の上昇が予測されるようであれば、災害対策支部副支部長以上の2名体制で、各支部を設置するように指示をいたしております。

さらに、球磨川の水位が2メートル50センチを目安に上昇するようであれば、これは総務班全員が招集され、29名体制で事に当たるということでございます。情報収集、連絡に当たっております。水防班におきましては2班体制、12名でございますけれども、道路、河川状況確認のための情報収集に当たることといたしているところでございます。災害対策支部に

つきましては、班長以上の6名体制にて支部の詰所に待機を行い、管内の情報収集に当たっているところでございます。

そして、球磨川の水位が氾濫注意水位3メートルに達し、さらに上昇するおそれがあれば、水防班は全員招集、災害対策本部は班員を除く本部付による職員が全員招集されまして、このときに初めて市長、副市長、それから教育長、それから全員の部長、正副消防団長等々が招集され、支部におきましては全職員が招集をされる、要するに第3配備体制をとるということでございます。その後、避難判断水位の3メートル20センチを超え、さらに上昇していくことが予想されるならば、災害対策本部会議を開催し、避難勧告判断の協議を行うことといたしております。

このように、大規模な風水害が発生しました場合は、また発生するおそれがあると判断しました場合、指揮命令系統を確立し、迅速かつ的確な対応を行うことといたしております。

さらに、今年度、球磨川水害タイムラインが完成しましたので、これからは図上演習、試行運用を行いまして、平成28年度中に本格運用に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして2回目。しばらく先の時期の対策になりますが、8月から10月に多く発生する台風災害対策について、行政ではどのような対策をとっておられるのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

台風につきましては、台風が発生して日本への進路が予想される場合は、早目の情報収集を行っております。本市に強風警報が発令された場合は、雨の場合と同じように、災害対策本部の総務班と水防班で待機を行うことといたしております。状況に応じて避難所の開設を行います。特に夜間に台風が接近することが予想される場合は、早目の、夕方になりますけれども、避難所開設を行っております。

過去の事例でございますけれども、昨年8月25日未明から明け方にかけて、本市を直撃しました台風15号の警戒態勢でございますが、熊本県への進路が予想されましたので、災害対策本部会議を立ち上げ、職員を招集、すぐに本部を設置、自主避難所開設の準備、そしてその後に7つの災害支部の設置、そして人吉高校を含みます指定避難所8カ所を開設したところでございます。最大瞬間風速40.7メートルを記録、早朝にかけて風雨も強まり、暴風雨が住宅や木々をたたきつけ、一部の地域では停電も発生したところでございます。その後、第2回の災害対策本部会議を招集、被害状況、そして今後の避難状況について報告を受けますとともに、支部による被害調査、それから防災安全課を中心とした今後の情報収集等を確認し、災害支部それから指定避難所を閉鎖したところでございます。

災害には想定外がつきものでございますけれども、1人の被害者も出さない、早目早目の

避難を促し、災害を最小限に食い止めなければなりません。災害対策の推進はもとより、市民一人一人が日ごろから防災意識を高め、自助、自分の命を守ること、それから共助、お互いに助け合う意識、そういう行動が必要であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、土砂災害については、どのような対策をとっておられるのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

土砂災害の対策でございますが、土砂災害が懸念される場合は、基本的に大雨による警戒態勢が敷かれております状況下であると推測されます。気象庁と熊本県が共同で行っております土砂災害警戒情報が発表されました場合、土砂災害警戒区域、土砂災害特別区域など、土砂災害が心配される住民の方々に、避難勧告を発令することになっておりまして、これは防災行政無線や災害支部からの連絡を行うようにしております。また、災害対策本部本部付全員に招集を行い、消防団には全方面隊に出動を要請するということになっておりまして、土砂災害情報の広報伝達を市消防本部、消防団で連携を行いながら行うことといたしております。

このように、大規模な土砂災害が発生した場合、また発生するおそれがあると判断した場合は、必ず指揮命令系統を確立し、迅速かつ的確な対応を行わなければならない、そして現在は行っているということをお伝えしておきたいと思っております。

局地的な豪雨や雷に警戒が必要であり、雨で地盤が緩くなっている箇所等には、土砂崩れにも注意していただくなど、防災行政無線や災害対策支部から、これは町内会長さんを通して、電話連絡などで小まめにリアルタイムでお知らせをしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして4回目。球磨川河川等における危険箇所の現状と、近年に改善または改修された箇所があれば、その状況についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

本年も出水期を控え、球磨川水系の直轄管理区間における堤防、河川管理施設、許可工作物など、水防上重要な区間、施設等につきまして、八代河川国道事務所と水防管理団体、これは県と関係市町村でございますけれども、が合同で巡視をし、重要水防箇所の周知及び水防に必要な情報交換並びに現地の状況把握を行うことで、洪水時に迅速かつ的確な水防活動が図られるよう実施をされております。これは、人吉出張所管内で球磨川の中流域で、ことは5月に開催をされているところでございます。

危険箇所の現状でございますが、人吉管内におきましては、重点区間といたしまして、西

間下町人吉橋近くの左岸の無堤地区、それから水防注意箇所、これはBランクとしまして、九日町の水ノ手橋から人吉橋の右岸側が河道断面不足という報告を受けているところがございます。近年の改善、改修の状況では、ハード面の整備が下流地区の球磨村の渡地区に新設されました排水ポンプ設備や、球磨村の小川地区の導流堤が整備されておりまして、人吉管内では国土交通省八代河川国道事務所人吉出張所により、土のう1,500袋を作成し、ブルーシートやコンパネ、それから三角水のう、これは防水性の高いシートでございますけれども、その資材が配備をされているところがございます。

本年の河道掘削予定箇所でございますが、これは八代河川国道事務所にお尋ねをしましたところ、国土交通省の八代事務所でございますけれども、中神町大柿排水樋管近くでございますが、ここは大雨による球磨川の増水があったときの川の水が流れやすくするために、堆積した土砂約9,500立米の掘削を予定しておりまして、それが計画されていると。天狗橋下流の樹木の伐採につきましては、これは既に終了しておりまして、先ほどの河道掘削につきましても、梅雨明けには行われると伺っているところがございます。球磨川の氾濫による家屋の浸水被害を解消するためにも、無堤地区解消を最優先としていただくよう、これからも国に強く要望してまいりたいと存じております。

なお、先ほど申し上げました重点区間としての西間下町の人吉橋近くの左岸の無堤地区につきましては、市長のほうから御説明をさせていただきます。

以上、お答えいたします。

○市長（松岡隼人君） それでは、重点区間として、西間下町人吉橋近く左岸の無堤地区について、私のほうから御説明をさせていただきます。

人吉橋直下流左岸の無堤部改修の進捗状況につきましてでございますが、当該個所の築堤工事は、治水安全度の低い本市にとりまして、50年来の懸案事項でありまして、本議会でも何度も取り上げられるなど、御心配をいただいたところでもございます。本市流域にとって喜ばしき朗報でございまして、去る5月に国土交通省と地権者の方の間で契約が締結されたことを御報告申し上げたいと存じます。当該地は、施設移転を伴う事業でございますので、実際の工事着手については一定の期間等が必要ではございますが、市といたしましてもさまざまな部分で御協力を申し上げたいとお伝えをしているところがございます。

これまで、数十年にわたり鋭意努力をいただいた国土交通省御当局、そして大切な用地を御協力いただいた地権者様に、心から感謝を申し上げたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 本市におきましては、先ほど市長から説明があったとおり、長年の問題として残ってきた2カ所の無堤地区があることは、皆さんよく承知しておられると思います。このたび、ようやく人吉橋近く左岸の無堤の改修がなされることは、本市球磨川の安全

度が改善されることに、少し安堵しております。今後も引き続き、水道局横の球磨川河川右岸の無堤地区の改善の件をよろしく願いいたします。

続きまして、風水害対策と対応についての最後の質問になります。平成25年度に進められました本市の防災行政無線の屋外の拡声機からの音声の明瞭度が悪く、晴れた日にもなかなか風向きとかによって聞き取りにくい、ましてや雨天時や豪雨時などは家の窓を閉め切っておりますので、何を伝えようとしているのか聞こえません。防災行政無線の役はなされていないような気がしますけれども、何か改善策はないかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

防災行政無線につきましては、平成25年度に進められていた移動系無線の整備が完了し、現在、同報系無線と運用をしております。屋外の施設放送設備としては、現在、親局、再送信子局、屋外拡声子局を合わせて91カ所、戸別受信機281カ所を設置をして、現在行っておりますが、議員がおっしゃいましたように、雨天、強風、それから車が通過する際に放送内容がかき消され、市民の皆様へ届かない場合、これはもう苦情も防災安全課のほうにもたくさん届いております。放送内容が聞き取れないなどの問い合わせがあった場合は、その地区の屋外拡声子局のボリュームを1段上げる操作、それから電話応答サービスを行っております。電話にて問い合わせをいただきますと、放送内容の確認はできると、そういうふうな仕組みになっております。電話回線は現在2回線御用意をさせていただいております。

今後も聞き取りづらい、聞こえにくい地域につきましては、戸別受信機の整備の検討を行うなど、改善に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 音声というのは非常に聞き取りづらい、また飛びにくい性質を持っていますので、音声を入れる前に吹鳴というんですかね、長一声とか長二声とか。例えば危険を知らせるためには長一声でやるよ、また注意喚起を促すためには長二声でやるよとしてから、音声をかければ、少しは注意喚起になるんじゃないかなというふうに思いますので、参考にいただければと思います。

続きまして、地震災害対策と対応についての1回目になります。このたびの熊本地震発生時以降の震度1以上の地震回数は1,736回と言われております。本市において、震度1以上の地震の回数と概要についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

今回の熊本地震に伴います人吉市における地震におきましては、震度1以上を観測する地震、これは4月14日から6月2日までに92回発生しておりますが、内訳は震度1が63回、震度2が15回、震度3が11回、震度4が2回、震度5弱が1回。したがって、震度4以上は3回観測をしている状況でございます。



以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして2回目。熊本地方や日向灘沖、並びにえびの地方における活断層の現状と活動状況について、そして日向灘沖やえびの地震が起きた場合、本市にどれだけ影響を及ぼすのかをお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

日向灘のこの領域では、マグニチュード7.6前後の規模の地震のほか、一回り小さいマグニチュード7から7.2程度の規模の地震が発生することが報告をされております。日向灘周辺で発生するマグニチュード7程度の地震の多くは、フィリピン海プレートと陸のプレートの境界で発生するプレート間地震と言われております。

例えば、日向灘で発生しました1961年マグニチュード7の地震、それから1968年マグニチュード7.5の地震、及び1984年のマグニチュード7.1の地震、こういう大きな地震が発生しているというような状況です。この地域では、このようなマグニチュード7程度の地震が数十年に一度の割合で発生をしておりますが、マグニチュード8以上、東日本並みのものはまだ発生したという記録はないということでございます。

周辺の沿岸各地で地震の揺れによる被害のほか、震源域が浅い場合は、当然津波の被害が起きることがございます。気象庁が発表しております、去る5月16日5時50分に日向灘で起きました地震、これはマグニチュード4.8、最大震度3、このときの人吉市の震度は1となっております。過去10年間で日向灘で地震が起きたときに、人吉市において震度1以上の地震を観測した回数は22回となっているようでございます。

次に、えびの地震でございますが、1968年2月21日、マグニチュード6.1、震度6が発生しましたが、揺れはほぼ九州全域で観測されまして、被害は宮崎、熊本、鹿児島県の3県に及び、特に宮崎県真幸地区の被害が大きかったと言われております。このときの人吉市の最大震度は5でございました。今後いつ発生するのか、それは予想もつきませんが、当然日向灘やえびの地震が起きたときには、この人吉球磨の地にも何らかの影響は出てくるのではないかと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、人吉球磨地方には、人吉盆地南縁断層と新深田断層と高原一朝ノ迫断層があるやに聞いておりますが、それらの活断層の現状と過去の活動状況についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

人吉球磨地方における活断層のうち人吉盆地南縁断層は、一昨日、塩見議員の御質問に詳しくお答えさせていただきましたので、こちらのほうは説明のほうを省略させていただいて

ようございますでしょうか。ありがとうございます。球磨郡の新深田断層、それから高原一朝ノ迫断層について、御説明のほうをさせていただきます。

まず、新深田断層でございますが、これは国土地理院の資料によりますと、新深田断層は旧深田村の高原台地にある古い時代にできた河原の地層が隆起して地表に残っているもの、これは専門用語で高位段丘面と言うようでございます。その低いがけからなる新深田断層は、比高10メートル以下の低断層崖、長さ3キロメートル程度と記載をされておるところでございます。また、この高原台地の地質は、加久藤火砕流を基盤としておりまして、粒径が2ミリから75ミリの小石の河原の地層が覆いまして、高位段丘を形成していると記載してあるところでございます。

次に、高原一朝ノ迫断層でございますが、高原台地にあります高位段丘面を切る逆向き低断層崖である断層でございますが、新深田断層の南方を約4.8キロメートルの長さで並走しているようでございます。断層崖の高さは比高10メートルから20メートルの低断層崖でございますが、地形的にも明瞭でございますが、この近くを流れている野間川が深く侵食し形成されたもので、形成間もない時期にのみ活動して、その後は活動はないと推定されていると記載をされております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして4回目。このたびの熊本地震発災時における本市の市民の避難誘導後の行政の動きについて、本市職員の地震災害に対する対応はどうだったのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

職員につきましては、地震発生、これは4月14日の前震だったと思います、発生直後から対応をしておりますが、具体的には4月14日、午後9時26分の前震が発生した直後の午後10時に災害情報連絡本部を設置し、市長を初めとする職員が参集をいたしております。その後、速やかに東西コミセンと保健センター2カ所の避難所を開設して職員を配置、避難者への対応を行っております。そのほか、水道局職員による配水池の監視、それからその後の復旧作業、そういうものも当然入っておりますし、職員の被害調査、道路状況の確認のための巡回調査が行われているところでございます。それらの対応のさなかに、16日の午前1時26分に本震が発生し、これは人吉市でも震度5弱を観測しましたので、このときに一気に第3警戒体制に引き上げまして、先ほどの災害情報連絡本部を災害対策本部に格上げをして、7つの支部を設置、そして人吉高等学校を含む8つの指定避難所を開設したところでございます。

その後4月いっぱい等々は、市民の安全・安心を守るための対応を、ずっと職員のほうはやってまいったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして5回目。このたびの熊本地震の被害は、布田川断層帯と日奈久断層帯が中心に活動し、益城町や南阿蘇村、熊本市や西原村等に甚大な被害が発生し、未曾有の震災となりましたが、幸いにも本市の震度は5弱であり、地震による死亡者や倒壊した家屋はありませんでした。

ここで、仮説ではありますが、もし人吉盆地南縁断層が活動し、震度7の地震が本市に発生したとするならば、行政としてどのような対応をしなければならなかったのかをお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

本市でも同じような被害を受けたならばという御質問でございますけれども、これまでに経験したことがない規模の災害であると存じますので、当然これは人的被害や建物被害、ライフラインの寸断、農業や林業関係等々の被害、あらゆる状況に迅速に対応しなければならなかったんだろうなということは、頭の中ではわかっているけれども、今の被災地を見ましてもどうなったのか、もうほとんどわからないというようなところで、少しこういうことも想定することさえ思わなかった。幸いにも本市は被害がなかったわけでございますけれども、この御質問をいただいて、しっかり私もそういう強い思いを持ったわけでございます。

災害はいつも想定外という言葉を通してやっけてまいりますので、日ごろから行政や関係機関、そして市民一人一人が防災意識を常に高く持って、いつ、どこで起こり得るかわからない災害に備える対策を、今後はしていかなければならないと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして6回目。罹災証明は、仮設住宅への入居のほか、被災者生活再建支援金の給付、税や保険料の減免・猶予など、被災者支援策全般の判断材料になると言われております。また、この罹災証明書は、被害家屋の状況を行政職員が調査して、全壊、半壊、一部半壊、一部損壊の4段階で判定をしているとされております。しかし、ある新聞によりますと、本市の職員による罹災証明発行の準備はまだできていないとの記事がありました。このたびの熊本地震において、本市では何件の罹災証明を発行されたのか、また本市防災計画書での罹災証明書の発行要領についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

本市の罹災証明関係でございますが、4月18日から6月2日までの46日間に、21件の申請があつております。その内訳でございますが、瓦の落下、屋根損傷、敷地内ブロックの亀裂、それから外壁、玄関など土間の亀裂などが罹災証明申請時の事由でございます。地域防災計画書の発行要領といたしましては、防災安全課では、罹災者であること及び被害程度の確認のため、罹災者世帯名簿と照合の上、罹災証明書を罹災者の申請により発行するものとした

しております。農林水産業及び中小企業の被害関係につきましては、罹災証明の発行は経済部において定めてあります。それから、火災関係の罹災証明発行は、人吉下球磨消防組合で定めてあります。あと、証明手数料につきましても、徴収はしないということで明記をしております。

以上が罹災証明関連でございます。以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 罹災証明書は、先ほども述べましたように、被災者支援策全般の判断材料となる重要なものです。罹災証明書を速やかに発行するためには、今後どのような対策をとられるつもりかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

新聞などで現在問題となっております罹災証明、これはなかなか難しい問題を抱えておりました、ここで説明は省略させていただくわけでございますけれども、いずれにしても、速やかな発行をやらなければならないということでございますけれども、先ほど私が申し上げました地域防災計画の中では、罹災証明を発行してどこが出すと、そのぐらいしか記載がないものですから、実際は本来はもう少し、じゃあどの期間で出すとか、どういう形で対応するとか、そういうところをしっかりと計画を立てていく必要があります。それは、今度の施政方針の中にもありました業務継続計画、この中で位置づけていかなければならない、要するに震災時の優先すべき業務として位置づける必要があるわけでございます。

本市の課題として取り組むべき対策としては、罹災発行に伴う体制が現在不十分でございます、早急な体制づくりが必要であると考えます。要は、1次調査で不満な方が、2次調査に移行されるときに、当然2次調査の場合は家の中に入って、柱とか壁の状況を調べなければなりません。ただ、これは一般的に、例えば防災安全課の職員が行ってもわかる問題ではございませんので、当然市でチームをつくって対応する。要するに技術系の職員等々も必要になり、状況によっては特別の建築士の免許をお持ちの方もチームに入れる必要があると、そういうような早急な体制づくりが必要であると考えております。

今回の熊本地震を受けまして、県は業務継続計画の未策定の自治体への策定研修を積極的に実施する方向で計画をいたしておりますので、本市もできるだけ早目に業務継続計画を策定を目指して、先ほどの罹災証明発行についても、しっかりと計画の中で位置づけていかなければならないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 罹災証明については、総務省かどこからかだったですかね、各自治体においてちゃんと養成しておきなさいという通達が出たやに聞いております。本市におきま

しては、そんなに大きな地震ではありませんでした。しかし被災した市町村からは、罹災証明が発行できる職員を派遣していただきたいという願いがあったと思います。本市としまして、そういう知識を持った方を早急に育てていただいて、しかも育てるといふふうに言っておられますので、近隣からの要請があったならば、職員を派遣して罹災証明が発行できるように、早急な対応、対策をとっていただきたいというふうに思います。

続きまして8回目。義援金及び支援金の利活用方法、配分方法についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

日本赤十字等を通して寄せられました義援金は、県が各市町村に配分をし、各市町村において被災者の方に支給されることとなっております。支援金につきましては、まず被災者生活支援金というものは、罹災証明による家屋の損壊状況によって支給されるものでございまして、全壊の場合は最大で300万円の支援金が支給されることとなっております。内訳といたしまして、基礎支援金として使用目的が定められていない100万円と、加算支援金といたしまして住宅の建設や購入のための200万円、合わせて合計300万円となっているところでございます。

また、自治体に直接寄せられるものも、一般的に支援金として取り扱うもので、これはそれぞれの自治体で活用等が決定できるということになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） やはりここに罹災証明書によってという言葉が出てくるんですね。倒壊した家屋がなかったからよかったものの、やっぱり罹災証明が発行できる職員がいないと、こういう義援金も支援金も配布できないということですので、早急に対応をとっていただきたいというふうに思います。

続きまして、支援物資や援助物資等の備蓄・配布要領について、本市ではどのようにこの物資等の取り扱いをされたのか。また、熊本市では職員の人員不足から、これら物資が各地から届けられたが、被災住民にうまく届かなかったところもあったと聞いております。本市の場合、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

内容が、昨日の本村議員へも説明させていただきましたので、少し重複する部分があるかと思いますが、御了承をお願いしたいと思います。

まず、熊本市の支援物資の集約拠点は、これは東区の県民総合運動公園でございました。全国の自治体や企業、個人から寄せられた段ボールなどが山積みされ、仕分けや避難所までの搬送ができなかったというような報道もなされております。

本市の救援物資の受け入れ体制としましては、これは午前中、犬童議員にお答えしましたが、施設の規模や交通アクセス等を総合的に勘案して、人吉スポーツパレス内に救援物資受

け入れセンターを設置し、受け入れ体制を確立することとしております。管理運営につきましては、災害対策本部救護班長が行うものとし、災害対策本部、支部に属さない職員がこの対応に当たるということとなっております。必要に応じては、民間ボランティアに協力を求めるなど、救援物資の受け付け、仕分け、配送等をお手伝いしていただくということになっております。

関係各団体、個人の皆様から送られてきました救援物資につきましては、的確に受け付け、仕分けを行わなければなりません。指定避難所としても活用いたしますので、今後、具体的な対応策の検討も行ってまいりたいと存じております。

いずれにしましても、今回、熊本地震において、本市のほうにもたくさんの支援物資をいただいております。本市のほうで備蓄をするものを除いて、残りは全て被災地のほうに送らせていただいております。皆様方の心からのそういう御支援に対しまして、感謝を申し上げる次第でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、私の今回の一般質問の最後の質問になります。

ライフラインと言え、一般的に電気、水道、ガス、道路等々が上げられると思いますが、いずれもなくはないものです。その中で、被災地域を援助、支援するためには、人員が重要になってくると思います。しかし、このたびの熊本地震におきましても、ある地域では道路が寸断され救助活動ができない、救助物資が運べない状況が発生しております。ライフラインの道路は、人を運び、物を運びます。大きな地震の場合や大きな土砂災害の場合、大洪水の場合等々、ライフラインの道路は至るところで寸断されるかもしれません。

現在、人吉球磨地方のライフラインは、高速道路、国道219号、国道221号、国道267号、国道388号、国道445号、主要地方道坂本人吉線があります。これに、主要地方道路人吉水俣線を開通させるならば、ライフラインがもっと広がるものと考えます。また、人吉球磨地方は、相良700年を育てたように、周囲を高い山々で囲まれ、大雨、大洪水、大地震等に見舞われれば、先ほど言いましたライフラインの各道路は至るところで切断されるかもしれません。そのときは、空輸に頼らざるを得ないと思います。

人吉球磨地方には、緊急着陸できるような道路施設はありません。せめて、道幅30メートルほどの長さ1,500メートルぐらいの道路が確保されておれば、飛行機による空輸ができるものと思っております。しかし、空輸にとってうってつけのものは、それはヘリコプターです。そんなに広い敷地は要りません。しかし、援助物資、支援物資、救助員等多くの人が動きます。そのために、多少の広い土地を確保する必要があります。

そんなに遠くない昔に、相良村の高原には飛行場がありました。ここを緊急時のヘリポートに活用できれば、人吉球磨地方が早期に復旧できることは間違いのないと考えます。市長は

災害時のライフラインの確保をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本地域が災害等によって孤立するという状況は、ことし1月の大寒波で徐々に痛感したところであり、以前は陸の孤島と呼ばれていたことを思い起こされた方も多かったのではないかと存じます。

議員が御指摘のように、本地域は盆地であり、広域の国道、県道、さらに高速道路にいたしましても、標高の高い峠越えがあり、唯一西に抜ける国道219号だけは、標高は低いものの、暴れ川球磨川の沿岸道路でもあり、冠水、土砂崩れの頻発する道路でもございます。つまり、陸路しか確保できない地勢の中で、道路等が寸断されることになれば、外部からの物資はストップするわけですから、ライフラインの確保のためには、さまざまな部分で自給率の向上、備蓄品の確保、他の地域や企業との災害協定、そして緊急時にヘリコプター等を要請できる体制を熊本県などと十分協議し、構築することが重要であると考えます。

また、県道人吉水俣線の改良につきましては、人吉市内がほぼ完了済みであることに対し、球磨村内は線形不良や幅員狭小による支障箇所がまだ多数ある状況でございまして、昨今の厳しい状況等も踏まえ、まずは未改良区間の安全で安心な交通確保を優先的に取り組むと、振興局のお話でございました。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 常に災害に対応できるまちづくりも考えておきたいものです。

また、このたびの熊本地震、過去にも744年に圧死者40人余り、溺死者1,520余人、マグニチュード7.0。1707年宝永大地震、マグニチュード8.6。1854年安政南海地震、マグニチュード8.4、死者6人。明治6年、人吉市地震。明治22年、27年、28年、31年、マグニチュード6.3から6.8。大正5年、マグニチュード6.1。昭和6年、マグニチュード5.6から5.9。昭和21年、南海大地震、これは紀伊半島沖ですが、マグニチュード7.2。その他、多数の地震が発生していることは、これはやはり小さいうちの教育、これから学ぶべきじゃないかなと思います。

今回、大きな熊本地震が起きましたけれども、過去にもあったという事例、私も全然思いませんでした。100歳、90歳のお年寄りに聞いても、初めての地震の経験だと。それはそうですね。150年ごとにとか、200年ごとにという大地震が起きます。そういったものは、やはり教育、教科書の中で、道徳教育の中でもいいですから、伝えていくべきではないかなと。そうすれば、やはり我々の地方でも地震は起き得るんだ、じゃあ対策をしておこうという機運が生まれるんじゃないかなというふうに思います。

以上をもちまして、私の一般質問の全てを終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時 32 分 休憩

---

午後 3 時 45 分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、会議時間を延長いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 皆さん、こんにちは。12番議員の笹山でございます。

いつもでありますと、本日最後の登壇ということで話をしておりましたけれども、本議会最後の最後の登壇となりました。トリを務めさせていただきたいと思いますが、くじ運がよかったのか、悪かったのか、今回、熊本地震関係における防災、また災害対策等について、私を含め10名の議員が通告をされまして、今までそれぞれの角度からやりとりをされております。ほとんど議論が尽くされたような気がしております、今回私は、非常に重複する部分が多くて、割愛をしながらということで整理をしたところであります。

今回発生しました熊本地震におきましては、やはり2カ月がたった今でも、避難生活をしていらっしゃる方が多くいますし、お亡くなりになられた方には、お悔やみを申し上げますと同時に、被災された皆様にはお見舞いを申し上げたいと思います。そして、1日も早い復旧、復興を祈念しながら、みんなで支え合いながら頑張っていかなければならないと思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。今回は、市長の施政方針から市長の政治姿勢、熊本地震への災害対応、庁舎機能移転に伴う課題、市民の声から、希少生物のための重要湿地帯についての4点を通告をいたしました。

まず初めに、市長の施政方針から、市長の政治姿勢についてであります。市長は施政方針において、市政最大の課題の1つであります新市庁舎建設につきましては、今回の一連の状況を受け、さらには本市南東部から湯前町にかけて存在する人吉盆地南縁断層の活発化へ備えるためにも、本市の防災拠点としての新市庁舎建設は待ったなしの状況であり、市議会そして市民の皆様方とともに、このたびの教訓や将来予測等も十分に踏まえながら、早期の実現に向けて邁進してまいりたいと存じます。中でも、市庁舎の建設位置については、市議会における特別多数議決の重みに加え、先ほど申しました保健センター及び勤労青少年ホームの機能移転といった状況の変化によりまして、西間下町字永溝7番地1一帯が最適であることは言うまでもなく、この地に市民の皆様が行政庁としてさまざまに信頼を寄せることができる防災センター機能を備えた堅牢な市庁舎を建設したいと存じます。また、新市庁舎建設に対する考え及び見解につきましては、みずからが問題を提起しながら、熊本地震という大きな事象が要因とはいうものの、私自身大きくかじを戻した感があり、さまざまに御批判もあるかと存じますが、これまで議員各位、市民の皆様と積み重ねてきた議論、対話につき



ましては、しっかりと胸に刻み、全ての人吉市民に喜んでいただける新市庁舎の実現をもって、一連の責任にかえさせていただきたいと存じます。これまでも増して、議員各位、市民の皆様に格段の御理解、御協力をお願いするものでありますと述べておられます。

私自身は、市長の今回の英断については、評価をしたいとは思っているところであります。しかしながら、市民の方からは、いろいろと話を聞きますと、厳しい意見をいただいたところでもあります。昨日の村上議員の質問においては、全く私も同じ考えを持っておりまして、同じことを通告しておりました。やはり一番気になるのは、そういった市長の英断において、市民に対してどう説明責任を果たすかということが一番の問題であろうかと思っております。

恐らく、村上議員で答弁されておりますので、恐らく同じ答弁になるかと思いますが、改めて、やはり市長の説明責任についてどう果たされるのか、これについてお尋ねしておきたいと思っております。1回目を終わります。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

新市庁舎問題につきましては、市長選、その後の市長就任後も、現行計画に待ったをかける形で、私の見直しに関する主張について、当市議会を初め市民の皆様に御説明をし、御議論もいただいたところでございます。議員御指摘のように、私が求めておりました小さな庁舎や見直し案とは全く違った、結果として現行計画に近い形で進むことにいたしました。

ここに至った経緯でございますが、私がチェンジ人吉で訴えてきた不易流行の遂行でございます。まず、変わらない部分でございますが、1つは政治の最大の使命であります市民の生命、財産、そして生活、権利を守るという決意。もう1つが、健全財政の堅持。つまり次の世代に大きな負担を残さないという信念でございます。この2つに照らしてどうなのかといったことが、私の政治理念でございます。

そして、私の政治姿勢は、対話を重視することでございます。市庁舎問題についても、さまざまに議論をいただきましたことは、非常に有意義でございましたし、常に市民の皆様の声に耳を傾け、お話をさせていただいております。今回の熊本地震をめぐる市庁舎への対応、対策についても、災害対策本部会議を常に開催し、情報を集め、意見を交わし、最終的に市長が決定をする合議制を重視し、市民の皆様の声、関係の皆様の思い、市職員の願いなどを形にした行動であったと認識をいたしております。

今回の熊本地震といった未曾有の災害は、1つの大きな契機ではあります。市庁舎の被災、庁舎機能の緊急移転、その後の分散した庁舎機能等の対応をする中で、防災センターを求める市民の皆様の声や、最大の懸案であった有利な起債などの財政的な見通しが出てきたことが、つまり市民の安全・安心と次世代への財政負担の軽減、やはりこの2点が私の政治的な決断と市の組織的な決断を大きく決定づける条件となりました。

そして、不易流行の「変わる」の部分でございますが、計画的には大きくかじを戻すような状況にはなりませんが、この2つの信念、信条を実現するため、市庁舎の機能に防災セン

ター機能を付加した新たな市庁舎建設に向けて、一步を踏み出したところでございます。

しかしながら、1年余りの議論の中で、これまで多くの皆様に御期待や御心配をおかけしましたことは事実でもあり、深くおわびを申し上げたいと存じます。今後は、市民の皆様へは広報ひとよしや市のホームページなどの広報媒体や、直接お話ができる公聴会や校区説明会、未来カフェなどを開催して、市庁舎に関する説明責任を果たしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 市民に対する説明責任については、広報媒体、それから公聴会、未来カフェ等を開催しながら説明をしていきたい、そういったことでありますよね。先ほど市長が答弁されましたように、市長の政治の最大の課題、市民の生命、財産、生活、権利を守ること、それから健全財政を堅持すること、この2つの政治姿勢の中で取り組まれたということのようでもありますけれども、その2つの課題については、私は相反すると思うわけなんですよね。きちっとした、そういった生命、財産を守るためにするのは、やはりいろんな議論の中では、どうすればいいのか、そういったことが求められますし、その中で財政負担を軽くすれば、やはりまた違った考えをしなければならない。そういったことになると思っています。ですので、その2つの大きな政治課題については、その政治理念が相反する政治理念を私は通してこられたのかなというふうに、ちょっと感じるところなんです。

その中で、今、市庁舎の機能に防災センター機能を付加をした、新たな新市庁舎建設に向けて新たな一步を踏み出したというふうに今、答弁されましたけれども、実際そうなんでしょうか。私の認識は、やはり庁舎建設に関するこの議論については、東日本大震災を受けて、市庁舎は非常に危ないんだという認識の中で、当初から防災機能を備えた庁舎でなければいけないと、それが私は議論のスタートだったと思っています。ですので、現行計画案については、当初からそういった防災機能を付加した市庁舎建設を、ずっと特別委員会の中で私は議論してきたんじゃないかなというふうに認識しているところなんです。

ですので、そういった、例えば新たな有利な起債等の中で、例えばそういった防災機能センターを加えたほうがいいですよという中で、そういった新たな防災センターというふうに私は話をされたのかなと思いますけれども、当初からそういった防災機能を含めた庁舎建設をずっと議論してきた。それが現行計画案であると、私はずっと思っています。今でも思っています。ですので、何ら新しい進展はない私は思っているわけなんです。そこで、そういった中で、市長はそれに対して白紙撤回を訴えながら、市民の負託を得て、現在市長の職務を遂行されている、そういった状況であろうと思っています。

そうしたときに、やはり市民の方は、そういった市長の公約に対して、市長に応援をするということで、市民が清き一票を市長に投じているわけですよね。そして、市長にそういった市政運営を望んでいると私は思っています。

そのような中で公約を撤回をしてきた、もしくは今回、大きくかじを切って、現行計画総合庁舎に転換をされた。これについてはやっぱり、そういった市長選のマニフェスト、公約を訴えて、選挙を戦ってこられた中で、市民に対して約束を破ったということにつながるんじゃないかなというふうに思っているわけですね。また、施政方針にもありますように、全ての人吉市民に喜んでいただける新市庁舎の実現をもって、一連の責任にかえさせていただきたいというふうにも述べておられます。一連の責任にかえさせるって、これはどういうことなんでしょうか。私は理解できません。私はこれに問題を、市長の公約をすりかえてしまっているんじゃないかなと。これに全て、一連の責任にかえさせていただきますという、これに問題をすりかえてしまっていることにすぎないと私は思っているわけなんです。そこはきちっと、やっぱり市長としては捉えておかれるべきじゃないかなと思っています。

ましてや、市庁舎建設というのは、昨日市長も答弁されましたように、市庁舎建設というのは50年に一度の一大プロジェクトであると。50年に一度の一大プロジェクトである。そういった50年に一度のプロジェクトという事業を、そういった公約を破って方向転換をする中で、市民に何らそういった説明もせずに、事後説明で済むのでしょうか。私はそこが理解できないところなんです。

ですので、昨日村上議員も同じような質問をされましたけれども、やはりそういった大きな事業であると認識をしておられるということであれば、自分の公約との整合性はどうかと、トップリーダーとして人吉市政を担っていく、そういった中そういったことを考えれば、やはり改めて市民に信を問うべきではないかと私は考えます。それが私はトップリーダーとしての資質ではないかなというふうに考えるところなんです。いかがお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、市長選におけるマニフェストで市役所新庁舎建設の白紙撤回をし、現状の施設のリノベーションによる整備を推進しますと訴え、人吉市カルチャーパレスの利用等についても御提案をさせていただいたところでございます。

私の見直しの訴え、提案に対しましては、本市議会を中心に活発な御議論をいただき、さまざまな機会を通して賛成、反対の御意見、御助言、御提言等も数多く寄せられたところでございます。市庁舎移転問題については議論が尽くされたという感もございましたが、今後は皆様の意見をどう集約し、できる限り多くの市民の皆様に受け入れていただける新市庁舎案を提示していくのか、そういう段階にある中で、今回の熊本地震が発生をいたしました。

市庁舎問題に対して、私が提起をさせていただいた本質的な問題は、市財政への影響、過度な後年度負担を回避しなければならないという1点であり、既存施設の活用等による分庁舎方式や、小さな市庁舎を提案させていただいたのも、そういった思いゆえのものでございました。もちろん、市庁舎に対する基本的なスタンスは何も変わっておらず、財政的な後年度負担をいかに抑制できるのか、そこが公約として市民の皆様とお約束をした本旨であると

認識をいたしております。

地震の発生、そして市庁舎からの撤退、機能移転、既存施設への分散の一連についての実体験は、私の政治信念である市民の生命と財産、生活と権利を守り抜かなければならないという思いをさらに揺るぎないものにいたしました。そして、このことを、仲間である市職員の皆様と深く共有できたことが、短い期間ではありましたが、私の決心と組織的な決定、その後の驚異的な行動を支えてくれたものと考えております。

しかしながら、総合庁舎方式へ方向転換に至るまでのプロセスは、緊急的な措置とはいえ、十分な説明を行っていないという部分では御指摘のとおりで、この点ではおわびを申し上げます。当然、このたびの施政方針をもって、市長としてこの一連の報告は終了したとは思っておりませんが、市民の皆様には判断を問うというよりも、市長が決定したという説明責任を果たすために、事後報告にはなりますが、一連の機能移転から新庁舎の建設まで、市民の皆様には丁寧にお伝えをし、御理解を求めてまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） なかなか私は理解できないところがありますが、市長がその決定をしたということの説明責任を果たすために、市民に丁寧に説明をしたい、理解を求めたいということですよ。ならば、やはり選挙はどうなるのか、選挙戦の公約はどうなるのかというのが、ずっとやっぱり残ってくるわけですよ。そういった公約は、ならば公約は実現できない公約を訴えて、市民の負託を受けていると。それでも、それはそれでいいんでしょうかという問題が残るんじゃないでしょうかと私は思います。

公約というのは、選挙で戦う公約、これは市民との約束に私はなると思っています。その約束を期待をして、市長に一票を投じて市長は当選をされたと、私は思っています。そこは十分に考える必要があるんじゃないでしょうか。幾らこういった状況で、熊本地震の震災によって、自分の考えが大きく揺らいだと、それは確かに言われるような事態にあったと思っています。私もやっぱりそういった気持ちはあります。ただ、やはりこれトッパーリーダーとしての考えは、そういったことで変えてしまっているんでしょうか。やはり市民に対して、こういった形で理解を求めていくのか、また本当に先ほど言いましたように、50年に一度の一大プロジェクトを、それをそんなに軽く考えていいのでしょうか。市長の公約ですよ。選挙で戦った公約。そこは市民からの批判もかなりあるんじゃないかなと思っています。やっぱり一大事業として、50年に一度というのは、私たちはもう今後経験することがない状況だと思っています。

そういった部分を、こういった状況の中で、事後説明だけで理解を求めていく、それが市長としての姿勢なのかと、私はそこが疑いたくなります。そういった一大事業であればあるほど、やはり市民にきちっとした考えを、自分の公約はこうだったんだというふうなこと

で信を問い直す。それが今後の人吉市の未来、市政に向かっては、一番よりよい方向になるんじゃないかなと私は思うわけですね。ただ1点、そこだけ改めてどうお考えですか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

選挙を戦うときのマニフェストですが、私はそのマニフェストを作成するに当たりましては、住民の皆様との対話を重ねてきたということは、以前にも申し上げたところでございますが、住民の方の声を拾い上げて、そのときの状況の中で、私の持てる力と住民の気持ちを注ぎ込んで、住民福祉の増進という地方自治の目的を果たすために、私がつくり上げた施策でございまして、つまりは目的達成のための手段、方法でございまして、もちろんそれをやっていく、遂行するというのが我々の使命でございまして、しかし一方では、これを全てやるのが、必ずしも市民の幸福向上につながることも言えないというふうに思っております。

選挙前に108つお示しをいたしました。当選後は各部各課で精査をしていただき、好ましくないものは好ましくないもの、また一緒にしたほうがいいもの、既に同じような事業を行っているもの、新規のものなどに分別をされ、または名称を変え、または内容を変えたものであり、現在は総合計画にぶら下がっております。そして、これは常に見直しが必要で、時代の流れの中で目的達成のために形を変えるもの、私が言っていなくても新たに加わるもの、当然、議員からの御提案や民意を反映するために取り入れていくものなどがあるというふうに思っております。ある種、時代の流れを生きている生き物のようなものとも言えるかもしれないというふうに思っております。これは、目的達成のための手段、私のマニフェストに対しての私の思いは、そのような目的を達成するための手段または方法だということでございます。

今、御指摘のように、マニフェストを守ることが大事だと、以前言っていたことと違うんじゃないかということだというふうに思いますが、私はそのときそのときに、市民のためになる選択または決断をすることが、最も大事なことだというふうに思っております。私も、これまで申し上げてきたことと手段、方法を変えるわけでありまして、当然覚悟をしておりますし、決断をするときはいつも、私は何のために政治家をやっているのかと自問自答し、その状況下で市民のためになる最善の手段、方法を選択、判断しているつもりでございます。

私は、心の底から住民の福祉の増進を目指し、日々、一生懸命に市政運営を行っていることは、御理解をいただきたいというふうに思います。ただ、理解をしてほしいというだけでは、当然理解をしていただくことはできませんので、理解をしていただく努力が必要なことは言うまでもありませんし、今後それをしっかりと丁寧な説明をし、住民の方に御理解いただくのが私の責任である、そして形にするのが私の使命だという思いで、引き続きしっかりと職務を果たしていきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 途中でちょっと言葉を挟みましたが、私はそういったところを聞いたわけではないんです。先ほど、最初言われたように、市民と対話を重視して、市民の意見を吸い上げてこうやってつくったんだというならなおさらじゃないですか。市民がそういったことを求めたわけでしょう。それが公約になっているわけでしょう。その公約と違う決断を出したということで、やっぱり市民に対してきちっとそこを問うべきじゃないかと。そこだけなんです。市長になられてそういった努力をされる、それは当然だと思っていますので、それは私は評価をします。ただ、そういった市長選に対する公約を本当にどう考えていらっしゃるのかと、そこだけなんです。市民と対話を重視をしながら、市民と対話をして、その市民から持ち上がってきた部分を、こうやってきちっとマニフェストに盛り込んだということなら、市民の意見ということですよ。それをみずから覆したということになるんじゃないですか。だから、市民を裏切ったという形になるから、やっぱりそこをきちっとすべきじゃないですかと、私はそこを聞いてるんです。

恐らく、もうこれについては市長は考えは変わらないと思っています。ただ、そういったところはきちっとみずから踏まえて、気持ちをきちっと、最初の市長選の公約はどうだったのか、またそれをどういった形でするのか、それはきちっと踏まえながら市政運営をしていただきたいというふうに思っています。

私が今申し上げたことが常に私はそういうふうに思っています。ですので、これは市長とは平行線だと思っています。ですので、あと質問項目が多いですのでこれはやめますけれども、やはりそういった市民の意見もあると、厳しい批判もあるんだということは、十分身をもって受けていただきたいというふうに思っております。

以上でこれについては終わっていきたいと思います。

次に、熊本地震への災害対応についてであります。このことにつきましては、本当に、先ほど言いましたように多くの議員が取り上げられましたので、かなり重複した項目がありましたので、割愛をしながら、また整理をして質問しておきたいと思っております。

私は、まず今回の熊本地震発生において、今までそれぞれ個々の部分について、いろいろそれぞれ答弁がっておりますけれども、今回の熊本地震発生における本市の災害対応については、一連どういった対応をされたのかと、この一連の経過をまず私は求めておきたいと思っております。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

まず、4月14日に発生した地震から、時系列に御説明を申し上げます。4月14日木曜日、午後9時26分に、人吉市において震度4の地震が発生し、午後10時に市長公室において、1回目の被害状況の報告、確認を行ったところでございます。このときに、災害情報連絡本部を設置いたしました。同日、午後10時26分に、消防団に巡回依頼を行っており、120人体制

で巡回をしていただきました。また、午後10時40分には、職員を4班体制で市内を巡回いたしております。午後10時40分には、東西コミュニティセンターと保健センターを避難所として開設し、この日は最大で41名の方が避難をされました。午後11時30分に2回目の災害情報連絡本部会議を開催しております。午前5時30分から建設部で6チームを編成し、市内の道路等を中心とした巡視を行っております。4月15日金曜日、午前7時に3回目の災害情報連絡本部会議を開催いたしました。

それから、4月16日土曜日、午前1時25分に、人吉市において震度5弱の地震が発生し、午前2時30分に市長公室において、これは先ほど平田議員にも申しあげましたけれども、災害対策本部を1ランク強化したところで本部を設置し、1回目の災害対策本部会議を開催して、被害状況の報告、確認を行ったところでございます。このときに、避難所につきましては、支部を初め人吉高校を含みまして、合計8カ所の指定避難所を開設いたしました。午前7時に2回目の対策本部会議を開催し、以降4月25日までに全12回の災害対策本部会議を開催し、情報収集、それからその日の状況報告等々を行ったところでございます。なお、2回目からの本部会議からは、本庁舎が非常に危険な状況でしたので、人吉城歴史館に本部を移しまして、対策本部を継続したところでございます。

4月27日水曜日、午前8時、災害対策本部から災害連絡情報本部に切りかえ、避難所についても全て閉鎖したところでございます。第3警戒体制から第2警戒体制に落としたり。このときには、やはり余震の状況等を踏まえて、比較的この地域が安定してきたということもあります。厳重な警戒は引き続きとるということは、やはり続けるということをしながらも切りかえてやっていったということでございます。

4月29日金曜日、午前8時、第1警戒体制に切りかえまして、今度は防災安全課を中心に、地震に対する警戒態勢を行ったところでございます。このときに、第2警戒体制から第1警戒体制に引き下げています。

それから約1カ月、5月31日火曜日、午後5時をもって第1警戒体制を解除とし、引き続き防災安全課においては警戒、それから情報収集を現在も行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 4月14日発生以来、5月31日の第1警戒体制の解除までと、非常に長期にわたって日常勤務をされながら、そして災害対応をされたというようなことで、本当に休む間もなく通常勤務、そして災害対応勤務ということで、本当に大変な勤務をされたんじゃないかなと推察するところであります。

そのような中で、本当に地震災害という、いつ終息するのかわからない災害対応で、本当に大変な状況の中で、そしてあえてさまざまな課題も浮上してきたんじゃないかなというふうに、ちょっと思っているところなんです。ですので、今、そういった今回の対応の中で、

特にどのような課題が浮上してきたのか、その点を簡単に要点だけでも結構ですがお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

今回の熊本地震に対する災害対応において、初動体制の確立、それから通信手段の確認、避難所の運営、それから避難される方々へのきめ細かな対応、それから職員の配置、外部機関との連絡等々、さまざまな分野において課題が残ったと検証しているところでございます。

その中でも、最大の課題として残りましたのが、職員の災害時の勤務体制でございます。これは4月14日の地震発生、前震直後から、本部、支部の対応、それから避難所の運営対応、それからその後にありました移転の準備、それから移転実施などなど、5月9日の移転地の業務再開までの25日間、これは職員には精神的にも肉体的にも大変な状況にあったと、現在私も振り返っております。

特に、災害対策本部詰めの職員、配水池復旧に当たりました水道局の職員は、その当時は不眠不休の状態であり、いかに緊急事態とはいえ、職員の健康管理を考える上では、今回の対応が適切であったのかをやはりしっかりと今、検証しなければならないと反省もしているところでございます。

しかしながら、今後起こり得るかもしれない未曾有の大災害に備えるためにも、今後どのような体制で対応していくべきか、これは喫緊の課題として受けとめ、非常時における、これは非常時でも相当大変な非常時における職員の勤務体制を検討していかなければならないと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 確かに職員の方の災害時の勤務体制、かなりの課題があったんじゃないかなって私も思うところなんです。そういった中で、今回、職員組合の中でも、そういった災害対応における組合のアンケート等を実施されたようであります。その中でも、やはり職員の方もいろんな勤務をされながら、それぞれにいろんな意見が寄せられております。

若干その辺を紹介をしておきたいと思っておりますが、そういった地震対応とか、支部とか避難所対応等の中ですが、人員適正化の名のもとに職員が減らされているが、こういう日常と違う非常事態への対応、人員の確保、マンパワーの備え、そのための人員増も必要ではないか。また、避難所、夜間の仮眠を徹底してほしい。前日から通常勤務で連続して避難所勤務後も通常勤務、体調を崩しました。大雨や台風と違い、いつ始まっていつ終わるのかわからない中の業務になるので、体力の消耗が激しい。指揮系統をしっかりと、職員の勤務体制をつくったほうがいいのでは。ちょうど年度が変わる時期だったこともあるが、水防は新体制、救護部は旧体制ということで、両方に所属する形となり、1週間に二度泊まりの勤務となった。非常時にはそういうこともあることは理解できるが、一度も出ない人もいたり



して、不公平感を感じた。非常時でもみんなが働きやすい体制環境を考えてほしい。市民の方からはねぎらいのお言葉をいただいた。しかし八代市では、避難者の方から暴力を振るわれた職員がいたと聞いて、怖いなども感じる。もし避難が長引けばそうしたこともあるかもしれない。地震対応では、特に被害がなかったのがよかったが、夜間で情報収集できず待機していたが、本庁、歴史館、別館と移動して、安全に待機し、情報を得られる状況にいるには、テレビ、ラジオが視聴できるように準備されるといいなと感じました。個人携帯の小さな画面に何人も張りつき、夜が明けるまで少ない情報を得る難しさを感じた。朝5時45分から市内パトロールに出て、被害のなさに安心したが、家族を守るのを第一にと言っていたのはうれしかった。スポーツパレス、武道場で避難されている方の居住スペース間仕切りが、長期に避難する際に必要だと感じた。以前からですが、耐震が安全でない保健センターが子供の避難所になっているため、職員としてもとても不安を感じながら業務を行いました。避難所開設時の避難者の名簿管理等もっと事前準備が必要だと感じた。次に引き継ぐため、効率的にできる方法や記録様式の整理も必要ではないか。職員の交代体制が不規則、長い人では14時間以上続けるの勤務も。それから、あと1つ。今回の非常事態につき、水道局職員7名は、約80時間に及ぶ連続勤務を行ったのだが、本庁職員からの派遣等を要請し、休息がとれるような勤務体制がとればよかったのではと考える。ほかにもさまざまに意見を集約してありますけれども、そういった中で、やっぱり職員のそういった連続勤務というのが非常に問題になったようであります。

そこで、職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の第3章、宿日直勤務及び時間外勤務においては、第7条で、任命権者は、職員に第6条に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。また、第8条では、任命権者は、勤務時間条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならないというふうにもうたっているわけなんですよね。ですから、そういったことを考えれば、ただ今回の災害、本当に非常事態の中で行われましたので、やむを得ない部分もあったかもしれませんが、やっぱりこういった職員の方がいろんな従事をした中で、こういうふうにしたほうがいいのではないかとか、こういった問題があったとか思っているところがあるので、その辺は本当に今後十分に執行部のほうで検討をしていただく必要があるのかなというふうに思っているところであります。職員の方も、本当にそれぞれの課題を認識されて、一生懸命取り組んで業務に精励されておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思っています。

ですので、先ほど部長も答弁されましたけれども、やはり職員の勤務体制の問題、それから過度の勤務時間体制の問題等について、今回アンケート部分を私はちょっと読み上げましたけれども、どのように認識をされたのか、またそれを踏まえて、今後どのような対応をし

ていけばいいのかというふうに思っているのか、この点についてお尋ねしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） 地震発生直後から避難所の運営に当たりましては、職員のローテーションを組みながら、負担がかからないような状況も対応してきたところでございます。そして、議員がおっしゃったように、ちょうど旧災害支部から新災害支部に切りかわる前の時期でしたので、4月は混乱する時期であって、状況によっては恐らく何人かの一部の職員にかなり負担をかけたのではないかというふうには思っております。特に、日中の業務との関係もあり、夜間帯に避難所対応勤務、あるいは本部勤務になった職員には、もちろん議員もおっしゃったように疲労感、負担感、これはもう顔色を見ればわかりますので、非常に心配をしておりました。これらの職員につきましては、翌日の出勤時間について、柔軟な対応を可能とするように、総務課のほうから特例措置ということで、管理職のほうでそういうふうな対応もできるだけしてくれと。要するに、時間差で来て疲れが出て、そのまま休みがないままに勤務につくということは、できるだけ避けてもらうように。そしてそれが休みとか、そういう形としてとれるような状況も配慮してくれということをお願いしております。

しかしながら今回の地震は、4月14日の前震の後、16日に本震という、短期間に何回も何回もそういう余震が来る異例の事態となっており、この事態に対応するために、さっき最後のほうにおっしゃいましたけれども、特に水道局の職員は、4月14日の前震から本震の間、この辺がやはりずっと配水池について、その濁度のいろいろな状況、対応に携わっておいりましたので、要はそのときに連続勤務ということになってしまった、そういう実態を招いたようでございます。

ただ、災害対応とはいえ、職員の健康管理を考える上では、過度の勤務体制と指摘されても、それは仕方のない部分もあります。市民の安全・安心を第一に考えますときに、今回の対応が適切であったのか、やっぱり先ほども申し上げましたけれども、しっかり検証する必要はあると考えております。

想定外の事態と言われるような災害がこの地で発生したわけではなく、それでも先ほどの八代のことをお話になりましたけれども、そういう状況になったときには、もうはっきり言ってどう対応していいのか、私でさえ予想がつかないような状況でございますけれども、それでも午前中犬童議員が、何回も訓練をすることは本番が一番効果があるというお話もしていただきましたので、これは早急にやはり検討して、体制づくりをやっていかなければならないと考えております。そして、限られた職員での対応には限界がありますので、やはりさまざまな大災害が起きたときには関係機関との連携、協力体制についても一考の余地があるのではないかと考えております。災害に当たる市職員も被災者になることも考えられるわけでございますので、今回の熊本地震を機に、さらに災害に強い本市の体制づくりを進めてま

いりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） ぜひ検証されながら、今後きちっとしたそういった取り組みをしていただきたいと思います。ただ1点、そういった緊急事態、異常事態の中で、それぞれの関係機関との連携も必要かもしれませんが、その中で、例えばOB職員にお願いをしてお手伝いをしていただくとか、そういったことも異常事態の中には必要ではないかなと私は思うところなんです。OB職員もそれなりの知識を持っていらっしゃいますので、そういった方にも協力をお願いするとか、そういったことも今後検討していく必要があるんじゃないかなと思っています。特に専門職です。水道局とか保健センターの保健師さんとか、そういった専門的な職についていらっしゃる方については、限られた職員数ですから、そういった部分についてもOBの方に協力をお願いすれば、かなり負担も軽減できるのかなとも思いますので、そのところも今後は検討していただければなというふうに思っているところであります。

次に、1つは今度は子供たちの心のケアといいますか、子供たちがどうだったのかなという事で、ちょっとお尋ねをしておきたいと思いますが、やはりこういった今回の地震を受けても、人吉市内でも避難生活をされるとか、車中泊をして学校に通うとか、そういった子供たちがいたというふうに私も聞いたところであります。そういったことを踏まえたときに、いわゆるそういった小学生や中学生の子供たちの心の状況はどうだったのかなと思いますし、そういった子供たちを受けて、学校ではどのような対応をされたのかなというのが気になるところでもあります。この点については、どのように対応されたのかお尋ねをしておきたいと思います。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

熊本地震の本震からちょうど2カ月が経過いたしました。県内ではいまだに余震が続いておりますし、避難生活を余儀なくされている方、生活の再建のめどが立っていない方など、不安な日々をお過ごしの方がいまだに多くいらっしゃる状況に心が痛みますし、やるせない気持ちでいるのは私だけではないと存じております。

あれほどの大きな地震は、私自身、先ほど総務部長の答弁の中にもありましたが、昭和43年のえびの地震以来でございました。きっと大人の方々も多くが初めての経験ではなかろうかと存じておりますので、子供たちはさぞ驚いたことでしょうし、とても怖かっただろうと存じます。

そうした地震直後の子供たちの様子に関する御質問でございますが、本震後、16日の午後、翌日になりますけれども、臨時の市内校長会議を開催いたしまして、児童・生徒、そして職員の安否並びに学校施設、通学路の安全確認を行ったところでございます。幸いにも市内の

各小中学校に通う児童・生徒の中には、地震によりけがをしたという子供はおりませんでしたので、まずはほっと胸をなでおろしたところでございます。また、地震後の数日間は、先ほども議員もおっしゃいましたように、避難所から学校に通っている子供や、夜は車中泊をしている子供がいるという情報を得ておりましたので、身体的な苦痛はもちろんのこと、精神的な不安、そういうものを感じていないかと心配しておりましたが、直接けがや病気につながるような例はなかったと伺っております。

一方で、本震直後は大きな揺れに対する恐怖心や、また揺れるかもしれないという不安や、車中泊などから夜眠れなかったり、体調不良を起こしたりする子供がいるという報告を各学校から受けました。実際に学校で吐き気を催したりと、非常に眠たそうにしているというような現実をお話しいただいたところでございます。

そこで、学校としましては、養護教諭や学級担任を初め、関係機関等への相談も含め、学校を挙げて子供たちのケアに取り組んでいただきました。また、場合によっては保護者と連絡をとり合って、先ほど申しましたように吐き気を催したりとか、非常に疲労感を感じている子供たちにつきましては、早退させて体を休ませるなどの手だてもしていただきました。その後、5月には各小中学校に対し、心と体のチェックリストというものをういたアンケートの実施をしていただきまして、専門家による心のケアが必要かどうかというような判断を行うように指示したところでございます。その結果、3名の児童、車中泊をしている子が1名だったんですが、被災地から転入してきた子供が2名、この子供たちが専門家のカウンセリングを受けることが望ましいと判断されましたが、緊急性はないということから、経過観察をしていたところでございます。今では3人とも、表面的には元気で過ごしているということでしたが、本日、やはりカウンセリングをしたほうがよかろうということで、申請が上がってまいりましたので、早急に対応してまいりたいと思っております。

そのほか、各小中学校における対応としましては、何よりもやはり子供たちの心のケア、そこ付近が非常に大事であるということでございますので、子供に寄り添うということはもちろんのこと、毎日の健康観察、やはり日ごろ子供たちを目の前にしている先生方が、一番よく子供たちの変化に気づいていただくとお思いますので、その毎日の健康観察を徹底していただくということとともに、子供たちの生活の実態を把握することに力を注いでいただいております。ちょうど家庭訪問の時期と重なったこともありまして、家庭での様子について確認していただいたり、また各学校での様子を細かく観察したりして、変化があればどんな小さなことでも報告をしていただくようにしております。

なお、今回の児童・生徒の心のケアにつきましては、日本学校心理士会が出しております、作成しました東日本大震災子供・学校支援チームというものがございまして、震災に関する子供や学校のサポート、教師、保護者へのヒントというものがございましたので、これを学校のほうに配布いたしまして、子供たちの心のケアを行う際のポイントにしていただく、また

そういう対応の一助にさせていただくようなことでお願いしたところでございます。

地震からしばらくは不安な日々を過ごしていた子供たちですが、日を追うごとに、少しずつですけれども日常を取り戻していった様子でございます。特に、運動会、体育大会の練習が本格化し始めた5月の連休明けごろからは、すっかり元気になり、運動会や体育大会でも素晴らしい競技、演技を披露してくれました。その後も勉強に運動に、当たり前なのが当たり前でできることに感謝し、毎日元気いっぱい楽しく過ごしてくれているようで、頼もしく感じております。

本市の子供たちの元気な姿こそが、熊本県全体の復興への兆しであってほしいと願っているところでございます。まだ余震も続いておりますし、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等も考えられますので、心のケアも含め、学校とともに子供たちに芯からかわりながら、寄り添ってまいりたいと存じております。

少し長くなりましたが、以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 本当に子供たちの心のケアについては、非常に繊細な部分がありますし、学校のほうできちっとそういった対応をしていただいたんじゃないかなというふうに感じたところであります。ただ、3名の子供がカウンセリングを受けたほうがいいということであれば、やはり子供の心にかかりのものが残っているのかなと思いますので、その点についてはきちとした今後も十分に観察をしていただきながら、ケアに取り組んでいただきたいというふうに思うところであります。

人吉市のほうではこういう状況であります。例えば人吉市からそういった今度被災に遭った熊本市なり益城町なり、そういった被災地に進学している学生もいるんじゃないかなと思っているわけなんです。例えば高校生だったりとか、専門学校生とか大学生とか、人吉からそういったところへやって被災に遭った、そういった学生の方たちもいらっしゃるのかなとちょっと思うところなんですけれども、そういった人たちへの対応とか、もしくは支援とか、そういったことはどうだったのでしょうか。これについてお尋ねをしておきたいと思っております。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

本市から進学等のために熊本市などへ移られている方への支援についての御質問でございますが、高校や短期大学を含む大学、また公立中学校等も含めて、私立中学校等も含めてなんですけれども、専門学校などへの進学ということになりますと、進学先や住所地の情報収集、把握も非常に困難な現実がございますので、心情的には支援したい、また寄り添いたいという思いは持ちつつも、人吉市の教育委員会におきましては、特に対応はしていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 教育委員会としてはなかなか対応できないと。基本的に教育委員会は小中学生の対応ということになるかもしれないですね。ただ、そうであれば、教育委員会で対応できないということであれば、例えば市のほうで、どこか対応できる部分があるんでしょうか。そういった学生たちを対応するといいますか、把握をするといいますか。そういったところは市の行政のほうではできませんかね。

○総務部長（井上祐太君） 代表してお答えさせていただきます。

済みません。そういう今言われて、はっと気づいたんですけれども。この間、震災の時期に、やはりうちの職員さんで、熊本大学だったと思うんですけれども、入学してまだ何日も行っていない中で、もう連れて帰ってきたとか、高校生で市内の高校に行っている子供さんがいらっしゃって、ほとんど行けていないとか、そういう状況もございますので、やはり支援という形よりも、やはり市のほうでもそういう帰ってきた子供たち、怖い思いをした子供たちの心のケア、そういうものはやはり何らかの形でできると思いますので、そういう体制もしっかり検討しなければならぬというふうに、これは今、ぱっと思いついたんですけれども、非常に申しわけないんですが、やはりそれも今後の検討課題として残るんじゃないかなと思っております。ありがたい御提言、受けとめさせていただきます。

お答えとさせていただきます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） そうですね。それは今後の課題として、今後やっぱり十分にそういった把握等も必要なのかなと思いますので、さっき部長答弁されましたように、今後の課題として十分に捉えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

あと何点かあるんですが、昨年9月議会において、私、台風災害等について質問を行ったところであります。そのときに、やはりそういった防災計画書の見直し、例えば下原田地域の停電等に対するそういった支部の状況とかについて質問しながら、防災計画書の中できちっと見直しをすべきじゃないでしょうかということ、要望していたところでございますけれども、その点についてはどのような見直しをされたのか、改めてちょっとお聞きをしておきたいと思ひます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

御指摘いただきましたとおり、昨年停電が継続している中で、恐らく支部を解散してしまい、地域の状況を正確に把握していなかったことにつきまして、議員のほうから一般質問していただいて、その後強く反省もし、これは早急に対応を検討すべきであると再確認をしたところでございます。

現行の地域防災計画書では、停電時における様態、台風時の停電でございましたので、その様態を丁寧に市民に対し周知するようになっておりまして、もともとそういうふうに位置

づけられていたのを、本市の災害対策の中で、やはり少しおろそかに扱っていたということ  
でございまして、災害対策本部会議開催の際に、本部と支部の間で停電とか断水時の対応を  
しっかりやらなければならないと確認をさせていただいたところでございます。

具体的には、停電、断水する時間帯、復旧状況など、正確な情報を町内会長さんたちと共  
有をし、その旨を漏れなく地域の住民の方へお伝えする、そういった仕組みをもう1回再確  
認すると、一連の広報活動を再度強化しなければならないと、そういうことで現在考えてお  
ります。

それと、昨年の台風15号による災害対応の中で、あと関係機関との連携を図るため、なか  
なか九電さんとの連携がうまくいってなくて、台風被害による対応連絡会議がその後に開  
催をされたところでございます。参加者は九州電力さんと、それから西日本電信電話株式会  
社さん、それから熊本県、それから人吉球磨の各自治体でございまして、停電が発生した際  
の情報をどのように提供するのが最良の方法なのか、これは本市だけではなくて、やはりほ  
かの町村にも大きな課題として残ったということも伺っております。そういうことが協議を  
されたということでございます。

繰り返しになりますが、電力の復旧がいつごろになるのかの情報収集を速やかに伝達でき  
るよう、これはもう市民の皆様の方の立場に立った対応を今後心がけていかなければなら  
ないと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） そのように再確認をされたということで、うれしく思っているところ  
であります。やはりそういった再確認をしながら、きちっと住民の方に対して対応していく  
ということが重要でありますので、ぜひ今後ともそういった形で再確認をお願いできればと  
いうふうに思っているところであります。

それから、今回、社会福祉協議会で災害救援ボランティアの活動をされたようでありませ  
けれども、今回の活動実績はどのようになっているのでしょうか。この点をお尋ねをしてお  
きたいと思っております。

○健康福祉部長（村口桂子君） 皆様、こんにちは。それではお答えさせていただきます。

社会福祉協議会における災害救援ボランティア活動の実績でございますが、震災後約1週  
間後である4月22日からボランティア活動をスタートし、6月5日までの間に、日曜日を中  
心にほぼ毎週活動を行ってこられました。現在までに計6回の活動を行い、延べ112人の参  
加があり、これに社会福祉協議会職員及び運転手を加え、合計126人が災害救援ボランティ  
アとして活動をされております。また、このうち3回については、市内の高校生計34名の参  
加がっております。活動先としましては、熊本市、大津町、益城町でございまして、活動  
内容は当初の4月においては住民向けのチラシ配布や救援物資の運搬配布、5月に入ります

と民家の片づけやがれきの撤去、避難所の清掃、片づけなどでございまして、ボランティアの活動内容も被災者のニーズに応じ変化をしてくれているところがございます。現在は徐々にニーズが減ってきておりまして、団体の受け入れをするボランティアセンターが少なくなってきたために、社会福祉協議会におきましては、団体でのボランティア活動の計画はされておられません。今後につきましては、社会福祉協議会の職員を交代で被災地のボランティアセンターに派遣をしておりますので、そこで情報収集を継続しながら、状況を見て検討をされるということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 高校生が34名もボランティアに参加してくれたと、本当に素晴らしいことだなというふうに思っております。

ただ、東日本大震災以降、人吉市のほうが社会福祉協議会に補助金を出しながら、災害救援ボランティアの養成講座をずっと行ってきたと思ってるんですね。ですので、そういった災害救援ボランティアの養成をずっと行ってきている中で、今回そういったボランティア活動に社協のほうで行かれましたけれども、その養成講座を受けて、例えばそういった災害ボランティアに登録をされている方、その方のかかわり方はどうだったのかなと気になるところがあります。また、そういったボランティア養成講座を実施してきて、どのように効果を見ているのかというのもちよっと気になる場所なんです。この点についてはいかがでしょうか。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

社会福祉協議会における災害救援ボランティア養成講座は、万一に備えて、人吉市が被災したときに、災害ボランティアセンターの運営や市民ボランティアのリーダーとして活躍できる人材を養成することを目的に実施をしていただいております。平成23年度から毎年実施しておりまして、これまでの累計で228人の受講者がおられます。その受講者の中から、現在103名の方が災害救援ボランティアバンクに登録をされております。

社会福祉協議会においては、熊本地震における災害救援ボランティア活動の実施に当たりまして、まずそのボランティアバンクに登録されている方々へ一斉にメールや電話により連絡をされ、参加を募られました。しかし、身内の方が被災されたため直接支援に行かれていたり、高齢で体力に自信がないとか、余震が心配、用事があって参加できないなどの理由により、思いのほか少なく、実際は延べ16人の参加があったところがございます。これにつきましては、災害ボランティアバンクの登録者の年齢層が50代から70代後半がほとんどであり、がれきの処理等の肉体労働にちゅうちょされた方もあったのではないかと考えられるというふうに社協のほうでおっしゃってございました。

その一方で、社会福祉協議会のホームページやSNSのフェイスブックによる一般の参加



者の募集につきましては反響が大きく、定員をオーバーしたために参加をお断りした方も多くおられたということでございます。

このような状況の中で、災害ボランティア養成講座の効果及び災害救援ボランティアバンク登録者の今回のボランティア参加へのかかわりでございますが、実際の救援作業においては、ほかの参加者の模範となるべく、率先して取り組んでいただきましたことはもちろんのこと、平時の訓練だけではなく、実際の災害ボランティアセンターの運営状況なども体験することができ、災害時におけるボランティアリーダーとしてのみずからの役割をイメージしてもらったのではないかと考えております。また、多数の高校生が参加してくれましたが、これはボランティアバンク登録者でもある高校教師の呼びかけによるものでございまして、若い世代への防災やボランティア活動への意識啓発についても効果があったのではないかと考えております。

なお、今回は先ほどの高校生を初め、災害ボランティアバンク登録者以外の一般の参加の方々も多数被災地に足を運ばれ、被災状況を目にし、実際に活動されております。このような方々が、実際に人吉市が被災したときには、活動の経験者として災害救援ボランティアとして力になっていただくものと期待をしております。

社会福祉協議会におかれましては、若い世代の掘り起こしにより、ボランティアのすそ野を広げることを目的として、平成27年度からJCや子ども会にも講座参加を呼びかけておられるところでございます。このたびの活動に参加されましたボランティア登録者以外の一般の方々にもぜひ、今後ボランティア養成講座への参加を呼びかけていきたいということでございます。市としましては、これを機会に、若い世代を含む多くの方々が災害救援ボランティア養成講座に興味、関心を持ち、ぜひ多数参加していただきたいと期待をしております。

今後とも支え合い、助け合いの地域福祉の推進の観点から、社会福祉協議会の災害救援ボランティア養成事業を支援してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） やっぱり災害ボランティアのリーダーを養成すること、これは本当に人吉市が災害に遭ったときに、大変大きな力を発揮されることになると思っております。部長答弁されましたように、今後若い世代の方がそういったボランティアに興味を持ってそういった登録をされる、そういった啓発等が必要かと思っておりますので、これはもう市も積極的な広報をされながら、ぜひそういったボランティアの養成を今後も取り組んでいただくようお願いをしたいというふうに思っているところであります。

あと1つ、今度は耐震診断の補助についてお尋ねしておきたいと思っております。先日の永山議員の質問でも答弁があったところなんですけど、1つ私が気になったのは、戸建て木造住

宅の耐震診断の補助については、こういった住宅がその補助の対象になるのかなというのが、ちょっと気になったところなんです。ですので、この点についてちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

本市におきましては、国の社会資本整備総合交付金事業を活用しまして、平成24年度から戸建て木造住宅の耐震診断事業補助を行っております。補助の対象となる住宅でございますが、市内に所在する戸建て木造住宅、1つ目です。2つ目、ちょっと専門用語になりますが、在来軸組工法及び枠組壁工法によって建築されました地上2階以下の住宅であること。3つ目で、昭和56年5月31日以前に着工した住宅であること。4つ目でございますが、過去にこの補助金の交付を受けていない住宅であること。最後になりますが、その他市長が認める住宅であることとなっております。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） そういった補助の対象の中でも、なかなか実績もかなり少なかったように思っているところなんです。ただ、今回の地震を考えると、昭和56年以降に建てられた新耐震基準の住宅においても、被害がそれぞれ発生しているわけなんです。ですから、そういったことを考えますと、市民の中でも、今現在、新耐震基準で建築している住宅に住んでおりながら、でもやっぱり不安で、どうなのかなと思っている方もいらっしゃるんじゃないかなと思うわけなんです。ですので、やはりそういった補助対象になっていない住宅です。例えば新耐震基準の中でも、昭和56年以降ということで、例えば昭和56年、57年、58年とか、かなりとなればもう30年ぐらい前になりますので、そういった住宅等についても、かなりそういった耐震の不安を持っていらっしゃるんじゃないかなと思いますので、そのような住宅に対しての耐震診断の補助が考えられないのかなというようなことでちょっと、市民からもそういった意見をいただいたところなんです。その辺についてはお考えはどうでしょうか。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、現在は新耐震基準で建てられました住宅につきましては、耐震性があるものとして補助の対象にはなっておりません。しかし、皆様も御存じのとおり、今回の熊本地震におきましては、新耐震基準で建築されている昭和56年6月以降の住宅につきましても、倒壊等の被害が発生しております。今回の熊本地震は、短期間に震度7クラスの地震が2回発生するという、日本で初めてのケースでございます。この地震を受け、国がどういった対応をするか、いまだ詳細にはつかめていないところでございます。しかし、国におきましても今回の地震を受け、何らかの対策を示されることが予想されますので、今後、建築基準法等の見直しを含め、耐震診断等の補助の創設が行われるかどうか、国の動向を注視

してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 新耐震基準ではやっぱりなかなか厳しい状況のようでありましてけれども、ただ、昭和56年6月以降の建物でも、もう本当に30年、40年、木造住宅で建っている状況がありますので、非常に耐震は心配、不安になるんじゃないかなと思っています。そういった国の動向等を、十分に動向に注視をしていただきながら、やはりそういった市民の不安は払拭するというようなことを今後検討いただければと思いますので、そういったことよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後5時04分 休憩

---

午後5時17分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）  
12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） それでは次に、庁舎機能移転に伴う課題についてであります。

今回の庁舎機能移転につきましては、本当に素早い決断と迅速な行動によって行われたというふうに思っております。そういった今回の決断については評価をしたいと思ひますし、それぞれ大変な中で取り組まれたことには、敬意を表したいというふうに思っております。

ただ、実際、移転を行う中で、さまざまな課題が浮き上がってきたんじゃないかなと、ちょっと思っているところであります。いろんな意見をちょっと聞いたところでありますけれども、今の時点で、どのような課題が上がってきたのかということについて、どういうふうに認識していらっしゃるのか、この点をちょっとお尋ねをしておきたいと思ひます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

今回は危険本庁舎からの回避ということが最大の目標でございましたので、移転計画が先行するような形となりまして、さまざまな憂慮されるべき項目を、要するに飲み込んで進めていったということでございます。議員がおっしゃるとおり、機能移転による課題は数多く残りました。全ての課題を上げることはできませんけれども、機能移転後、特に不都合を生じている点を中心にお答えをさせていただきます。

まず1点目でございますが、これはもう何といたっても市民サービスの低下でございます。カルチャーパレス、それからスポーツパレス、それから西間別館、それからあとは、7月からは保健センターが高等看護学校に移りますので、水道局も含めると5つに機能分散しましたことから、これは麓町庁舎を中心に流れていた地域公共交通の流れですよね。本庁舎に行くようにバスというのはできていますので。そういう流れが少し変わって、あそこでおいて

も本庁舎に行くには、別館に行くには少し距離的に遠くなっていると。それと、来庁者へのサイン、要するに誘導表示、これはこの間新聞にも書いてありましたけれども、サイン等々がなかなかうまく表示されていなくてわかりにくいと。それから駐車スペース、特に市民の皆様にご不便をおかけする結果となってしまった状況です。

2点目でございますけれども、庁舎として、カルチャーパレス、スポーツパレスなどの既存公共施設を利用させていただきましたので、従来の利用者の方たちを締め出す形となりまして、締め出された方たちが、現在活動拠点を改めて探さなければならないということになってしまったところでございます。

3点目でございます。機能移転先を部の組み合わせで、例えば西間別館でしたらば、市民部と健康福祉部、そういうふうな形、部の組み合わせで行いましたので、移転先の執務面積と移転した職員の数に不都合が生じてしまいました。要は経済部と教育委員会がいたころは、職員は恐らく60名から70名ぐらいだと思うんですけども、今、市民部と健康福祉部で100名以上の職員がそこに入り込んでいるというような状況でございます。特に西間別館、第1別館は職員の執務室及び窓口スペースが手狭になっており、職員もさることながら来庁者へ、言葉は悪いんですけども、圧迫感を与えていると私たちは危惧をいたしております。

4点目でございますけれども、これは従来会議室であったスペースを執務室として使用しておりますので、これも先ほど、西間別館はほとんどが、教育委員会のころは会議室がたくさんあったんですけども、もう今は1つしかございません。ほとんど執務室になっておりますので、全体的に会議室が不足するなど、会議室の分散、そして職員がもう移動しなければなりません、さまざまに。その移動負担とあわせて、今後解決しなければならない課題となっております。

5点目でございますが、職員の福利厚生において、特に先ほどから申し上げております西間別館では、昼休みの窓口当番の職員が休憩を行う場所が確保できず、現在、十分な休憩ができていないというような課題も上がっております。

6点目でございますけれども、総務課が仮本庁舎に、ここのカルチャーパレスに入っておりますことから、郵便物の受け渡し、それから決裁文書の受け渡しなど、結果、職員がこちらの本庁舎のほうに来て、雨の日はたくさん抱えて帰ると、そういう事務的な煩雑さを与えていることも課題の1つとなっているところでございます。

最後、7点目でございますが、市庁舎機能が複数カ所に分散してしまいましたので、光熱水費を初めとする維持管理費等々が増加するということは、もうこれは明らかでございますので、今後、財政的な課題も出てくると思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） やはりさまざまな課題が浮かび上がってきているように思ったところ

であります。その中で、やはりそういった課題は課題として把握しながらも、この課題も何とか解決しなければいけないというような形で対応していかなければならないと思っています。こういった課題について、今後どのように対応していかれるのか、この点についてちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

先ほど、7点ほど機能移転に伴う課題を上げさせていただきましたが、これは新本庁舎を建設することでその大半が解決するわけですが、これにはまだ時間が必要ですので、予算的な手当をすることで解決できる課題を、時間の関係もございましてお答えをさせていただきます。

まず、先ほどから申し上げております執務室等が手狭になっておることに関しましては、本議会に予算を計上しております、仮本庁舎、カルチャーパレスと第1別館、西間別館にプレハブ等々を借り上げ、会議室と執務室等として使用することで、現在の執務環境を少しでも改善し、来庁者へ多少なりとも解放感を与えることができるよう努めてまいりたいと考えております。要は、例えば西間の別館の中に入っているある部署をプレハブのほうに移して、そしてそこにスペースをつくって休憩室等々をつくっていく、そういうふうな考え方を今持っておりますので、これはできるだけ早目にそういう体制を整えたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 今回の庁舎機能移転に伴って、気になっている点がちょっと1点あるんです。それは庁舎の名称なんです。市民の立場から見たときに、というか市民からもちょっと聞かれたこともあるんですが、今、市役所の仮本庁舎、それから第1別館、第2別館というふうに名称をつけられていますよね。そういった仮本庁舎とか第1別館とか第2別館というふうなことで言ったときに、市民が本当にわかるのかなとちょっと思うところなんです。やっぱりこれは非常にわかりづらいんじゃないかなというふうに思っております。私も第1別館ってどこなって聞かれたときに、あつて思いながら、確か西間のあそこにある西間の別館ですよというふうに、ちょっと話をしたこともあるんですが、そういったことを考えれば、やはり市役所の名称そのものも市民にわかりやすい名称に変えたほうがいいのかと、それが私は市民目線の立場の行政のあり方じゃないかなと、ちょっと思うところなんです。

それを考えますと、例えばこの市役所の仮本庁舎って、ここはもうカルチャーパレス庁舎って言えば、ああカルチャーパレスの庁舎だなんて、カルチャーパレスへ行けばいいんだなってわかりますし、例えば第1別館というのも、西間庁舎とえば、西間にある庁舎に行けばいいんだなとわかって。あと、スポーツパレスについては、第2別館じゃなくてスポーツパレス庁舎と、そういうふうに表示をすれば、市民もその場所もしくは所在の名称等で、ど

この庁舎に行けばいいんだというのがすぐに理解できると思うんですよね。ですので、やっぱりこの点については、やはり市民にわかりやすい表示をすべきと思いますので、名称を変えたらどうかと思っています。名称の変更はできませんでしょうか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

この名称は、この名称をつけるのに私も大分かかわった人間なんですけれども、本当におっしゃるように、名称をつけてみてわかりづらいなというふうに、議員と同じように考えております。

一部条例化したやつもございますので、例えば第1別館に掲示板をつくりましたけれども、今度上程しておりますけれども、あそこを第1別館というふうな形に今、上程させていただいておりますけれども、多分、愛称もしくはこちらから出す開催案内文、そういうものの中にしっかり、もうはっきり、今おっしゃったように、カルチャー、西間、スポーツパレス、そういう名称で位置づけたいと思いますし、サイン、表示板ですね。ああいうものも全部、そういう形でつくらせていただきたいというふうに考えております。

数年間は恐らくここは使用するということになりますので、御提案についてはありがたく受けとめさせていただきます。

お答えとさせていただきます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 市民にわかりやすい、そういったことでぜひお願いしたいと思っています。条例は条例上で、それはもうどうしようもない部分はあると思っています。ただ、そういった愛称とか名称で市民には表示できる部分があると思いますので、そういった立場で、ぜひそういった取り組みをお願いしたいと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

また、今回の庁舎移転に伴っても、先ほどいろんな課題を話されましたけれども、やはりもう1つ私も一番気になるのは、職員の休息をとる場所がないというのが、やっぱり一番気になっているわけなんです。これが市民サービスの低下を非常に及んでいるんじゃないかなと思っています。これについてもアンケートをとってあるんですが、やはり時間がありませんので、ちょっと二、三紹介したいと思っていますが、職員も大変だが、市民にも大変迷惑をかけている。市民に歩かせるケースが多い。一度に役所での手続を済ませることができず、カルチャーパレス、スポーツパレスまで行かなければならないのが不便との声を多数耳にする。高齢な方はタクシーでの往来となられるようで、出費大となったとの声がある。相談内容が周囲にまる聞こえ。移転作業時には他自治体の御協力をいただき、感謝しています。移転作業はあさぎり町や牧之原市から応援に来ていただき、とてもありがたいことだった。不便な点も多数あるが、市民サービスを低下させないように何とかやっていかなくてはならないと思っている。ただ、執務室内の環境の差があるので、そこは移転のときもう少し検討してほしい。庁舎が分散されたことにより、業務効率が全体的に下がっている状況です。

相互に往来が必要となり、職員間のコミュニケーションをとる機会も減っていると思います。分散されていると市民の方にも混乱を来してしまいます。防災拠点の確立と、市民の方にとっての利便性を考慮し、一刻も早い新庁舎建設を望みます。公用車台数の問題、少ないので自家用車使用機会が非常にふえていると。出張車はあってもETCカードがないので、カルチャーパレスまで行く必要がある。厚生室またはちょっとした休憩スペースが必要。若手の意見が反映できたのか。退職1、2年前の幹部で判断されていないのだろうか。すぐに移転できればいいが、長引く可能性もあるのだから、長く使用する若手の意見を反映してほしい。若手の職員はやっぱり、こういった意見もあるようであります。

ほかにもいろんな意見等があります。やっぱり高齢者の方が非常に困っているんですよという声を聞くわけなんですよね。ですから、そういった部分については、いろんな意見を聞いていただいて、それが少しでも改善できる、そういった方策をそれぞれできればなと思っています。ですので、やはり1つは職員の休憩所の設置は、さっきちらっと何か検討しているというような話もされましたけれども、本当にそういった休憩室の設置を必要と考えていらっしゃるのでしょうか。私は当然、休憩室は必要であると思っていますので、これはやっぱりきちっと職員の福利厚生のためにも、場所をきちっと考えていく必要があると思っていますけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

退職1、2年前の職員の1人でございますので、今度の機能移転の大分皆さんから御批判を受ける立場の職員だと思っていますので、本当に心苦しく思っております。

職員の福利厚生の方からは、当然これは職員の休憩所は必要であると思っていますし、少なくともこの仮本庁舎のカルチャーパレスとか、スポーツパレスには、専用の休憩所とは言えないまでも、少なくとも、まだくつろげる空間というのは、喫煙をされたり、そういう場所は確保されておりますので、何とかパーフェクトと言わなくてもいいのかなと思っています。

だけど西間別館は、本当に先ほどから述べておりますように、これは執務環境の確保というのは、非常に今厳しい状況です。市民部長と健康福祉部長のほうからかなりお小言もいただいておりますし、いずれにしても先ほど申し上げましたように、今度、プレハブを仮設のものを設置したら、必ずそこに幾つかの部署を移して、移した分を執務室を全体的に調整をして、休憩スペースをつくる。それぐらいは必ずやらなければならないと考えておりますし、それ以上に不足する場合には、また新たな手だてを考えなければならない。ただ、これは職員向けでございますので、当然お客様、来客の方たちへの先ほどの圧迫感という言葉を使いましたけれども、これで来客のお客様への解放感を確保できる、そういうことではございません。やはりまた別の形で、また検討、協議をしていく必要があるんじゃないかなと思っています。急急での移転でございましたので、なかなか手が回らなくて、本当に職員、

それから来客の方には御迷惑をかけているのは、もう十分承知をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 本当に大変な状況ですので、執行部の苦労は、本当に理解するところもありますけれども、そういった職員の福利厚生の立場から考えれば、やはり市民サービスを本当にきちっとやっぱり提供する、そういったことをするためには、やっぱり福利厚生を十分にある程度は備えて、対応することが十分必要であると思っていますので、ぜひそういったことを考えていただきながら、取り組んでいただきたいと思います。

また、今後さらに少しずつ、いろんな職員の皆さん方の意見等を集約をしながら、最低限必要な部分は、こういったことも必要だということをそれぞれ取り上げながら、それを一つ一つ実現をすることも重要かと思っています。やっぱり3年ないし4年、こういった状況の中での執務が続くわけですから、そういったところは十分職員の方の配慮を考えながら取り組んでいただければと思っているところであります。

もう1つは、さっき平田議員の質問の中で、罹災証明の発行等については、非常になかなかスムーズにできないというようなことで、業務継続計画等を策定をしていけば、その中でスムーズに発行できるんだというふうな答弁もちょっとあったかというように思っているところでございます。施政方針にもそういった業務継続計画を策定中であるというふうなことをうたっておりますけれども、具体的にその業務継続計画の中でこういったことを定めながら取り組んでいくのかというのが、ちょっと理解できない部分が私はあるんですね。ですので、それについて業務継続計画というのは、こういったものを策定していくのかということだけでもちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

現在策定中の業務継続計画は、大規模災害時において、自治体が行政機能、行政活動を維持、継続するために事前に必要な資源の再配分、対応方針、手段を定める計画でございまして、市民の生活、それから財産を守ることを目的としてつくられる、そういう計画でございまして。

今あります地域防災計画とどこが違うのかといいますと、これは当然大規模災害が起こりますと、通常業務というのはできなくなります。これはもう今の熊本市であり、益城町であり、そういうときに、中断をせざるを得ない通常業務を明確にして、非常時の業務執行体制を迅速に整える、そして発災により低下する行政サービスの質を効率よく時間をかけて回復していく、そういうような計画でございまして。

例えば発災後、災害が発生して6時間、9時間、24時間、3日以内、1週間以内、2週間以内、1カ月以内、この8項目に区分して、業務、要するに非常時優先業務を策定していく、そのほかにもさまざまな取り組みがありますけれども、南縁断層のときの被害想定も申し上



げましたけれども、そういうことに対応するための体制をつくり上げていく、そういう計画。地域防災計画とは少し異なるということでございます。

さっき平田議員のときに申しあげましたけれども、罹災証明書などはこの中にしっかり非常時の業務として位置づけて、今の往々にして計画では2週間以内には発行が位置づけられておるようでございますけれども、かなり今、どこの自治体もおくれているというような状況でございます。

こういう計画を年度内につくり上げたいと、そして議会のほうにも適切に説明をしていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） やはり大規模災害が発生したときの非常事態におけるそういった機能、非常に重要な部分があるように感じました。スムーズにそういった業務ができるようにするためには、やっぱりそういった計画策定をしながら、そういった緊急時に対応できるように研修はする必要があるのかなと感じましたので、これについては早目にお取り組みをされながら、お示しをお願いできればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、やはり今回の市民サービスの低下は非常に私も気になっているところなんですけど、やはり先ほどちょっと部長も話をされましたように、公共交通機関がかなりこう変わって、やっぱり交通網が変わってきている。そして、例えば先ほど言いましたように交通手段を持たない方とか、高齢者の方たちがタクシー利用等で庁舎等に行っているということは、やっぱりかなり交通費等に負担をかけている状況があるようであります。

そこで1つ考えるのは、市民サービスの低下を回復するためにもということなんですけど、出張市役所というのができないかなって思ったわけなんです。例えば6校区、校区がありますけれども、校区に例えば土曜日とか日曜日に出かけて行って、その校区の中で窓口業務を受けるとか、相談を受けるとか、そういった形で校区のコミセン等で、土曜日もしくは日曜日1日の中で、市役所業務等の業種は限られるかもしれませんが、そういった業務等を受けることができないのかなって。そうすることによって、その校区の人たちがわざわざ市役所まで来なくても、そこで簡単な相談とか、いろんな例えば税金を納めるとか、いろんなことがそこでできるのかなって思っています。そうすることによって、そういった市民サービスを少しでも回復することにつながるかなと、ちょっと思うところなんですけれども、それについてはいろんな協議も必要だし、職員には今度は、土曜日か日曜日に誰かが出ていかなければいけないということで、職員にも負担をかけることにもなると思っています。でもやっぱり今の状況等を考えれば、今後高齢者の方たちがふえてくれば、そういった市役所から出かけて行って、そこに市役所業務を行うということも、今後は考えられるんじゃないかなと思っていますけれども、この点についての考えいかがでしょうか、お尋ねをしておき

たいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

非常にありがたい提案をいただいたというふうに感謝を申し上げたいと思います。市庁舎が分散するということを決めた時点から、市民の皆様にご不便をおかけしますが、市職員のおもてなしをもって、そのマイナスをカバーしますというお話をしておりましたので、まさにそれを具現化するような時宜を得た行政サービスのあり方だと存じます。

また、当議会等でも何度かお話をさせていただきましたが、さらに進展する高齢化の中で、市民の皆様においでいただく市役所から、市民の皆様の方へ近づいていく市役所、出かける行政を実現したいという思いがずっとありましたので、先ほどおっしゃいましたように、勤務体制などは考慮する必要があるというふうに思いますが、ぜひ制度設計をいたしまして実現をしたいと考えております。

物理的な距離だけではなく、市民の皆様と行政の心の距離もずっと近づけるような、人吉市らしい行政サービスに育てていきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） ぜひ市民に近づく行政機能のあり方ということで、今後はいろんな課題等はあると思いますが、一つ一つそれが実現できるように、今後十分な検討をお願いしたいと思っておりますので、ぜひ実現できますようによろしくお願いを申し上げたいと思っております。

最後の質問になりました。市民の声からでありますので、時間がありませんが質問しておきたいと思っております。

希少生物のための重要湿地帯についてということで通告をしました。市民の方から、こういったことがあるんだけどということで、話があったわけでありまして。平成28年4月に、環境省において、日本の重要湿地500に人吉市の湿地が2カ所選定されたようでありましてけれども、このことについて、市のほうでは認識をされておりますでしょうか、お尋ねをしておきたいと思っております。

○市民部長（今村 修君） それでは、御質問にお答えいたします。

日本の重要湿地500は、平成13年度に環境省が生物多様性の保全の観点から、重要な湿地を保全することを目的に選定をされ、環境保全の資料として活用されてきましたが、選定から10年以上が経過をし、環境の変化が生じている湿地が存在していることや、新たな知見が得られた湿地が存在することから、見直しが行われ、本年4月にその結果が公表をされたところでございます。

今回、人吉市中神町の湿地と球磨川水系のオキチモズクの生育地の2カ所が選定をされております。このように、人吉市の湿地2カ所が新たに追加されましたことは、自然環境の豊

かさのあかしでもありますし、重要な湿地であるということを再認識したところでございます。なお、人吉市中神町の湿地はハッチョウトンボの生息地、そして球磨川水系のオキチモズクの生育地については、チスジノリ、オキチモズクの生育地として希少生物と一体となった登録がなされているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 確かにそういった形で2カ所選定されています。

それと、球磨郡の相良村の湿地も、人吉球磨のほうでは選定されていますので、人吉球磨でいいますと3カ所、500の湿地帯のうちの3カ所も、こちら人吉球磨地方では選定をされているということになっています。その中で、人吉においては環境基本条例をつくりながら、また環境基本計画を策定しながら、そういった自然環境の保全についても記載をされていると思っています。そういった中で、そういった自然環境の保全等について、これまで市としてはどのような取り組みをされてこられたのか、この点についてちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

市の取り組み状況についてでございますが、環境地域づくり推進のための環境教育として、身近な河川の水生生物調査を平成25年度から27年度までの3年間におきまして、市内の小学校2校ずつ実施をしております。さらに今年度以降につきましては、市内の全小学校6校で同様の取り組みを継続実施していくこととしております。

また、幼児向けに地域のあらゆる生物を思いやることができるように、環境しつけ教室を実施してまいります。身近な環境に対する基本的な環境教育を実践することで、地域の自然環境の保全の取り組みに努めてまいりたいというふう考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 環境保全に対してさまざまな取り組みをされているようでありますけれども、やはり本当に環境教育も重要だと思いますし、今後環境をどのように保全していくのかということも、今後重要な課題になってくると思っています。そのような中で、やはりこのような、今回重要湿地帯が選定をされたということでもありますので、そういった重要湿地帯を、今後はどのように守っていくのか、これも必要だと思うんですね。ですので、そうやって選定された重要湿地帯について、今後どのように対応していこうと思っておられるのか、この点について確認をしておきたいと思います。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

今後の市の対応についてでございますが、これまでの豊かな自然環境保全の取り組みを継続実施していくことが、今回選定の2カ所の保護と保全につながるものと考えております。

熊本県のレッドデータブック掲載の動植物と同様、熊本県と連携し、その保護管理や保全等に取り組んでまいりたいと存じます。また、最も危惧されますことは、開発や工事等により希少生物の生息地がなくなり、希少生物が絶滅してしまうことだと思っております。農林建設の部署等とも情報を共有しながら、今後連携して希少生物の生育地を保全してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 今までにもそういった絶滅危惧種とか希少生物とかが、そういった公共工事とかいろんな工事等によってやはりなくなっている、もう気づいたときには工事が終わって、そういった絶滅危惧種等がなくなってしまうと、そういったケースが今までかなりあったようであります。やっぱりその辺は、それぞれの連携等がとれていないために、またこういった生物があるんですよということを把握していないために、そういった状況が今まであったと思っています。ただ、今後はそういった環境基本条例、環境基本計画も定められて、環境保全等に取り組みられるわけですから、ぜひ先ほど部長答弁されましたように、そういったそれぞれの部署と連携をとりながら、やっぱりこういった部分は今後は守っていくんだと、保全をしていくんだというふうな取り組みを今後ぜひお願いをしたいというふうに思っております。やはりこれが、例えば場所がきちっと特定されてしまいますと、今度は個人の方々が今度は乱獲をしてしまうとかいうことでなくなるとか、さまざまな情報の提供とか共有については、さまざまな課題があるかもしれませんが、その辺は環境課のほうで音頭をとりながら、ぜひほかの関係部署と連携をとりながら、きちっとした保全ができますように、今後取り組みをお願いをしたいということをお願いを申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

---

---

### 日程第23 諮第3号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第23、諮第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

諮第3号について、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、本案についての質疑を終了いたします。

---

---

### 日程第24 委員会付託

○議長（田中 哲君） 次に、日程第24、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第55号から陳第3号までを一括して各委員会に付託することに御異

議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○局長（赤池謙介君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成28年6月第2回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第55号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市一般会計補正予算（第9号））につきましては、2ページの〔別記1〕に記載のとおり、議第60号専決処分の承認を求めることについて（平成28年度人吉市一般会計補正予算（第1号））につきましては、3ページの〔別記2〕に記載のとおり、議第62号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第2号）につきましては、4ページの〔別記3〕に記載のとおり、議第67号人吉城歴史館条例及び人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、5ページの〔別記4〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。また、陳情の件名等につきましては、6ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

なお、人事案件につきましては、委員会付託はございません。

以上でございます。

---

## 各委員会付託事項表

議第55号	専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市一般会計補正予算（第9号））	各委 [別記1]
議第56号	専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第6号））	厚生
議第57号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）	厚生
議第58号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）	厚生
議第59号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	厚生
議第60号	専決処分の承認を求めることについて（平成28年度人吉市一般会計補正予算（第1号））	各委 [別記2]
議第61号	専決処分の承認を求めることについて（平成28年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例）	総文
議第62号	平成28年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	各委 [別記3]
議第63号	平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第64号	平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第65号	平成28年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第66号	平成28年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第67号	人吉城歴史館条例及び人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	各委 [別記4]
議第68号	人吉市水道事業運営審議会条例の制定について	厚生
議第69号	市道路線の廃止について	経建
議第70号	市道路線の認定について	経建
陳第3号	人吉市より発注される新庁舎の移転建設計画の設計・監理業務を人吉球磨建築設計事務所協会に委託する陳情	市庁舎 特委

[別記1]

議第55号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市一般会計補正予算（第9号））	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第4条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（1項 総務管理費） 9款 消防費 10款 教育費 11款 災害復旧費 13款 諸支出金 14款 予備費 第2条 繰越明許費の補正（10款 教育費及び11款 災害復旧費） 第3条 債務負担行為の補正（2款 総務費）
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（3項 戸籍住民基本台帳費） 3款 民生費 第2条 繰越明許費の補正（2款 総務費（3項 戸籍住民基本台帳費）及び4款 衛生費）
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 6款 農林水産業費 8款 土木費 第2条 繰越明許費の補正（8款 土木費）

[別記2]

議第60号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度人吉市一般会計補正予算（第1号））	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第2条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 11款 災害復旧費 14款 予備費
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 3款 民生費



[別記3]

議第62号 平成28年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第4条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費 10款 教育費 11款 災害復旧費 14款 予備費 第3条 債務負担行為の補正（2款 総務費（1項 総務管理費））
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 3款 民生費 4款 衛生費
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 6款 農林水産業費 8款 土木費 第2条 継続費（8款 土木費）

[別記4]

議第67号 人吉城歴史館条例及び人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
○総務文教委員会 人吉城歴史館条例及び人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の内、第1条に関する部分
○厚生委員会 人吉城歴史館条例及び人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の内、第2条に関する部分

[提出陳情件名]

陳第3号 人吉市より発注される新庁舎の移転建設計画の設計・監理業務を人吉球磨建築設計事務所協会に委託する陳情

[継続審査件名]

○経済建設委員会

請第1号 国道445号に計画されている上空通路建設計画に対して意見書提出を願う請願

---

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。

午後5時55分 散会

# 平成28年6月第2回人吉市議会定例会会議録（第5号）

平成28年6月28日 火曜日

## 1. 議事日程第5号

平成28年6月28日 午前10時 開議

日程第1	議第55号	専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市一般会計補正予算（第9号））	各委
日程第2	議第60号	専決処分の承認を求めることについて（平成28年度人吉市一般会計補正予算（第1号））	各委
日程第3	議第67号	人吉城歴史館条例及び人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	各委
日程第4	議第61号	専決処分の承認を求めることについて（平成28年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例）	総文
日程第5	議第66号	平成28年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第6	議第56号	専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第6号））	厚生
日程第7	議第57号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）	
日程第8	議第58号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画法条例の一部を改正する条例）	
日程第9	議第59号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	
日程第10	議第68号	人吉市水道事業運営審議会条例の制定について	経建
日程第11	議第69号	市道路線の廃止について	
日程第12	議第70号	市道路線の認定について	各委
日程第13	議第62号	平成28年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	
日程第14	議第63号	平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第15	議第64号	平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
日程第16	議第65号	平成28年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）	厚生

- 日程第17 諮第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 諮第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 請第1号 国道445号に計画されている上空通路建設計画に対して  
意見書提出を願う請願 } 経建
- 日程第20 陳第3号 人吉市より発注される新庁舎の移転建設計画の設計・監  
理業務を人吉球磨建築設計事務所協会に委託する陳情 } 市庁舎  
特委
- 日程第21 市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告
- 日程第22 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告
- 日程第23 人吉球磨広域行政組合議会の報告
- 日程第24 議員派遣について
- 日程第25 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

---

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・ 日程第1 から日程第25まで議事日程のとおり
- ・ 追加日程
  - 意見第5号 国道445号に計画されている上空通路建設計画に対して、慎重な対応を求  
める意見書
  - 意見第6号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書
  - 意見第7号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書
  - 意見第8号 行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書

---

## 3. 出席議員（18名）

- |     |       |
|-----|-------|
| 1番  | 塩見寿子君 |
| 2番  | 宮原将志君 |
| 3番  | 高瀬堅一君 |
| 4番  | 大塚則男君 |
| 5番  | 宮崎保君  |
| 6番  | 平田清吉君 |
| 7番  | 犬童利夫君 |
| 8番  | 井上光浩君 |
| 9番  | 豊永貞夫君 |
| 10番 | 西信八郎君 |
| 11番 | 本村令斗君 |
| 12番 | 笹山欣悟君 |

13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君
副市	長	松田知良君
教育	長	末次美代君
総務部	長	井上祐太君
市民部	長	今村修君
健康福祉部	長	村口桂子君
経済部	長	福山誠二君
建設部	長	大渕修君
総務部	次長	小林敏郎君
総務課	長	小澤洋之君
財政課	長	植木安博君
水道局	長	中村則明君
教育部	長	松岡誠也君

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	赤池謙介君
議事係	長	栗原亨君
庶務係	長	椎葉千恵君
書	記	白坂禎敏君

---

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、早速議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決をいたします。

---

---

### 日程第1 議第55号

○議長（田中 哲君） まず、日程第1、議第55号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、おはようございます。それでは、報告いたします。

日程第1、議第55号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市一般会計補正予算（第9号））のうち、予算委員会に付託されました歳入全款並びに第4条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は1億50万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ158億7,002万1,000円とするものです。今回の専決につきましては、地方消費税交付金と特別交付税などの決定によるもののほか、補助事業や地方債の確定に伴う変更などを専決処分するための補正であります。

委員から、ゴルフ場利用税交付金、財産収入の利率、国庫補助金、環境保全型農業直接支援対策事業、寄附金などについて質疑がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） おはようございます。日程第1、議第55号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市一般会計補正予算（第9号））のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算、繰越明許費の補正及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

2款総務費、1項総務管理費、14目地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業費の増額補正は、平成26年度国の補正予算により実施した地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の事業費確定に伴う国庫支出金精算金の補正です。繰越明許費補正の追加は、11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費、スポーツパレス災害復旧事業で、本年1月の大雪

の落雪により、スポーツパレスの屋根に設置してある避雷用導体が破損、切断したものを復旧するものです。繰越明許費補正の廃止は、10款教育費、1項教育総務費、地方創生加速化交付金事業で、国庫補助金の補助採択がされなかったもので、パワーアップ教室の学力充実支援員報酬や花まる教室に関する経費、及びICT教育環境整備のためのOA機器購入などが計上されておりました。なお、この関連予算はOA機器購入費を除き、平成28年度予算にも一般財源で計上されておりましたので、平成28年度の各事業は既に始まっております。もう1件は、3項中学校費、第一中学校難聴教室整備事業で、事業が年度内に竣工したことから廃止するものです。なお、第一中学校は現地視察を行っております。

委員からの質疑に対して、国庫補助が採択されなかった理由として、地方創生加速化交付金事業は新規事業や広域連携事業、先駆的事业が対象であったため、今回申請した事業が既存の事業予算であり、広域連携という観点からも趣旨に合致しなかったと考えられるという答弁がありました。

債務負担行為補正の変更は、投票受付システムリース料について、現在の投票受付システム保守が終了することに伴い、平成28年3月29日付で新たな投票受付システムのリースの契約を行い、料金が確定したので限度額を変更するものです。なお、期間の変更はありません。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 皆様、おはようございます。日程第1、議第55号専決処分承認を求めることについて（平成27年度人吉市一般会計補正予算（第9号））のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正及び繰越明許費の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

歳出は、個人番号カード交付事務補助金の変更確定に伴う財源の組みかえ、介護保険特別会計の精算による繰出金の減額、平成26年度生活保護費国庫負担金の精算による返還金です。繰越明許費の補正に関する質疑では、個人番号カード交付事業のおくれは総務省が想定していた交付枚数が実際には伸びず、地方公共団体情報システム機構の事業が滞ったことが大きな理由である。現状として、5月末現在の申請率は全国で8.7%、熊本県が8.8%、人吉は10.2%、同じく交付率は全国で3.7%、熊本県が3%、人吉は5.3%であり、県下では申請率、交付実績とも高いほうの位置であるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者



あり)

6番。平田清吉議員。

○6番(平田清吉君)(登壇) おはようございます。日程第1、議第55号専決処分の承認を求めることについて(平成27年度人吉市一般会計補正予算(第9号))のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、第1条、6款農林水産業費を350万9,000円減額し、補正後の額を5億2,719万7,000円とするものです。その内訳は、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金の補助金としての人吉市農業活性化対策事業補助金、及び人吉市クリセン定作業支援補助金並びに交付金としての環境保全型農業直接支払対策事業交付金の減額です。これはいずれも事業費の確定によるものです。

審査の過程において委員から、人吉市農業活性化対策事業補助金の実績について質疑があり、執行部から、申請件数はここ5年間、大体30件から40件で推移しており、平成26年度は31件、27年度は39件、申請額は26年から27年は約650万円程度で推移した。事業内訳は3戸以上の農家で組合をつくる条件整備事業が6件で200万円、認定農業者関連が8件で約190万円、有害鳥獣対策関連が20件で約170万円、肥育経営連携が45万円、畜産経営支援が4件で約36万円、総額39件で約650万円との答弁がありました。

さらに委員から、該当する事業が固定化しているので、満額利用できるような事業の見直しなどが今後必要ではないかとの質疑に対し、執行部から、認定農業者だけが補助率が3分の1、あとは2分の1の上限50万円となっており、傾向としては有害鳥獣関連の事業が多くなってきているが、認定農業者も補助率を2分の1にしてもらえないかとの要望がある。今後、見直すべきところは見直しが必要と考えているとの答弁がありました。

また、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費は、歳入の補正に伴う財源の組みかえによる補正により、金額の変更はありません。

次に、第2条繰越明許費の補正につきましては、8款土木費、2項道路橋梁費、人吉・球磨スマートIC整備事業で、委託料の平成27年度清算分の確定に伴う変更です。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(田中 哲君) ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第55号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第55号は、承認することに決しました。

---

---

## 日程第2 議第60号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第2、議第60号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第2、議第60号専決処分の承認を求めることについて（平成28年度人吉市一般会計補正予算（第1号））のうち、予算委員会に付託されました歳入全款並びに第2条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は1億4,846万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ152億9,858万7,000円とするものです。今回の専決につきましては、熊本地震に伴い、人吉市庁舎の機能移転に要する経費を専決処分するための補正であります。

委員から、プレハブの借り上げ期間や臨時福祉給付金について質疑がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 日程第2、議第60号専決処分の承認を求めることについて（平成28年度人吉市一般会計補正予算（第1号））のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の主なものを報告いたします。

11款災害復旧費、5項、1目その他公共施設公用施設災害復旧費の増額補正は、4月14日に発生した前震及び4月16日に発生した本震を初めとする平成28年熊本地震に伴い、早急な庁舎機能移転が必要となったことから、庁舎機能移転に係る経費を補正するものなどです。

14款、1項、1目予備費の増額補正は、庁舎機能移転に係る準備経費について多額の予備費を執行したため、今後の災害等に備え、増額補正をするものです。

委員からの質疑に対して、電算機は西間別館へ移設準備を進めている。警備委託料はスポーツパレスにおいては全体セキュリティーとなっていたが、有事のとき、経済部と建設部が入っている第2武道場に入館する必要があるため、この部分をキーホルダータイプでこれをかざすことにより入れるものにする。また、カルチャーパレスは指紋認証によるものとし、セキュリティーの構築を図っていく。危険防止ガードパイプは九日町の旧商工会議所入り口に設置するものである。旧人吉看護専門学校駐車場整備は、クラッシャー等で整地を行うなど答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 日程第2、議第60号専決処分の承認を求めることについて（平成28年度人吉市一般会計補正予算（第1号））のうち、厚生委員会へ付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

この補正予算は、市庁舎機能移転に伴う年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給事務に係る経費が計上されており、プレハブ借り上げ料やLAN配線手数料などであります。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第60号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第60号は、承認することに決しました。

---

---

### 日程第3 議第67号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第3、議第67号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 日程第3、議第67号人吉城歴史館条例及び人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてのうち、総務文教委員会に付託されました第1条に関する部分につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

これは、学校教育法が一部改正され、小中一貫校が義務教育学校という名称になったことにより、義務教育学校の生徒についても人吉城歴史館の入館料を無料にするものなどであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 日程第3、議第67号人吉城歴史館条例及び人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてのうち、厚生委員会に付託されました第2条に関する部分につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

今回の改正は、学校教育法の一部改正に伴うもので、具体的には放課後児童支援員の資格において対象となる教諭資格の中に、義務教育学校を新たに加えるものです。放課後児童健全育成事業の現状について質疑がなされ、平成27年度は市内10カ所で実施されていたが、平成28年度からは9カ所となっている。施設が減ったわけではなく、保育園において児童の減少により、2クラスから1クラスになったためとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第67号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第67号は、原案可決確定いたしました。

---

#### 日程第4 議第61号及び日程第5 議第66号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第4、議第61号及び日程第5、議第66号の2件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 総務文教委員会に付託されました日程第4、議第61号及び日程第5、議第66号の2件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第4、議第61号専決処分の承認を求めることについて（平成28年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例）は、平成28年4月30日付で専決処分されたことに対して承認を求める案件で、今回の熊本地震で市庁舎が分散設置されたことにより、5本の条例の特例を定めるものです。

内容でございますが、人吉市公告式条例第2条第2項に規定する掲示場を、移転前は1カ

所であったものを、当分の間、市役所仮本庁舎（人吉市カルチャーパレス）、市役所第1別館、水道局の3カ所に設置するもの。次に、市役所仮本庁舎を人吉市カルチャーパレスコミュニティ棟に置いたため、人吉市カルチャーパレス条例別表第1コミュニティ棟の部（プラネタリウム室の項を除く）及び同表屋外集会場の項の規定を当分の間適用しないこと。また、経済部と建設部をスポーツパレス第2武道場に置いたため、人吉市体育施設条例別表の規定の適用については、当分の間、同表中「第1又は第2武道場」とあるのを「第1武道場」とするもの。それから、教育委員会が仮本庁舎内に置かれたことにより、人吉市公民館条例別表第1の規定及び人吉市立教育研究所設置条例第3条の規定の適用については、当分の間、同表及び同条中「人吉市西間下町118番地1」とあるのを「人吉市下城本町1578番地1」とするものです。

委員からの質疑に対して、条例の公布に関しては3つの掲示場に、条例以外の規則、公告、告示に関してはそれぞれ関係する掲示場に掲示する。条例の中で位置を定める場合は、現在は字名まで表示するとしているが、今回は従前のカルチャーパレス条例に規定してある位置に合わせるという答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

次に、日程第5、議第66号平成28年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴う人吉市が定める条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人吉市勤労青少年ホーム及び人吉市保健センターが旧人吉看護専門学校に移転するため、当分の間、それぞれの条例において位置を「人吉市西間上町字今宮2646番地1」とするものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第61号及び議第66号の2件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第61号は承認、議第66号は原案可決確定いたしました。

---

日程第6 議第56号から日程第10 議第68号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第6、議第56号から日程第10、議第68号までの5件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第6、議第56号から日程第10、議第68号までの5件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

日程第6、議第56号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第6号））は、市民後見推進事業費補助金の交付確定に伴う歳入財源の組みかえであり、歳出の補正はありません。

本事業の現状についての質疑では、平成27年4月から人吉市社会福祉協議会の中に立ち上げられ、昨年度は相談件数が1,022件、補佐を含め、後見人を引き受けられた方が19名おられるとの答弁がありました。また、後見人制度は重要な施策の1つでもあるので、十分な配慮の中で実施してほしいとの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

次に、日程第7、議第57号専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）は、地方税法等の一部を改正する等の法律が3月31日に公布されたため、専決により条例改正を行ったものであり、（1）法人住民税の交付税原資化、（2）自動車取得税の廃止と環境性能割の創設、（3）グリーン化特例の見直し・延長、（4）農地保有に係る課税の強化及び軽減、（5）固定資産税、都市計画税の特例措置の創設、廃止、延長に伴う条例改正であります。

JR九州及び日本郵政株式会社に係る固定資産税等の影響額等について質疑がなされております。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

次に、日程第8、議第58号専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）は、地方税法の一部改正に伴う所要の条例改正です。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

次に、日程第9、議第59号専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、地方税法施行令の一部を改正する政令が3月28日に公布されたことに伴う改正です。

課税限度額のうち、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額がそれぞれ2万円ずつ引き上げられ、また軽減判定所得においては、被保険者に乗すべき金額が5割軽減と2割軽減において引き上げられています。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

次に、日程第10、議第68号人吉市水道事業運営審議会条例の制定については、水道事業の円滑な運営を図るため、市長の諮問機関として人吉市水道事業運営審議会を設置するため、新たに条例を制定するものです。

設置目的は、今後の社会情勢の変化や利用者ニーズを把握し、適正な事業運営を図るため

には水道事業に関係するさまざまな方々に御意見を伺い、御理解をいただく場が必要であること。また、県下の設置状況を踏まえ、本市は上水道の給水区域と下水道の処理区域が異なることから、新たに審議会を設置する。また、上下水道の両事業において、情報を共有したほうがその機能も高まると思われるため、学識経験者枠は共通メンバーを考えているとの説明がありました。

委員からの質疑に対して、審議会委員の選考に2カ月かかると想定しており、まずは水道事業の概要を説明し、月1回程度の審議会開催を予定している。下水道事業運営審議会の任期が今月末であるため、条例を認めていただければ、同じタイミングでの委嘱を考えているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第56号から議第68号までの5件について、厚生委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第56号、議第57号、議第58号、議第59号の4件は承認、議第68号は原案可決確定いたしました。

---

---

#### 日程第11 議第69号及び日程第12 議第70号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第11、議第69号及び日程第12、議第70号の2件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第11、議第69号市道路線の廃止について及び日程第12、議第70号市道路線の認定についての2件につきまして、審査の結果を報告いたします。

本議案2件は、市道七地地内第8号線周辺において、太陽光発電施設による土地利用計画に伴い、事業者との協議の結果、市道のつけかえ及び拡幅を行うことで、市道の利活用や利便性が向上することから、市道の廃止及び認定を行うものです。

議第69号市道路線の廃止につきましては、人吉市七地町字花立901番3地先を起点とし、同七地町字藤平993番地先を終点とする市道七地地内第8号線、全体延長388.9メートルを一

且廃止し、議第70号市道路線の認定につきましては、起点を花立903番地先とし、終点を花立983番地先とする全体延長307.7メートルをつけかえ、再認定するものです。

また、議第70号市道路線の認定について、新たに花立974番1地先を起点として、終点を花立975番1地先とする全体延長76.0メートルの市道七地地内第15号線を新規に認定するものです。

本件につきましては、委員会により現地視察を行い、執行部から雨の中、市道路線の廃止及び認定の起点、終点、全体延長、現状幅員、計画幅員について説明を受けました。審査の過程で委員から、本市道七地地内第8号線の利用状況は、また太陽光発電施設開設後の周辺環境整備はとの質疑に、執行部から利用状況は周辺畑地の地権者が農作業に利用する程度であり、今後の施設周辺の雑草等の管理については業者との確約がとれている。しかし、市道のり面の竹林については、業者による管理は無理ではないかとの回答がありました。

慎重審査の結果、いずれも全員異議なく、原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対して、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第69号及び議第70号の2件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第69号、議第70号は、原案可決確定いたしました。

---

### 日程第13 議第62号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第13、議第62号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第13、議第62号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、予算委員会に付託されました歳入全款並びに第4条地方債の補正について、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は1億6,596万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ154億6,455万円とするものです。今回の補正につきましては、臨時福祉給付金に関する補助金や地方創生推進交付金など、国・県の補助事業の申請、内示などによるもののほか、熊本地震による市庁舎機能の移転に伴い、人吉市カルチャーパレスの施設管理を契約管財課へ移



行することによる予算の組み替え等の補正です。

委員から、コミュニティ助成事業助成金についてや、地域づくり夢チャレンジ推進事業、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業、グリーンツーリズム、カルチャーパレス使用料、ICT導入の学校等について質疑がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 日程第13、議第62号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の増額補正は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成の採択を受けた人吉市矢黒町町内における無線放送システム整備及び中原校区海棠まつり保存会における祭り運営備品整備に対する補助などです。

委員からの質疑に対して、コミュニティ助成については8月に新しい年度の募集が来るので、庁舎内や各町内に周知しているという答弁がっております。

6目財産管理費の増額補正は、カルチャーパレス施設を仮本庁舎と位置づけたことに伴い、教育費に計上していたものを総務費に組みかえるものです。7目企画費の増額補正は、平成27年度に作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき地方再生計画を作成し、国の認定を受け、平成28年度の地方創生推進交付金事業として申請するG空間情報活用システム構築事業、人吉版DMOを核とした移住定住促進事業及び地方創生事業普及啓発に係るものなどです。

委員からの質疑に対して、DMO設立に向けた調査研究は、DMO先進地等の講師招聘による勉強会の実施を予定している。G空間情報活用システム構築事業は災害要援護者支援システムを構築するもの。地方創生事業普及啓発はハッカソン、アイデアアプリコンテストの開催を予定している。なお、地方創生推進交付金が不採択となったときは、これらの事業は行わないという答弁がっております。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の増額補正は、主にICTを活用した教育推進自治体応援事業に係るものです。

委員からの質疑に対して、廃棄物処理手数料は水銀を使用した体温計274本、血圧計8台、温度計25本を一括して県に処理してもらうものという答弁がっております。

2項小学校費、2目教育振興費の増額補正は、熊本県生きる力を育む研究指定校として、平成27年度に引き続き西瀬小学校を研究指定校とする小学校英語教育研究推進事業に係る経

費、大畑小学校、西瀬小学校、中原小学校の3校にタブレットパソコンを各20台ずつ、計60台を購入更新するものなどです。5項社会教育費、5目文化財保護費の増額補正は、本年10月に開催予定の人吉城歴史館特別展に要する経費、また、国指定重要文化財老神神社が経年劣化による老朽化で、本殿、拝殿、神供所が傷んでいるため、保存修理を予定されていますが、今年度は本殿覆屋の屋根差茅工事費に対し、人吉市文化財保存整備補助金交付要項に基づき補助をするものです。

委員からの質疑に対して、特別展の内容は人吉球磨で発掘された弥生後期にお墓のお供えに使われていた免田式土器にスポットを当て、講演会も予定しているという答弁がっております。なお、老神神社においては現地視察を行っています。

債務負担行為補正の追加は、仮本庁舎会議室等プレハブリース料であり、平成28年熊本地震による人吉市庁舎一時移転に伴い、仮本庁舎及び別館において会議室等が不足するため、プレハブを借り上げるものです。期間を平成28年度から平成31年度、限度額5,400万円としていますが、今回計上している平成28年度の予算を加えますと、総事業費は7,200万円です。また、新地方公会計対応固定資産台帳整備委託料は土地及び公共施設の資産取得価額、耐用年数、減価償却累計額等をまとめた固定資産台帳を作成するもので、調査、作業等の業務が平成29年度までかかることから追加するものです。

委員からのプレハブリース代は妥当なのかという質疑に対し、あくまでも見積もりであり、競争で下がると考えるし、エアコン等基本的備品も入っているという答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 日程第13、議第62号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、厚生委員会に付託されました予算につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

3款民生費の増額補正においては、年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に係る事務事業費を、4款衛生費の増額補正については、昨年度に引き続き県の地域づくり夢チャレンジ推進事業費補助金を活用して実施する、幼児・児童向けの環境教育事業に関する経費が計上されております。

委員からの質疑に対し、臨時福祉給付金は9月下旬に申請書を発送し、10月1日から受け付け、第1回目の支給を10月下旬に予定している。環境教育事業は環境しつけ教室を地元の人材を活用して実施するため、人材育成講座における講師謝金などとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 日程第13、議第62号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の過程の主なものを報告いたします。

まず、第1条、6款農林水産業費を3,796万1,000円増額し、補正後の額を4億1,149万2,000円とするものです。その内訳は、1項農業費、3目農業振興費を170万円増額、4目畜産費を85万円増額、5目農地費を41万1,000円増額、2項林業費、2目林業振興費を3,500万円増額するものです。

主なものは、人吉市ブランド化実行委員会補助金、人吉市グリーンツーリズム推進協議会補助金、大畑麓町の集落営農組織大畑営農生産組合の法人設立に対する農業経営力向上支援事業補助金、人吉市受精卵移植推進協議会補助金、多面的機能支払交付金事業交付金、スマート林業展開事業委託金です。

審査の過程において委員から、人吉市ブランド化実行委員会補助金の内容について質疑があり、執行部から、同実行委員会は都市圏において農産物、物産品、観光等、本市の多様な地域資源をアピールすることで、知名度アップによる地域振興と産業発展に寄与することを目的としており、設立は平成24年8月、会員は人吉商工会議所、球磨地域農業協同組合、人吉物産振興協会、球磨焼酎酒造組合、球磨酪農農業協同組合、人吉温泉観光協会及び人吉市で構成され、都市圏等でのイベント開催、人吉ブランドの情報発信等を行うことになっているとの答弁がありました。

また、8款土木費に836万1,000円を追加し、補正後の額を15億2,588万円とするものです。その内訳は、3項住宅費、2目住宅建設費を594万3,000円増額、4項都市計画費、1目都市計画総務費を241万8,000円増額するものです。内訳は、平成29年度に社会資本整備総合交付金事業として予定している門前団地の給水設備改修工事の設備委託料、笹栗山団地2・3号棟及び一本杉団地1・2号棟の外壁改修工事の調査設計委託料、鍛冶屋町通り街なみ環境整備事業補助金の増によるものです。

次に、第2条、第2表継続費、8款土木費、2項道路橋梁費、人吉・球磨スマートIC整備事業は、平成28年度から30年度までの3年間の総額を5億8,457万8,000円とし、整備事業を受託するNE XCO西日本が工事期間を3カ年計画としてそれぞれ年割額を定めており、一括発注を行うに当たり予算の確保が必要となることから、継続費を設定するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第62号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第62号は、原案可決確定いたしました。

---

---

#### 日程第14 議第63号から日程第16 議第65号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第14、議第63号から日程第16、第65号までの3件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 厚生委員会へ付託されました日程第14、議第63号から日程第16、議第65号までの3件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

日程第14、議第63号平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出とも平成30年度からの国保財政の都道府県単位化に向けた自庁システム改修に伴う増額補正です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第15、議第64号平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、介護予防・日常生活支援総合事業におけるパンフレット購入や介護保険制度の改正により、生活コーディネーターを設置するための委託料などが計上されており、あわせて歳入についても補正がなされております。

委員からの質疑に対し、平成29年4月スタートの新しい総合事業に向けて10月をめどに制度設計を確立したいとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第16、議第65号平成28年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）は、日程第10で報告しました人吉市水道事業運営審議会における審議会委員15名分の報酬などが計上されております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第63号から議第65号までの3件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第63号、議第64号、議第65号は、原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時16分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

---

#### 日程第17 諮第2号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第17、諮第2号を議題といたします。

採決いたします。諮第2号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、諮第2号は、原案のとおり推薦に同意することに決しました。

---

---

#### 日程第18 諮第3号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第18、諮第3号を議題といたします。

採決いたします。諮第3号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、諮第3号は、原案のとおり推薦に同意することに決しました。

---

---

#### 日程第19 請第1号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第19、請第1号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第19、請第1号国道

445号に計画されている上空通路建設計画に対して意見書提出を願う請願について、審査の結果を報告いたします。

本請願は本年2月8日に提出され、3月定例会から本委員会において慎重に継続して審査してまいりました。請願の趣旨は、本市中心部の国道445号沿いにある2つの病院の3階部分を連結する上空通路建設計画に対し、同病院が国宝青井阿蘇神社の門前町である上青井町に位置することから、おくんち祭りの神幸行列への影響や、昨年4月に日本遺産に認定された本市の景観を崩し、将来のまちづくりにも多大な影響を与えるおそれがあるとして、県に対してこの事業申請を慎重に取り扱うよう、本議会に対して意見書の提出を求められているものです。

3月の定例会の審査におきましては執行部から、道路上空通路に関する建築許可の流れ、説明会等のこれまでの経緯、住民説明会の概要、道路上空通路地域連絡協議会の概要など、本市が把握している内容について詳細な説明を受けました。

その中で本市は、市が許可権限を持つ都市計画法第53条のただし書きに基づき、本市に申請書の提出があった場合は、当該上空通路については将来の都市計画道路事業の施行に障害となる計画ではないとの判断により、許可する方針であるとの説明もありました。

委員会としましては、本請願は議会として意見書の提出を求めているものであることから、本市議会議員全員が周知しなければならないとの総意により、本委員会以外の議員の方にも全員協議会で説明してほしいと執行部に要望するとともに、さらに慎重な審査を行う必要があると認めたため、全会一致で継続審査といたしました。なお、この請願に対する説明は、3月定例会最終日の全員協議会において、執行部から全員に対して説明があったことは記憶されていると思います。

6月の本定例会の審査におきましては、執行部から3月定例会以後の状況として、4月19日に行われた東西九日町商店街振興組合合同会議（勉強会）の概要について説明がありました。市からは、道路上空通路に関する必要な許可申請や届け出について、経緯や現在の状況、そして市が権限を有する都市計画法第53条の許可について説明があり、今後道路上空通路連絡協議会が開催された際には、県知事宛てにも陳情書が出ていることを改めて申し上げ、市民が抱えている感情への配慮と、本市が誇る伝統と文化への配慮、そして地震被災県として、上空通路の構造的な安全性はもちろんのこと、緊急輸送道路上への通路設置の是非については十分に審議していただくよう述べると発言したとの説明がありました。

審査の過程において委員から、4月に発生した熊本地震において、高速道路上の橋脚が落下したことを重く考えると、本市の緊急輸送道路となっている上空に通路ができた場合、本当に大丈夫かと危惧する。市からも強く申し入れをしていくべきではないかとの意見があり、執行部からは、上空通路連絡協議会が開催された際に強く要望するとともに、問題提起をしていきたいとの答弁がありました。

委員会としましても、今回の熊本地震発生により、道路上空通路の安全性が大きく危惧されることから、意見書案に地震に関する事項を盛り込むこととして全会一致で採択することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。請第1号について、委員長報告どおり採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、請第1号は、採択することに決しました。

---

---

## 日程第20 陳第3号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第20、陳第3号を議題とし、市庁舎建設に関する特別委員長の報告を求めます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君）（登壇） 市庁舎建設に関する特別委員会に付託されました日程第20、陳第3号人吉市より発注される新庁舎の移転建設計画の設計・監理業務を人吉球磨建築設計事務所協会に委託する陳情について、審査の結果を報告いたします。

本陳情は6月10日、人吉球磨建築設計事務所協会から提出され、陳情趣旨は、人吉市が委託を予定している新庁舎建設設計業務を人吉市在住の10社で構成される人吉球磨建築設計事務所協会に委託することを求めるものであります。

執行部から、新庁舎建設設計業務委託の予定について、施設の規模は9,000平方メートルとし、業務内容は基本設計業務と実施設計業務、契約方法はプロポーザル方式、期間は平成28年度から平成29年度まで、予算額は約1億2,000万円を予定しているとの説明がありました。また、人吉球磨建築設計事務所協会の構成員の方々の受注実績を見た場合、当該業務を履行することができるかどうかの判断をするための非常に重要な指標となる同種または類似業務の実績があるとは判断しがたい状況であるとの説明がありました。

審査の過程において委員から、設計委託でもJV（共同企業体）により会社が共同で受託することは可能か、指名願が出ていない2つの業者の取り扱いはどうなるかとの質疑に対し、共同で受託することは可能ではあるが、必ず構成員の中の1人が参加要件を満たす必要がある。また、プロポーザル方式は随意契約になるので、指名願が出なくても問題はないとの説

明がありました。また、委員から、今まで人吉市では庁舎建設と同規模の建築がなかったから、陳情者の方たちも実績を積むことができなかつたのではないかとの質疑に対し、執行部からは、確かに実績を積むためには機会を与えないと受注できないという矛盾性もあるが、庁舎建設は非常に総合的で専門的な知識を要する事業であり、これまでの実績は1つの重要な参加要件になるとの答弁がありました。

さらに、委員から意見として、非常にハードルの高い事業であるが、市のために役に立ちたいという陳情者の願意をくみ取り、できる限り何らかの形で地元業者を利用する機会を与えてもらいたい。50年に1度の大事業でもあるので、地元の方たちがやりたいという希望があつて陳情されたと思う。行政は地元の方々を育てるといふ部分に目を向けなければならないのではないか。協会の方にできる部分があれば、勉強していただき、今後大きな事業にも携わっていけるようになってほしい。非常に難しい問題だが、採択は厳しいが趣旨には賛同する部分がある。プロポーザル方式になつたとしても、何らかの方法で地元の方が参加できることを模索していただきたい。地元の方が、今後こういう経験を積んで前に進んでいってもらいたいなどの意見が出され、委員全員が、採択することは厳しいが、できるだけ地元業者を利用してほしいという陳情の趣旨には賛同するので、趣旨採択としたいとの意見でありました。

採決の結果、本件につきましては、全会一致でその趣旨を採択することに決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。陳第3号について、委員長報告どおり趣旨採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よつて、陳第3号は、趣旨採択することに決しました。

---

## 日程第21 市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第21、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君）（登壇） 日程第21、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を行います。今回の報告は、閉会中の6月2日に第7回目を、本定例会中に第8回目を6月7日



に、第9回目を6月22日に、特別委員会を3回開催しておりますので、順次審議内容について報告をさせていただきます。

まず、第7回の特別委員会では、新庁舎建設に向けての体制構築について、次回の開催について審議を行いました。新庁舎建設に向けての体制構築について、執行部から、まず初めということで、今回の熊本地震は2回の最大震度7を観測、発生以来1,500回を超える余震を記録し、日本の地震史上に大きな爪跡を残す大災害となった。また、災害対策本部の司令塔になるべき自治体本庁舎が経年劣化により使用不可となり、機能移転を含め新たな局面を迎えている。倒壊した宇土市役所、大津町役場、八代市役所、さらに本市役所、天草市役所も緊急の診断結果により使用不可となってしまった。今後は防災拠点となるべく、自治体本庁舎の建設が急務となっていると申し述べられ、庁舎移転に係る本市のスタンスということで、震災前は総合庁舎方式と松岡市長による見直し案、分庁方式を基本にA案、B案を提案され、市長は財政確保が最大の課題であることを指摘、市民への説明を行って理解を求めている。

震災後は、市民の安心・安全な生活を守るための堅牢な本庁舎への建設へ期待が高まっている。また、危険庁舎からの名目のもとに実施した今回の市庁舎機能移転では、職員へ安全な執務環境を提供することはできたが、役所機能が4つに分散化したことにより、市民サービスは低下してしまったこと、さらに既存施設の一時利用により、従来の施設利用者に多大な迷惑をかけている状況であり、震災前と震災後では状況が変わった。また、今後の方向性として、保健センターと青少年ホームの機能移転といった状況の変化によって、特別議決をいただいた西間下町7-1の地に、市民が行政庁としてさまざまに信頼を寄せることができる防災センター機能を備えた堅牢な総合庁舎を、一日も早く建設することが現実味を帯びてきた。このことは、市長が施政方針において明確にすると説明がありました。

市長が方針を変えた理由は、人吉盆地南縁断層のおそれ、それに対しての備えに対応しなければならない。また、麓町庁舎を中心に市の地域公共交通は動いていたので、庁舎が4つに分散したことにより、悪い影響を起こしている状況であり、職員も窮屈な執務環境の中で仕事をしており、市民生活に一番直結した部署を配置したがために、駐車場を含め不便な業務を続けている。それと、国の財政支援が東日本大震災級の財政支援に乗っかることにより、市の財政負担を有利な状況に置きながら進めることができることを判断して、今回の方向性を決めたことが市長の気持ちの変化になった。

次に、市庁舎建設準備室の発足を7月1日付で立ち上げたい。本市の庁舎建設に対する明確な方針、具現化するための事業規模を積み上げることを目的とし、国・県等に対しての要望活動も行う。総務部内に市庁舎建設準備室を課として設置する。継続中の見直し作業部会は解散し、常に情報共有を行うため、市長、副市長を交え、市庁舎建設推進会議を組織する。今後のスケジュールとしては、短期的なものとして5月から7月まで、危険庁舎保有自治体

の連携、関係自治体の意見交換会の計画、要望書の作成、市議会、町議会による意見書提出準備を行う。中期的なものとして、8月から12月までに県下市長会、九州市長会、全国市長会への決議書提出、各省庁への陳情・要望活動、地元選出国會議員への要望活動、熊本県議会への要望を行うと説明がありました。

委員から、震災前と震災後の状況で大きな方針転換があるのに、市長か副市長が説明するべきではないか。市庁舎建設準備室を発足させるがどういったことをスタートしていくのか。人員規模は何名程度なのかとの意見、質疑に、市庁舎建設準備室は基本設計、実施設計等々による庁舎の規模を積み上げていく実務的な仕事を中心になる。国・県への要望活動も担い、各団体への説明会も行っていく。また、道路、解体等の附帯事業を関係各課と協議を進めていく業務が主になる。事業費等々を早目に把握していく状況がメインになってくる。準備室は課長級を準備室長に、係長級1名と技師の3名で当面はスタートしたいと答弁がありました。

また、委員から、1年3カ月のロスがあったが、現行計画に戻ることは喜ばしいことであるが、今後は国の財政支援に関してはそのスケジュールはどうなっているのかの問いに、上京し、国會議員の先生方の事務所をお伺いして、方針の転換と今後の方針を説明してくる。それと、単独の市での要望は弱いという国のアドバイスを受けているので、熊本県あるいは被災自治体で連携を組み、7月以降夏場にかけて要望活動を行っていく。住民説明についても7月1日に準備室が立ち上がるので、総務部を中心に校区ごとに住民説明会を開催していく。基本設計のスケジュールは、早い時期に実施設計の予算を議会に上程する作業を行い、御審議願いたい。スケジュール的には臨時議会もあり得るかとの問いに、お願いしたいと思っていると答弁がありました。

今回の開催については6月7日火曜日に午前10時より、旧人吉高等看護専門学校を視察し、その後に委員のみの委員会を開催して意見集約をすることを了承をいただきました。

その他で、類似都市の事例の視察研修を検討いただきたいとの意見がありました。

次に、第8回の特別委員会は、審議事項としまして、現地視察（旧高等看護専門学校の視察）、委員のみの委員会協議を行いました。旧高等看護専門学校の現地視察では、1階部分と2階部分に配置される保健センター、勤労青少年ホーム、物資備蓄、文書保存書庫を視察し、現地視察の折、委員から、浸水地域なのかの問いに、帰庁後再開後に、浸水地域ではないと答弁がありました。

執行部より、保健センターと青少年ホームをまず出すことが当面の目的であり、庁舎を建てる時に解体等がおくれてしまうので、光ブロードバンドの工事と手直し部分が済み次第、保健センターと青少年ホームを7月初旬に移したいとの意見がありました。

引き続き、執行部退席後、委員のみによる委員会協議を行いました。

私のほうから、委員会としてこれまで基本構想について説明を受け協議をしてきたが、4

月に発生した熊本地震により、本庁舎の移転、保健センターと青少年ホームの移転等の件、防災センター機能を備えた庁舎建設の件、庁舎の規模の件等趣旨を説明し、各委員より意見を求めました。

各委員からの意見を集約しますと、市長の施政方針表明で出された別館を利用した現行計画でいくべき、前期に決めた現行計画をベースに基本設計を入れ進めるべき、規模についても9,750平方メートルでいくべき、2年間でロスタイムになったらいけない、パブリックコメントももらっている、可能な限りワンストップサービスをできる庁舎を、分庁方式じゃなくて総合庁舎方式で進めていくべき、防災拠点のみならず防災システム、防災施設としての許容量も加味していただきたい、また他市との連携関係も進めていくべきであるとの意見も出されたところであります。

今後執行部より提示される基本設計を、早く決定できるよう委員会も進めていきたい。さらに視察研修の件が出されましたが、予算関係、視察場所、日程関係を協議するのを、定例会中に協議会を開催して決定していくことを了承していただきました。

次に、第9回の特別委員会では、審議事項としまして、新庁舎建設に向けての基本・実施設計について、また付託事項である陳第3号の審査を行いました。

執行部から、庁舎移転に係る本市の考え方、市庁舎建設準備室の発足、今後のスケジュールについては、6月7日の第7回の委員会でも説明がなされましたが、再度説明がありました。また、新庁舎建設設計業務委託につきましては、施設の規模を9,000平方メートル程度とし、プロポーザル方式により、期間は平成28年度から平成29年度まで、予算額を約1億2,000万円と予定しているとの説明がありました。

委員から、プロポーザル方式にすると時間がかかるのではないかと質疑があり、庁舎のような大きい建物については金額だけの競争より、市にとって一番有意義なものを目指すという意味では、プロポーザル方式が一番最適だと考えている。確かに2カ月ぐらいかかるが、できるだけ早く契約ができるようにしたいとの答弁がありました。

また、委員会において行政視察を行うこととし、執行部から、徳島県阿波市を初めとした香川県観音寺市、高知県四万十町の四国の3カ所について提案がありました。委員会ではこのうちの2カ所について7月下旬に視察を行う予定としております。

また、新庁舎建設に伴う校区説明会を7月15日の大畑コミセンを皮切りに8月9日までの6回、開催予定との説明がありました。また、市長と議長連名による県知事、県議会に対する熊本地震に関する要望書案についても説明がありました。

なお、陳情の審査結果につきましては、日程第20において報告いたしましたので、割愛させていただきます。

以上で、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あ

り)

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

以上で、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

---

---

## 日程第22 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第22、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） 日程第22、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。

第5回治水・防災に関する特別委員会を平成28年6月7日に開催をし、4項目について審議をいたしました。

まず、平成28年熊本地震に伴う現状報告については、一連の地震の概要、災害対策活動、市民1人から団体グループでの支援、災害ボランティアとして被災地での活動、救援物資の提供や被災者の受け入れ対応など、これまでのさまざまな対応や活動状況について報告を受けました。当市における指定避難所の備蓄状況についての質疑などがあっております。

次に、人吉市総合防災マップについては、作成段階での報告でしたが、町内会長や地元消防団の方々などから幅広く御意見をいただいております。10月完成をめどにB4判で約2万部を作成し、全家庭などに配布予定とのことでした。

次に、人吉市地域防災計画見直しの概要については、県の基礎調査により土砂災害警戒区域・特別警戒区域が新たに181カ所追加指定されましたことによる追加、市道における積雪対策の追加、災害時におけるペットの同行避難などについて修正するとの説明を受けました。

次に、九州電力川内原子力発電所視察についてですが、熊本地震の影響により、当初5月に予定をしておりましたが延期をしておりました。今後については、しばらく状況を見たと上で関係機関と協議をし、時期を見て実施していくことに決定し、閉会をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

以上で、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

---

---

## 日程第23 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第23、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第23、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

平成28年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会2日目が、3月25日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、一般質問では、人吉市選出の1番塩見寿子議員が、人吉球磨クリーンプラザ施設延命化について質問し、執行部の考えをたきました。

次に、日程第2、議案第9号人吉球磨広域行政組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第3、議案第4号平成28年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第4、議案第5号平成28年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計予算、日程第5、議案第6号平成28年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計予算、日程第6、議案第7号平成28年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額までの5件を一括して執行部の補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、異議なく原案のとおり可決されました。

ここで執行部より追加提案のあった3議案について日程を変更して追加し、議題とすることに決定をされ、追加日程第1、議案第10号人吉球磨広域行政組合情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について、追加日程第2、議案第11号人吉球磨広域行政組合行政不服審査会条例の制定について及び追加日程第3、議案第12号人吉球磨広域行政組合行政不服審査に係る手数料に関する条例の制定についての執行部の提案理由及び補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、異議なく原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をされました。

最後に、組合会議規則第43条の規定により、議決された事件についてその条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することで決定をされ、閉会しました。

次に、平成28年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会が5月27日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、議席の指定では、相良村選出議員の辞職及びあさぎり町議会議員の任期満了に伴う改選により、新たに選出された議員の議席が、相良村選出の中村重道議員を19番に、あさぎり町選出の加賀山瑞津子議員を26番に、豊永喜一議員を27番に、皆越てる子議員を28番に、溝口峰男議員を29番に指定され、あわせて欠員が生じていた組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員に、5名全員が指名されました。

日程第2、会議録署名議員の指名は、9番高田孝徳議員、10番守永慶次郎議員が指名されました。

日程第3、会期の決定については、本日1日限りとすることに決定しました。

日程第4では、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員長の互選が行われ、

あさぎり町議会議員の改選により欠員となっていた委員長に25番多武義治議員（球磨村選出）が選出されました。

日程第5では、議会運営委員会委員の選任が行われ、同じくあさぎり町議会議員の改選により欠員となっていた上球磨地区の委員の補充があり、27番豊永喜一議員（あさぎり町選出）が選任、指名されました。

日程第6、同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについては、質疑、採決の結果、原案のとおり議会選出監査委員に7番西信八郎議員（人吉市選出）を選任することに同意し、決定しました。

日程第7、議案第13号平成28年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1号）は、執行部の提案理由及び補足説明を受け、質疑、起立採決の結果、原案のとおり可決しました。

最後に日程第8、議員の派遣については、平成28年度の議員の派遣について配付された資料のとおり実施することに決定がなされ、閉会しました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

---

---

#### 日程第24 議員派遣について

○議長（田中 哲君） 次に、日程第24、議員派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、議員を派遣する際には会議規則第123条の規定により議会の議決を要するものであります。

お諮りいたします。ただいまお手元に配付してありますように、塩見寿子議員ほか16名を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

---

---

#### 日程第25 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（田中 哲君） 次に、日程第25、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出があっております。各委員長の申し出に対して質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

---

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(平成28年6月第2回人吉市議会定例会)

事件の番号	件名	理由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件名	理由
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件名	理由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため



○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時54分 休憩

---

午後1時00分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

### 日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

意見第5号国道445号に計画されている上空通路建設計画に対して、慎重な対応を求める意見書（案）、意見第6号被災者生活再建支援法の改正を求める意見書（案）、意見第7号平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書（案）、意見第8号行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書（案）の4件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、4件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

---

### 追加日程 意見第5号

○議長（田中 哲君） まず、意見第5号について、提出者の説明を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） 提案理由の説明は、意見書（案）の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

---

### 意見第5号

国道445号に計画されている上空通路建設計画に対して、慎重な対応を求める意見書（案）

人吉市は、相良700年の歴史に培われ、青井阿蘇神社を初めとする数多くの歴史・文化的資源を生み出し、現在でも数多くの風情のある町並みを残しています。これが認められ昨年4月に、人吉球磨のストーリーが日本遺産に認定されました。しかしながら、市内の中心地である国道445号沿いにある2つの病院を連結する上空通路の建設が予定されています。

病院が所在する上青井町は、国宝青井阿蘇神社の門前町であり、人吉市の中心街でもあります。県内唯一の国宝として注目を浴び、観光客数は年を追うごとに増加傾向にあり、桜馬

場から東に一直線に延びる国道を含めた周辺環境など、神社を支える景観も国宝価値の一部となっています。

また、通りに沿うように球磨川が流れ、人吉城跡を眺望するために、多くの観光客が訪れる場所でもあります。神の御加護が地域住民に広く渡るようにとの先人たちの願いから100年もの間、おくんち祭の神幸行列が通ってきた道です。先人たちから脈々と受け継がれた伝統と文化的価値は、私たちの生活とともにあり、地域住民の畏敬のたまもであります。

もし、上空通路が完成されれば、伝統的に行われてきた神幸行列もどのように変わるかわかりませんし、日本遺産であるこのまちの景観を損ない、将来のまちづくりにも多大な影響を与えてしまう恐れがあるとして、一昨年10月より市民有志の方々において相手事業主に対して署名活動も行われてきました。署名総数4,342名（人吉市民2,539名、球磨郡1,456名、人吉球磨計3,995名）の方々が賛同しておられます。

熊本県内において、国道上での上空通路の建設計画は初めてのことであり、また人吉市は現在、景観行政団体を目指し景観計画を策定中でもあります。このようなことから、上空通路建設は本市の将来のまちづくりに対しても多大な影響を与えることが懸念されます。

また、本県全域に甚大な被害をもたらした熊本地震を経験した今、当地域では人吉盆地南縁断層による大規模地震のおそれもあることから、緊急輸送道路に指定されている国道445号上への上空通路建設は、構造上からも安全性が非常に危惧されます。

よって、熊本県におかれましては、この事業に対して、本市の地域住民の声に耳を傾け、慎重な対応をしていただきますようお願いを申し上げます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月28日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

熊本県知事 蒲島郁夫様

意見第5号

国道445号に計画されている上空通路建設計画に対して、慎重な対応を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年6月28日

人吉市議会議長 田中哲様

提出者 人吉市議会議員

平田清吉 三倉美千子

犬童利夫 大塚則男

永 山 芳 宏            宮 原 将 志  
西 信 八 郎            宮 崎        保  
仲 村 勝 治            井 上 光 浩  
豊 永 貞 夫            村 上 惠 一  
笹 山 欣 悟            本 村 令 斗  
高 瀬 堅 一            塩 見 寿 子  
福 屋 法 晴

以上でございます。

○議長（田中 哲君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。意見第5号については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

意見第5号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第5号は、原案のとおり可決されました。

---

---

#### 追加日程 意見第6号

○議長（田中 哲君） 次に、意見第6号について提出者の説明を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君）（登壇） 提案理由の説明は、意見書（案）の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

---

意見第6号

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書（案）

被災者生活再建支援法は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の

再建を支援するための被災者生活再建支援金を支給し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としています。

今回の熊本地震は、最大震度7の激震が2度発生し、震度6あるいは5クラスの揺れを含む震度1以上の余震が1,800回以上発生するなど、これまで経験したことのない地震であり、全壊世帯、大規模半壊世帯に加え、引き続く余震に長期にわたる避難を余儀なくされている世帯も多数に及ぶなど、その被害も深刻な様相を呈しています。

被災した住民の生活再建のためには、特に、住宅再建に対する手厚い支援が求められており、国によるさらなる支援及び制度の拡充が必要です。よって、住民の生活安定と早期復興のため、下記の事項について措置を講じられますよう強く要望します。

#### 記

- 1 全額国庫による被災者生活再建支援制度に係る特例基金を創設すること。
- 2 被災者生活再建支援金について、生活再建と住宅再建を合わせた現行の最大300万円の支給額を引き上げること。
- 3 支給対象となる世帯の範囲については、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月28日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
内閣府特命担当大臣	河野太郎様

(防災担当)

意見第6号

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書(案)の提出について  
地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年6月28日

人吉市議会議員 田中哲様

提出者 人吉市議会議員

永山芳宏 平田清吉

井上光浩 仲村勝治

福屋法晴 宮崎保  
西信八郎 三倉美千子  
豊永貞夫 村上恵一  
本村令斗 犬童利夫  
笹山欣悟 高瀬堅一  
大塚則男 塩見寿子  
宮原将志

以上でございます。

○議長（田中 哲君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。意見第6号については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

意見第6号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第6号は、原案のとおり可決されました。

---

---

#### 追加日程 意見第7号

○議長（田中 哲君） 次に、意見第7号について、提出者の説明を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 提案理由の説明は、意見書（案）の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

---

#### 意見第7号

平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書（案）

平成28年4月14日の前震、16日未明の本震という連続して2度の大きな揺れを観測した平成28年熊本地震は、地震大国の日本においても希有な現象であり、熊本県内の広い範囲にわ

たり甚大な被害を及ぼし、余震は現在もなお続いています。

各自治体においては、無数の家屋の倒壊、半壊、大規模な土砂災害をはじめ、道路、鉄道等の社会インフラ施設や教育・文化施設等まで極めて深刻な状況を抱え、複数の市町では地方自治の府である庁舎が被災をし、緊急的に行政機能を移転するなど不測の事態を迎えており、余波としての風評被害も実に切実です。

このような中、国における復旧・復興のための熊本地震関連の補正予算7,780億円の支援が決定し、県を挙げて一日も早い日常の回復に努力を重ねてきましたが、自主財源の乏しい本市をはじめ被災した県内の自治体においては、今後、非常に厳しい財政状況に陥ることが深く懸念されています。

災害対応のための緊急的な予算については予備費等を充当し、6月補正予算において本格的な対策を講じていますが、財政基盤が脆弱な自治体では基金等の取り崩し等による今後の財政への影響は深刻であり、現行の国庫補助制度や地方財政制度のもとでは、予算編成も困難な状況にあります。

今後、本市をはじめ県内の自治体が財政面で安心感をもって復旧・復興、さらには地域経済の安定化にしっかり取り組んでいくためには、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要です。

よって、国におかれては、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げなどの財政措置、及び地方負担分を極小化するための特別交付税の別枠措置など、東日本大震災を踏まえた財政負担等に係る特別な立法措置を講じられますよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月28日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	大 島 理 森 様
参議院議長	山 崎 正 昭 様
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
財務大臣	麻 生 太 郎 様
総務大臣	高 市 早 苗 様

意見第7号

平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年6月28日

人吉市議会議長 田 中 哲 様

提出者 人吉市議会議員

三 倉 美千子	福 屋 法 晴
大 塚 則 男	犬 童 利 夫
宮 原 将 志	平 田 清 吉
宮 崎 保	井 上 光 浩
永 山 芳 宏	豊 永 貞 夫
村 上 恵 一	本 村 令 斗
仲 村 勝 治	笹 山 欣 悟
高 瀬 堅 一	塩 見 寿 子
西 信 八 郎	

以上でございます。

○議長（田中 哲君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。意見第7号については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

意見第7号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第7号は、原案のとおり可決されました。

---

---

#### 追加日程 意見第8号

○議長（田中 哲君） 次に、意見第8号について、提出者の説明を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 提案理由の説明は、意見書（案）の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

---



## 意見第8号

### 行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書（案）

平成28年熊本地震は、4月14日の前震と同16日の本震という2度にわたる激震といまだに続く余震によって、行政庁舎をはじめとした県及び市町村の施設・設備に大きな被害をもたらしました。

今回の地震により、県・市町村の行政庁舎等は、あらゆる災害時に地域防災の要として機能し、人命救助や避難者支援など、防災対策の司令塔としての役割を果たさなければならないことが改めて明らかとなりました。そのためには、庁舎等は単なる復旧ではなく、地域にとって真に必要な防災拠点機能をあわせ持った、災害に強いものとする必要があります。

しかし、今後復旧・復興に莫大な費用が必要となる中、行政庁舎等の再建については、現行制度上、機能強化等を含め補助制度がないため、地方単独事業として実施する必要があり、災害に強い復旧・復興を進める上で大きな障壁となっています。

これらのことから、国におかれては、行政庁舎等の再建について、東日本大震災時の支援も踏まえ、ちゅうちょなく災害復旧と防災機能の強化に取り組めるよう、下記の事項について特別な措置を講じられることを強く要望します。

#### 記

- 1 行政庁舎等の再建において、応急工事や調査、仮設庁舎の建設も含めた国庫補助制度を創設すること。
- 2 あらゆる災害において防災拠点機能を発揮できるよう、行政庁舎等の耐震化を含む拠点機能の充実等に要する費用について、国庫補助制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月28日

熊本県人吉市議会

#### 意見書提出先

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
総務大臣	高市早苗様
内閣府特命担当大臣	河野太郎様

(防災担当)

## 意見第8号

行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年6月28日

人吉市議会議長 田中 哲 様

提出者 人吉市議会議員

仲 村 勝 治	宮 原 将 志
永 山 芳 宏	三 倉 美 千 子
平 田 清 吉	福 屋 法 晴
西 信 八 郎	宮 崎 保
豊 永 貞 夫	村 上 恵 一
本 村 令 斗	犬 童 利 夫
笹 山 欣 悟	大 塚 則 男
高 瀬 堅 一	塩 見 寿 子
井 上 光 浩	

以上でございます。

○議長（田中 哲君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。意見第8号については委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

意見第8号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第8号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これもちまして、平成28年6月第2回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後1時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 田 中 哲

人吉市議会議員 福 屋 法 晴

人吉市議会議員 村 上 恵 一